

# 利益操作の研究

## 不当な財務報告に関する考察 \*

一ノ宮士郎

(日本政策投資銀行 設備投資研究所)

---

\* 本稿の作成に際しては、青山学院大学八田進二教授、公認会計士手塚仙夫氏、市川育義氏及び阿部光成氏の各氏より有益な助言を頂いた。また監査法人トーマツの諸氏から貴重なコメントを頂いた。記して感謝する。もちろん、あり得べき誤りは全て筆者の責任である。

# 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| はじめに .....                                    | 1         |
| <b>第 1 章 利益操作と財務報告の虚偽表示 .....</b>             | <b>3</b>  |
| 序論  |           |
| 財務報告における虚偽表示                                  |           |
| 利益操作に対する様々な視点                                 |           |
| <b>第 2 章 利益操作 .....</b>                       | <b>17</b> |
| 利益操作の概要                                       |           |
| 利益操作の動機・目的                                    |           |
| 利益操作の構造                                       |           |
| 利益操作の手法                                       |           |
| 利益操作のロジック                                     |           |
| 利益操作と税コスト最小化策との関係                             |           |
| <b>第 3 章 利益操作と粉飾決算 .....</b>                  | <b>43</b> |
| 粉飾決算の概要                                       |           |
| 粉飾決算の目的                                       |           |
| 粉飾決算の手法                                       |           |
| 粉飾決算の統計分析                                     |           |
| 粉飾決算と倒産                                       |           |
| <b>第 4 章 利益操作と会計監査 .....</b>                  | <b>61</b> |
| 財務諸表の虚偽表示と会計監査                                |           |
| 米国における不正会計と会計・監査の動向                           |           |
| 利益操作・粉飾決算と監査意見の関係                             |           |
| 財務諸表の虚偽表示へのアプローチ                              |           |
| <b>第 5 章 Creative Accounting 利益創作会計 .....</b> | <b>81</b> |
| Creative Accounting の定義                       |           |
| 利益創作会計の目的                                     |           |
| Smith(1996)の研究                                |           |
| Griffiths(1995)の研究                            |           |

O'Regan(2001)の研究  
利益創作会計に関する実証研究  
要約とまとめ

|   |            |
|---|------------|
| <b>第 6 章 Earnings Management 利益管理</b> ..... | <b>115</b> |
| Earnings Management の背景                     |            |
| Earnings Management の概要                     |            |
| Scott(1997)の研究                              |            |
| Collingwood(2001)の研究                        |            |
| Sunder(1997)の研究                             |            |
| Mulford and Comiskey(2002)の研究               |            |
| 利益管理に関する実証研究 Bruns and Merchant(1990)の研究    |            |
| 要約とまとめ                                      |            |
| <br>  |            |
| <b>第 7 章 経営者会計行動に関する我が国の研究動向</b> .....      | <b>160</b> |
| 先行研究の概要                                     |            |
| 利益操作分野                                      |            |
| 会計政策分野                                      |            |
| 利益平準化分野                                     |            |
| 会計方針選択行動分野                                  |            |
| 会計方針の変更に関する実態調査の分析                          |            |
| 要約とまとめ                                      |            |
| <br>  |            |
| <b>第 8 章 総括</b> .....                       | <b>194</b> |
| 検出事項のまとめ                                    |            |
| 利益操作の有効性                                    |            |
| 利益操作の是非と課題                                  |            |
| <br>  |            |
| <b>参考文献</b> .....                           | <b>204</b> |

## はじめに

Enron の倒産以来、2002 年は米国で端を発した会計不信というスキャンダラスな話題が、世界中で問題となった年であった。米国では、企業改革法（サーベインズ・オックスリー法）の異例な早さの成立や上場大企業の CEO・CFO による決算正確性宣誓の提出等により、会計不信問題も漸く下火になって来た。一方、我が国では、10 数年振りに監査基準の改訂が行われ、財務諸表の虚偽表示への監査強化やゴーイングコンサーン問題への対処等が図られたことに加え、従来の含みに依存した経営の大転換を迫るものと予想される減損会計基準の公表等も行われ、会計ビッグバンも最終局面に向かいつつある。ところが、目下デフレによる企業収益の悪化、企業倒産の増加、資産査定 of 厳格化と不良企業に対する銀行の選別強化等から、財務報告の虚偽表示が生じる可能性が以前より高まっている。さらに昨今の経済情勢等を見るに、企業経営のみならず我々の日常生活でも、財務数値の持つ重要性が増しつつあり、財務数値が意図的に操作された場合の影響は、計り知れないものがある。

金融機関を例にとれば、不良債権問題解決が焦眉の急を要する経営課題であり、信用リスク管理の整備は重要な問題である。公表資料を見る限り、統計学やファイナンス理論等を応用した企業の財務数値や倒産確率等のデータに基づいた格付けモデル等により、信用リスク管理を運営している例が多いようである。しかし、いくらモデルを精緻化したとしても、意図的に操作された財務数値を利用するならば、企業判断を誤ることが懸念される。従って、財務諸表の表面的な数値等に惑わされることなく、定性評価をも加えて、企業の実態を深く読みとる必要性は依然として失われてはいない。

ところで米国では、有名な会計話に次のようなものがある。「ある企業が監査人を選定するに際して、2 + 2 はいくつかという質問をしたという。そうしたところ 8 事務所（筆者注：かつてのビッグエイトを意味するのであろう）の内 7 事務所は、4 であると回答した。しかし、ただ 1 事務所だけはいくらにいたしましょうかと回答したとされる。結果的に監査人に採用されたのは、その事務所であった。」企業による利益操作を許容する発言とも理解できるし、また監査とは別に、コンサルティングを通じて利益はいかようにでも創造できる発言とも理解できる。単なるジョークであればよいが、現実の会計実務の世界では、このような話は「決算数値を作る」という表現でよく耳にするところである。

本書のテーマである「利益操作」は、残った 1 事務所が回答したように、事業活動の結果としての本来の利益ではなく、意図的に利益を作り上げることを問題とするものである。財務報告の虚偽表示としての違法な粉飾決算に関しては、従来から様々な研究が発表されて来たが、一方利益操作は、話題に上る割に必ずしも定義や内容等が明確とは言えなかった。しかし、財務数値を意図的に操作する危険性に粉飾決算と差はないものと理解できる以上、企業の利害関係者は、利益操作に対しても厳しい目を向けるべきであると考えられる。

本書は、このような問題意識に基づき、主として財務諸表利用者の立場から、「違法ではないものの、経済的合理性を欠く不当な決算行動」と理解した利益操作を巡る諸問題を研究したものである。本書の構成は、次のとおりである。第1章では、利益操作の財務報告における位置づけを考察した。第2章では、利益操作の定義から始めて、利益操作の動機・手法・ロジック等幅広い問題を検討した。第3章では、利益操作と違法な粉飾決算との異同を論じた。第4章では、監査基準の改訂を踏まえて、利益操作を含めた財務諸表の虚偽表示への会計監査の対応を検討した。第5章では、英国における「利益創作会計」(Creative Accounting)の問題とその規制の歴史を検討した。第6章では、米国における不正会計の歴史と最近の状況を概観し、「利益管理」(Earnings Management)の問題を考察した。第7章では、経営者による裁量的な会計行動として、会計政策や会計方針選択行動等を巡る我が国の先行研究を概観した。第8章では、全章を通じて明らかになった問題点等を最後に整理し、経営者の意図の実現性という点での利益操作の有効性や是非に言及した。

尚、本書はハウツー的に利益操作を見破る手法を述べたものではなく、内外の研究成果に基づき、動機・手法・規制等を中心に利益操作を考察したものであることを念のために申し添えておく。

# 第1章 利益操作と財務報告の虚偽表示

## ・序論

### 1. 利益操作に関する問題意識

本書は、利益操作を研究するものである<sup>1)</sup>。類似概念としては、粉飾決算、決算操作、会計操作等がある。海外に目を転じて、英国の Creative Accounting や米国の Earnings Management、Fraudulent Financial Reporting、Window Dressing 等の概念が存在する。Enron の粉飾決算疑惑から始まった米国の会計不信問題においては、会計疑惑、不正会計という言葉も頻りにマスコミに登場していた。

粉飾決算は、一般に広く使用されている用語であるが、本来ならば不正あるいは虚偽表示という用語が正式な会計監査用語であり、粉飾決算は俗称に過ぎない用語である。また粉飾決算自体の定義・内容も曖昧であり、例えば、単に決算内容が企業会計基準等に違反することを意味していたり、いわゆる不正という意味で背任・横領罪による財産の流用等を含んでいることもある。翻って、利益操作はどうであろうか。我が国でも粉飾決算と並んで比較的良好に目にする用語である。時により、粉飾決算という用語とほぼ同義で使用もされているが、利益操作という概念も、粉飾決算という用語と並んで、その意味するところは曖昧と言えはしないだろうか<sup>2)</sup>。粉飾決算ほど違法性はないが、ただ単に財務数値・決算数値を操作する程度と認識され、さほど潜在的なリスクや財務への影響が意識されているとは言えないように思える。

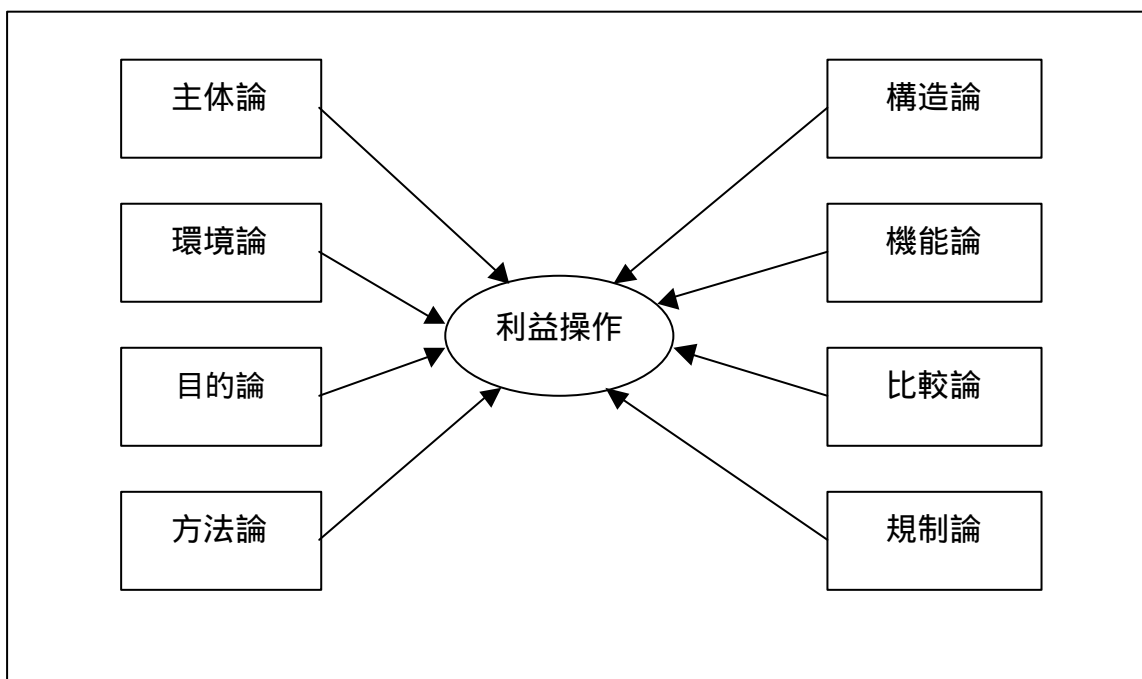
利益操作は、我が国の会計実務では当然という雰囲気がないわけではない。むしろ一部には、歓迎されているという側面も否定できない。例えば、利益操作により、実態よりも利益を水増ししたとしよう。経営者は、予想通りの利益を達成できれば、その地位も安泰であり、経営に対する支配力も強固にさせていくことが可能となる。株主も、所有する株式の株価が上昇すれば、キャピタルゲインを手に入れることができることに加え、増益に伴う増配も期待できる。従業員も、賞与が増加すればやる気も湧いてくる。利害関係者から文句が出てくることは少ないであろう。問題は、その決算内容が増益でありさえすれば、その原因が何かをあまり気にしないことである。それが、利益操作によるものであれ、悪くして架空利益であれ問題としない思考、つまり結果よければ全てよしという点である。

しかし、利息や元本償還に問題がないからと言って、債権者の立場からは、かかる決算を無条件で許容することはできない。なぜなら、本来計上できないような利益に基づく過大配当等による社外流出がなされることは、企業の健全な内部留保蓄積を阻害し、財務体力を弱める点で債権者の利益を害する恐れがあるからである。また、長期的な観点から見れば、実質的な利益拡大策によらず、会計技術で操作した利益だけに依存し続けるならば、企業体力の脆弱化や信用リスクの増大を招く可能性もあり、利益操作を行う企業の経営の質や決算の仕振りには問題があると考えられる。

確かに、粉飾決算は会計理論的にも法的にも認められない違法な決算であり、許容することはできない。利益操作は、形式的には会計理論的・法的にも是認されうるものであり、概念的には両者に大きな差がある。しかし、両者を明確に峻別することは、非常に困難であるのも事実である<sup>3)</sup>。実際のところ、会計監査を受けている上場企業等には、粉飾決算は稀ではあるが、決算操作は我が国の場合日常的に実施されていると言われている。さらに会計監査を受けていない非上場企業においては、決算操作だけではなく、粉飾決算も多いと推測されてもいる。また粉飾決算との区別が困難な限りなく黒に近い利益操作から、どちらとも言えないグレーな利益操作まで、利益操作の態様も様々である。そもそも利益操作は、適法と違法、あるいは適正と不適正の境界線上で行われる操作であり、英国的な「真実かつ公正」(True and Fair View)という観点から見れば、少なくとも公正とは言えず、無理矢理に適法かつ適正にさせている方法である。経済合理性の観点からも、不自然な利益操作には決して妥当性があるとは言えない。そこで本書では、利益操作を「不当な財務報告」(表示・注記も含む)と理解し、粉飾決算とは異なる危険性を孕む会計実務として考察を加えることにする<sup>4)</sup>。

## 2. 分析のアプローチ

利益操作を理解するためには、下図のような利益操作を取り巻く要素を総合的に検討しなければ、その実態を解明できない恐れがあると考えられる。



### 主体論

いかなるタイプや特性等を持った企業が、利益操作を行う可能性やリスクが高いか等を検証するものである。同時に、利益操作を行う可能性のある経営者のタイプや資質等も

分析の対象とし、そのリスク要因を解明することを目的とする。

#### 環境論

いかなる環境や条件が備わったならば、企業や経営者は利益操作に走り易いと言えるのか等を分析し、利益操作が行われる場を考察するものである。

#### 目的論

経営者が、利益操作を行う可能性が高い目的や動機を考察し、経営者の主観面から利益操作を検討するものである。

#### 方法論

企業は、いかなる手法を用いて利益操作を行うのか、その方法を検討するものである。また利益操作が実行されやすい会計項目や取引等の解明も対象とする。

#### 構造論

利益操作が行われるメカニズムを解明し、利益操作の目的と手段がいかなる関連を有し、その成果との因果関係はどのようになっているのかを考察するものである。

#### 機能論

利益操作は、果たして経営者が意図したように機能しているのかを解明し、意図と結果等を検証することにより、利益操作の機能を論じるものである。

#### 比較論

我が国の利益操作の実態が、諸外国の利益操作の実例と差異があるのか、差異があるとするれば、その原因は何かを検証をするものである。他国の利益操作の事例が我が国に波及する可能性はどの程度かも検討する。

#### 規制論

利益操作は、果たして規制することができるのかどうかを検討する。規制することが可能であれば、いかなる方法や機関が必要なのかどうかも考察する。

利益操作に関する研究は、従来どちらかと言えば環境論、目的論、方法論、構造論、そして規制論に偏重してきた印象が強い。主体論等それ以外の分野の考察も進めなければ、利益操作の解明としては片手落ちになると考える。しかし、わざわざ利益操作を表明する企業はないであろうから、理論を検証するためのサンプル抽出等は困難であり、利益操作の実証分析に難がある問題もあるため、研究に制約があることは認めざるを得ない。

本書は、基本的に前ページに示したアプローチを念頭に置きながら、内外の先行研究を十分に活用し、利益操作を多面的に分析するように試みている。尚、本来であれば、豊富なデータに基づいた定量的な分析を加える必要もあるが、データの制約があるため、定量的考察が必ずしも十分ではない点を予めお断りしておきたい。

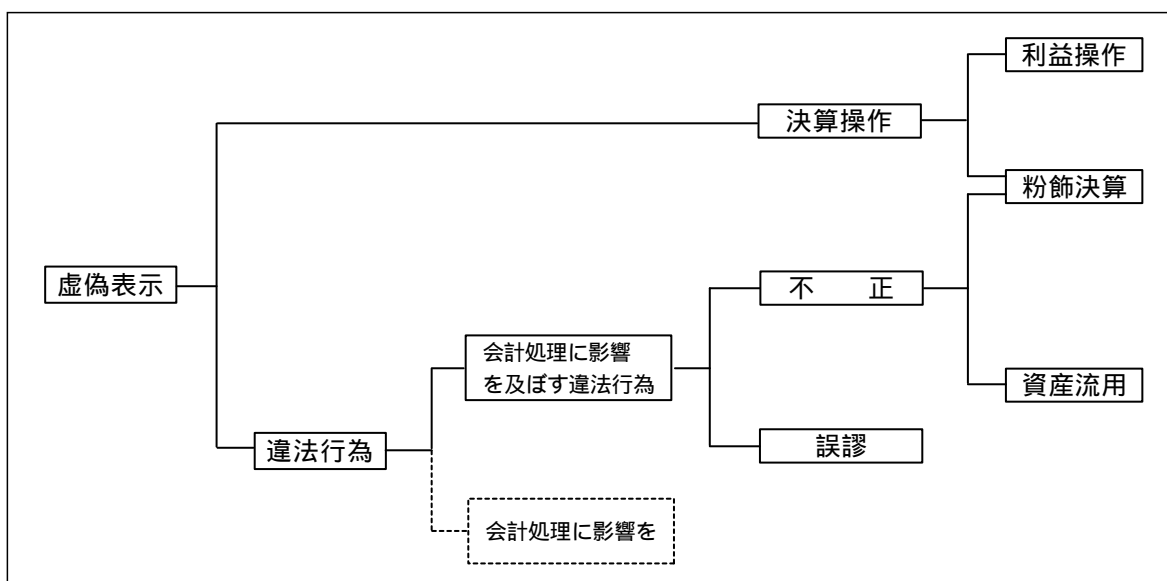


## 財務報告における虚偽表示

### 1. 虚偽表示の概念構成

虚偽表示とは、財務諸表や会計帳簿等の金額や表示を意図的に誤って記載することであると定義される。また虚偽表示については、虚偽記載（misstatements）と呼ばれることもある。会計監査では、不正という観点から重要な概念である。因みに、財務諸表監査では、重要な虚偽表示が存在しないことは、財務諸表に対する適正意見の構成要素とされる。本書は、違法性を要件とせず広義に虚偽表示を捉え、下図のような概念構成とした<sup>5)</sup>。

【財務報告における虚偽表示の概念図】



また虚偽表示は、会計の技術的側面に依存した決算操作と実体的な取引や経済事象に主として依存した違法行為に、内容的に大別した（但し、粉飾はどちらの内容も持つ）。

#### (1) 虚偽表示（虚偽記載）

一般的に、会計帳簿や財務諸表の金額ないし表示について、意識的に行う誤った記載<sup>6)</sup>と言われる（会計学辞典，1997，302頁）記載すべきものの記載を怠った脱漏もこれに含まれる。虚偽表示には、利益の過大表示や圧縮等のように会計上の利益を操作することを直接的な目的とする粉飾決算や利益操作の場合、資産の横領等のいわゆる不正を隠蔽しようとする結果として、会計帳簿や財務諸表に誤った記載がなされる場合がある。これ以外にも、税法、商法、独占禁止法、政治資金規正法等の各種の法律に違反する不正な行為もあるが、これらは違法行為と呼ばれる。但し、財務諸表に直接影響を及ぼすかどうかは、違法行為に伴い、いかなる会計処理等を行うかに依存する。本書では、違法行為を会計処理に影響するものを虚偽表示の一類型とし、会計処理に影響しない違法行為は、虚偽表示とは別の概念として理解した（従って、上図では点線で囲んでいる）。

## (2) 違法行為

違法行為の概念については、日本公認会計士協会が正式な監査の指針として、監査基準委員会報告書第 11 号（中間報告）を制定している。本報告は、違法行為の内容を明確に規定しているので、参考として重要なポイントを引用する。本報告の位置づけは、「財務諸表の重要な虚偽記載の原因となる違法行為を含む違法行為全般に関する監査の実務上の指針を提供するものである」とされる。

違法行為の定義に関しては、「違法行為とは、故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、被監査会社に関係する法令違反となるもの」であり、また「違法行為は、経営者、従業員又は第三者によって、被監査会社のため又は彼ら自身のために行われた法令違反行為であって、被監査会社の経営活動に全く関与しない法令違反行為は含まない」としている。財務諸表は様々な法令と関連を有しているため、ここで定義された法令には財務諸表の記載内容・様式等について規定したもの、被監査会社の事業の許認可等について規定しているものなどが含まれる。また違法行為を行った結果として、罰金等が企業に課せられた場合も財務諸表に関連してくることになる。

本報告は、違法行為を以下の二つに分類する。

会計処理に影響を及ぼす違法行為

会計処理に影響を及ぼさない違法行為

そして、「会計処理に影響を及ぼす違法行為は、通常、会計上の不正又は誤謬となる。当期において会計処理に影響を及ぼさない違法行為でも、次期以降の財務諸表に影響を与えるものがあることに留意しなければならない」としている。

## (3) 不正 (Insincerity)

不正は、狭義のものと広義のもの（会計上正確ではない、正しくない、適当ではない場合）に分れるとされる（会計学辞典,1997,1081-1082 頁）。不正の内の虚偽は粉飾決算と理解されている。誤謬（ミス）は、広義の不正に属させることができるが、誤謬が発生原因により区別される虚偽に類似点が少なくないことから、狭義の不正に含め、虚偽と対照的に考察することが適当とされるとする意見もある（会計学辞典,1997,1082 頁）。

また不公正取引に伴う費用、贈収賄、特殊株主に対する不当な支出等は、一般的に不正支出と言われる。税務上のいわゆる使途不明金とも関係する。これらの支出も、資金が動くと共に、帳簿等も動くため、財務諸表の虚偽表示に結びつくことになる<sup>7)</sup>。

## (4) 虚偽 (Fraud)

悪意または重過失による会計上の不実と定義される（会計学辞典,1997,302 頁）。誤謬とは意図的か否かで区別される。虚偽は狭義の不正であり、粉飾として理解される。虚偽は金銭もしくは商品、原料等の物品の着服、横領等を伴うものと伴わないもの、財務諸表における不実の記載と不明瞭な記載、試算表の貸借合計の一致と不一致によるもの等によりさ

らに分類される。金銭、物品の着服、横領等を伴う虚偽は、いわゆる資産流用と考えることができる。本書では、資産流用は必ずしも粉飾決算の構成要素とは言えないため、粉飾決算とは区別して考えている。

#### (5) 誤謬(Error)

「誤りであることを知らないで無意識的に行われる過失」と定義される(会計学辞典,1997,479-480頁)。虚偽(つまり不正)と誤謬とは発生原因により区別される。この両者の区別が重要であるのは、両者の善後措置に重大な差異があること、発見に難易があること等によるとされる(会計学辞典,1997,479頁)。誤謬が会計上に与える影響は、確かに虚偽に比べて一般に軽微であることから、両者の差異は明確である。誤謬の種類には、一般に金銭または物品の着服、横領等を伴うもの(資産流用)と伴わないもの、監査の視点から、試算表で発見できるものと発見できないもの、会計処理の視点から、損益に影響するものと影響しないもの、原則上の誤謬、記載上の誤謬、脱漏上の誤謬、誤記上の誤謬、相殺上の誤謬がある。

原則上の誤謬：会計原則違反の誤謬であり、取引を会計帳簿に誤記入することである。

記載上の誤謬：計算技術上における誤りである。

脱漏上の誤謬：取引の一部または全部を会計帳簿に記帳しないことである。

誤記上の誤謬：帳簿における原始記入についてなされる誤謬である。

相殺上の誤謬：一つの誤謬が他の誤謬により貸借相互に相殺される誤謬である。

#### (6) 脱漏(Omissions)

虚偽表示の構成図には明示しない形態として、脱漏がある。「会計帳簿や財務諸表に記載されるべき取引や事象が記載されていないこと」と定義される(会計学辞典,1997,846-847頁)。これには、利益の過大計上や圧縮等の利益の操作を目的として、または資産の横領等資産流用の不正を隠蔽することを目的として、意図的に記載を省略する場合、会計に関する知識がなかったり、十分な注意が払われてなかった結果として、無意識のうちに記載が欠落してしまう場合が含まれる。虚偽表示の一類型とも考えることができるが、決算操作と違法行為の両者に共通するものであり、それぞれを実行する手法として理解し、あえて虚偽表示の類型には加えなかった。

#### (7) 決算操作

決算操作は、「経営者の意図により、利益を過大表示または過小表示することによって、企業の経営成績を実態よりも良くまたは悪く見せかけること」と定義される(管理会計学大辞典,2000,560頁)。会計理論や法令で許容されるか否かにより、許容されない違法な粉飾決算と、許容される利益操作とに区別される。また利益操作とは、ほぼ同義語として一般

には使用されている。虚偽表示の類型には変わりがないが、必ずしも違法行為が関係するわけではないので、違法行為に伴う不正等とは区別した。

#### (8) 粉飾決算

粉飾決算とは、「利益を過大に計上する意図をもって行われる決算操作に対して用いられる俗称」と定義され、「同義語として経理操作ないし利益操作がある」としている(会計学辞典,1997,1108-1109 頁)。この定義は、いわゆる利益を過小計上する、いわゆる逆粉飾を定義から除外しているが、一般には逆粉飾も粉飾決算に含めて理解されている。また利益操作も粉飾の類型としているが、会計理論や法令の視点から、必ずしも許容されないわけではないため、本書では両者を区別している。尚、粉飾決算と利益操作の関係は、第3章で詳述する。

#### (9) 利益操作

会計理論や法令の範囲内において、利益を過大ないし過小に計上する決算操作を意味するものと一般に理解されている。ところで、仮装経理という用語も目にするが、仮装経理は「事実ではない」経理処理を意味するものであり、法人税法で規定される概念である。事実ではない点で、粉飾決算はこの概念に含まれると考えてよい。粉飾決算は、利益が過大あるいは過小になるように仮装経理することを意味する。「事実ではない」というためには、客観的事実つまり相手方のある外部取引について生じることが要件とされ、事実と関係ない主観的な内部取引については生じないとされている。すなわち、架空売上、経費の過小計上や過大計上等は仮装経理に該当し、償却不足や引当金の引当不足等は内部取引のため仮装経理には該当しない。従って、会計とは考え方が異なる点に注意が必要である。例えば、企業が本来引き当てるべき不良債権に対する引当金を計上していない場合、監査では不適正とされ粉飾決算と考えるが、企業の内部計算事項であり仮装経理には分類されないことになる。利益操作も、内容的には外部取引を操作することがあるが、「事実ではない」という要件を満たすものではなく、仮装経理には該当しないと考える。

最後にまとめとして、利益操作、粉飾決算、不正そして誤謬の異同を、下表のように様々な観点から比較した。

|        | 行為主体              | 行為者の意図     | 行為者の動機                   | 行為態様                          | 外部への影響                | 発見の難易度                       |
|--------|-------------------|------------|--------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------------------|
| 利益操作   | 経営者               | 意図的        | 企業利益                     | 組織的                           | 中<br>(内容如何)           | 難                            |
| 粉飾決算   | 経営者               | 意図的<br>結果的 | 企業利益                     | 組織的<br>社外秘                    | 大                     | 難                            |
| 不正     | 経営陣<br>従業員<br>第三者 | 意図的<br>故意  | 企業利益・私<br>的利益共に可<br>能性あり | 組織的・非組<br>織的に可能<br>性あり<br>社外秘 | 大~中<br>(不正内容に<br>応じる) | やや難<br>(犯罪として<br>強制捜査可<br>能) |
| 誤謬(ミス) | 従業員               | 過失         | 無目的                      |                               | 小                     | 容易                           |

(出所) 山上・後藤(1979)790頁,表2を加筆修正

## 2. パターン認知による喩え

以下に掲げた図は、「若い婦人と老婆」と題され、心理学の教材として利用されるものである。この図で提示されたパターン刺激はただ一つであるにもかかわらず、若い婦人と認知されたり、老婆と認知されたりする。両者が同時に認知されることがないところが、不思議な点と考えられる。心理学的には、提示された物理的的刺激と認知されたものとしてのパターンを区別して考える必要があることを示唆するものである。これを使用して、粉飾決算と利益操作概念を区別してみたい。

【婦人と老婆の図】



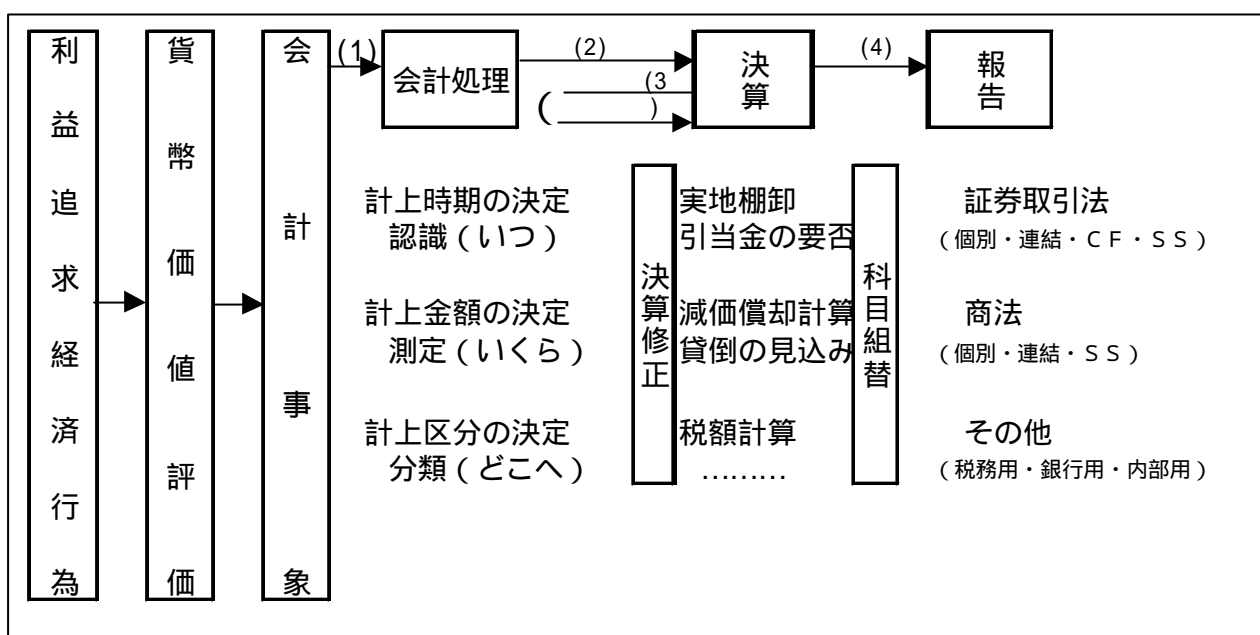
老婆（＝企業の実態）をモデルとして、絵（＝財務報告）を描く場合を想定してみる。老婆がモデルにもかかわらず、出来上がった絵が若い婦人（＝虚偽表示）であれば、明らかにモデルの実態と異なるため、粉飾決算に該当すると考えられる。

一方利益操作の場合は、同じモデルを描いたところ、出来上がった絵が、鑑賞者（＝財務報告利用者）に若い婦人にも老婆にも見えるケースではなかろうか。パターン刺激は、絵という財務報告を通じてだけ認知されるものである。この絵は、老婆を描いたことに偽りはないものの、作者（＝経営者）の意図により、鑑賞者（＝財務報告利用者）に異なる印象を与えることができる点に欺瞞性が存在する。同一の財務報告であっても、表面的な数値に対する解釈や評価は、利用者により異なり得るものである。それこそが経営者の狙いであるならば、ここに利益操作の特質が潜んでいると考えることができる。

### 3. 会計処理の流れからの考察

虚偽表示が生じる作用点を、次に会計処理の流れから概観してみることにする。下図は、企業の利益追求経済行為から、財務諸表作成・公表までの一連の会計処理の流れ（個別決算を想定）を簡潔に描いたチャートである。

【利益追求経済行為から財務諸表に至る会計処理の流れ】



会計処理に影響する違法行為には、不正や誤謬が該当する。例えば、誤謬は意識的・無意識的に行われる過失であり、一般に図の(2)、(3)あるいは(4)の局面で生じることが大半であろう。不正には、背任や横領等による資産流用並びにそれに伴う会計処理が発生することもある。その場合には、利益追求経済行為自体が、不正行為者自身の利益追求に目的が変容していることに加え、会計処理のスタートを正常なものとして偽るために、その後の全ての処理を出発点に合わせる必要がでてくる。従って、資産流用型不正は、会計処理のあらゆる局面に影響が及ぶと考えられる。粉飾決算は、資産流用型ではない不正のパターンであるが、財務諸表上の利益を仮装するものであり、図の(1)、(2)、(3)あるいは(4)の局面全てで発生するものである。借入金（＝経済利益追求行為の存在）があるにもかかわらず、あたかも借入金がないかの如く仮装するため（＝会計事象のでっちあげ）、簿外債務にしてしまうような会計処理が粉飾の典型である。一方利益操作も、粉飾決算と同様に、図の(1)、(2)、(3)あるいは(4)の局面全てで生じる可能性がある。例えば、借入金が存在しても、デット・アサンプションや実質ディフューゼンスを利用して、あたかも簿外債務のようにすることができる。財務諸表利用者には、適切な注記等がなければ、外部負債が少ないという印象を与える恐れがある。合法的であるが、利用者を与える印象は、粉飾とは変わりが無い。このように会計処理の流れから見ても、粉飾決算と利益操作に表面的差異

があまりなく、両者の差異が微妙なことが理解されるであろう。

この微妙な点を理解するため、次の米国マイクロソフト社のケースを見ることにする。新聞報道等(2002年5月31日の Washington Post)によれば、同社は会計処理問題に関して、SEC と和解をするに至ったとされている。すなわち、SEC が問題としてきたのは、同社が 1995 年から 98 年にかけて不正な会計処理をしたと認定したものの、投資家には実質的な損害を与えなかったと判断した結果、制裁金等は科さないことになったとされている。同社の会計処理で問題視されたのは、好業績の時に引当金等を必要以上に計上して利益を過小計上し、業績が伸び悩んだ時には、その引当金を取り崩して利益を捻出する、いわゆる利益平準化の会計処理手法である。

利益平準化は、利益操作の典型例であり、極端に行き過ぎがない限り、これほど問題とされるケースはあまりないように思われる。しかし、SEC が特に問題としたのは、利益平準化そのものより、むしろ利益平準化のための引当金にあるようである。元 SEC 議長の Levitt が利益操作の例として厳しく非難したこの会計手法は、米国では「cookie-jar-reserves」として SEC が従来から問題視していたからである。Enron の粉飾疑惑に絡んで、SEC としてはかかる微妙なケースも不正と認定する断固たる姿勢を示したのかもしれないと解釈できる事例である<sup>8)</sup>。

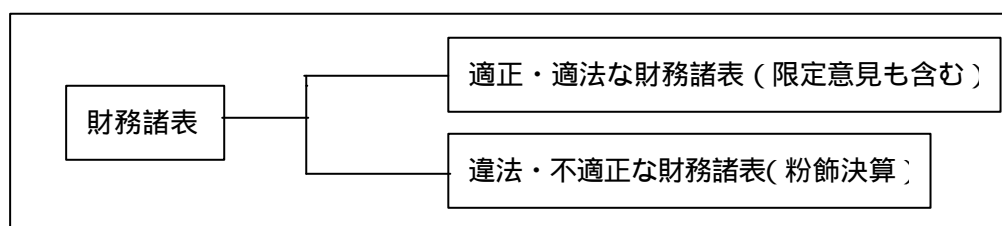
マイクロソフト社の利益平準化は、米国では不正と認定されたが、我が国ではどうか。重要性の問題を除外して考えれば、恐らく利益操作に過ぎず、不正・粉飾決算としては不問に付することになるであろう。同じケースでも、このように粉飾と利益操作に判断が分かれるのであり、利益操作には判断に微妙な場合が多く、厄介な問題を抱えていると言えよう(但し、我が国では、引当金については、財務諸表に会計方針の記載や注記等を行うことが要求されている)<sup>9)</sup>。

## 利益操作に対する様々な視点

本書は、「はじめに」に記載したとおり債権者である外部分析者の視点から財務諸表を見た場合における虚偽表示、特に利益操作の問題を考察したものである。一方、財務諸表を作成する経営者や財務諸表を監査する公認会計士等様々な立場からは、利益操作に対して異なる見解を持っていることに注意しなければならない。見解の相違という問題が利益操作にもあるのである。ここでは公認会計士による財務諸表を監査する立場から、本書のテーマである利益操作をどのような視点で理解しているかを考えてみたい。

監査実務では、いわゆる利益操作と一般的に考えられるような会計処理等は行ってはならない会計実務であり、当然ながら是認されるものではない。この点に関しては、本書での利益操作を不当な財務報告として問題視している姿勢と相違はない。現実には粉飾決算と紛らわしいような疑わしい会計実務が、監査の現場において過去存在していたことは事実であり、現在もかかる会計実務はゼロではない。しかし監査基準の整備や監査手法の高度化等により、そのような会計実務は、監査の現場では従来に比べかなり少なくなってきたことも事実と言われている。

ところでかかる状況にもかかわらず、我が国の監査実務の世界では、本書で述べる利益操作という概念は存在しないと言われている。監査実務では、財務諸表を適正・適法か違法・不適正かという二元論的に理解しているのである（下図）。監査理論、会計理論、さらに財務分析論の立場からは、利益操作あるいは決算操作は一般的に粉飾決算と別個に存在するものと理解されていることとは対照的である。このような利益操作に対する認識の差異は、従来明示的ではなかった点であるが注目すべきであろう。また日本公認会計士協会の監査委員会報告等においても、財務諸表の虚偽表示や不正には言及がなされているが、利益操作という概念は触れられていないことも事実である。



なぜ監査実務では、利益操作という考え方が存在しないのであろうか。理由としては、外部分析者からは窺い知ることができない、監査人と企業との会計処理等を巡る交渉・要求等が存在していることが考えられる。つまり公認会計士が監査の過程において、利益操作に相当する会計処理等を発見した場合、企業に財務諸表の修正を当然要求することになる。その結果、企業がその指摘を認めて修正に応じた場合には、現実には外部公表される財務諸表は疑わしい問題が修正されたものであり、企業により操作された財務諸表は存在しないことになるからである。経営者による意図的・裁量的な決算の操作自体が未然に防止



されているから、一般に問題視される利益操作が成立する余地がないということになる訳である。反面、企業が公認会計士の修正に応じない場合や監査の過程で問題のある会計処理等を公認会計士が発見できないまま財務諸表が公表されたのであれば、利益操作がなされた財務諸表も存在することになる。

監査実務では利益操作をこのように理解しているとしても、外部分析者の視点に立つ本書は、財務諸表を適正・適法か違法・不適正かという二元論的に解釈することはせず、中間的な疑わしい決算、つまり利益操作の存在を是認している。なぜなら、

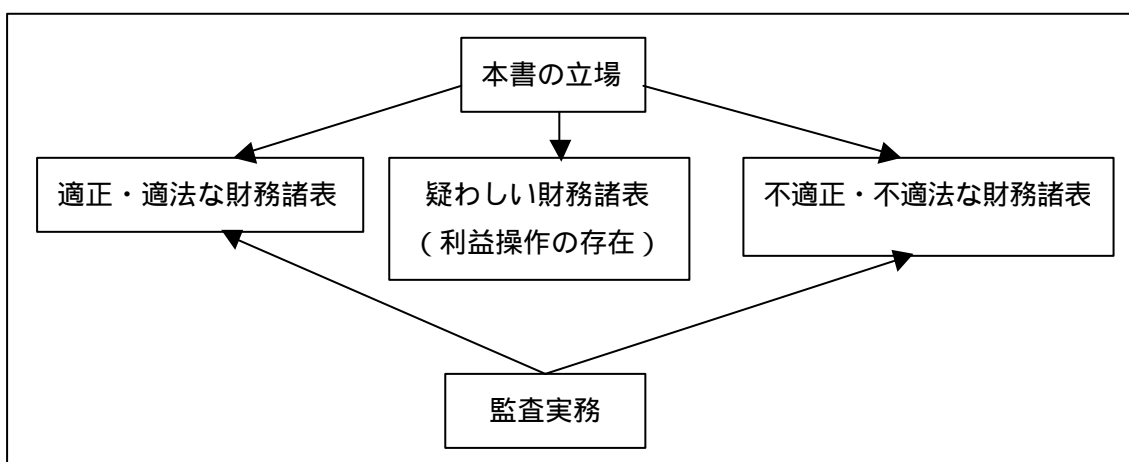
公認会計士監査の対象は上場企業等限られた企業であるように、全ての企業が監査を受けているのではないため、監査を受けていない企業の財務諸表に利益操作が行われている可能性が高いこと

重要性の原則の適用の結果、全体として適正・適法と監査判断がなされたとしても、監査の過程を窺うことができない外部分析者の視点から疑わしい会計処理等が認識される限り、企業の内外の環境を考慮して、利益操作がなされていると判断せざるを得ない場合があること

英米を始めとした諸外国の会計実務においても、不正や粉飾決算とは別に後述する利益創作会計や利益管理のような利益操作が存在していること

等からである。

従って、適正・適法と違法・不適正の間であるグレーな財務諸表は存在するものと考え（下図）。例えば、会計方針の変更事例で言えば、監査上は正当な理由があるとして、限定意見付きの適正意見が財務諸表に付されたとしても<sup>10)</sup>、企業の財務状況、業界環境等を勘案し、外部分析者の視点から会計方針の変更に経済的合理性がないと判断すれば、かかる企業の財務諸表は利益操作がなされているものと理解することとなる。当然ながら、内部情報が入手可能であれば、異なる結論になる可能性があるが、公表された資料に基づいて判断し企業を評価するならば、監査実務のように二元的に財務諸表を見ることはできないのである。



本書では、利益操作をこのように理解しているため、監査実務に関与している公認会計士からは、利益操作の理解に対する違和感や本書の考察に異なる印象を持たれる恐れがある。利益操作の問題を議論する場合、立場により異なる視点が存在することを踏まえて利益操作を理解していなければ、議論がかみ合わない点には留意しておく必要があるものと考えられる。

## (注)

- 1) 中村(2001)、新井・加古(2002)、伊藤(2000)、武田(2001)等代表的な会計学や財務諸表論のテキストは、本章のテーマである財務報告の虚偽表示や粉飾決算に触れていない。筆者が見た限りでは、広瀬(2000)が、粉飾と逆粉飾を真実性の原則に関連させて記述している(99-100頁)程度である。
- 2) 今福(1992)は、不正な財務報告を古典的なもの(改竄や架空取引利用等)だけではなく、会計方針の誤用等を含む現代的なマージナルな財務報告まで拡張して考察すべきと述べている(101頁)。この考えによれば、利益操作も粉飾同様に不正な財務報告と位置づけられる。
- 3) 米国コーエン委員会報告書は、「会計原則の誤った適用があった場合に、それが故意によるものか、それとも、経営者の自由裁量の行使に基づくものであるのかを区別することは難しく、したがって、それは訴訟を通じてしか解決されない場合が多い」と指摘している(邦訳63頁)。
- 4) 今福(1992)は、「法的に不正ではないが、非倫理的、不道德的な財務報告」を「疑わしい財務報告」と表現しており(101頁)、利益操作は「疑わしい財務報告」に該当することから、本書で使用する「不当な財務報告」の概念と「疑わしい財務報告」は類似した概念であると理解できよう。
- 5) 経営者による不正は、作為的な会計実務が行われるものを意味し、「企業業績の不正」と考える米国コーエン委員会報告書のような立場もある(邦訳62頁)。
- 6) 「意識的に誤った記載」という考え方は、必ずしも違法性を問わないため、会計基準や法令の範囲内における利益操作も、財務諸表の虚偽表示に含まれると広義に捉えた。
- 7) 米国コーエン委員会報告書は、「経営者が、十分な開示を含む、一般に認められた会計原則の選択・適用に関する事項を経営者自らの裁量に基づいて決定したとしても、監査人がそれに関連した事項を把握し、かつ、経営者の判断に同意している場合には、それは経営者不正としては扱われない」としている(邦訳63頁)。
- 8) Enronの粉飾疑惑については、既に1年以上経過しているにもかかわらず、粉飾決算の解明は完了していない。また同社に関しては、多くの研究が発表されているが、公式なものとしては、Enronの社内調査報告書(Powers et al., Report of Investigation by the Special Investigative Committee of the Board of Directors of Enron Corp., Feb. 2002)が公表されている。またIFAC(国際会計士連盟)は、2002年2月12日付で声明文を公表している(原文は、IFACのホームページ<http://www.ifac.org/>から見る事が可能)。
- 9) 本書とは視点が異なるものであるが、不正と監査の問題を正面から考察した吉見(1999)は、我が国の代表的な企業不正事例(イトマン、大光相互銀行、リッカー、アイベック、大和銀行・住友商事等)を取り上げ、不正や粉飾決算に対する監査の問題を広範に扱っており、参考になる。
- 10) 改訂された監査基準では、正当な理由による会計方針の変更について、監査意見と区別し、追記情報として扱うことになっている。

## 第2章 利益操作

### ・利益操作の概要

#### 1. 利益操作の定義

利益操作に関しては、虚偽表示の一種として既に定義を紹介したが、本章では各種文献に述べられている、その他の利益操作の定義をまず概観してみる。下表は、その定義を整理したものである<sup>1)</sup>。

#### 【利益操作の定義一覧】

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 「 <u>特定の意図</u> をもって作為的に損益数値を <u>変更</u> すること」を利益操作と称する。<br>- 会計学大辞典第四版(1996),1033-1034 頁  |
| 2 | 「 <u>過大表示</u> または <u>過少表示</u> することによって、企業の経営成績を実態よりも良くあるいは悪く <u>見せかける</u> こと」を、利益(決算)操作と称する。<br>- 管理会計学大辞典(2000),560 頁                       |
| 3 | 取引事実に基づいて会計処理をするが、この場合の取引事実の認識に当たってはいろいろの判断が加わり、それによって処理方法に差異が出てくることから、それを通して利益を多額にまた少額にするもので、 <u>ほぼ会計原則の範囲内</u> で行われるもの<br>- 大野(1993),358 頁 |
| 4 | <u>意図的、作為的</u> に利益を過大に表示したり過小に表示すること<br>- 会社経理実務辞典(1993),321 頁   |

以上のような利益操作の定義に基づけば、利益操作の要件としては、

特定の動機・目的の存在

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の範囲内、つまり適正性・適法性の存在

意図的・作為的な会計処理や実体変更・偽装行為の存在

等が挙げられるであろう。 の行為自体の外観的適正性・適法性の有無が、違法行為である粉飾決算と区別するためのメルクマールとなる。 と の存在は、粉飾決算にも共通する要件である。

また利益操作は、その手法・内容から見れば、会計方針の選択・適用に関する会計技術的な利益操作と、企業行動自体に関する実質的な利益操作とに分けて考えることができる。実質的な利益操作とは、当期利益が予想を下回ることが確実なため、期中・期末を問わず利益捻出を目的として、例えば減価償却方法を変更するだけでなく、さらに遊休土地を売却して多額の売却益を計上するような実質的な企業行動を伴うものを指す。論者によっては、このような行動を会計政策という用語で整理する立場(伊藤,2000)もある。

## 2. 利益操作と会計政策

### (1) 会計政策の概要

会計政策とは、「経営者が一定の目的を達成するために、会計数値を戦略的・政策的に制御すること」(伊藤,2000,212頁)と定義される。特定の目的を達成するため、本来あるべき姿の財務数値と異なる財務数値を報告しようとするものであり、まさに「利益操作」に該当する。一方、会計政策を「企業の経営者ないし会計作成者が財務諸表の作成・表示にあたって会計処理の原則および手続き、表示の方法を選択すること」と定義するものもある(会計学大辞典第四版,1996,122頁)。この見解では、会計政策は会計方針と同様に理解していることになり、経営者の意図に基づく裁量的な財務諸表作成という側面が明示されないため、本書では採用しないことにする。

ところで、伊藤(2000)は、会計政策を「より具体的には財務諸表を作成するための一般に認められた会計処理の原則・手続き及び表示方法のなかから、一定の目的を達成するために最適なものを選択し、もしくはそれを変更することによって、アウトプットたる会計数値を意図的にコントロールすることである」と別の角度から定義し直し、目的達成のための手段としての性格をより強める見解を示している(伊藤,2000,635頁)。後者の定義に基づき、本書では利益操作と会計政策は別個のものと考えた。そして、上位概念を利益操作とし、利益操作を達成するための手段として、会計政策を位置づけることとした(利益操作の手法を参照)。

利益操作の定義から明らかなように、その利益操作の目的は、当期利益等の財務数値を操作することにあるのではなく、財務数値のコントロールの結果達成される「資本市場での企業評価の維持向上」、「政府の保護策の取得」等に潜んでいる。つまり、会計政策の結果として、利益等が意図した水準に達したとしても、それは手段でしかない。操作された利益により、経営者が、達成せんと欲した結果・成果・意図を考察しなければ、利益操作の真実の姿を捉えることはできない。

### (2) 会計政策の種類

伊藤(2000)は、会計政策を内容に応じて2種類に分けている(伊藤,2000,635頁)。一つは、「現実の事業活動を変えずに、アウトプットたる会計数値そのものを操作する」会計政策である「技術的会計政策」である。もう一つは、アウトプットたる会計数値を直接操作するのではなく、その前提となる事業活動のベクトルを制御し、間接的に会計数値をコントロールする、「実質的会計政策」である(伊藤,2000,637頁)。

前者は、内容的に会計技術を利用した利益操作に相当する。しかし、会計方針を変更することによって会計数値自体を制御しようとする以外にも、会計処理の方針の選択適用や会計判断上のバイアスによっても、利益は制御可能である。従って、本書では技術的会計政策を利益操作の手段とするが、内容としては伊藤(2000)より広い概念として理解している。

また岡部(1994)は、裁量行動という概念を提示し、この経営者の裁量行動を利益操作と同義に理解している(岡部,1994a,142頁)。しかし裁量行動が、「形式を整えるだけで、会計上の利益を増減させること」と定義される(岡部,1994a,52頁)ように、むしろ会計政策と同様に利益操作の手段として裁量行動を理解することができる。内容的にも、経営者が測定する取引事実を動かし、会計利益の外観を装うような企業の資源配分自体を対象とする「実体的裁量」と、生じた取引事実を変更せずに、会計的な描写の仕方を変える「会計的裁量」の2種類があるとされる(岡部,1994a,54-55頁)ことから、会計政策と実質的には差はないと考える。

ところで、参考までに利益操作を含む財務報告の虚偽表示と会計政策の関係は、どのようになるのかを整理した(下表)<sup>2)</sup>。

|        |      | 実質的会計政策<br>(事実仮装・事実<br>隠蔽を含む) | 技術的会計政策<br>(会計方針選択・<br>数値制御を含む) | 備 考      |
|--------|------|-------------------------------|---------------------------------|----------|
|        |      |                               |                                 |          |
| 利益操作   |      |                               |                                 |          |
| 不<br>正 | 粉飾決算 |                               |                                 | 不正支出・脱税等 |
|        | 資産流用 |                               |                                 | 着服・横領等   |
| 誤謬・脱漏  |      |                               |                                 | 会計上の単純ミス |

資産流用や誤謬・脱漏は、会計政策のどちらか一方を利用することが想定されるが、利益操作と粉飾決算は、共に二種類の会計政策を利用すると考えられる。この点でも、資産流用や誤謬・脱漏との差は顕著と言えよう。

## ・利益操作の動機・目的

利益操作の要件で述べたように、利益操作は財務数値を単に変更することではない。特定の目的・動機に基づき実行される経営者会計行動である。財務数値の変更は、表面的な事象でしかないことを理解する必要がある。この点を押さえておかなければ、利益操作の本質を見誤る恐れがある。

利益操作の主な動機あるいは目的を整理すれば、以下のようになる。尚、定義から明らかのように、利益操作にも粉飾決算と同様、利益を増加させるケースと減少させるケースの二面性があるため、両者の動機・目的も分けて整理した。

| 利益を過大に表示する動機・目的     | 利益を過小に表示する動機・目的    |
|---------------------|--------------------|
| 株式市場における信用力維持、株価向上  | 節税対策               |
| 配当の維持あるいは増加         | 利益の平準化             |
| 利益の平準化              | 簿外資産や含み資産の形成       |
| 資本市場における資金調達の容易性    | 賃金抑制等のための口実        |
| 経営者の権力維持強化あるいは体面確保  | 政治的コスト（儲け過ぎ批判等）の回避 |
| 取引先に対する信用力の維持       | 公共料金等の引き上げの口実      |
| 金融機関への信用確保、債務者区分の向上 | 政府支援を得るための実績作り     |
| 許認可等の取得・維持          | リストラ実行のための環境整備     |
| 格付けの維持・向上           | V字型業績回復のための演出      |
| M & A等における対外交渉力の強化  |                    |

これら以外にも動機や目的を想像することは可能であるが、重要なポイントは、ここで述べた動機・目的は、利益操作、粉飾決算のどちらにも該当するということである。決算操作の動機・目的から見限り、両者には差異がほとんどないと考えてよい。両者は、共に確信犯として行動するものであり、粉飾決算を実行する場合においても、実行者たる経営者に違法性の認識があるとは限らないのである。違法性の認識が欠如すれば、事実上主観的かつ外観的に両者の区別は困難と考える。但し、資産流用等の行為が付随する場合には、利益操作との判別は容易である。粉飾決算と利益操作を区別する利益操作の要件である「適正性・適法性の存在」については、第3章を参照頂きたい。

尚、伊藤(2000)は、会計政策の動機として、例えば 経営者報酬制度、財務制限条項・配当規制、政治コストなどを挙げている。参考までに伊藤(2000)の解説を要約して引用してみる(伊藤,2000、212-213頁)。

### 経営者報酬制度

経営者の報酬が、財務数値をベースに決まっていれば、経営者は自己の利益のため、財務数値をコントロールする可能性があるとしている。決算の結果如何により、例えば特別報酬が出るとしたならば、経営者は結果を出すために、要すれば会計方針を変更し、利益を捻出することにより、特別報酬を得ようと行動することは十分想像される行動である。米国の経営者が、株価上昇を求めるウォールストリートの圧力に抗す

るため、利益操作を実行する動機と同様である。

#### 財務制限条項・配当規制

財務制限条項とは、資金調達を行う際に、資金提供者（銀行等）と契約し、企業の一連の財務活動を制限する契約の一種である。財務制限条項の多くは、財務数値をベースに財務活動を制限しているケース（目標自己資本維持、一定の有利子負債額維持等）が少なくない。また、債権者保護を目的として、企業の配当額を一定額以下に制限する配当規制の契約もある。当然ながら企業は、財務制限条項や配当規制に抵触する可能性が高い場合であれば、それを避けるために利益を捻出したり、あるいは負債比率を引き下げたりするインセンティブを持つことになる。

#### 政治コスト

電力業、ガス業等の規制産業では、我々の生活に密着度合いが高いこともあり、世間一般からの注目度も高く、巨額な利益を計上していれば、価格引き下げ圧力に直面する恐れが多分にある。そこで、公益企業が利益を最大化しようとせずに、安定配当に足りる利益をそこそこ計上する水準に利益をコントロールする可能性が高いことも理解出来よう<sup>3)</sup>。

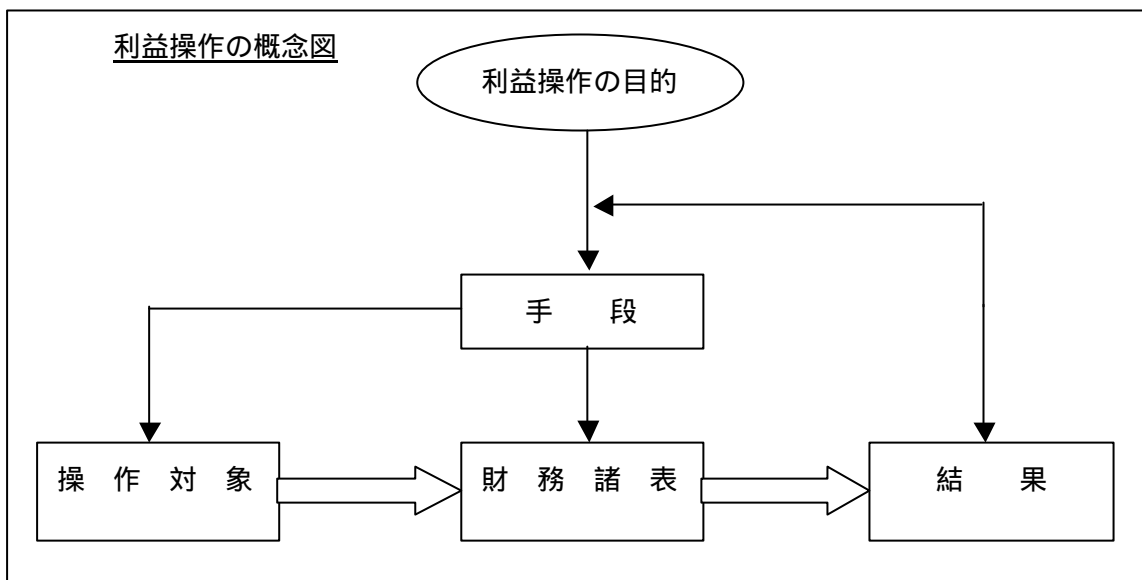
以上のほかに、伊藤(2000)は、交渉要因（労働組合との交渉力維持） 税務要因（節税である）も動機として例示している。



## ・利益操作の構造

### 1. 利益操作の因果関係

利益操作は、どのようにして経営者により実施されるのか、その因果関係を明らかにするため、下図のような利益操作の概念図を作成した。



我が国の経営者は、一般的に損益計算書に計上された利益の多寡により、その業績が評価される。また会計上の利益は、配当原資を構成するものであり、配当維持や増配という情報は、利益の状況と併せて株価水準に影響を及ぼす。さらに利益を安定的に計上しうる企業は、金融機関の信用力に厚く、社債発行も容易であるように、資金調達にも有利である。かかる状況が存在するため、前項で述べたように様々な動機や目的を持ち、財務数値を通じた利益操作を行うことになる

上図は、特定の目的達成のために、利益をコントロールできる手段を選択・適用し、財務諸表に影響を及ぼすことを示している。利益操作の目的は、財務諸表の財務数値を、本来のあるべき数値から変更することではなく、株価向上、信用力維持等別のところに存在する。財務数値の変更は単に経営者の望む結果を達成するための通過点に過ぎない。手段に関しては、次項で詳細に述べるが、取引自体の場合（のルート）と会計処理そのもの場合（のルート）がある。

経営者は、会計情報の作成をコントロールできる場合、利益を実態よりも過大に、また過小に表示したりするが、それだけでは利益操作としては不十分である。操作された財務数値を利害関係者がいかに評価・判断するかにより、経営者の目的が達成されるとは限らないからである。経営者としては、利害関係者の反応を予測して、目的達成のために最適な手段を採用する必要がある。そのため、図の中で、手段と結果との間は両方向の矢印で結合され、両者の関係がダイナミックなフィードバック関係にあることを示している。両

者の関係に関する議論は、「利益操作のロジック」として後述する。

さらに、利益操作では、「企業の経済事象を写す鏡」である財務諸表の仮装（客観的に姿を写すのではなく、経営者の意図を反映するように事象を写す鏡に変える）を通じて、経営者の望むような結果を生み出す必要がある。利益操作が利益操作であるためには、利害関係者が仮装された財務諸表に基づき、経営者の意図する行動を誘発されなければならない（ ）。いかなる行動が誘発されるかは、以下の例示の通りである。

【財務報告と利害関係者行動の関係】

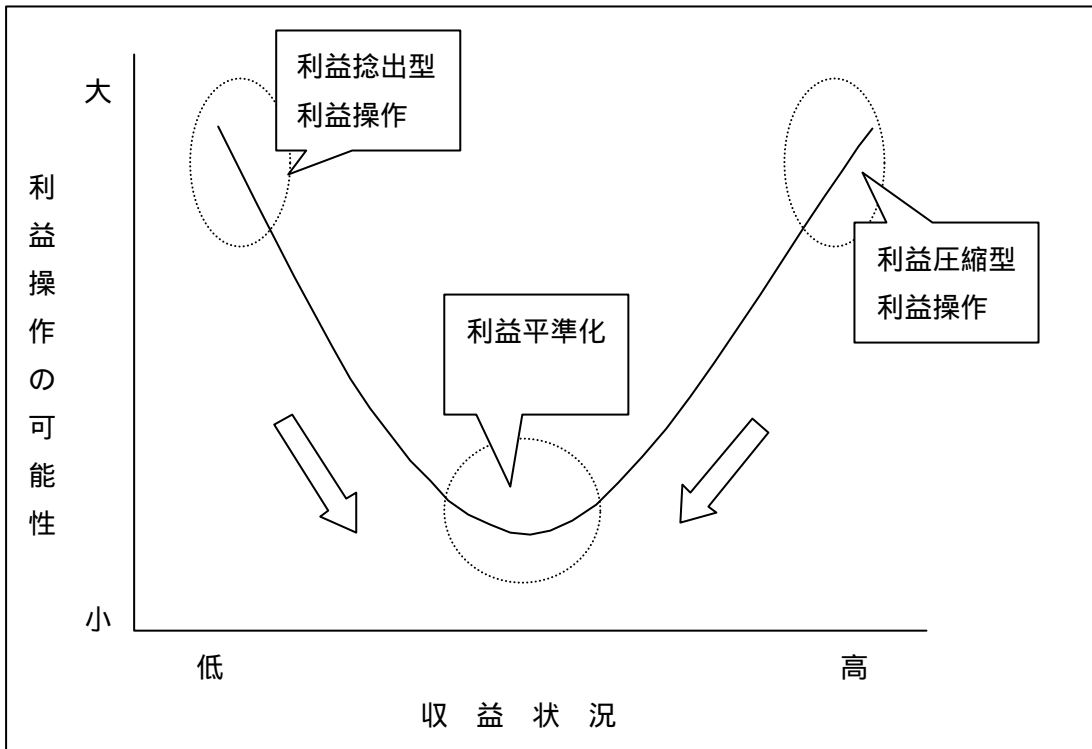
|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 株主・投資家：当社の株式売買      | 従業員：賃下げや雇用削減の理解   |
| 金融機関：信用供与           | 行政当局：税金徴収、料金等の認可  |
| 取引先：取引価格の決定、取引継続の決定 | 格付会社：高い格付けの取得維持   |
| 消費者：価格・料金の値上げ受容     | アナリスト：安全性や成長性等の報告 |

の因果関係では、できるだけ経営者に都合の良いように利害関係者が行動してくれればベストである。例えば、財務内容が健全であるように見せれば、銀行は正常先と区分して融資に応じるであろう。また利益が順調に推移し、今後の成長も期待できるのであれば、株価も上昇する。事態がこのように自然に運べば、利益操作をする必要はない。しかし経営者が思うように行かない場合、期待通りに利害関係者が行動してくれるように、事実に対して財務諸表の数値を操作しようとする誘惑に、経営者は駆られるのである。前ページの概念図は、経済事象（操作対象） 財務諸表 利害関係者の行動（結果）という流れで経営者の意図が、利害関係者に伝達されていることを描いている。

以上の考えを逆に取れば、財務諸表の数値を操作するということは、この因果関係を逆に辿って、利害関係者の想定される行動（＝結果）を惹起させるように財務数値・取引事実（＝原因）を変更すること、つまり手段と目的が逆になった経営者の行為と考えることもできる<sup>4)</sup>。これは、情報の送り手である企業が、受け手である利害関係者から伝達するように要請されている情報（財務諸表）を提供する際に、受け手の行動を予め予想して提供する情報を当初想定したものと異なるものにするということである。このような行動は、利益操作を「情報インダクタンس行動」(information inductance)と理解できることを意味するものである(Rappaport et al.,1977)。会計情報は、企業からの利害関係者への一方通行の情報伝達機能を果たすだけでなく、情報の発信者の行動をも誘導するような機能も持つことも、利益操作の理解には必要である<sup>5)</sup>。

## 2. 利益操作と収益力の関係

利益操作には、大別すれば利益捻出型と利益圧縮型の2種類があることは既に述べた。ここから、企業の収益状況如何により、企業が採用する可能性のある利益操作のパターンが推定できる。その関係を図で示せば、以下のようなになる<sup>6)</sup>。



上図は、企業の収益力と利益操作の可能性との相関関係は、U字型の曲線を描くものと考えている。この関係は仮説の域を出ていないが、利益捻出あるいは利益圧縮をする動機は、当然ながら企業の収益力と密接な関係を持っているため、収益力が業界平均並みの企業に比べ、収益力が両極端にポジションされる企業の方が、利益操作に駆られる可能性は高いものと想定される。一概には断定できないものの、収益水準が業界平均並みの企業の利益操作の可能性も否定できない。なぜなら業界平均並みの安定収益水準を維持するため、利益平準化という形態の利益操作を行う可能性があるからである。

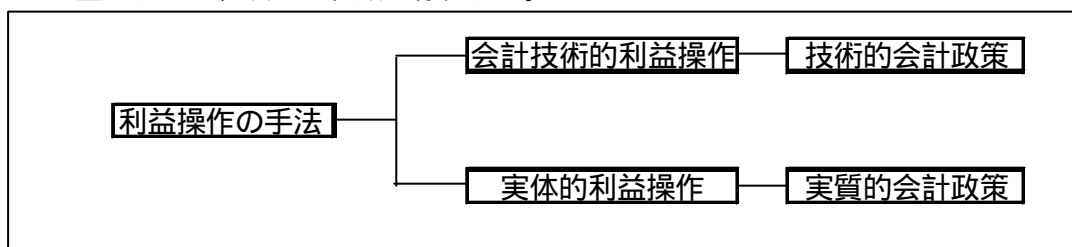
Lev(1969)が、企業は財務比率を業界平均値に接近させていくという財務比率調整プロセスを検証しているように、一般に業界平均的な収益水準から乖離している企業も、どちらかの収益水準にポジションされるかにより、利益捻出あるいは利益圧縮型の利益操作を実行し、意識・無意識を問わず業界平均的な収益水準に、利益を平準化調整することが予想される。上図の矢印は、その調整行動を示したものである。利益操作の可能性は、企業の収益力と業界の収益水準との関係も重要な要素になっていることが分かる。

## ・利益操作の手法

次に利益操作を実行する場合の手法を概観してみる。利益操作の要件で述べたように、利益操作には「意図的・作為的な会計処理や実体変更・仮装行為」が存在している。しかも、これらの行為は、利益の過大計上、あるいは利益の過小計上を、適法かつ一般に公正妥当と認められる会計基準の範囲内で許容されるような手法で実施されなければならない。

利用する手法においても、粉飾決算は架空利益や架空費用の計上、二重帳簿の使用等の明らかな違法行為に基づいて利益を操作するものが中心である。これに対して、利益操作はあくまでも適法かつ適正な会計処理（表示を含む）手法により利益を操作する点に大きな差異が存在する。しかし、実際には財務数値を操作する以上、明瞭に両者を区別することが困難なケースも多い。特に、明らかな違法行為が存在しない会計技術を利用しただけの粉飾決算は、限界的事例である。

利益操作の手法には、前述した伊藤(2000)の定義する会計政策との対応も意識し、内容に応じて整理すれば、次の二種類が存在する。



会計技術的利益操作：主として会計方針の選択・適用（表示を含む）による手法。

実体的利益操作：取引や経済事象自体をコントロールすることによる手法。

但し、厳密には、会計技術的利益操作と技術的会計政策は同じではない（の2(2)参照）。

### 1. 会計技術的利益操作の手法(技術的会計政策)

(1) 会計処理の選択・適用（表示を含む）による利益のコントロール

具体的な例としては、以下のような手法が挙げられる<sup>7)</sup>。

収益・費用の繰上計上・繰延計上

費用の資産計上

繰延資産の費用計上（一時償却）と繰延経理（資産計上）

棚卸資産の評価減や除去損の繰延・未計上

有価証券（売買目的以外）の強制評価減の繰延・未計上

貸倒損失・引当金の未計上、過小計上

退職給付債務算定における恣意的な前提条件設定

土地再評価実施における裁量的な地価の算定

減価償却費の未計上、償却不足

営業外損益と特別損益の裁量的計上区分

(2) 会計方針の変更(継続性の変更)による利益のコントロール

評価方法の変更や費用収益の計上基準の変更等が挙げられる<sup>8)</sup>。具体的な手法としては、例えば以下の手法が指摘できる。

棚卸資産：評価基準または評価方法の変更等

減価償却：定率法と定額法の変更等

有価証券：保有目的(売買、満期保有等)の恣意的変更

引当金：計上基準の変更、新設、中止

繰延資産：一時償却と定額償却の変更

経過勘定：現金主義と発生主義の変更

売上高・営業収益：計上基準の変更(出荷基準と検収基準、工事完成基準と工事進行基準、不動産における契約基準と引渡し基準等

退職給付：移行時差異の償却年数、割引率の変更等

実質的支配の恣意的解釈による連結対象範囲(子会社・関連会社)の変更

但し、最近における会計基準の改正により、従来型の会計方針の選択の余地が減少している反面、新会計基準に関連する裁量的な会計方針の選択・適用(例えば、退職給付会計における割引率の選択、減損会計における減損の兆候の認識等)が新たに出現してきている点に留意を要する。

## 2. 実体的利益操作の手法(実質的会計政策)

この場合は、会計技術を適用する対象である取引や経済事象そのものを、経営者の意図に基づき、裁量的に制御することが中心となる。代表的な手法としては、以下のようなものが挙げられる。

土地や有価証券の売却による含み益の捻出

費用的支出と資本的支出の混同

固定資産の子会社への売却とリースバック(セール・アンド・リースバック)

不健全な販売方法(押込み販売、在庫販売、見込販売等)

子会社を利用した未実現利益計上・損失の移動(いわゆる「飛ばし」)

SPCの利用による不良資産・負債のオフバランス化

複雑な金融商品やデリバティブを利用する利益の計上

タックスヘイブンのダミー海外会社を介させた取引による操作

恣意的な取引利用による損益計上(デリバティブ損益の繰上・繰延等)

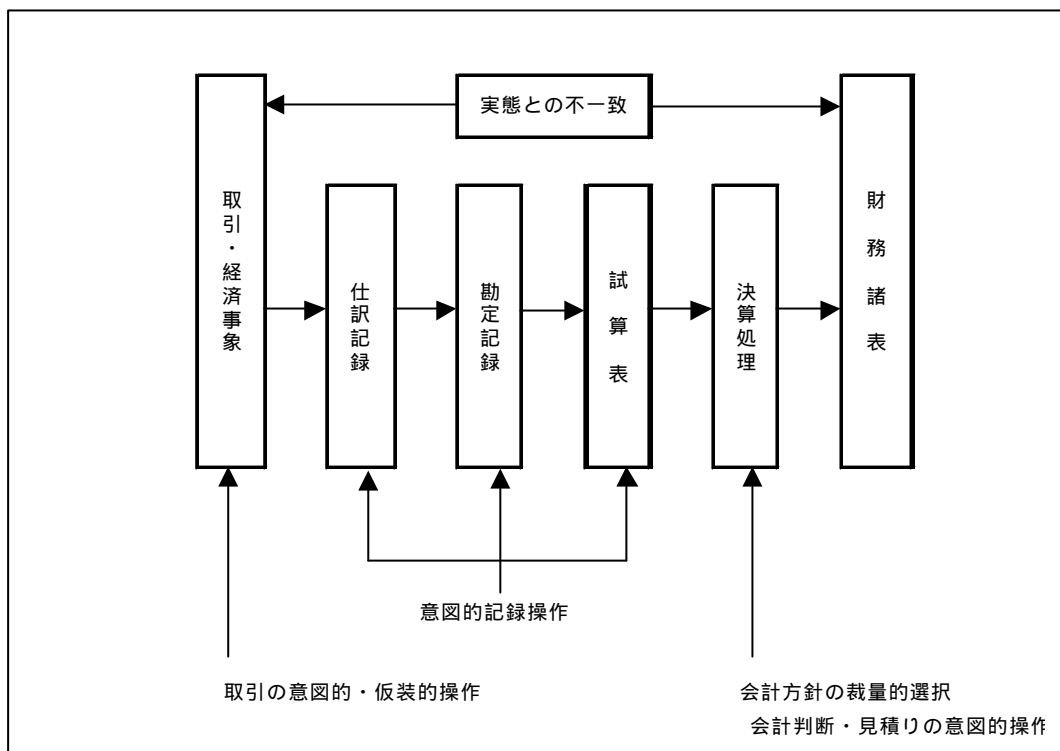
海外取引における移転価格の操作

不良資産の放置

最近の傾向としては、SPCやデリバティブ、さらに海外取引を利用した実体的利益操作手法が増加しつつある点を指摘できる。

### 3. 会計処理の流れから見た利益操作

会計処理の流れ（アカウントティング・チェーン）を、取引発生から財務諸表まで図示したものが、下図である。



利益操作の生じうる局面（時点）を大別すれば、以下の三つになる。

#### 取引・経済事象発生時点

意図的に複雑なデリバティブや海外 SPC の存在を利用して、取引を複雑したり、収益を繰上計上するため、翌期の返品を見越しながら、製品出荷を早め収益を認識する等のケースが該当する。

#### 会計記録時点

記録の隠蔽や仮装等の操作があるが、粉飾決算の場合この段階での取引記録の改竄等が有力な手段と思われるが、利益操作では会計処理を意図的に仮装するケースが想定される。例えば、支払利息に資産勘定に計上するようなケースが該当しよう。

#### 決算処理時点

利益操作にしろ粉飾決算にしろ財務諸表の虚偽表示の中心は、決算整理段階で発生するケースが多いであろう。何しろ伝票一枚で、数億円の金額を動かすことが可能であるからである。評価損の計上の要否や引当金、減価償却等の見積り等経営者の主観的判断に依存せざるを得ない場合には、利益操作は実行し易いということである。

粉飾決算と比較すれば、どちらかと言えば利益操作は、とにおける操作が主体となる。これに反して粉飾決算は、相対的にの決算処理時点で実行されるケースが多いと想定される。尚、内部統制の埒外において経営者が共謀して関与した場合には、粉飾決算に

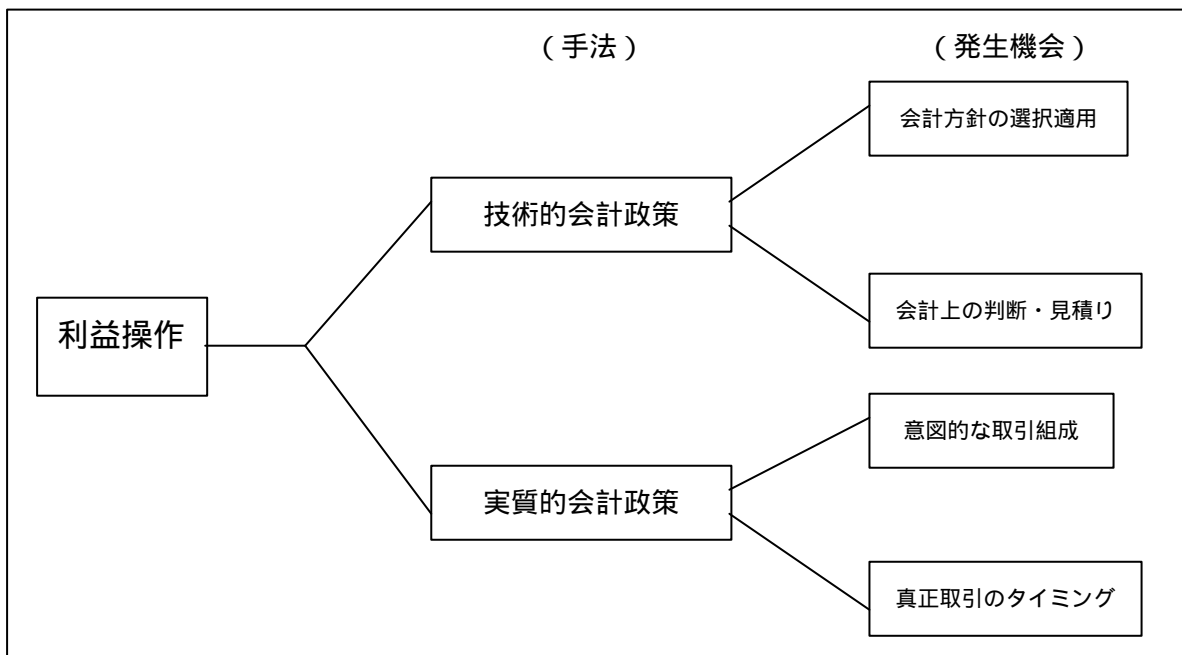
しる利益操作にしる、監査人がこれらの行為を発見することは困難であると考えられる。

#### 4. 利益操作手法の類型化

利益操作に使用される代表的な手法は、既に述べた。Blake et al.(1998)は、利益創作会計 (Creative Accounting) がどのような局面で実行されるかを整理しており、その分類は利益操作にも適用できる。Blake et al.(1998)は、利益創作会計が生じる局面を、以下の4つの時点に求めている(Blake et al.,1998,p.8)。

- 会計方針の選択・適用 (会計方針の変更も含む)
- 会計上の判断・見積り (バイアスのある決定)
- 意図的な取引の組成 (利益操作を意図して、取引自体を仕組むこと)
- 真正取引のタイミング (収益費用等の認識に合わせて取引時期を操作)

この分類を2種類の利益操作手法に追加すれば、次のように再整理することができる。



次に、英米の先行研究に基づき、利益操作の手法の特色を抽出すれば、以下の10種類の類型に区分して整理することができる。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 会計方針の選択の濫用  | 重要性の原則の濫用   |
| 見積・判断・予測の悪用 | 子会社・関連会社の濫用 |
| 意図的な取引の濫用   | Big Bath 会計 |
| 正常な取引の裁量的利用 | 会計方針の変更     |
| 利益の平準化      | 複雑な取引の濫用    |

尚、個々の手法の内容については後述するため、ここでは深く立ち入らないことにする。

技術的会計政策と実質的会計政策との対応関係だけを明らかにすれば、以下のように整理することができる。

| 会計政策の種類<br>代表的な利益操作手法 | 実質的会計政策 | 技術的会計政策 |
|-----------------------|---------|---------|
| 会計方針の選択の濫用            |         |         |
| 見積り・判断・予測の悪用          |         |         |
| 意図的な取引の濫用             |         |         |
| 正常な取引の裁量的利用           |         |         |
| 利益の平準化                |         |         |
| 重要性の原則の濫用             |         |         |
| 子会社・関連会社の濫用           |         |         |
| Big Bath              |         |         |
| 会計方針の変更               |         |         |
| 複雑な取引の濫用              |         |         |

(注) Big Bathは、利益操作の手法であると同時に動機でもある。

さらに、利益操作には利益捻出型と利益圧縮型の2タイプがあることから、これらの具体的な利益操作手法は、その利益操作方向（増益あるいは減益）に応じて、どのような対応になるのかを整理してみたものが下表である。

| 利益計上方法<br>代表的な利益操作手法 | 利益捻出のケース                 |
|----------------------|--------------------------|
| 会計方針の選択の濫用           | 繰越欠損金を利用した税効果会計の適用       |
| 見積り・判断・予測の悪用         | 税効果会計における繰延税金資産の回収可能性判断  |
| 意図的な取引の濫用            | クロス取引（現在禁止） セールアンドリースバック |
| 正常な取引の裁量的利用          | 在庫売上による収益の繰上認識           |
| 利益の平準化               | 子会社からの配当金の調整             |
| 重要性の原則の濫用            | 実質支配力判断による不良子会社の連結外し     |
| 子会社・関連会社の濫用          | SPC を利用したオフバランス処理        |
| Big Bath             | リストラによる費用・損失の意図的前倒し計上    |
| 会計方針の変更              | 裁量的な償却方法の変更（定率 定額法）      |
| 複雑な取引の濫用             | ヘッジ会計の適用、実質ディフューザンスの利用   |

(注) Big Bathは、利益操作の手法であると同時に動機でもある。



| 利益計上方法<br>代表的な利益操作手法 | 利益圧縮のケース                 |
|----------------------|--------------------------|
| 会計方針の選択の濫用           | 独自の耐用年数による減価償却の前倒し       |
| 見積り・判断・予測の悪用         | 減損会計的な会計処理の前倒し適用         |
| 意図的な取引の濫用            | オプション料の操作                |
| 正常な取引の裁量的利用          | 保険費用の費用化（経過勘定処理の停止）      |
| 利益の平準化               | 修繕費の調整、減損処理の厳格化          |
| 重要性の原則の濫用            | セグメント情報の開示（特定セグメントの損益圧縮） |
| 子会社・関連会社の濫用          | 内部取引の恣意的操作（個別ベースのみ）      |
| Big Bath             | （適用なし）                   |
| 会計方針の変更              | 退職給付債務の一括償却（定額償却）        |
| 複雑な取引の濫用             | レバレッジドリース利用による利益計上の先送り   |

（注）Big Bathは、利益操作の手法であると同時に動機でもある。

Big Bath とは、「業績が悪い決算期において、将来に悪い影響を及ぼす可能性のある項目を当期に費用化し、当期の業績をさらに悪化させることにより、次期以降の報告利益の増加を図ろうとするもの」（伊藤,2000,213 頁）とされる。企業に蓄積した過去のウミを一気に出すために利用される会計処理である<sup>9)</sup>。将来の利益捻出の点を重視し、この表の中では利益増大のケースだけを記載した。

尚、岡部(1994a)は、期末に赤字になりそうな企業を想定し、赤字を回避する利益捻出の手段を次のように整理している。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産・販売政策、財務政策の引き締め</li> <li>2 裁量的支出の削減<br/>（R&amp;D や設備投資の削減や新規採用の中止等）</li> <li>3 オン（オフ）バランスシート化</li> <li>4 会計方針の変更</li> </ol> |
|--|

岡部(1994a)によれば、「1」は経営者の威嚇により現実的な企業努力を引き出すものであり、経営者の裁量行動（利益操作）には該当せず、「2～4」の行動が経営者の裁量による利益操作に当たるとしている。同じように意図的に利益を計上する場合でも、手法により利益操作に括れないことがある点を指摘している（岡部,1994a,142-144 頁）。

確かに、「1」に該当する締め付けにより、従業員が期待通りに行動すれば、それは合理的な企業行動として理解できる。しかし、押込み販売等の無理な売上繰上もあり得るため、「1」の行動が全て利益操作に該当しないとは言い切れず、その判断は微妙と考える<sup>10)</sup>。

## ・利益操作のロジック

### 1. 会計利益の関数表現

利益操作を行った場合、それが会計技術的なものであれ、実質的なものであれ、真実の取引や経済事象を、財務諸表に反映しているものではないことになる。従って、損益計算により算出された利益数値も、本来あるべき利益数値ではないことになる。また、採用する利益操作の手法如何により利益が変化する以上、財務諸表における利益は、絶対的な数値ではないことが理解できる。つまり、会計上の利益は、企業の真実の収益力や財務状況だけから決定されるものではないのである。だからこそ、企業の財務諸表を分析する場合には、財務諸表を作成する企業の定性的分析が、定量的・統計的分析と平行して実施されなければならないことになる。

「予想利益 目標利益 = 利益ギャップ」というように、現在の状況のまま推移すれば、利益ギャップが生じてしまう可能性が高ければ、経営者は利益操作を発動させる恐れが出てくることを理解しなければならない。

以上の利益操作の議論を踏まえて、伊藤(2000)は、企業の会計利益を2種類の会計政策の効果を組み込んで、以下のように関数で表現している。

$$\text{会計利益} = f(\text{企業の収益性、技術的会計政策、実質的会計政策})$$

つまり、財務諸表の利益数値は、本来の企業の収益力に加え、経営者の意図に応じた会計政策を反映して、形成されるものであるということである。会計政策の加減如何により、財務諸表の利益は、多くも、少なくも伸縮する訳である。

また、会計利益関数の構成要素である技術的会計政策や実質的会計政策自体も、以下のように関数で表現することができる。

$$\begin{aligned} \text{技術的会計政策} &= f(\text{棚卸資産評価、減価償却方法、有価証券評価、.....}) \\ \text{実質的会計政策} &= f(\text{有価証券売却、固定資産除売却、販売方法の変更.....}) \end{aligned}$$

さらに例えば、上記の技術的会計政策を例に取り上げても、会計政策を構成する要素自体も様々な要素の関数の集合と考えることができる。

$$\begin{aligned} &\text{棚卸資産評価 (原価法・低価法の選択適用)} \\ &= f(\text{時価の推移、相場動向、同業他社の状況.....}) \\ &\text{減価償却方法 (定額法・定率法の選択適用)} \\ &= f(\text{生産動向、工程管理の状況、同業他社の状況.....}) \\ &\dots\text{以下略}\dots \end{aligned}$$

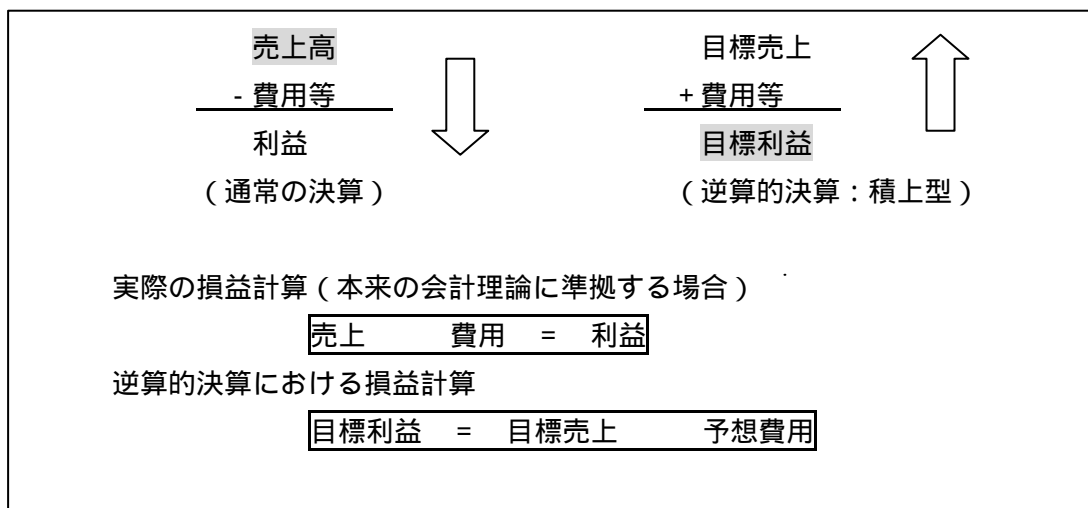
このように、企業の利益は、実質的な収益性に加えて、数多くの連立方程式から構成され

る会計政策により成り立っていることが理解できるであろう。

会計利益の関数表現に基づけば、利益が真実の収益力と会計政策のどちらに依存しているかを見極めることにより、当該企業の収益力の実態を分析することができる。真実の収益力を反映した会計利益を計上している企業が、当然好ましいと評価される。一方、低位な収益力を覆い隠すため、会計政策でお化粧をする度合いが強い企業は、同じ会計利益を計上していても、利益操作による実態と乖離した収益力と判断されることになる。

ところで、我々は、よく「決算を作る」という言葉を耳にすることがある。財務諸表を会計帳簿から誘導して作成することではない。決算書の「利益数値」を作成することである。つまり、利益操作を行うということを意味する訳である。その典型例は、逆算的決算と言われているものであろう。目標の利益水準を達成するため、その目標数値になるようにボトムラインである利益から「逆算」して売上や費用・損失を調整・決定していくという考え方である。その考え方を、概念図で整理したものが、下図である<sup>11)</sup>。

また逆算により埋め合わせなければならない、利益ギャップの程度や売上・費用等の調整額の規模により、採用する会計政策は変化する。単独の会計政策で十分な場合、技術的会計政策と実質的会計政策との組合せを考えなければならない場合等様々なパターンがあり得る。企業としては、逆算的決算を行う場合、現存する資源と許容される会計方針の中で、最適な意思決定を模索することになる<sup>12)</sup>。このように利益操作を行う場合、企業は、会計政策のポートフォリオ的な発想に基づいて意思決定を行わなければ、最適解を求めることは困難ではないかと推測される。そこで、この問題を次項で検討してみる。



## 2. 利益操作のポートフォリオ

(1)利益操作の手法としては、技術的会計政策と実質的会計政策の2種類があり、さらに利益を増加させる方向と減少させる方向の2種類がある。経営者は、これらの会計政策の全てを自在に採用することができ、しかもそれぞれの中には前述した関数の内容として、多くの選択可能な選択肢を持っている。従って、経営者は利益操作を実行するに当たっては、非常に幅の広い選択手段の集合の中から、目標を達成するための最適な会計政策の組合せ、つまり会計政策のポートフォリオを構築する必要がある。経営者は、例えば会計方針の変更という技術的会計政策会計政策だけで利益を操作するかもしれないし、調整すべき利益金額が多いため、同時に資産売却や費用の裁量的支出等実質的会計政策をも多様に組み込む必要に迫られる可能性もある。そして、大まかな会計政策のポートフォリオとして、採用しうる会計政策の種類と目標利益の操作方向の種類から、以下のような「2×2」の4セル型マトリクスが描ける。

【利益操作マトリクス】

|         |       | 実質的会計政策 |       |
|---------|-------|---------|-------|
|         |       | 利益捻出的   | 利益圧縮的 |
| 技術的会計政策 | 利益捻出的 |         |       |
|         | 利益圧縮的 |         |       |

各セルにおける利益操作の内容は、次の通りとなる。

：粉飾決算の場合の典型的ポートフォリオである。このように、あらゆる手段を利用して、目標利益計上を図る。どちらの会計政策をどの程度利用するのは、企業の利用できる資源状況や過去における会計方針の変更状況等により左右される。一般的に、操作する利益の金額程度が大きい場合には、実質的会計政策に依存する可能性が高いと考えられる。

： 業界環境を保守的に判断し、貸倒引当金をかなり厳格に査定して計上した結果、報告利益が目標に達成しそうにない場合、土地売却や人員削減等の利益捻出策を実行するようなケースである。

： 節税をするために、報告利益の計上を抑制したり、利益水準を調整して利益平準化を達成するようなケースが想定される。いわゆる逆粉飾のケースである。我が国の中小企業は、税務会計重視の決算を行っているため、どちらかと言えば、このセル相当する会計政策の組合せによる利益操作を行っている可能性が高い。

： 遊休資産をたまたま売却する事態になったところ、過大損失計上を余儀なくされた場合、目標利益を計上するため、会計処理で費用の繰延計上等を図り、報告利益を増益的報告に調節する必要があるようなケースである。

通常の利益操作のケースは、セル、及び が該当するが、企業がどのセルに該当する利益操作のパターンを実行しているのかを見極めることが肝要である。また企業によっては、一定の利益操作のパターンがある可能性もあり、企業の沿革分析と財務分析を平行して行えば、分析対象企業の利益操作行動をより深く考察することが可能であろう。さらに、将来を予想する場合、企業の決算行動の異常性の有無を判別することも可能となろう。因みに岡部(1994)は、「わが国においては、一部は R&D 支出の削減によって、一部は益出しによって、一部は償却方法の変更によってというふうに、裁量的方法を複雑に組み合わせ、会計利益を動かしているケースが多数ある」と指摘している(岡部,1994a ,145 頁)。

また、財務理論に従えば、金融資産ポートフォリオを組成する際には、その金融資産のリスクとリターンを判断し、全体としてのポートフォリオの最適化を図る必要があるとされる。今までの議論では、個々の会計政策は全てコストとベネフィット<sup>13)</sup>において、暗黙に同等であると仮定してきたが、実際は会計政策毎に差異があるのが当然と考えられる。ペンと紙(現在は、キーボードと PC ディスプレーか)だけで、決算期末に操作が可能な会計処理の操作と、何かと手続き等が伴う資産売却とでは、明らかにコストとベネフィットが異なるであろう。また一方会計方針の変更は、継続性の原則が作用するため、表面的にはむやみやたらにできるものではないし、実質的会計政策も手持ちの経営資源が無ければ、打つ手にも限度がある。従って、経営者は個々の会計政策のコストとベネフィットに加え、このような会計政策の選択の制約も考慮する必要がある。このため、経営者が実際の利益操作ポートフォリオを構築する場合の意思決定は、様々な要素を比較考量しなければならない複雑なものとなっていることが予想される。

この利益操作ポートフォリオ構築の問題は実証が困難であるが、「経営者は会計政策の選択に伴うコストを慎重に秤量し、最も犠牲の少ない方法を優先する」という仮説を導き出しているものがある(岡部,1994a、56-58 頁)しかし、経営者が選択可能な会計政策の

集合がどのようなものであるのかは、実際のところ外部からは窺うことが困難であるという問題がある。また個々の企業の置かれた状況や時期は変化しており、利益操作ポートフォリオをリターン最大化かつコスト最小化を図ったとしても、結果として組み込んだ会計政策の選択は、様々なものになり得る。ある企業で有効な利益操作のポートフォリオが、他の企業で最適な選択とも限らない。企業の固有の状況・条件を無視して、利益の変化状況と会計政策の選択だけを見て利益操作を判断することは早計である。この点については、「このポートフォリオの編成原理はまだ十分に解明されていない」という指摘があること（岡部,1994a、145 頁）に留意が必要であろう。

(2)次に簡単な説例により、会計政策のポートフォリオにより、どの程度利益が変動するのかをしてみる。分析の前提の企業モデルは、以下のように想定した。

| 利益操作を行う前の正常なケース                      |                           |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 売上高                                  | : 1,000 億円 (売上高の認識は、実現主義) |
| 当期利益                                 | : 20 億円                   |
| 〔前提条件〕                               |                           |
| 売上高 1 億円の増加による、利益感度は、ネット増収分の 10%     |                           |
| 退職給付債務(PBO) = 45 億円、引当・年金拠出済 = 25 億円 |                           |
| 割引率 = 4%、会計基準移行時差異(20 億円)の償却方法は、一括償却 |                           |
| 売却対象土地簿価 = 10 億円、公示価格 = 9 億円         |                           |
| 近隣売却事例価格 = 15 億円                     |                           |
| 従業員数 1,000 人、平均賃金(賞与込み) = 6 百万円/人    |                           |
| 人件費・労務費総額 = 60 億円                    |                           |

前提条件に関する技術的会計政策として、売上高と退職給付費用を操作するオプションを想定した。このオプション以外は、正常ケースの前提を適用する。

| 利益操作項目 | 利益捻出型   | 利益圧縮型   |
|--------|---|---|
| 売上高    | 翌期に計上すべき売上を、前倒しに計上する。<br>繰上計上売上高 = 10 億円                    | 当期に計上可能な売上を、意図的に翌期に繰り延べた。<br>繰延べた売上高 = 10 億円              |
| 退職給付費用 | 割引率を国債利回り並みの 4% から、厚生年金の前提利率に合わせ 5.5% へ変更した。<br>PBO = 38 億円 | 割引率を国債利回り並みの 4% から、金利低下傾向等を勘案し、2.5% へ変更した。<br>PBO = 55 億円 |

前提条件に関する実質的会計政策として、以下の土地売却と人件費を操作するオプションを想定した。それ以外には、取引実体等の操作は行わない。

| 利益操作項目   | 利益捻出型                         | 利益圧縮型                          |
|----------|-------------------------------|--------------------------------|
| 固定資産売却損益 | 公示価格と近隣売却事例価格との中間 12 億円で売却した。 | 保守的に公示価格並みの 9 億円で売却した。         |
| 人件費・労務費  | 不況を理由として、一律に 20% の賃金カットをした。   | 創業 100 周年を記念した特別報奨金を 5 億円支出した。 |

このような想定に基づいて、会計政策マトリクスの各セルに当期利益を示せば、最大値をとるセル = 46 億円から、最小値をとるセル = 1 億円まで、正常ケースの利益 20 億円が上下することが分かる<sup>14)</sup>。

|         |       | 実質的会計政策 |       |
|---------|-------|---------|-------|
|         |       | 利益捻出的   | 利益圧縮的 |
| 技術的会計政策 | 利益捻出的 | 46 億円   | 26 億円 |
|         | 利益圧縮的 | 19 億円   | 1 億円  |

この説例では、退職給付債務の処理に関して、会計基準移行時差異を一括償却しているが、利益をさらに捻出するために、特例である 15 年均等償却を採用すれば、当期だけでさらに 12 億円利益を捻出することができる<sup>15)</sup>。但し、技術的会計政策に関しては、内部処理だけで操作が可能というメリットがあるものの、例えば継続性の原則があるため、会計方針の変更による操作は恒常的に実行することはできないデメリットがある。一方、実質的会計政策は目標となる利益水準に応じて、適宜操作は可能である点、柔軟な対応が可能と言えよう。しかし、前述したように手持ち資源の制約等から、同じ手法を每期恒常的に実行することには限りがあるため、実質的会計政策にも自ずと限度があることに注意が必要である。

## ・利益操作と税コスト最小化策との関係

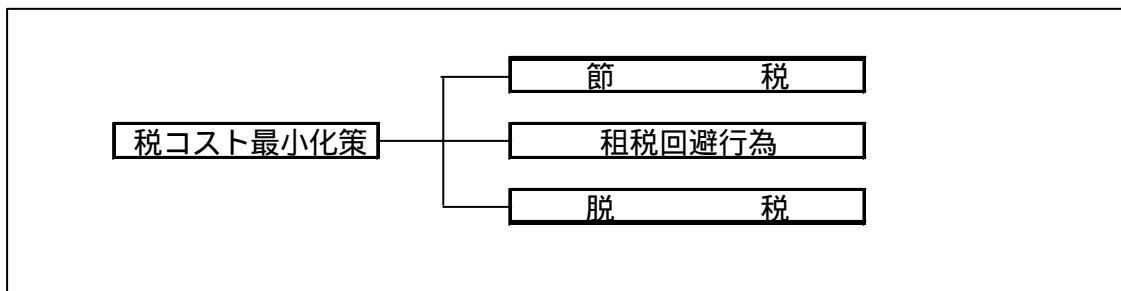
### 1. 税コスト最小化策の概要

どちらかと言えば、利益を増加させる操作が中心となる会計上の決算操作ではあるが、決算操作は、税務上の税コスト最小化策の概念と似ている側面がある。但し、税務では、税金の減少を巡り、収益の過小計上や費用の過大計上等の決算操作の適法性が問題となるため、同じような決算数値の操作ではあっても、税務と会計で視点に差異がある。

会計上における利益操作を考察する上で参考となるのは、適法と違法におけるグレーな境界が存在する、いわゆる脱税と租税回避行為の概念である。両者の差異には税務上でも議論があるが、企業の決算処理が粉飾あるいは利益操作のどちらに該当するのかを検討する上で、グレーゾーンである脱税と租税回避行為の境界線の議論がどのようなものであるのかを検討することは有意義と考える。

ところで、節税や脱税という言葉は、一般によく使用される。納税者が租税法の中で租税コストを最小化しようとするのは当然のことであり、課税庁と納税者との間に、税コスト最小化を巡り常に対立が発生することは不可避なことかもしれない。税法・通達等の解釈に差異が生じることは宿命的とも言える。そのため節税、脱税及び租税回避行為との境界を巡る争いは激しいものがあるのである。しかし、税務の場合は、企業の会計処理を判断する際、過去の裁判所の判例や国税不服審判所における判決例の蓄積を利用することができるため、判例等を十分に検討すれば、事前に適法性に関し、ある程度の予見可能性がつくという面は無視できないものがある。そして争いがエスカレートしても、最終的にはグレーゾーンに関する解釈は、裁判官により決せられることになっている。その点、会計の場合には、そもそも粉飾決算に関する判例が少なく、具体的な会計処理の適法・違法の予見可能性が税務よりも低いという事情がある。加えて公認会計士監査を受けている企業は問題が少ないとしても、監査を受けていない非上場企業等については、税務に依存した決算を実施しており、適正な会計処理が実施されているという保証はない。従って、粉飾と紛らわしいような利益操作の妥当性解釈を巡るグレーゾーンの問題は、逆に税務よりも深刻であるのかもしれないことは銘記してもよいのではなかろうか。

そこで、租税コスト最小化策とされる概念を整理すれば、下図のように3種類の形態が存在する。





## 2. 税コスト最小化策の諸概念

### (1) 節税

節税とは、税法で認められている方法に従い、合理的かつ合法的な手段により、租税負担の軽減を図ることである。節税は、適法な租税負担の軽減方法であり、脱税や租税回避とは概念的に明確に区別されなければならない。節税は、誠実な納税者の合理的な納税の実践方法として推奨されることは当然とされる。節税として認められる要件としては、税法に準拠したものであること、それが通常の事務処理の過程において採用された方法であること、既に租税軽減の方法として経験済みのものであること等である。アメリカでは、節税と租税回避とを区別する判定区分として、健全なる事業目的が存在するか否かを検証するとされている。

### (2) 脱税

脱税とは、故意に事実を曲げて違法な手段や方法により、適正に所得を決定するための課税要件を充足する事実の一部または全部を秘匿し、租税の軽減をはかることと定義される(会計学辞典,1997,1368頁)。法人税法159条は刑罰をもって禁止している犯罪である。粉飾決算も違法行為である点、脱税と類似するものである。

### (3) 租税回避行為<sup>16)</sup>

脱税が違法行為であることに異論はない。問題は、租税回避行為である。租税回避に関しては、学説も多様であり、納税者の考えも様々であるが、租税回避行為とは、手法の選択可能性を利用して、合理的理由なく、意図した経済目的を達成せんとする行為と考えられる。つまり、納税者が私法の契約自由の原則の下で通常の法形式ないし取引形式を採用せず、「これと異なる方形式を選択することにより、通常の法形式を選択した場合と基本的に同様な経済的効果を達成しながら、通常の法形式ないし取引形式に結合している租税負担を軽減または排除すること」(会計学辞典,1997,1367頁)である。このように通常の形態で推移したならば所得となるはずのものを意図的に所得を形成せしめないような形態で業務を処理し、ありうべき所得の取得を回避することにより租税の削減を図る点、租税回避行為は法に触れるものではない。しかし、法形式等の濫用による租税回避行為は、法律行為の形式から見れば、異常かつ迂回的、不自然である。通常の業務処理の過程においては、本来採用されることが行為である。通常考えられるべき合理的な範囲を超えて、税法の目的の裏をかき不当に租税削減を図るものであることから、脱税とともに税法上は認められないと一般に解釈されている。

前述した「合法的に、かつ一般に公正妥当と認められる会計基準の範囲内において利益を不当に操作する」利益操作では、違法とまではいかないものの、なぜかかる会計処理を行うのか、また現時点でなぜ会計方針を変更しなければならないのか等が問題視されるも

のである。「形式的に合法でありながら、法形式等を濫用し不当に租税負担を軽減する」租税回避行為は、形式的合法性のベールをかぶりながら、経済的合理性を欠如している点において、利益操作と共通性が認められると考える。従って、利益操作のような不当な会計処理の問題を検討する場合、租税回避行為の判例・裁決例において議論される論点を参考にして解釈することは有益ではないかと考える。

以上の定義に従い、税コスト最小化策と利益操作の概念を簡単に整理すれば、下表のとおりである。

|       | 脱 税 | 節 税 | 租税回避  | 利益操作  |
|-------|-----|-----|-------|-------|
| 合 法 性 | ×   |     | (形式的) | (形式的) |
| 合 理 性 | ×   |     | ×     | ×     |
| 経 済 性 | ×   |     |       |       |

## (注)

- 1) 前章の注で記載したように、我が国の代表的な会計学や財務諸表論のテキストは、どれも本章のテーマである利益操作について記述していない。飯野(1993)が、利益操作に関して継続性の原則に関連させ記述しているのが目につく程度である(2-28~2-29,2-32)。
- 2) 今福(1992)は、会計政策の対象が、会計データだけではなく、企業の経済活動にまで拡張されてきたため、不正な財務報告の概念も拡張する必要があると指摘し、財務報告を企業の会計行為の背景をなす経済自体と連動させ、「経営操作と連動した財務報告」という概念を提唱している(101-103頁)。「経営操作と連動した財務報告」は、企業の実体取引自体を操作することから、実質的会計政策に相当する概念と考えることができよう。
- 3) 利益操作は、一般に企業の都合だけから実行されるように理解されているが、田中(1999)は業界固有の事情から、「本当の損益数値」を報告できないケースがあるとし、電力、鉄道、建設・土木業界の事例に言及し、利益が政治的・政策的に決められていることを指摘している(197-202頁)。税効果会計の適用や有価証券の強制評価減の要否が問題とされた金融業界も、同じように考えられることができよう。
- 4) 醍醐(1998)は、「経営者は、会計基準による一定の制約はあるが、決算整理の局面でそれ以前の段階の損益をある程度まで改変する裁量をもっていることになる。否、より正確にいうと、「改変」ではなく「逆算」といったほうがよいかもしれない。なぜなら、わが国企業の決算では、最終の(希望)利益をあらかじめ決めておいて、それを誘導するように決算整理を施しているとみなされるケースが珍しくないからである。」と指摘している(75頁)。
- 5) 情報インダクタンスに関しては、伊藤(1996)の第10章に会計基準設定との関係が論じられている。
- 6) 中條(1999)は、継続的業績低迷企業の会計政策を検証し、減配という事象を境として、業績低迷企業が減配後に3年間持続して利益圧縮型の会計政策を採用しているということを示唆している。また榎本(2001)は、無配あるいは税前当期利益が赤字の企業を業績悪化企業のサンプルにして、中條(1999)同様に会計選択行動の実証研究を行っている。但しサンプルが異なるため、榎本(2001)は中條(1999)と異なる結論を導いている。いずれにしろ本文では、業績の悪化している企業が低収益ゾーンにいる場合には、利益捻出型の利益操作を採用すると想定したが、中條・榎本の実証結果とは矛盾することになる。しかし、業績悪化により利益圧縮型会計政策を採用したのか、あるいは利益圧縮型会計政策のために業績悪化となったのか、その因果関係は厳密に論証されてはいない。また本文のような収益状況の低い企業と業績低迷の定義とが一致しているとは限らないため、本文で指摘した関係が否定されるわけではない。但し、低収益下では、本文と異なる会計行動が発生する可能性もあることは興味深い。
- 7) 列挙した手法の中には、会計基準違反に明らかに該当するものがあり、会計士監査の対象企業では目にするのがないものもある。一方、中小企業等の非上場企業では、税務会計に基づいて会計処理を行う場合が多く、税務上許容されているならば、ここで列挙された手法でも、適用している例が見られる。

- 8) 企業の外部利害関係者にとっては、正当な理由による会計方針の変更がなされたとしても、正当な理由とされた背景や事情が明らかではないのが通常であろう。従って、たとえ正当性があつたとしても、利益に影響を及ぼしているならば、利益操作の可能性があると判断し、保守的に企業評価を行うことが想像される。例えば財務分析の手法として、会計方針前の利益である実質利益を算出し、損益状況の期間比較を行うことがある。これなどは、会計方針の変更の正当性を考慮せず、保守的に企業評価を行うケースである。
- 9) 2000年3月期に巨額の損失を計上したが、一転して翌期(2001年3月期)には連結ベースで約1兆円もの損益改善を果たした日産自動車は、典型的なV字型業績改善の例とされている。2001年5月27日付日本経済新聞によれば、ゴーン社長は、2001年3月期決算発表時に「最も深くかがむものが、最も高く飛躍することができる」とコメントしたとされるが、社長の交代、リストラ費用の前倒し計上、日産リバイバルプランの早期達成の必要性等決算の背景にある状況を勘案すれば、2001年3月期のV字型業績改善はBig Bathに該当する可能性が高いと考えられる。
- 10) 米国コーエン委員会 The Commission on Auditors' Responsibilities は、その報告書(Report, Conclusion, and Recommendation, 1978)において、「数多くの利害関係者が企業の業績測定に利害を持ち、またかかる利害が相互に対立することがあるため、業績測定に偏向を加えさせる圧力が生じることがある。権威ある機関は、この点をすでに認識してきた。経営成績と財政状態の測定は、操作が行われないようにするため、恣意性の入り込む余地のない測定ルールを採用するとか、あるいは許容される測定ルールの数を制限するといった方法によって組み立てられる場合が多い。」(邦訳14-15頁)と述べている。このような測定に偏向を与えないようにすることは、会計測定の硬度(Hardness)で表現されている。そして、会計測定の硬度は、いまだに統一がなされてはなく、従って利益操作のような問題に解釈の対立が生じていると考えられる。
- 11) 特殊法人の最終損益が、每期ゼロに落ち着く「ゼロ決算」も、この逆算的決算の一種であると醍醐(1998)は指摘し、決算が事実の写像ではなく、「築像」という逆算思考の決算の極地であり、またこれは特殊法人に限る問題ではないとも述べている(75-76頁)。
- 12) 2003年1月7日付けの日本経済新聞は、我が国の実情に関して、事業や組織の存続という「結果」から導き出す「逆算」が官民を問わず日本の隅々に浸透し、公共事業も企業決算も逆算により効率性が損なわれ、行政も経営も歪められていると指摘している。
- 13) この場合のコストとは、例えば会計方針の変更を行ったとしても、継続性の原則のため、同じ会計方針の変更を行うには制限があることが挙げられる。ベネフィットとしては、例えば土地売却益の計上の方が、有価証券売却益の計上よりも金額が大きいうように、利益に与える金額的影響の多寡が挙げられる。
- 14) 本文で述べたように、会計利益は単一数値ではなく、伸縮自在な数値である。このように大きくしたり、小さくしたりする余地があることから、田中(1999)は会計利益を「あめ細工」と表現している(15頁)。あめ細工のように利益を加工するには、減価償却費が特に利用されるとする。なぜなら金額的にも大きく、監査でもクレームがされにくいいため、利益の増減を減価償却費で操作しやすいからであると指摘している(18頁)。

- 15) 退職給付費用に関連した利益操作としては、例えば数理計算上の差異を複数年償却から、発生の翌期で一括償却したり、逆に一括償却から複数年に変更するという処理年数を変更する事例が多発している。これも、株価低迷等による年金運用環境の悪化を反映しているものである。
- 16) 最近における租税回避行為を巡る問題等に関しては、大淵(2002)を参照。

## 第3章 利益操作と粉飾決算

### ・粉飾決算の概要

#### 1. 粉飾決算の定義

米国の会計不信問題に劣らず、我が国での粉飾決算は、あとを絶たないで実行され続けている<sup>1)</sup>。もともと粉飾決算が社会的にクローズ・アップされたのは、昭和40年に山陽特殊製鋼が倒産し、同社の大がかりな粉飾決算が明るみになってからである。最近では、スーパーのヤオハンの粉飾決算が特筆されるケースである。粉飾決算事件の多発を契機に、これを防止するための方策として公認会計士の財務諸表監査の強化や商法上の監査制度の充実が行われ、今日に及んでいる。しかし、事例は少なくなったものの、粉飾決算は根絶されていないのが実情である。

一方、粉飾決算とは言えないが、実質的には粉飾の色合いの濃い利益操作が会計実務で行われているケースが少なからず目につくことは、既に指摘したところである<sup>2)</sup>。粉飾決算と紛らわしい利益操作を放任しておくことは好ましいことではないが、利益操作と粉飾決算を明確に区別することは、残念ながら専門的な立場からも困難であることは否定できない。そこで、粉飾決算と利益操作の限界的な事例を検討する前に、先ず粉飾決算の定義を第1章よりも、やや詳しく検討してみることにする。

#### 【粉飾決算の定義一覧】

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 「利益を過大に計上する意図をもって行われる決算操作」である。<br>会計学辞典(第五版),1997,1108-1109 頁  |
| 2 | 「財務諸表の作成に関して、企業会計原則にいう真実性の原則に違背して、真実をまげて企業の財政状態や経営成績を財務諸表に示すもの」である。<br>大野敏男(1993),337 頁                      |
| 3 | 「真実を意図的に歪曲して決算を行い、財務諸表を作成すること」である。<br>後藤幸男他(1979),174 頁  |
| 4 | 「経営者による会計政策的不正」である。<br>三澤 一(1986),26 頁   |
| 5 | 「財務諸表の記載内容を故意に歪曲し、その財政状態ないし経営成績を会社にとって好都合な姿に変えて開示すること、いわば、財務諸表を実際よりも良く見せること」が粉飾である。<br>会計学大辞典第四版(1996),947 頁 |
| 6 | 「事実を歪めて会計数値を過大にまたは過小に表示した決算」である。<br>会社経理実務辞典,1993,317 頁  |

ところで、粉飾決算という用語は、正規の学術用語ではなく、俗語として一般的に使われている。利益操作で述べたように、会計処理においては、経営者の意見や判断が介入することは不可避である。粉飾決算の各定義から明らかであるが、中身をもっと端的に言えば、決算に際して、企業が政策的・意図的にこれを悪用して利益を過大あるいは過小表示しようとするのが粉飾決算である。「悪用」という言葉がキーワードである。違法な手段を利用し、会計基準に違反するという意味が含まれる。一方、逆粉飾は、保守主義と紙一重であり、企業の財政状態を悪化させる訳ではないこと、また利益の過大表示に比べて、実害が少ないことから、あまり問題とされることが少なかったと言える。従って、粉飾決算とは一般に利益の過大表示のケースを指すものである。

以上の粉飾決算の定義から、要約される粉飾決算の特色としては、

- (1) 会計的・実体的技法を用いて財務諸表の記載を故意に歪め、実際よりも良好にまたは悪く示し、特定の目的を達成する。虚偽表示は手段である。
- (2) 狭義には、「良く示す場合」のみが粉飾決算となる。広義では、「悪く示す場合」の逆粉飾も含む。
- (3) いわゆる経営者による不正とは異なる概念であり、粉飾決算は不正の一構成要素と考えられる。
- (4) 会計上の不正・誤謬等には、従業員と経営者では、理由・方法・影響等において相当の格差がある。

このような粉飾決算は、なぜ行われるのか、その原因と背景は、利益操作のところで述べたことと変わりがない<sup>3)</sup>。安定的利益や急激な成長に基づく株価の上昇を意図したとしても、外部環境は変化するから、経営者の予想通りには行くものではない。経営者が意図した通りの実績を出せる保証はない。かかる場合企業は、翌期以降の経営努力による自立的な利益回復によるカバーを期待して、会計技術を駆使した利益の過大計上を、また目標を上回る利益が出そうな場合には、税金増加によるキャッシュフローの流出を抑制したり、あるいは翌期以降の利益減少に備えるクッションを確保するため、利益の過少計上をめざす決算対策をとる傾向がある。その決算対策が会計基準や法令をはずれて行われることになれば、それが粉飾決算につながることになる。粉飾決算が発生する背景には、単に決算を取り繕おうとする経営者の経営目的や個人的動機が潜んでいるはずである。またこのような粉飾の意図や経営者の目的だけでは、必ずしも粉飾決算が生じるとは限らない。粉飾決算が生じるためには、それが発生する機会ないし環境が存在するはずである。つまり、我が国の中小企業は内部統制も不十分であり、経営者の不正を防止しにくいこと、金利や人件費を中心とする固定費負担が大きく、収益状況が不安定なため、利益のボラティリティを制御したい誘因のある企業体質の存在等が、企業に粉飾決算に走らせる機会や環境となっている。いずれにしろ外部分析者の立場からは、粉飾決算も利益操作も同様に扱い、特に留意すべき事象と肝に銘ずるべきである<sup>4)</sup>。

## 2. 最近の粉飾決算の動向

前項で粉飾決算は相変わらず撲滅されていないと述べた。そこで、新聞等で判明した粉飾決算の記事で、最近における粉飾決算の動向を追ってみたい<sup>5)</sup>。

日経テレコンで、「粉飾決算」というキーワードを検索した結果は、以下のとおりとなった。

| 年 度 | 粉飾決算記事件数 | 主たる粉飾事件          |
|-----|----------|------------------|
| 9   | 77件      | 山一証券             |
| 10  | 152      | 三田工業             |
| 11  | 247      | 長銀,日債銀           |
| 12  | 72       | テスコ              |
| 13  | 118      | サワコー、ナナボシ、フットワーク |

この記事件数は、国内の粉飾決算ばかりでないため、数字としてはやや水膨れかもしれないが、平均100件程度の粉飾決算関連の記事が毎年出ていることが分かる。特に、11年度は、長銀・日債銀等の金融機関の粉飾決算疑惑に加え、コピーの三田工業の粉飾決算が明らかになったため、例年よりも検案件数が多くなっている。

従来我が国では、大型企業倒産に関連して粉飾決算が露呈し、社会問題になってきた例が多い。様々な会計規制や監査の整備がなされてきても、同様の事件は未だに無くならないことは、我が国だけに止まらず、最近の Enron や WorldCom を始めとした諸外国でも見られる事象である。この背景には、先進各国では株式会社制度を中心とする企業社会において、株価水準を維持し、企業の信用力を確保し、資金調達を円滑に進める等の企業サイドの論理が存在していることが指摘されている。かかる企業サイドの論理は、若干の濃淡はあろうが、万国共通のように思われる。従って、経営者は、自分自身の保身を図ると共に、財務諸表によって会計の社会的機能が発揮されていることを逆用し、粉飾決算を展開するのである。

尚、経営者は組織的かつ緻密に会計数値を操作して粉飾決算を実行するので、企業がいかに内部統制を整備しようとも、内部統制の埒外としての経営者不正は外部の利害関係者がこれを発見するのは容易ではなく、外部監査人の役割が重視されることになる。改正された監査基準は、国際的な監査水準に並ぶものであり、監査人に重要な虚偽表示の発見を強化しており、不正な財務報告の防止により一層期待がかかっているところである<sup>6)</sup>。



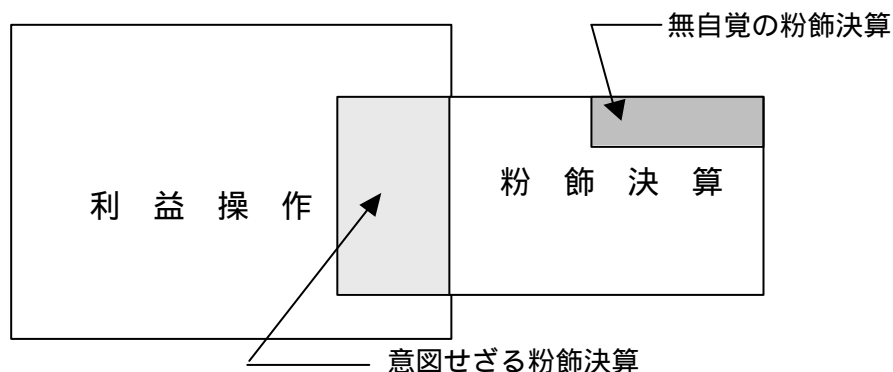
## ・粉飾決算の目的

粉飾決算は、企業の実態を仮装し、企業の信用力を維持するために行われると言ってよい。企業に対する評価は財務諸表上の利益を中心にして行われるから、粉飾は財務数値を仮装して実行されるのである。上場企業の場合には、株式市場への影響を考え、利益の急激な減少を極力回避し、さらにできれば一定水準以上の安定した成長と配当を維持するために必要な利益を確保する目的で粉飾決算が行われるのが実状である。但し、我が国の上場企業の場合には、経営者自身の立場や利益を考慮した粉飾決算が行われる場合は比較的少ない印象がある。それも、ストックオプションの普及に伴い、今後は変化してくることも予想される。一方中小企業の場合では、上場企業と異なり、表面上の利益を圧縮し税金を軽くする目的の逆粉飾が多いと言われている。それ以外には粉飾決算は、増資、銀行借入等を容易にすること、経営者の不正行為、経営上の失敗を隠蔽すること、経営者の対内的・対外的信用を高め、自己の地位の安定や保身をはかること等を目的とすることが考えられる。いずれにしろ財務数値を仮装することにより、経営者の特定の目的を達成せんとする点では、再三指摘したように利益操作目的と大差はない。

ところで粉飾決算と言え、特定の目的による意識的・意図的に行われるものを指すが、これとは別の種類の粉飾決算があることにも注意が必要である（下図）。

一つは、無自覚の粉飾決算である。中小企業の場合、会計知識があまりなく、無意識のうち不良資産等が財務諸表に計上されたままになっており、利益が過大計上されているようなケースである。一種の誤謬と考えることができる。客観的には、事実と異なる側面を持つ以上、財務諸表の虚偽表示と考えることができる。但し、粉飾決算の定義からは、粉飾決算に含めないことが一般的であろう。

もう一つ別の種類は、意図せざる粉飾決算である。通常上場企業の粉飾決算が露呈するのは、当該企業が突然倒産したような場合が多い。利益操作と粉飾決算の差異は、表面的に違法行為の有無を除けば、外部分析者の視点からあまりないと述べたが、このような突然の粉飾決算のケースは、「倒産して判明した利益操作」と言い換えることはできないだろうか。経営者は合法的に利益を操作しているだけで粉飾の意識はないため、倒産を契機に利益操作が粉飾に転化した意図せざる「結果的な粉飾決算」と考えるのである。



従って、倒産により、疑わしい決算の実情が外部に判明しなければ、当該企業の決算は利益操作として理解されていたままであろう。不幸にも倒産した際に経営者が、粉飾決算をしているつもりはなかったというコメントしている例を耳にするが、それが正にこのケースに該当する。意図せざる粉飾決算は、経営者と外部との決算に対する主観的な認識の差異に起因するに過ぎず、あくまで外部の視点から決算内容を批判する場合の理解の仕方である。このようなケースが、利益操作と粉飾決算の限界事例に相当するものである。合法違法を問わず、利益を操作し倒産させたという同じ外観を呈している以上、この場合も粉飾決算とやはり分類すべきであろう。我が国では、非上場企業を中心に、このような意図せざる粉飾のケースは意外と多いのではなかろうか。

## ・粉飾決算の手法

### 1. 粉飾の代表的なケース

粉飾決算の手法は様々である<sup>7)</sup>。しかし、究極的には資産の過大計上、負債の過小表示としてあらわれ、財務諸表上の利益仮装という現象が生じることになる。粉飾決算の手法として典型的なケースを例示すれば、以下の表のように整理できる。

| 粉飾決算の典型的ケース | 具体的な手法の例示                              |
|-------------|--|
| 記録的事実の変更・仮装 | 架空売上と架空売掛金、架空仕入と架空買掛金<br>負債と資産の相殺・不計上等 |
| 不当な会計方針の変更  | 減価償却方法・引当金の計上基準・棚卸資産評価基準等の正当な理由がない変更   |
| 個人的判断の変更    | 貸倒見積額その他引当金、税法上の準備金計上要否等についての不当な変更     |

典型例はこれ以外にも多いが、基本的にはこのような手法を巧妙に結合させて、財務諸表の数値を仮装することが通例である。会計監査において、企業の帳簿等を検証するだけでなく、例えば売掛金の確認、棚卸資産の実地棚卸への立会い等実証的な手続きによる外部証拠を収集するのは、粉飾決算を企業内の内部資料では発見が困難なためである。このため、公表された財務諸表等の限定された資料により企業分析をする外部分析の立場から見れば、巧妙に仮装された粉飾決算を探知することは事実上不可能に近いと言われている。さらに、企業によっては銀行用、税務署用等提出先手に応じて内容が異なる決算書を作成しているところもあり、この場合はより粉飾決算の探知は困難になる。

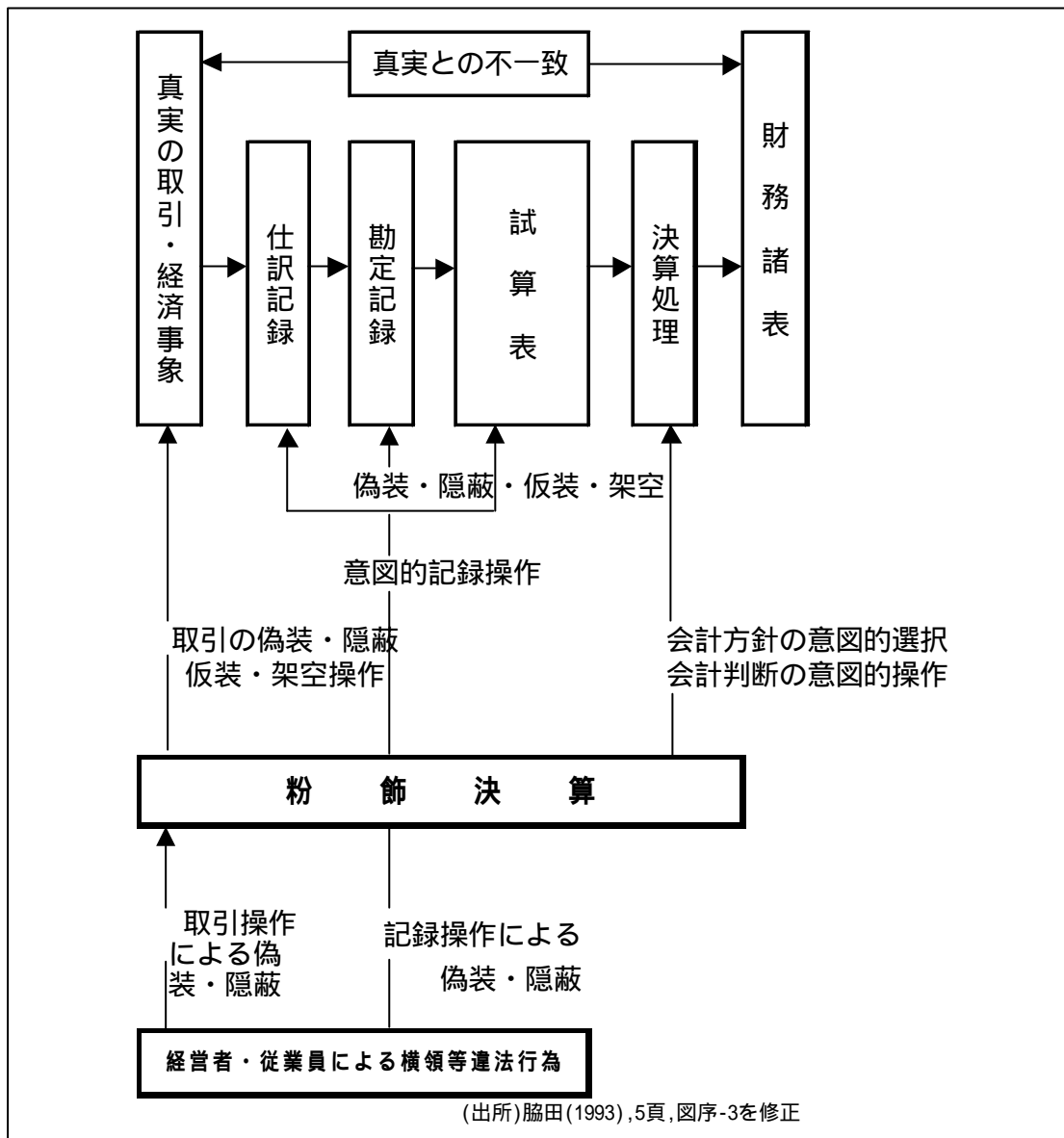
歴史的には、粉飾決算は、流動資産を過大に、あるいは流動負債を過小に表示し、債権者に対して財政状態を歪めて表示したのが嚆矢とされている。最近では、利益の過大計上を悟られないように、粉飾後の財務比率にも配慮した決算操作がなされることも多く、財務比率が正常でも安心はできない。

利益の変化により、粉飾決算を含む不正における誤魔化しパターンを簡潔に整理してみた(下表)。粉飾決算の誤魔化しパターンは、AでもBでも可能である。

|                        | 対象項目  | 操作・仮装手法      | 発見難易度                   |
|------------------------|-------|--------------|-------------------------|
| A型:(×型)<br>赤字を黒字に転化させる | 売上・収益 | 水増し計上        | 実証的な検査をしないと発見困難         |
|                        | 現預金   | 仮払いによる不足正当化  |                         |
|                        | 受取手形  | 割引による仮払い処理   |                         |
|                        | 証券    | 書類偽造         |                         |
| B型:(×型)<br>黒字を赤字に見せかける | 機械装置  | 検収操作による台帳仮装  | 実体が存在するため、検査すれば比較的発見し易い |
|                        | 棚卸資産  | 検収操作による台帳仮装  |                         |
|                        | 不良品   | 現品隠匿         |                         |
|                        | 不良債権  | どんぶり勘定、恣意的判断 |                         |
|                        | 簿外債務  | 目的外使用、偽造     |                         |
| 過剰設備                   | 隠蔽    |              |                         |

違法性の度合いに違いはないものの、A型の方が結果的に赤字決算を黒字に変化させるため、利害関係者への被害を勘案すれば、より悪質である。

また取引の原始記録から財務諸表作成に至る会計処理の流れに従って、粉飾決算の手法を概観してみると下図のように整理される。利益操作との差異に注意頂きたい。



この図における、との行為は、経営者等による資産流用を主とした違法行為であり、会計処理以前に実行されるものであり、粉飾決算固有の要素である。会計的には、かかる違法行為の辻褄を合わせるために、取引の仮装・隠蔽等を行う形となる。～は、利益操作・粉飾決算共に利用される手法であることが理解できよう。

## 2. 粉飾の種類と代表的手法

以下の表に、利益操作の手法との差異を明確にして、より詳細な粉飾決算の手法を整理した<sup>8)</sup>。

|                   | 類 型                | 代 表 的 な 手 法  |
|-------------------|--------------------|--|
| 利益の過大表示           | 収益過大表示<br>資産過大表示   | a. 金融のため受取った受取手形の相手勘定として架空売上の計上と架空売掛金の計上<br>b. 資産の不当な過大評価と不当な評価益の計上  |
|                   | 収益過大表示<br>負債過小表示   | a. 前受金、預り金、仮受金、借入金として処理すべきものを売上として計上<br>b. 受取利息など前受収益として処理すべきものを収益として計上  |
|                   | 費用過小表示<br>資産過大表示   | a. 期末棚卸資産を水増し（単価の過大評価、架空計上、払出方法の変更）し、売上原価を圧縮する<br>b. 貸付金などの債権について取立不能見込額の不計上と売上債権の過大計上<br>c. 貸倒以外の引当損の不計上<br>d. 経費として処理すべき、金利等を固定資産勘定に計上<br>e. 地代家賃などの期間の経過に従って発生する費用のうち、一定期間分を前払いする場合に、これらの費用について、現金主義による処理を、利益の少ない期間に限り、前払い費用に計上 |
|                   | 費用過小表示<br>負債過小表示   | a. 計上すべき未払金、未払費用の不計上   |
|                   | (その他)              | a. 収益の水増しまたは、費用の過少計上を経由せず、直接に資本勘定を水増す<br>b. 圧縮積立金を取り崩して、取崩益を特別利益等を含める  |
|                   | 利益の過小表示            | 収益過小表示<br>負債過大表示   |
| 費用過大表示<br>資産過小表示  |                    | a. 過大な評価損を計上し、棚卸資産を過少計上<br>b. 資産価値のある棚卸資産、固定資産を費用として計上   |
| 費用の過大表示<br>負債過大表示 |                    | a. 仕入の繰上計上や架空仕入の計上で売上原価を増大し、買入債務を過大計上<br>b. 架空費用を計上し架空負債として計上  |
| (その他)             |                    | a. 金融収益と金融費用を相殺して純費用額のみを計上   |
| 表示の粉飾             | 資産の過小表示<br>資産の過大表示 | a. 固定資産の項目を流動資産として計上<br>b. 金融手形を営業上の受取手形として計上する  |
|                   | 負債過小表示<br>資産過小表示   | 融通手形の書き合い  |
|                   | 収益過小表示<br>収益過大表示   | 特別利益の項目を経常損益の部に計上  |
|                   | 費用過大表示<br>費用過小表示   | 経常損益にかかる費用を特別損失とする（の逆）   |
|                   | 資産過大表示<br>負債過大表示   | 現金預金の残高を水増しすると同時に、前受金や預り金などを水増しし、手許流動性を高くみせる   |

先に紹介した手法以外には、不合理な会計処理の選択適用や会計方針の変更等に代表される技術的会計政策や SPC の濫用や取引自体を仮装する実質的会計政策も、粉飾決算では利用される。従って、手法という面では粉飾決算に特有の架空資産の計上等仮装取引等を除けば、利益操作と粉飾決算では大差はない<sup>9)</sup>。しかし、実際のケースでは、どちらとも尽きかねるケースが多く、重要性の問題を除外すれば、微妙な判断を要することは既に述べてきたとおりである。

次に最近米国で問題となった不正会計事件を 2 種類紹介する。WorldCom は、粉飾決算であり、Xerox は利益操作とされたものであるが、粉飾決算と利益操作の区別の問題は、結果的に程度問題ではないかと考えさせられるケースである。

#### (1) WorldCom の粉飾決算のケース<sup>10)</sup>

2002 年 6 月に、米国第 2 位の長距離通信会社 WorldCom が、5・四半期にわたり総額 90 億ドル強も利益を過大表示していた粉飾決算が発覚した。その後の信用不安から、資金繰りが破綻し倒産するに至った。同社の粉飾手法は古典的なものであり、費用として計上すべき電話回線のコストを費用とせず、設備投資として固定資産計上する処理「資産過大計上 利益の水増し」(表の の手法)をしたものである。

修繕費等の費用と資本的支出の区分は、会計監査でも税務調査でも、議論となる論点である。しかし、WorldCom の場合は、目標利益を達成するのに必要な金額だけ経費から資産に振り替えていること、経費の振り替え処理について、監査担当の会計士に相談がなかったこと、資産計上の際の証拠資料が全くないこと等から判断すれば、Enron とは明らかに異なる完全な粉飾決算である。粉飾の手口としては、非常に単純であり、会計監査でなぜ発見できなかったのか、疑問に感じるところである(監査は、Enron 同様に、アンダーセン)。

#### (2) Xerox の利益操作のケース

2002 年 6 月 Xerox が、5 年間(1997-2001 年)に亘り、収入の前倒し計上等により売上高 64 億ドル水増ししていたことが発覚した。同社は、前倒し計上を修正した結果、1997-99 年は売上高と税引き前利益が減少、2000-2001 年は増加し、結果として 5 年間の合計売上高は 19 億ドルの下方修正となる述べている。SEC は 4 月、1997-2000 年の 4 年間に同社が水増しした売上高は総額 30 億ドルに達すると推計し、1000 万ドルの民事制裁金を科した。これを受けて同社は 2001 年分も含め会計監査をやり直したと報道されている。

同社は、この会計処理を粉飾決算と認識していないものの、不適切な会計処理であることは認めているとされる。つまり利益操作はしていたと白状したことになる。操作手法は、事務機器リースの売上高のうち、リース期間にわたって収益計上される利息やサービス売上を、販売時に全額収益計上する製品売上と一緒にして売上と認識していたことが主たるものである(表の の手法)。それ以外にも、引当金等の操作も行っていたと言われている。

WorldCom の粉飾決算も Xerox の利益操作も、会計処理としては収益の過大表示と見合い資産の過大表示という同一の手法を採用したものである。しかし、WorldCom は金額的重要性が大きいため、粉飾決算と判断されたものであろう。概念的に粉飾決算と利益操作を区別することは重要であるが、このケースのように仮装した決算という実態には、大差がない以上、財務諸表を分析する場合には、強いて両者の違いを強調する必要はないと考えさせるケースである。

## ・粉飾決算の統計分析

我が国では、あまり粉飾決算の実態を統計的に分析したケースが少ないため、本項では米国の先行研究を紹介する。共にデータソースは、SECのAAER(会計監査執行通牒)に依存している。

### 1. Dechow, Sloan, and Sweeney(1996)による粉飾決算の因果関係の分析

Dechow et al.(1996)は、会計基準の範囲内外で行われる会計操作を「粉飾決算」(earnings manipulation)と呼び、1982年から1992年にわたるAAERを基にして、92社の粉飾決算企業を分析サンプルとした(Dechow et al.,pp.6-7,1996)。

92社の粉飾決算で使用された手法は、以下の表のように整理できる。

【過大利益の計上要因別分類】

| 要 因           | 企業数(社) | 同左構成比<br>(%) |
|---------------|--------|--------------|
| 収益の過大計上       | 37     | 40.2         |
| 損失の認識の繰延      | 7      | 7.6          |
| 不良債権への引当不足    | 5      | 5.4          |
| 市場性有価証券の過大評価  | 3      | 3.3          |
| 在庫過大評価        | 8      | 8.7          |
| 収益過大計上と費用過小計上 | 14     | 15.2         |
| その他           | 13     | 14.1         |

(出所) Dechow et al.(1996),p.10,Table3より作成

この表から、利益の過大計上の手法としては、当然ながら収益の過大計上がトップとなっており、我が国の実情とは恐らく大差がないと思われる。表示の問題は、その他に含まれているが、サンプル数が少ないものの、やや構成比が低い印象を感じる。因みに、サンプル企業の粉飾決算実施期間(アニュアルレポート等作成ベース)は、1年間で33社と最も多く、次いで2年間の30社となっている(Dechow et al.,p.10,1996)。

また粉飾決算の動機・目的も調査しており、その結果は下表の通りである。

| 粉飾決算の動機・目的     | 企業数(社) |
|----------------|--------|
| 有価証券発行(資金調達目的) | 22     |
| EPS増加傾向を仮装     | 11     |
| 利益連動型報酬制度      | 7      |
| インサイダー取引       | 6      |
| その他            | 3      |
| 合計             | 49     |

(注)複数回答のため、合計と一致しない。動機の記載ないものも除外。

(出所) Dechow et al.(1996),p.10,Table3より作成



粉飾決算の動機・目的として AAER に記載されたものは、主として資金調達目的であった。この点も、粉飾決算に手を染める企業は、大抵資金繰りに苦しい事情から粉飾を開始することと整合的である。

さらに Dechow et al.(1996)は、粉飾決算企業がいかなる会計選択行動を行っていたのかを、会計方針・会計発生高・裁量的発生高を用いて統計的に解析している(Dechow et al.,pp.16-19,1996)。その結果、粉飾決算企業は報告利益を増加させるために、裁量的会計処理方法を選択適用していると結論付けている。因みに AAER の記載とは別に、粉飾決算の動機も独自に解析し、資金調達コストの低減と財務制限条項違反の回避を主な目的としていると主張している(Dechow et al.,pp.19-21,1996)。

## 2. Feroz ,Kyungjoo, and Pastena(1992) による虚偽表示の分析

Feroz et al.(1992)は、1982 年から 1989 年までの間の SEC 調査に基づき、財務諸表の虚偽表示を勘定科目別に分析した。対象は全て米国企業(市場サンプル:58 社、非市場サンプル:130 社)であり、その結果は下表のように整理された。

【勘定科目別虚偽表示の SEC 調査結果の要約】

| 勘定科目    | 市場サンプル(58 社) |     | 非市場サンプル(130 社) |     |
|---------|--------------|-----|----------------|-----|
|         | 件数           | 構成比 | 件数             | 構成比 |
| 売上債権    | 29           | 50% | 71             | 55% |
| 棚卸資産    | 14           | 24% | 18             | 14% |
| 投資      | 2            | 3%  | 13             | 10% |
| 固定資産    | 6            | 10% | 23             | 18% |
| 負債      | 3            | 5%  | 30             | 23% |
| 市場性有価証券 | 1            | 2%  | 2              | 1%  |
| その他資産   | 8            | 14% | 16             | 12% |
| 合計      | 63           |     | 173            |     |

(注)市場サンプルは、統計分析のための市場データを得られる企業を対象とした。

構成比は、対象会社に対する比率である。

(出所) Feroz et al.(1992),p.112,Table2 より作成

表から明らかなように、Feroz et al.(1992)は、米国も他の先進国における虚偽表示の傾向とほぼ似た状況を示していると主張している。勘定科目の点からは、借方の資産科目が虚偽表示の約3分の2を占めていることも示唆している。また、SEC 調査でデータが入手できた企業について、これらの虚偽表示が報告利益に与えている影響(金額的重要性)を分析した。これらの虚偽表示の金額的重要性は小さくはなく、市場・非市場サンプルを問わず、虚偽表示の件数の半分以上が、報告利益の50%以上に影響を与えている重要性のある虚偽表示であることを指摘している。

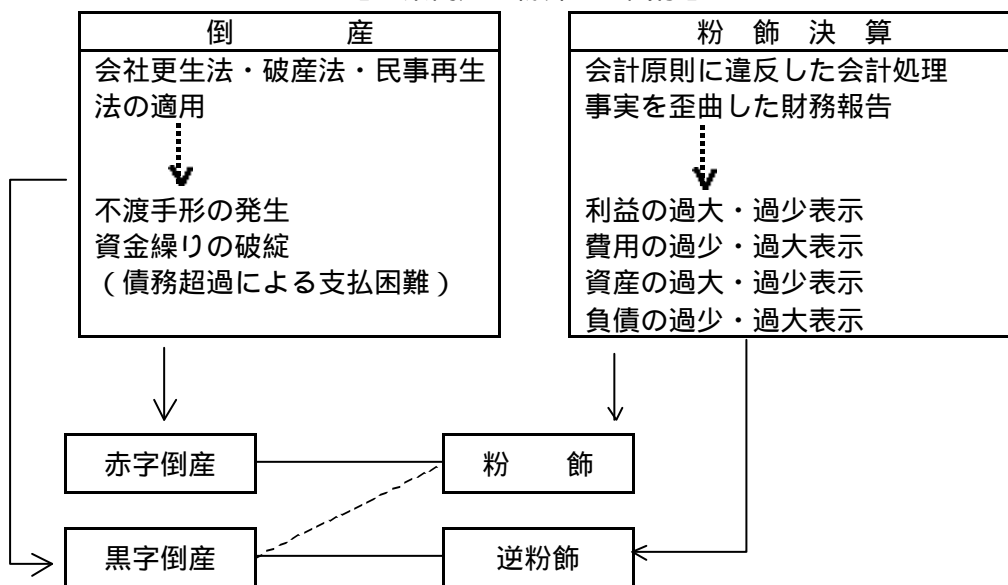
## ・粉飾決算と倒産

### 1. 粉飾決算と企業倒産の関係

企業倒産と粉飾決算には因果関係はないが、一般に粉飾決算は、企業倒産につきものと言われる。前述したように、経営者は利益操作のつもりで長期間決算を操作してきたところ、深みにはまり倒産を招き結果的に「意図せざる粉飾決算」となってしまった例も多いであろう。

利益操作や粉飾決算を行う理由には、企業の信用を維持するということがある。企業の倒産に至る経過を辿れば、経営戦略の失敗から赤字継続、欠損金拡大、株価低迷等の事態を招くことが通例である。そして、この業績悪化期を何らかの抜本的な政策で脱出できれば、企業の危機を回避できる。しかし不幸にして、対策が打ち出せなければ、業績低迷が継続した結果、当該企業に対する信用は喪失し、資金調達の不昧による資金繰りの逼迫、取引条件の悪化等が発生し、最終的に支払不能となり倒産となる。このように、企業の支払能力の喪失が倒産のトリガーとなる。企業の信用力は、会計上の損益と資金繰り（キャッシュフロー創出力）に依存しており、両者のバランスが崩れれば、企業の経営は崩壊することになる。またいわゆる逆粉飾として利益を圧縮している企業でも、損益と資金は別物であるため、突然の支払能力の喪失で、実質ベースで黒字ながら倒産に至る可能性もある。以上の関係を整理したものが、下図である。

【企業倒産と粉飾との関係】



(注) 矢印は因果関係を示すものではない。

そこで、業績が不振な企業の経営者には、かかる状況を避けるため、実態を仮装するような利益操作そして粉飾決算に走る要因が強いことになる。また非上場の同族企業は、上場企業等と比べて、経営が行き詰まった場合、かかる行動に走りやすいとも言われている。

従って、このような不測の事態を招かないためにも、粉飾決算の前ガン症状である利益操作も企業倒産の兆候として捉え、警戒を強めることは決して誇張ではないと考える。確かに上場企業は、会計監査の対象のため、利益操作をしているからと言って、直ちに粉飾決算・企業倒産への道を辿るとは言い切れない。公表された資料を見る限りでは、上場企業の場合、倒産した企業が全て粉飾決算をしていたとは言えないことも事実である（次ページ参照）。しかし、その可能性はゼロではない以上、注意するに超したことはない。

## 2. 倒産と粉飾決算の段階的展開

倒産は、突然発生するものではなく、長い序曲があるものである。そこで、企業が倒産に至るまでの軌跡を、債務者区分や経営者の経営マインドそして決算の仮装の程度と関連させながら整理した（下表）。

| 倒産ステージ         | 債務者区分イメージ<br>(自己査定) | 経営者のマインド               | 決算仮装の程度 |                      |
|----------------|---------------------|------------------------|---------|----------------------|
| 業績悪化・低迷        | 要注意先                | 決算改善努力                 | 利益操作    | 会計方針変更               |
| ↓              | ↓                   | 赤字回避                   |         | 資産売却<br>売上操作<br>費用繰延 |
| 赤字の慢性化         | 要管理先                | 信用力改善<br>黒字決算維持        | 粉飾決算    | リストラの強化による費用未計上      |
| ↓              | ↓                   | 繰欠一掃<br>資金調達改善<br>信用維持 |         | 架空資産計上<br>架空売上計上     |
| 欠損金拡大<br>信用不安  | 破綻懸念先               | 資金確保<br>倒産回避           |         | 融通手形乱発<br>簿外借入導入     |
| ↓              | ↓                   | 破綻先                    |         |                      |
| 債務超過<br>資金繰り逼迫 | 実質破綻先               |                        |         |                      |
| ↓              | ↓                   |                        |         |                      |
| 支払不能<br>倒産     |                     |                        |         |                      |

ここから明らかなように、当初赤字が一時的であったものが、経営不振が継続することにより、赤字が恒常的に発生し、欠損金拡大とエスカレートするにつれて、債務超過、信用不安発生に至り遂に倒産に陥る。自己査定ベースの債務者区分も要注意先から段階的に変化する。実質的に業績を改善させる目途が立たない経営者は、決算を表面的に改善させ、何とか信用力を維持しようとする。そのため決算を取り繕う手法は、当初の会計方針変更等利益操作的色彩が濃いものから、より違法性の高い手法に切り替わり、最後は支払不能を回避するため、会計手法以外で苦境を脱しようとすることになる。

財務諸表を見る場合も、対象企業がどのステージにあるのかに留意し、その決算の仮装

程度を踏まえておく必要がある。特に、違法性の高い手法に手を染め始めることは、企業倒産に近づく一歩であり、単なる決算の利益操作から本格的な粉飾決算に変化する分岐点を見極めることが、与信管理上重要と考える。

最近における経済金融環境に鑑みれば、金融機関の信用を維持するため、また経営破綻企業と認定されないため、今まで以上に企業は、自社の債務者区分に配慮することが予想される。これは、実質的な業績悪化企業が、直ちに決算を操作する可能性の高い状況を作り出すものである。財務数値や財務比率さらに信用リスク管理モデルの評価等だけでは、粉飾決算や倒産を完全に判別・予測することには無理がある。この表で描いたようなイメージを持ちつつ、企業の置かれた環境、経営者のマインドそして決算仮装の程度等を勘案し、総合的に企業の信用リスクを評価していくべきであろう。

証券取引所第一部上場会社の経営破綻1997-2002（除く金融・保険）

| 破綻会社          | 破綻年<br>月 | 決算期 | 業種      | 破綻処理  | 資本金<br>(百万円) | 直近決算 | 監査意見<br>(直近) | 粉飾の有無<br>(公表へ-ス) |
|---------------|----------|-----|---------|-------|--------------|------|--------------|------------------|
| (株)京樽         | 1997.1   | 12月 | 小売業     | 会社更生法 | 12,710       | 黒字   | 有用           |                  |
| 東海興業(株)       | 1997.7   | 10月 | 建設      | 会社更生法 | 6,916        | 赤字   | 適正           |                  |
| 多田建設(株)       | 1997.7   | 3月  | 建設      | 会社更生法 | 4,102        | 黒字   | 適正           |                  |
| 大都工業(株)       | 1997.8   | 3月  | 建設      | 会社更生法 | 6,109        | 黒字   | 適正           |                  |
| (株)ヤオハンジャパン   | 1997.9   | 3月  | 小売業     | 会社更生法 | 2,366        | 黒字   | 適正           |                  |
| (株)東食         | 1997.12  | 10月 | 卸売業     | 会社更生法 | 37,198       | 黒字   | 有用           |                  |
| 大同コンクリート工業(株) | 1998.2   | 3月  | 窯業・土石製品 | 破産    | 1,200        | 黒字   | 有用           |                  |
| 大倉商事(株)       | 1998.8   | 3月  | 卸売業     | 破産    | 14,684       | 赤字   | 適正           |                  |
| (株)ヤハギ        | 1998.9   | 12月 | 鉄鋼      | 破産    | 2,448        | 赤字   | 適正           |                  |
| 日本国土開発(株)     | 1998.12  | 3月  | 建設      | 会社更生法 | 14,149       | 黒字   | 適正           |                  |
| 佐々木硝子(株)      | 1999.4   | 3月  | 窯業・土石製品 | 会社更生法 | 5,525        | 赤字   | 有用           |                  |
| (株)長崎屋        | 2000.2   | 2月  | 小売業     | 会社更生法 | 11,787       | 赤字   | 有用           |                  |
| (株)エルカクエイ     | 2000.2   | 3月  | 不動産     | 会社更生法 | 3,482        | 赤字   | 有用           |                  |
| 東洋製鋼(株)       | 2000.4   | 9月  | 鉄鋼      | 民事再生法 | 3,717        | 赤字   | 適正           |                  |
| (株)第一ホテル      | 2000.5   | 3月  | サービス    | 会社更生法 | 4,857        | 赤字   | 有用           |                  |
| (株)そごう        | 2000.7   | 2月  | 小売業     | 民事再生法 | 14,440       | 赤字   | 適正           |                  |
| 藤井(株)         | 2000.9   | 3月  | 卸売業     | 民事再生法 | 2,308        | 赤字   | 適正           |                  |
| 赤井電機(株)       | 2000.11  | 3月  | 電気機器    | 民事再生法 | 34,851       | 赤字   | 適正           |                  |
| 富士車輛(株)       | 2001.2   | 3月  | 輸送用機器   | 民事再生法 | 1,325        | 赤字   | 有用           |                  |
| (株)池貝         | 2001.2   | 3月  | 機械      | 民事再生法 | 5,149        | 赤字   | 有用           |                  |
| (株)富士工        | 2001.3   | 3月  | 建設      | 民事再生法 | 2,105        | 赤字   | 有用           |                  |
| (株)マイカル       | 2001.9   | 2月  | 小売業     | 民事再生法 | 74,024       | 黒字   | 適正           |                  |
| 大倉電気(株)       | 2001.1   | 3月  | 電気機器    | 民事再生法 | 4,061        | 赤字   | 適正           |                  |
| (株)新潟鐵工所      | 2001.11  | 3月  | 機械      | 会社更生法 | 16,778       | 黒字   | 適正           |                  |
| (株)青木建設       | 2001.12  | 3月  | 建設      | 民事再生法 | 21,538       | 黒字   | 適正           |                  |
| 殖産住宅相互(株)     | 2002.1   | 3月  | 建設      | 民事再生法 | 10,204       | 赤字   | 有用           |                  |
| 日本重化学工業(株)    | 2002.2   | 12月 | 鉄鋼      | 会社更生法 | 6,800        | 赤字   | 有用           |                  |
| 佐藤工業(株)       | 2002.3   | 3月  | 建設      | 会社更生法 | 19,378       | 赤字   | 有用           |                  |
| 日産建設(株)       | 2002.3   | 3月  | 建設      | 会社更生法 | 10,267       | 赤字   | 有用           |                  |

(出所) 会社四季報、有価証券報告書等より作成

## (注)

- 1) 利益操作に比べ、粉飾決算に関しては、様々な文献が既に公表されている。例えば、夏目(1994)、早見(2001)、岡崎(1997)、末松(2002)、森岡(2000)等が挙げられる。米国の事例については、Schilit(2002)が詳しい。
- 2) 利益操作も粉飾決算も同一として論じている岡崎(1997)の考え方もある。
- 3) 粉飾決算に関する文献は多くあるが、その記述は手法や動機等の技術面にやや偏った面がある。しかし、なぜ粉飾決算が犯罪になるにもかかわらず、経営者が今に至るも粉飾を続けるのか、またなぜ経営者は踏み止まらずに最後の一线を越え犯罪を犯したのか等の主観的な問題には、明確な解説を加えているものは少ない。今後は、判例を研究することにより、当事者の心理面等を研究することも重要ではないかと考える。
- 4) 公表された粉飾決算のサンプルが少ないため、粉飾決算に関する書籍には、筆者の経験に基づく着眼点や判断のポイントが述べられているに過ぎないことも多い。確かに役に立つことが多いものの、判断基準が属人的になっている嫌いがあり、決め手に欠ける感じを受ける。まして利益操作に関しては、利益操作の定義・粉飾との異同等に関しても論者により異なるため、問題がより複雑化している。
- 5) 新聞報道の件数を単純に集計したに過ぎず、必ずしも正確とは言えないが、大体の流れを掴むために記載した。我が国における粉飾決算の歴史をコンパクトに整理したものととして週刊東洋経済臨時増刊(2002)の74-77頁を参照。同書は、会計不信問題を特集したものであり、今回のEnron粉飾疑惑を始めとした諸問題を網羅しており参考となる。
- 6) 平成14年4月に経済産業省から公表された「企業経営と財務報告に関する研究会報告書」は、財務報告の虚偽表示に関連して、「投資家等が、財務報告の虚偽や誤謬、誤解を与える記述、または不十分な開示等により損害を被った場合には、その損害を民事訴訟等の手段により救済することを容易にすることが必要であり、そのための環境整備も重要となる。我が国では、一般の不法行為法理に加え、証券取引法に基づく民事的な救済手段が存在するにもかかわらず、このような手段が十分に機能しているとは言い難い。これは、訴訟に関する国民の意識が異なることのほかに、個々の投資家が事実関係を立証することが困難な点等にも起因するものと考ええる。」(32頁)と指摘し、間接的に財務報告の虚偽表示がなくなる要因として、財務報告の虚偽表示に対する刑事罰だけでは不十分である点を挙げている。そこで、同報告書は、「例えば、事実に関する調査権限のある公的な機関が事実認定を行い、株主や投資家はその結果を利用できるようにする等、行政罰や刑事責任のみならず株主や投資家が民事的救済を受けやすくする環境を整備することが必要である。これにより、企業に一定の緊張感を与え、企業の財務報告に対する意識がより高まることが期待される。」(注：下線は筆者) (32頁)と述べ、利益創作会計撲滅に有効とされている英国のFRRP(財務報告違反審査会)と類似した機関の設置を提言していることは興味深い。
- 7) 岡崎(1997)は、粉飾決算の内容の程度に応じて、会計帳簿は単一であるが、作成時に決算書だけ粉飾したもの、会計帳簿等自体を粉飾しているもの、会計帳簿等を二重化して粉飾するもの、決算書が帳簿から誘導して作成されるのではなく、単なる作文であるものという4パタ

ーンに分類する(2頁)。よく指摘される粉飾決算で、銀行用・税務署用等提出先に応じて決算書を変えらるというものは、このパターンに相当すると考えられる。

- 8) Schilit(2002)は、財務粉飾(Financial Shenanigans)として次のパターンを挙げている。そのパターンは、収益の早期計上、虚偽収益の計上、臨時損益の計上、費用の繰延、負債の未計上・不適切な減額、当期利益の繰延、将来費用の繰上計上の7種類である。
- 9) 岡崎(1997)は、最近における粉飾決算手法の主流は、「不健全資産の計上利用」(貸借対照表計上資産性欠如・希薄ないし不明確の資産を利用することである：筆者注)にあると指摘する(45頁)。
- 10) WorldComの粉飾決算と、Enronの不正決算疑惑事件との差異を論じたものとして、例えば岡崎(2002)が挙げられる。

## 第4章 利益操作と会計監査

### ・財務諸表の虚偽表示と会計監査

#### 1. 監査基準の改訂

企業会計審議会は平成11年10月22日に総会を開催し、「国際基準に照らして遜色のない財務諸表監査の規範を確立し、我が国の公認会計士による財務諸表監査に対する信頼性を従前にも増して高める」ことを基本目標として掲げ、監査基準の見直しを開始した。審議会では審議に際して、主要な論点を提起したが、特に「不当な財務報告」に関連する点としては、「公認会計士は、会計基準に準拠していることを監査するだけでなく、仮に形式的には会計基準に違反していないようにみえても、経済実態を反映していない場合は、適正意見を出した後に企業が破綻した例がみられたという状況に照らし、より実態を踏まえた監査意見を述べるべきであるとの意見が多かった。」と指摘した。その後審議会での慎重な審議を経て、平成14年1月25日「監査基準の改訂に関する意見書」を公表するに至った。

ほぼ10年ぶりに改訂された監査基準の特徴として、以下の点が挙げられる。

監査に対する期待ギャップを回避すべく、監査の目的を明示  
不正発見に関連して、監査人の義務と責任を強化  
リスク・アプローチを徹底した監査手続きの構築を規定  
リスク・アプローチの前提となる内部統制概念を明示  
監査意見形成過程における実質判断の導入を規定  
監査報告書の記載内容を国際水準を反映して詳細化  
ゴーイング・コンサーンへの監査人の対応を規定  
正当な理由による会計方針の変更を除外事項の区分より除外  
特記事項を廃止し、追記情報の記載を新設

改訂された監査基準は、「財務諸表の虚偽の表示は、経営者による会計方針の選択や適用などの際の判断の誤りのみならず事務的な過誤によってもたらされるが、重要な虚偽の表示の多くは、財務諸表の利用者を欺くために不正な報告（いわゆる粉飾）をすること、あるいは、資産の流用などの行為を隠蔽するために意図的に虚偽の記録や改竄等を行うことに起因すると考えられる」との認識に基づき、不正等に起因する虚偽表示への対応として、監査人はこのような不正等について特段の注意を払うとともに、監査の過程において不正等を発見した場合には、経営者等に適切な対応を求めるとともに、その財務諸表への影響について評価することを求めている。



尚、違法行為については、「それ自体を発見することが監査人の責任ではなく、その判断には法律の専門的な知識が必要となることも多い。また、違法行為は必ずしも財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となるものではないが、監査人が重要な虚偽の表示につながる虞のある違法行為を発見した場合には、不正等が発見した場合に準じて適切な対応をとることになる」と明確に規定している。

また、監査意見に関しては、「適正意見と虚偽の表示との関係について、監査人が財務諸表は適正に表示されているとの意見を表明することは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの自らの判断が含まれる」とした。さらに、監査意見に関する除外事項に関しては、「1. 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。2. 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、財務諸表に対する意見において、財務諸表が不適正である胸およびその理由を記載しなければならない」と規定した。

今回の監査基準改訂では、従来さほど明示的ではなく、いわゆる期待ギャップ発生の原因であった粉飾等の不正発見が監査の目的に明確化された。これは、米国を初めとした先進国において、一貫して不正な財務報告除外を監査で志向している状況を踏まえた結果である。監査における「重要な虚偽表示」の発見が適正意見の構成要素として規定されたが、重要な虚偽表示である粉飾決算には至らない「不当な財務報告」である利益操作に関しては、米国とは異なり、特段言及がなされてはいない点には、やや不満が残るところである。しかし、今回の改訂では、公認会計士の不正及び誤謬の発見防止に対する「及び腰」を改め、積極的に対応していこうとする前向きな姿勢を、監査人に明確に要求していることは特筆すべきことと評価されている<sup>1)</sup>。

## 2. 違法行為への対応

日本公認会計士協会は、「違法行為」(監査基準委員会報告書第11号《中間報告》)を監査基準の改訂に合わせて見直した。この報告書は、財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる違法行為を含む違法行為全般に関する監査の実務上の指針を示したものである。

財務諸表に関連する違法行為に関して、同報告書は「違法行為は、経営者、従業員または第三者によって行われた法律違反行為であって、会社の経営活動に全く関係しない法律違反行為は含まない。また、違法行為として確定した行為だけでなく、監査人が違法の疑

いが強いと判断した行為」も対象とするとしている。第1章で述べたことと同様に、違法行為には、会計処理に影響を及ぼす違法行為、会計処理に影響を及ぼさない違法行為があり、は通常、会計上の不正または誤謬とされ、当期においてに該当していても、次期以降の財務諸表に影響を与えるものがあることに留意すべきとしている。

また、COSOレポートで指摘されているように、適切な内部統制を整備することは、未然に財務諸表の虚偽表示や違法行為を防止するものである。報告書は、「内部統制の存在は、違法行為が発生する可能性を減少させるが、内部統制には所定の目的どおりに機能しないという可能性も常に存在し、さらに、一般的には共謀による違法行為または経営者自身が行う違法行為に対しては有効に機能しないことが多い。したがって、監査の過程において監査人は、内部統制が違法行為の発生する可能性を低くすることはできても、完全に除去することができない」と述べている。また、財務諸表監査は、すべての違法行為を発見することを予定していないが、監査人は、会計上の不正および誤謬による財務諸表の重要な虚偽の表示を看過しないため、違法行為の発生または存在の可能性を検討しなければならないことを指摘している。

監査人が、違法行為を発見した場合、当該行為の性質および発生の状況を理解し、前述したかの違法行為の分類のいずれに該当するかを判定し、次のような対応をしなければならないと述べている。報告書によれば、監査人は、発見した違法行為が軽微なものである場合を除いて、経営者および監査役会または監査役にその内容を報告しなければならないとする。また発見した違法行為が不正または誤謬となる場合の監査上の取扱いは、「不正及び誤謬」(監査基準委員会報告書第10号《中間報告》)によると規定している。発見した違法行為が、たとえ当期において会計処理に影響を及ぼさない場合でも、次期以降の財務諸表に影響の有無も検討しなければならないとしている。

### 3. 不正と誤謬への対応

日本公認会計士協会は、前項の違法行為と同様に、監査の指針である「不正及び誤謬」(監査基準委員会報告書第10号《中間報告》)を監査基準の改訂に合わせて見直した。この改正は、監査基準の改正のポイントである監査人の不正を発見する姿勢の強化に対応するものであると同時に、国際監査基準(ISA240)を全面的に導入して行った。この国際監査基準(ISA240)は、米国監査基準(SAS)第82号「財務諸表における不正に関する考慮事項」とほぼ同じ内容であることから、我が国の監査基準は不正に関しては世界的なレベルに達していることになる。因みに、Enron事件の影響がないわけではないが<sup>2)</sup>、世界的に不正に対する監査の姿勢は強化の方向にあり、ISAやSAS共に改訂されることが予定されている。

この報告書は、本書のテーマである利益操作のみならず、広く財務諸表の虚偽表示を対象にしていることから、やや詳細に改正された報告書の内容を紹介することにする。

まず、報告書は、監査人の責任として、「監査人は、不正及び誤謬により財務諸表に重要

な虚偽の表示がもたらされる可能性を評価し、その評価結果に基づき、不正及び誤謬による財務諸表の重要な虚偽の表示を看過しないように監査計画を策定し、監査を実施しなければならない。なお、違法行為が発見され、それが不正又は誤謬による重要な虚偽の表示に該当する場合には、本報告書によることとなる」と規定しているが、この責任には変更が見られない。

不正及び誤謬の定義に関しては、今回変更はされていない。すなわち、「誤謬とは、財務諸表の虚偽の表示の原因となる意図的でない誤り」であり、具体的には「財務諸表の基礎となる会計データの収集又は処理上の誤り、事実の見落とし又は誤解に基づく会計上の判断又は見積りの誤り、会計処理、表示科目又は開示に関する会計基準の適用の誤り」が含まれるとしている。不正とは、「財務諸表の虚偽の表示の原因となる、経営者、従業員又は第三者による意図的な行為である。不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用とがある。また、不正への関与者により、不正は経営者不正と従業員不正に区別され、いずれの場合にも不正を隠蔽するために企業外の第三者との共謀や文書の偽造、虚偽の説明等が伴うことが多い」と述べており、本書の立場と大差はない。さらに報告書は第5項に、「不正な財務報告は、財務諸表の利用者を欺くために、財務諸表に意図的な虚偽の表示を行ったり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な開示を行わないことであり、経営者不正である」とし、いわゆる粉飾決算の定義を規定している。この不正な財務報告には、「財務諸表の基礎となる会計記録又は証憑書類の偽造又は改ざん取引、事象又は重要な情報の財務諸表における虚偽の表示又は除外会計処理、表示科目又は開示に関する意図的な会計基準の不適切な適用」が含まれる。

資産の流用に関しては、「売上代金の着服、資産の窃盗、提供を受けていない財貨・サービスに対する支払い代金の着服等種々の方法により行われるが、それらを隠蔽するために記録又は証憑書類を改ざんしたり偽造することが多い。資産の流用は、主として従業員不正であるが、経営者不正もある」とする。

また報告書は新しい概念として「不正の動機と不正の機会」を導入している。すなわち、「不正は、それに関与しようとする動機とそれを実行する機会が関係している。例えば、収入を超えた生活をしている者は、資産の流用に関与する動機を持つことがあり、その者が内部統制の特定の弱点に関する知識がある場合には、内部統制を無効にして不正に関与する機会が高まる。経営者は、達成困難な財務目標に直面しているとき、不正な財務報告に関与する動機を持つことがあり、また、内部統制を無効にできる地位にいるため、従業員に命じて取引の捏造、会計記録又は証憑書類の改ざんや隠蔽が可能であり、不正な財務報告に関与する機会を有している」と述べている。「内部統制は、不正又は誤謬による虚偽の表示の可能性を軽減する最も有効な手段である」から、適切な内部統制を整備・運用することによって、従業員不正の防止・発見は期待できるが、「すべての不正及び誤謬の発生を防止又は発見できるものではない」と指摘しているように、内部統制の埒外にいる経営者の不正には限界があることを認めている。重要なことは、経営者不正の機会、常に存

在することを念頭に置いて監査をしなければならないという点である。

報告書は、第 14 項において、「財務諸表の作成には経営者による見積りや判断が多く含まれていること、監査が原則として試査により実施されること、内部統制には固有の限界があること、また、監査人が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであることから、監査人が、たとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあるという限界がある。したがって、財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれていたことが監査意見を表明した後になって判明した場合でも、そのこと自体、監査が適切に実施されなかったことを示すものではない。監査が適切に実施されたかどうかは、策定した監査計画、実施した監査手続、入手した十分かつ適切な監査証拠及びその監査結果の評価に基づき表明した監査意見が、その状況において妥当であったかどうかによって決定される」とし、さらに第 15 項において、「不正には、隠蔽行為を伴うことが多いため、監査人が不正による重要な虚偽の表示を発見できない可能性は、誤謬による重要な虚偽の表示を発見できない可能性よりも高くなる。特に、経営者が関係した共謀により隠蔽や偽造等が行われた場合には、当該経営者不正を監査人が発見できる可能性は相当に低くなることに留意する必要がある。監査人が不正による重要な虚偽の表示を発見できるかどうかは、不正の巧妙さや発生の頻度、共謀の範囲や程度、不正金額の重要性等に依存している。特に共謀を伴っている不正の場合、監査人が、巧妙に偽造された記録や証憑書類の真偽を判定することは困難である。そのため、それを正しい記録や証憑書類と誤認して監査証拠として採用する可能性が高まる。また、誤謬による重要な虚偽の表示の発見には有効な監査手続であっても、不正による重要な虚偽の表示の発見には有効でないことが多い」と監査の限界も指摘している。

報告書は、利益操作について何ら規定していないが、第 16 項は「会計上の見積りや会計基準の適用といった経営者の判断を伴う事項について虚偽の表示を発見した場合、監査人は、不正の可能性を認識できたとしても、不正であると判定することは困難であることが多い。その判定が困難な場合は、不正とみなして監査上の対応をすることが適切である」と述べ、粉飾決算と利益操作を区別せず、不正に対処する姿勢をとることを規定している<sup>3)</sup>。

## ・米国における不正会計と会計・監査の動向

米国における利益操作に該当する Earnings Management (利益管理) の詳細については、第 6 章で詳細に述べるが、ここでは米国におけるいくつかの不正会計を巡る重要な報告書の内容を要約して紹介することにする<sup>4)</sup>。

米国は、世界最先端の会計基準と監査基準を持つにもかかわらず、利益管理あるいは利益調整のように、詳細に規定された会計基準の不備を突いた不当ないし不正な財務報告を実施する企業が跋扈していたとされる。かかる財務報告の実態に関しては、トレッドウェイ委員会報告書「不正な財務報告」(1987)、さらにトレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) 報告書「不正な財務報告：1987～1997 合衆国の公開企業の分析」(1999) が詳細に分析を加えている。

トレッドウェイ委員会報告書「不正な財務報告」は、不正な財務報告を惹起させる要因を調査し、発生を減少させるための方策を検討し、適切な勧告を行ったものである。その後、不正な財務報告を巡る一連の検証作業を継続させるために、「トレッドウェイ委員会支援組織委員会」(COSO) が組織された。COSO は、不正な財務報告を防止するために、内部統制に関する新たな統合的な指針を設定すべく「内部統制 統合的枠組み」(1992) という報告書を公表している。この報告書で提案された内部統制の概念が、現在では世界標準となり、我が国でも監査基準や金融検査マニュアル等に取り入れられている<sup>5)</sup>。

### 1. Fraudulent Financial Reporting: 1987 - 1997 An Analysis of U.S. Public Companies (1999) の概要

利益操作が極端に実行された場合には、米国では SEC により不正な財務報告とされる。Beasley et al.(1999)は、SEC が 1987 年から 1997 年にかけて発行した AAER(会計監査執行通牒)を基にして不正な財務報告を検討し、不正な財務報告を行うリスクが高い企業の特徴を分析している。その結果は、以下のとおりである。

- 1 中小企業、特に資産や収益が 100 万ドル (約 120 百万円 - @120 円/\$) を下回る企業。
- 2 内部統制環境が弱く、CEO や CFO をチェックすることがない企業。
- 3 監査委員会が設置されていない企業あるいは設置されていても、開催頻度が年間 2 回以下である企業。
- 4 取締役会が、持株比率が高くかつ他の企業の取締役である経験が少ない内部出身者あるいは個人によって支配されている企業。
- 5 経営陣や従業員に、同族関係が存在している企業。

(出所) Mulford et al.(2002),p.120,exhibit4.8 より作成

また、この報告書は、分析対象とされた 220 社の監査状況に関して、「あらゆる会計事務所が、会計不正を犯した企業の監査に参与していた。しかも対象企業の約 6 割は大手会計事務所の監査を受けていた」ことも指摘している。

不正な財務報告に対しては、米国では会計基準の問題よりも、むしろ監査の有効性を問うことが多い印象が強い。

## 2 . The Panel on Audit Effectiveness Report and Recommendation, August, 2000 (邦訳 公認会計士監査) の概要

この報告書は、アメリカ公認会計士協会の設置している公共監視審査会(POB)が指名した「監査の有効性に関する専門委員会(Panel on Audit Effectiveness)」が公表したものである。委員会のタイトルが表しているように、この報告書のねらいは財務諸表に対する監査が有効に機能しているか否かを検証することになる。但し、本報告書は監査だけに止まらず、不正な財務報告に関しても貴重な見解を纏めていることから、ここではその第 3 章の「利益の調整と不正」の部分についてのポイントを紹介する。

まず、不正な財務報告と誤謬の差異は、故意か過失かの違いに基づくと概念規定をしている(邦訳 111 頁)。そして財務諸表の虚偽記載と資産の不正流用が、不正な財務報告を構成するとするが、これは本書の立場と同じ指摘である。また利益の調整(Earnings Management)スキームの一部としての故意の虚偽記載または財務諸表上の金額や開示の脱漏は、不正な財務報告に含まれ、資産の不正流用は、財務諸表上の誤表示を伴った企業の資産の窃盗を含むものとしている(邦訳 112 頁)。

ところで米国監査基準 SAS82 号は、不正な財務報告に関係するリスク要因を分類し、特に経営者の誠実性、経営姿勢が、動機に加え不正な財務報告に関連するとしている(邦訳 113 頁)。この SAS82 号は改訂されており、従来の考え方をさらに進展させ、不正に対するアプローチとして後述する不正トライアングルを導入している。しかし、多くのリスク要因は主観的で監査人には評価が困難であり、リスク要因は不正が存在しないような状況でも存在することがあると指摘している(邦訳 114 頁)。

利益調整は、「企業の利益に影響を与える経営者による広範囲にわたる様々な合法的及び違法な行為」を意味するものであり、利益が様々な方法によって、どのように影響されるかを理解するには、利益調整を「ある端を形成する合法的な経営者の行動から、もう一方の端である不正な財務報告までにわたる連続体」として考えるべきと述べている(邦訳 115 頁)。つまり、財務諸表に報告される利益は、単一な数字ではなく、例えば選択適用される会計処理方法により変化する幅のある帯のような相対的概念として把握することができるという訳である。従って、合法的な利益調整と不正な財務報告を区別する境界線を、このような帯状の利益連続体に引くことは困難であり、企業行動が合法的なものから不正になったか、いつそうなったかを決定することは、必ずしも容易ではないことになる。

また、すべての経営者の活動は、利益に対して潜在的な影響を与えるため、その意味で、

利益調整に関係してくるとし、経営者の行動に注目すべきとする(邦訳 116 頁)。経営者が不正を犯す機会の有無が、不正に必要な側面であり、それはなぜ経営者が不正な財務報告を行う特別な立場にいるのかを説明する概念である(邦訳 120 頁)とし、不正を犯す機会にも注目することを指摘している。先行研究は、蟻の一穴が巨大なダムを崩壊させる契機となるように、不正がしばしば水滴のように小さなことから始まることを示唆している。つまり、巨額な不正も、最初から壮大な計画や陰謀から始まるのではなく、経営者が合法的な利益調整以上のことは何もしておらず、単に会計規則のあいまいさを利用しているに過ぎないと考えていたことから始まっていたケースが多いとしている(邦訳 121 頁)。小さな水滴が滝になる前には、疑問のある会計処理が監査人に発見されたとしても、重要性がないとして、単なる誤謬として処理されてしまうこともあるのである。「最も複雑な不正をした企業は、しばしば、監査人に対して不正の隠蔽を入念に行い、特に監査人が分析的手続きを実施した場合に、正しく見える数値や関係を作ることに気がついていた。これを遂行するために好まれたテクニックは、数字が正しく見えるまで、標準的でない仕訳の利用によって、数字をいじくることであった(邦訳 128 頁)」と述べているように、財務分析を念頭に置いて不正を行うようになっていたため、出来すぎた財務諸表にも注意しなければならないことになる。財務比率に基づく統計分析や定量分析を企業は意識しているため、実態を解析するには定量面だけでは不十分ということが再度強調されている。

## ・利益操作・粉飾決算と監査意見の関係

### 1. 重要性の原則と監査意見の関係

監査の過程において、会計基準に準拠していない会計処理や法令に違反した財務諸表の表示等を監査人が発見した場合、それだけで全てのケースにいわゆる不適正意見が付与される訳ではない。監査人は、監査の実施を総括して形成される合理的な基礎に基づいて監査意見を監査報告書に表明する。監査人が監査意見の基礎となる合理的な基礎を形成する過程で、重要性の判断を適用することは避けて通れないものである。重要性に関しては、量的重要性和質的重要性の2種類があり、両者を総合的に判断して監査人は監査意見を形成していく。日本公認会計士協会監査委員会報告第17号「重要性の判断基準について」において、「監査人の財務諸表に対する意見表明は、個別意見と総合意見に区分して行われる。意見表明に関する重要性の判断基準は、個別意見については無限定意見とするか限定意見とするかの判断基準であり、総合意見については適正意見とするか不適正意見とするかの判断基準である」とし、重要性の判断も個別意見と総合意見とで異なることを示している。さらに、「総合意見の形成に当たっては、個別意見形成のため検討の対象としたすべての除外事項（例えば、会計基準違反の処理等 - 筆者注）の財務諸表に与える総合的影響を考慮して重要性を判断する必要がある」と述べている。従って、監査の過程において監査人が、利益操作として疑わしいような会計処理をいくつか検出したとしても、まず監査意見を限定するか否かの判断を経由し、直ちに監査意見として不適正意見が出される訳ではないことになる。

この報告書においては、重要性の判断の標準化が試みられているが、「監査意見を表明する場合の重要性の判断基準について、すべての監査に一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、被監査会社の業種・業態・規模およびその状況の変化ならびに除外事項の性質の多様性と、判断に当たって考慮すべき条件の多角化とに鑑み、事実上困難であり、画一的な基準の設定はむしろ弊害が多いと認める」と指摘し、判断の標準化には慎重な姿勢を見せている。

また利益操作において、利益の過大表示・過小表示と言う場合、操作しない場合に比べて利益をプラスやマイナスに変化させて財務諸表に表示することを意味するが、何をもって過大や過小というかの判断基準は、「実際の利益」ということになる。「実際の利益」が会計基準に準拠して算出されているならば、監査人は適正意見を表明する。ここで問題となることは、会計基準の柔軟性を考慮すれば、適正と判断される利益は一つとは限らず、幅のある複数の利益額となり得ることである（相対的真実）。このように、あるべき「実際の利益」を財務諸表に表示していなくとも、利益に幅があるため、結果的に監査人の適正性判断にも幅が生じることになる。重要性の問題とは別に、企業と監査人との間で見解の相違が生じることもありうるのである。



## 2. 量的重要性和質的重要性の判断

量的重要性的判断は、監査の過程において発見した不適切な会計処理等が財務諸表上の項目や財務比率にいかなる影響を与えるのかを金額的に把握して、重要性を判断する基準である。この場合当該問題となる事項を修正した財務諸表記載額と修正前記載額とを比較考量し、財務諸表に与える差異金額の影響をも判断に加える。問題はどの程度であれば、金額的に重要性があると判断するかという点である。公式な基準は前項のように存在しないが、監査法人はそれぞれ独自の基準を設定して監査判断に適用していると言われる。

質的重要性の判断は、問題の会計処理等の性質を分析し、重要性の判断を行うものである。脇田(1993)は、具体例として、「明らかに利益操作の意図のもの、違法行為に係わるもの、仮装取引による過大計上や簿外処理による取引隠蔽などの企業不正に係わるもの」は質的重要性が大きいとしている(脇田,1993,155頁)。つまり虚偽表示に当たる事項はすべて、質的に重要性が大きいということである。

そこで、以上の点を基に重要性の原則と監査意見(総合意見)の関係を図示した(下図)<sup>6)</sup>。

|               |      |              |              |              |
|---------------|------|--------------|--------------|--------------|
| 質的<br>重要<br>性 | 著しく大 | 不適正意見<br>(A) | 不適正意見<br>(B) | 不適正意見<br>(C) |
|               | 大    | 限定意見<br>(D)  | 限定意見<br>(E)  | 不適正意見<br>(F) |
|               | 小    | 適正意見<br>(G)  | 限定意見<br>(H)  | 不適正意見<br>(I) |
|               |      | 小            | 大            | 著しく大         |
|               |      | 量的重要性        |              |              |

一般に監査実務では、重要性の判断ではまず量的重要性が重視されるため、金額的に虚偽記載が著しく大きい場合には、質的側面は考慮せず、総合意見として不適正意見となる<sup>7)</sup>。この図からは、粉飾決算あるいは利益操作として疑わしい決算であるが、量的・質的重要

性が共に不適正意見程には大きいとは言えない場合、限定意見に止まることが分かる。しかし監査意見が限定されている場合、少なくとも財務諸表に問題があることを意味し、不適正意見が付与されていないからと言って安心できないことになる。

また財務諸表は、事実と慣習と判断の総合所産と言われるように、財務諸表は本来相対的真実しか持ち得ないものである。つまり財務諸表を構成する諸要素は、一般に承認された仮定等に基づいて判断された結果である。従って重要性の判断の結果、監査において適正と判断されたとしても、債権者の立場では、経済的合理性を欠くような目的を達成するため、経営者が会計処理方法を濫用するような場合、会計監査とは別の観点から不当な財務報告として、厳しく内容を吟味すべきであると考えられる。

### 3. 監査リスクと重要性の判断

監査基準の改訂に伴い「監査上の危険性と重要性」(監査基準委員会報告書第5号《中間報告》)が見直され、新たに「監査リスクと監査上の重要性」(監査基準委員会報告書第5号《中間報告》)として衣替えをしている。これは、新監査基準が監査アプローチとして、リスクアプローチを拡充したことに対応する措置であり、監査リスクとそれと密接な関係にある監査上の重要性に関する監査上の指針を提供するものである。

この報告書によれば、監査リスクとは「監査人が財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性」と定義し、要するに極めて重大な粉飾決算であるにもかかわらず、それを検出できずに適正意見を付与してしまう危険性、つまり監査の失敗を意味するものである。

報告書は、監査上の重要性と監査リスクとの関係として、「監査人は、監査リスクを考慮する場合には、監査上の重要性を検討しなければならない。監査上の重要性は、財務諸表全体に与える虚偽の表示の影響を考慮して判断されるが、発見された虚偽の表示が個別に又は集計して重要であるかどうかの判断に当たっては、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与える程度を考慮しなければならない」と規定している。

重要性の基準値の決定に関しては、「監査人は、監査計画の策定において、財務諸表において重要であると判断される虚偽の表示の金額を重要性の基準値として決定しなければならない。重要性の基準値は、十分かつ適切な監査証拠を入手するための重要な要素であるため、その決定においては、虚偽の表示の質的影響にも注意を払わなければならない。しかし、監査人は、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を入手できるように監査を計画し、実施しなければならないが、金額的に重要でない虚偽の表示のすべてを発見するように監査計画を策定することは想定されていない。したがって、監査計画の策定における重要性の基準値は、通常、金銭的影響を考慮して決定される」と述べている。そして監査計画の策定に際しての重要性の基準値の決定に当たっては、「通常、前年度の財務諸表数値や当年度の予算に基づく財務諸表数値等を基礎とし、一般的には次に掲げる事項が考慮される」として、売上高に与える影響、経常利益・当期

純利益等の各段階の損益に与える影響、総資産に与える影響、自己資本に与える影響を例示している。

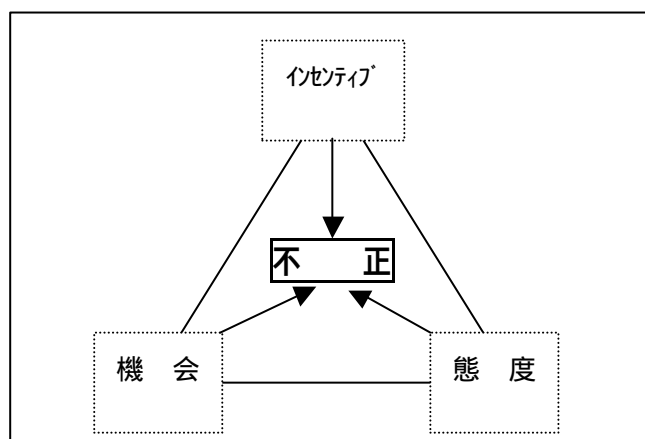
さらに、重要性の基準値における質的側面の検討として、「重要性の基準値の決定においては、通常、金銭的影響が考慮されるが、虚偽の表示の質的影響にも注意を払わなければならない。監査人は、特定の勘定や取引又は監査要点、あるいは特定の監査対象領域について、質的影響から重要であると判断した場合、当該特定の勘定や取引等に関して重要性の基準値を小さくして監査手続を実施することがある」と規定し、質的重要性にも言及している。

監査意見表明に際して考慮すべき監査上の重要性に関しては、「監査意見形成に係る重要性は、監査計画の策定に際して決定する重要性の基準値と密接な関係にある。しかし、両者は、監査計画の策定の時点で基礎とした予算等による数値と当年度の実績数値との間に乖離が生じる場合がある等の理由により必ずしも同一ではない。監査人は、監査意見表明に当たって、財務諸表における項目の金額、小計額又は合計額と適宜関連付けて未訂正の発見した虚偽の表示を集計し、その集計した虚偽の表示が財務諸表全体にとって重要であるかどうかを評価しなければならない。この評価に際して、金銭的影響のみならず、質的影響について、重要性の基準値（改訂されているときは改訂後の基準値）又は財務諸表の実績数値に照らして検討する。なお、ごく少額の虚偽の表示でそれが集計しても財務諸表全体に重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、当該虚偽の表示を未訂正の発見した虚偽の表示の集計から除外することができる」と規定している。前述した日本公認会計士協会監査委員会報告第17号「重要性の判断基準について」よりも、全般的に監査過程に亘り詳細に重要性の判断指針を示しており、参考となる報告書である。

## ・財務諸表の虚偽表示へのアプローチ

### 1. 不正トライアングル

我が国の監査基準の改訂に際して参考となった、米国 SAS（監査基準）第 82 号「財務諸表監査における不正に関する考慮事項」（Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit）の改訂草案は、リスクアプローチの観点から、「不正トライアングル」（The Fraud Triangle）の手法を採用している。不正トライアングルの概念を図示したものが、下図である<sup>8）</sup>。



このトライアングルは、企業の不正は機会、態度及びインセンティブの三つの要素から構成されるとする。すなわちこの三つの要素が全て揃った状況では、不正が発生するリスクが高くなるというモデルである。この三つの要素の定義や具体例は、下表のとおりである。

| 区 分              | 定 義   | 具 体 例   |
|------------------|---|---|
| インセンティブ<br>(誘 因) | 財務諸表作成に際して、経営者や従業員が、重要な虚偽表示を行うようなインセンティブを持っているか、あるいは圧力に晒されている状態                   | 財務の安定性や収益性は、経済、産業あるいは事業の状況如何により変動し、その変動を回避するために不正を行おうとする可能性がある。 |
| 機 会              | 財務諸表作成に際して、重要な虚偽表示を行うことができるような機会を与える環境が存在している状態                                   | 産業や事業の特質から、主観的見積りや不確実性が不可避なため、財務諸表作成に際して不正を起こしやすい機会が生じる。        |
| 態 度<br>(姿勢・企業風土) | 不誠実な行為を故意かつ意図的に実行することを許容するような態度、特色、倫理的価値観がある状態、あるいは不誠実な行為をすることを実行者が、合理化させられるような状況 | 過大かつ非現実的な財務目標を達成することを、アナリストや債権者や第三者に約束してしまうような経営慣行が存在している。      |

(出所) Montgomery et al.,(2002), p.63 より作成

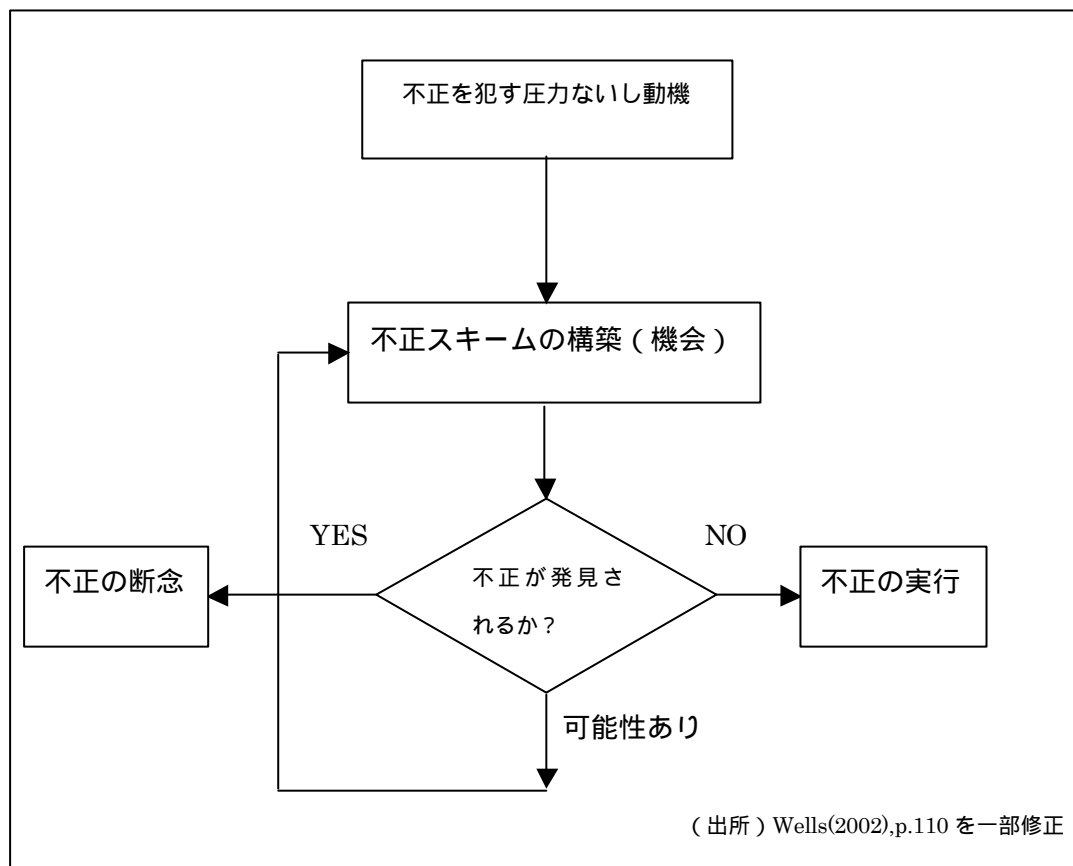
監査人は、このトライアングルで示された状況の有無や不正への影響度・発生確率等を考慮して、必要な監査証拠を収集し監査意見を形成するための合理的な基礎を形成していくことが求められる。前述したように日本公認会計士協会は、監査の指針である「不正及び誤謬」(監査基準委員会報告書第10号《中間報告》)において、不正は、「それに関与しようとする動機とそれを実行する機会が関係している」と明確に規定している。このように、経営者には不正な財務報告を行う機会が常に存在するものの、経営者が誠実であれば、不正な財務報告を行う動機が存在しないため、粉飾決算には至らないということを示唆したものである。

Mulford et al.(2002)は、「利益操作を行うに至る動機付けの条件・機会と利益操作をしようとする潜在的なインセンティブとを区別することが重要である」と指摘している(Mulford et al.,2002,p.60)。また米国における利益管理(Earnings Management)の先行研究に基づき、以下の表のような利益操作の機会とインセンティブの組合せを例示している。

| 利益操作を生じさせる機会・状況  | 利益操作のインセンティブ   |
|--|--|
| 報告利益が、市場における大方の一致した予想利益を下回る可能性がある状況  | 株価の潜在的な急落を避けること  |
| 企業が、株式公開(IPO)準備している状況  | 公開時における株価を最大化させるため、達成可能な利益見通しを提示すること                     |
| 利益連動型の報酬制度を採用している場合、報告利益が報酬を得られる最低限のレベルを若干超えるか、あるいは上限レベルを超過しても何も追加便益を得られない状況 | 利益連動の報酬を最大限得るために、報告利益の水準を、基準となる利益の最低と最高レベルの間に維持するようにすること |
| 規模や業種の特性のため、企業が政治的に不利な立場に立たされやすい状況   | 過大な利益の計上を避け、規模や業種に伴う政治費用を最小化させること                        |
| 借入契約や社債条項等で、報告利益に連動する財務制限条項に違反する可能性がある状況                                     | 金利上昇等の財務制限条項に違反した場合の予想される不利な効果を回避すること                    |
| 持続可能であると経営者が考えている長期的な利益水準のトレンドを、報告利益が若干下回るか、上回る可能性のある状況                      | 一時的にトレンドから外れた報告利益に対する不適切な市場の反応を避けること                     |
| 利益の変動性が、一連の非経常的な事象の発生により惹起される可能性のある状況  | リスクが高い水準にあるという企業評価を避けるために、利益の変動性を削減すること                  |
| 企業の経営者の変更が発生する状況   | 旧経営者に責任を被せるように、新経営者の着任に合わせて多額の資産売却を行うこと                  |
| リストラに関連する費用等に伴い多額の損失が過去に発生してきた状況   | 過大な費用を前倒し計上したことによって、将来の利益目標を達成すること                       |

(出所) Mulford et al.,(2002),p.61,Exhibit3.2 より作成

ところで、Wells(2002)は、不正を犯す経営者の思考パターンをモデル化している。そのモデルが、下図である。

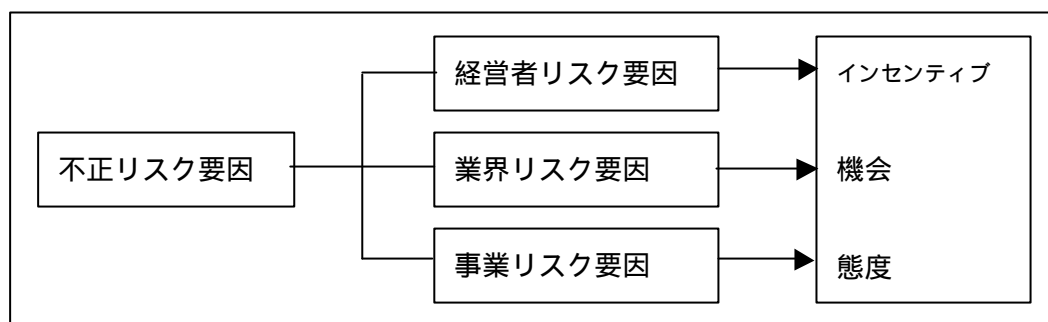


このモデルは、不正トライアングルで規定した要素の内、不正の機会と動機を基にして構築されたものである。経営者に不正な財務報告を行う動機や機会が存在した場合、経営者は不正が監査人に検出される否かを判断し、容易に発見されるようであれば、不正は行わない。発見される可能性があれば、不正を行う手法を変更して、不正の手口を再考する。そして、不正が探知されないと判断すれば、不正実行にゴーサインを下すという訳である。不正トライアングルにおける「態度」の要素は、この思考パターンではどのような位置づけになるであろうか。経営者自身に不正の機会や動機が存在しても、当該企業に不正実行を許容するような姿勢や風土が存在しなければ、この経営者の不正判断において可能性は低い、ブレーキとなる役割を果たすと予想される。

また、事実上財務諸表の虚偽表示あるいは粉飾決算は、違法行為を除けば、手法的には利益操作と大きな差異がないことから、不正トライアングルや経営者不正の思考パターンで示された考え方は、利益操作の可能性を分析するために利用が可能と考えられる。

## 2. 不正リスク要因

利益操作の分析に対して、前項で述べた不正トライアングルが適用できるように、トライアングルの構成要素である「インセンティブ、機会、態度」を、不正リスク（不正な財務報告を行う危険性）という概念で整理する。不正リスクに関しては、既述した日本公認会計士協会の「不正及び誤謬」（監査基準委員会報告書第10号《中間報告》）を参考にした<sup>9)</sup>。不正リスク要因は、内容に応じて、以下の三つに分類した。



利益操作の有無を判断する際には、これらの不正リスク要因を参考にして、不正トライアングルを構築し、企業に不正を起こすような可能性があるかどうかを見極めることがまず求められる。そして可能性が高いと判断されれば、更に分析を進め、利益操作の動機、手法等の解明を行うという手順を踏むことになる。

### 経営者リスク要因

経営者の個性や不正を抑制する内部統制等に対する経営者の姿勢等が該当する。委員会報告によれば、以下の項目が例示されている。

・経営者が不正な財務報告に関与しようとする動機を持つことになる個々の兆候には、次のようなものがある。

- 企業の株価又は利益性向を維持し又は上昇させるために、強引な会計処理を行う傾向がある。
- 経営者が非常に積極的な又は非現実的な業績予想を公表している。
- 経営者が節税目的から申告所得を最小限に抑えるために、不適切な手段をとる傾向がある。
- 経営者の報酬の大部分が、一定の財務数値目標の達成を条件とした賞与、ストック・オプション等である。

・経営者が、内部統制及び財務報告のプロセスに関して、適切な対応をとっていない場合の個々の兆候には、以下の事項が含まれる。

- 経営者が経営離理念又は企業倫理について効果的に伝達、指示をしていない。
- 経営が一人又は召集の集団により支配され、監査役会若しくは監査役又は取締役会による監査又は監督が十分でない。
- 経営者が重要な内部統制について適切に監視していない。

- 経営者が内部統制における重大な欠陥を発見しても適時に是正していない。
- 経営者が営業担当者に対して非常に強力な営業上の目標を課している。
- 監督官庁の設定した基準等を達成するために経営成績を歪めようとする傾向がある。
- 経営者が効果的でない情報技術又は内部監査を改善していない。
- ・財務・経理担当意外の経営者が、会計処理の選択又は重要な見積りの決定に過度に関与している。
- ・経営者や役職者が頻繁に交代している。
- ・過去に商法又は証券取引法違反、あるいはその疑いがあった。
- ・コーポレート・ガバナンスが脆弱又は非効率的である。例えば以下のような状況である。
  - 経営者に対する牽制力が弱い。
  - 監査役会または監査役又は取締役会が財務報告や内部統制にほとんど注意を払わない。

#### 業界リスク要因

企業が属する主な業界の動向に関連する要因であり、業界の特性があるため一概にリスク要因を網羅することはできないが、一般的には以下の項目が挙げられる。尚、業界に対する法的規制も含まれる。

- ・企業の財務安定性又は収益性を損なうおそれのある新たな会計基準又は法的規制の導入がある。
- ・激しい競争によりマージンが低下したり、市場が供給過剰となっている。
- ・業界自体が衰退しており、倒産が増加している。
- ・急速な技術革新又は製品の陳腐化が著しい変化の激しい業種である。

#### 事業リスク要因

企業の従事する事業活動の特性及び企業財務の安定性に関する要因であり、不正には企業の組織構造等の複雑さ、取引の内容及びその複雑さ並びに財務状態や収益性が関連するものとされ、以下の項目が例示されている。

- ・増益にもかかわらず、営業活動からのキャッシュ・フローが増加していない。
- ・競争力を維持するために、企業の財政状態に比較して多額の研究開発費及び資本的支出が必要である。
- ・売上債権の回収可能性、工事進行基準による収益認識、デリバティブの評価等の主観的な判断又は不確実性を伴う見積りを必要とする重要な項目がある。
- ・関連当事者との非経常的な取引が存在する。
- ・未監査の関連当事者との巨額な取引がある。
- ・期末に近い時期に、利益に重要な影響を及ぼす異常な取引又は複雑な取引が存在する。
- ・租税回避地域において、明確な事業上の正当性がないと思われる巨額の銀行勘定又は子会社若しくは支店が存在している。



- ・明確な事業目的なしに、非常に複雑な組織構造となっている。
- ・企業を支配している組織等の判定が困難である。
- ・同業他社と比較して急成長を遂げているか、あるいは収益性が異常に高い。
- ・業績が経済上の諸要因（物価、金利、為替等）に敏感に反応する。
- ・借入債務に非常に大きく依存し、債務の返済能力が限界に近い又は遵守することが困難な制限条項が課されている。
- ・販売高又は利益に応じた報酬プログラムのウェイトが高い。
- ・抵当権の実行、敵対的な企業買収又は経営破綻の脅威にさらされている。
- ・業績悪化が報告されると不利な結果がもたらされる巨額の企業結合等のまだ実行されていない取引がある。
- ・経営者が、財政状態が低迷又は悪化している企業の重要な債務を個人的に保証している。

尚、以上はあくまで例示であり、リスク要因は他にもあることは言うまでもない。またこの例示に該当するとしても、直ちに不正な財務報告を行っているとは短絡的に判断し得ないことはもちろんである。

## (注)

- 1) 不正リスクや内部統制、粉飾決算に関する監査実務からの着眼点等に加え、さらに監査における失敗の視点を論じたものに浜田(2002)がある。
- 2) Enron 事件の我が国に及ぼす影響に関しては、日本公認会計士協会が会員向けのニュースレター (JICPA ニュースレターNo.111 及び No.115) で報告書を発表している。
- 3) 平成 14 年 4 月に経済産業省から公表された「企業経営と財務報告に関する研究会報告書」は、我が国企業の財務報告に関連する様々な問題を取り上げ検討したものである。本書のテーマに関連する財務報告の虚偽表示や利益操作に関しては、「市場が適正に機能することは、すべての経済活動の重要な前提であり、行政には、市場が十分にその機能を発揮できるよう、財務報告が適正なものであるか否かについて必要なレベルの監視を行っていくことが求められる。しかしながら、現在、財務報告が適正であるか否かを監視するための機能が十分ではなく、このため、結果として十分なチェックが行われていないのではないかという懸念がある。今後、投資家保護の観点から、財務報告の虚偽記載のみならず投資家等に誤解を与える記載等を一元的に監視する強力な体制を国として早急に構築していくことが必要である。(注：下線は筆者)」（32 頁）と述べ、行政サイドによる財務報告に対する監視機能の強化を主張している。これは、米国の会計不信問題から生じた一連の世界的な財務報告に対する規制強化の動きと呼応するものである。
- 4) 町田(2002)によれば、米国においては、不正会計に関して、Enron 事件よりも以前から、監査の対応を二つの視点から見直す機運があったと指摘している。すなわち、不正会計に対する監査機能の拡充と不正会計の周辺領域である利益管理の領域に関しても、監査人による積極的関与を求めるものである。これは、本書で指摘したように、会計監査の分野でも、不正な財務報告の前ガン症状である利益操作を未然に抑制していこうとする監査の動向と理解できる。
- 5) 2002 年に成立した米国の企業改革法 (サーベインズ・オックスリー法) は、今後の会計監査に多大な影響を及ぼすものである。その概要は、第 6 章で述べるが、会計監査に及ぼす影響等に関しては、八田・町田(2002)が参考となる。
- 6) 質的重要性が大きく、量的重要性が小さいものと判断される例としては、財務諸表の表示が挙げられる。例えば、会計方針の変更とすべき事項を追加情報として開示した場合や関係会社への貸付金を子会社への貸付金として表示するような場合が考えられる。
- 7) 会計処理・表示の基準準拠性を判断して個別意見を形成する際には、量・質両面の重要性を考慮するが、あくまで量的重要性に相当重点を置いて判断することが監査実務の現実である。また、適正・不適正の総合意見形成に際しては、重要性の程度ではなく、全体として重要性があるかないかで判断していることに注意。
- 8) SAS 第 82 号に関しては、2002 年 2 月に改訂の公開草案が公表されている。この草案は、本文で述べた POB により発表された報告書 (The Panel on Audit Effectiveness Report and Recommendation, August, 2000) の勧告を踏まえて作成されたものである。内容的には、リスク評価の手続きを改善することが改訂の主眼であり、監査人の責任の在り方には大きな変更は加えられていない。尚、この草案は、企業改革法 (サーベインズ・オックスリー法) 成立以前に公表されたものであ

り、その内容がそのまま発効するとは限らないとも指摘されていたが（町田、2002、41 頁）、SAS 第 99 号として 2002 年 12 月以降発効するものとされた。

- 9) 日本公認会計士協会は、従来から業種別に監査の指針を公表している。最近ではリスク・アプローチを適用した「建設業において工事進行基準を適用している場合の監査上の留意事項」（業種別監査委員会報告第 27 号、2002 年 10 月）を公表し、監査リスクの高い建設業等で増加している工事進行基準を巡る会計監査問題に対する注意を喚起している。同報告書は、本書で述べたようなリスク要素以外に、業種特有なリスクの視点に言及している点有益な資料であり、財務分析を行う場合には、これらの業種別の監査指針も参考とすべきである。

## 第5章 Creative Accounting - 利益創作会計 -

### . Creative Accounting の定義

Creative Accounting とは、英国の会計実務において 80 年代に広く実施されてきたものである。我が国では馴染みの薄い用語であり、利益創作会計あるいは利益創造会計等と色々な訳が当てられている（以下、利益創作会計と言う）<sup>1)</sup>。また定義に関しても、米国の Earnings Management と同様に、様々な定義がある。代表的な定義を整理したものが、下表である。

- 1 会計に関する知識を使って、財務諸表において報告される数値を操作するプロセスである。 - (Blake et al., 1998)
- 2 経営者が合法的に会計規則の抜け穴や選択可能な測定・開示の実務により、財務諸表の数値を本来あるべき姿から、報告したいと望むものに変えるための操作である。 - (Naser, 1992)
- 3 会計基準の選択適用がある程度自由な現実の中において生じる誤差を会社が都合よく利用するための手段である。 - (Griffiths, 1995)
- 4 意図的に真実かつ公正な概観を提供するものではない財務諸表を作り上げるため、会計技術と原理を利用かつ悪用することである。 - (O'regan, 2001)

要するに、利益創作会計は、利益操作を意味するものであり、経営者が特定の目的を達成するため、会計のルールの知識を利用して、公表決算の数値を制御する一連のプロセスと理解することができよう。また会計基準や法律には違反するものではないが、本来企業の真実の姿を企業外部に開示するというディスクロージャーの基本精神を犯す点に、不正会計とは異なる特色を持つものである。利益創作会計の「本質を突く言い方としては、利益でっち上げ処理であろうか」と指摘するものもある（田中, 2001, 295 頁）。さらに後述する Griffiths は「Creative Accounting (第一版)」の中で、「この国(英国 - 筆者注)では、どの企業も、利益をごまかしている。あらゆる決算資料は、軽く手を加えられているか、あるいは完全にごまかした会計帳簿に基づき作られているのである。年に二度だけ、投資した大衆に提示される財務数値は、犯罪を構成しないように完全に加工されている。これはトロイの木馬以来、最悪の詐欺行為である。事実この詐欺行為はあまりにも完璧にしつらえてあるので、全く合法なのである。これが、Creative Accounting なのである。」と極めて辛らつな見解を述べている(Griffiths, p.1)。

各論者の見解を見る限り、「悪用する」、「変える」、「操作する」という言葉が使用されており、利益創作会計を少なくとも健全な会計慣行とは理解していないことが分かる。

## ・利益創作会計の目的

なぜ利益創作会計が行われるのかについて、田中(2001)は、McKenzie や Blake らの見解に基づき次のように整理している。

| 動機・目的の種類  | コメ ン ト  |
|-----------|---|
| 利益の平準化    | 経営者は、安定的に株価を維持成長させるために、毎期の報告利益が安定した数値になるように努力する。利益を平準化する常套手段は、引当金と言われる。 |
| 利益予想値の達成  | 事前に発表した利益予測値に実績値を合わせるように会計操作をする。  |
| 公益事業      | 公益事業を営む会社の場合、利益が大きく出ると公共料金の引き下げが要求されるために、事業者は利益が減少するような会計方法を選択する        |
| 成功報酬      | 取締役の報酬を利益額や株価とリンクさせる契約を結んでいる場合、自己の利益のため、利益を制御する。                        |
| 利益分配契約    | 特定のプロジェクトの利益を分配する契約がある場合、自己に有利になるように費用の配賦等を操作する。                        |
| ストックオプション | 経営者は株価を吊り上げるために、利益が増えるような会計処理を選択する                                      |
| 経営者の交代    | 新しい経営者は、事業の成績を大きく好転させることができるように、利益を圧縮するために巨額の引当金等を設定する。                 |
| 株価対策      | 株価の下落を防止するために、利益を操作する。  |

(出所) 田中(2001), 287 ~ 293 頁を参考に作成

利益創作会計の興隆は、後述するように英国の 80 年代における M&A ブームとの密接な関係が指摘されており、従って株価対策、経営者の交代、ストックオプション、成功報酬等 M&A と関係の深い項目の動機・目的が目を引く。一方、80 年代以前は利益の平準化を目的とする利益創作会計が実行されていたと言われている(McKenzie, 1998, p.134)。80 年代を境に、利益創作会計の実行目的・動機に変容が生じたことは、その手法や適用領域を理解する上で参考となる点であろう。

次項以下、英国における利益創作会計に関する代表的な研究者である Smith, Griffiths, そして O'regan の研究成果を順に紹介する。さらに、英国における実証分析で判明した検出事項にも言及する。

## . Smith(1996)の研究

### 1. 利益創作会計に対する基本認識

英国における利益創作会計の問題に最も影響を与えた見解は、Smith が発表した「Accounting for Growth」(1992)で提示されたものと言われている。その見解が発表された後、勤務先や出版社を巻き込んだ大論争に進展し、Smith は勤務していた UBS から解雇され、訴訟騒ぎも発生した。またその論文では、Griffiths らと異なり、財務諸表を操作するための様々な手法を紹介すると同時に、その手法が適用された企業の実例を示した点に特色があった。その後、Smith が主張していた様々な利益創作会計の手法については、会計規制当局の規制強化がなされた。ここで紹介する Smith の研究は、「Accounting for Growth (第二版)」(1996)に基づくものであるが、利益創作会計に対する基本的な認識には大差はないように思われる。1992年の初版では、Smith は、「多くの事例では、財務数値の操作があたかも最も適切な会計処理であるが如く正当化されていると言ってもおかしくはない。事実、どのケースを見ても、監査人によってかかる行為が是認されているのだから。」と主張していた。第二版でも、「どの企業も、英国会計基準(GAAP)に違反していない。しかし、会計基準に準拠していたとしても、開示された内容がミスリードを招くようなものであれば、正確な分析ができず、利益の持続可能性が脆弱であることを見ぬけず、現金を失うことになる。」と警鐘を鳴らしている(Smith,1996、p.5)。

### 2. 英国における利益創作会計の手法や適用領域

Smith によれば、利益創作会計が最も一般的に適用されてきた手法・領域は、以下の 13 項目である。

#### 【利益創作会計の代表的な手法・適用領域】

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 買収会計       | ブランド及び営業権会計     |
| 資産売却       | 減価償却方法の変更       |
| コミットメント    | 流動資産・固定資産の組替え表示 |
| 異常損益項目の乱用  | 外貨換算のミスマッチ      |
| キャッシュフロー会計 | 年金会計            |
| 偶発債務       | 税効果会計           |
| 費用の資本化     |                 |

但し、この中には利益創作会計として従来有効ではあったが、その後の会計規制当局の新たな規制導入等により、その有効性が失われているものも含まれている。

### (1) 買収会計 - リストラ引当金による操作

かつては、SSAP22号<sup>2)</sup>により、英国では買収会計において、報告利益の操作が可能であった。つまり、買収される企業の資産・負債は公正価値評価がなされた。この公正価値評価、すなわち時価評価が買収企業に利益創作会計の機会を付与した<sup>3)</sup>。例えば、固定資産を大幅に減損させ、将来の減価償却負担を軽減させたり、想定される買収後のリストラに備えて過剰な引当金を計上しておきながら、将来不要な引当金を取崩しすること等により、将来利益の過大計上を可能とするものであった。さらに、買収に伴う資産の公正価値評価の過程における引当損は、損益計算書を経由しないため、足元の損益も悪化させないというメリットもあったため、買収に関連する利益創作会計は非常に猛威を振るったと言われている。しかし、現在では買収に伴うリストラ引当金の計上は、損益計算書を経由しなければならないことに変更された。さらに、将来の不確定な事象に起因する損失に備える目的の引当金を過大に計上することにも規制がなされるようになった。

また、ここで述べた不必要な過大引当金の計上による意図的な「赤字」創作に代表される会計処理を「Big Bath 別名 Kitchen sink とも呼ばれる」と一般に称することは既に述べた。この買収に伴うリストラ引当金は利益調整弁として活用され、利益を現在から将来に意図的に先送りさせることにより、業績の「V字型回復」を演出する手段として重要な存在であった。このような「Big Bath」乱用による利益操作の実務が横行したため、FRS3号「財務業績報告の基準」が広範に規制をするに至り、大きなインパクトを実務に与えたと言われている。

後述するブランド会計とも関係するが、買収に伴う営業権(のれん)の問題もあった。営業権(のれん)は、買収先企業の時価評価した純資産価値と買収費用との差額であるが、M&A プームの中で、買収価額の高騰に伴い、営業権(のれん)も巨額化する傾向にあった。英国では、営業権(のれん)の償却費は、貸借対照表の資本の部の剰余金勘定に課されるため、利益に影響を及ぼすことはなかった。この結果、いくら買収による営業権の償却負担が大きくとも、EPS(一株当たり利益)を実際以上に良く見せる操作が可能になっていた。このため、買収会計とは別に、営業権(のれん)の問題も利益創作会計の温床となっていた。

### (2) 資産売却による損益操作

資産売却収益を当期利益に反映できれば、EPSを向上させることができるのは当然である。経営者は常に資産売却のような非経常的収益を、異常損益項目として当期利益より上(above the line)で計上できることを期待している(Smith, 1996, p.34)。問題は、経営者の恣意性である。つまり、非経常的収益の場合には、常に当期利益に反映させようとするのに対し、損失の場合には、できるだけ当期利益に反映させないような裁量的な表示上の分類選択行動を行うのである。また他社の子会社や事業を買収した場合、資産等の公正価値評価を実施した結果、意図的に減損損失を計上し、将来における貸借対照表を毀損させる

リスクを排除するようなことがあると言われている。そして、将来この子会社等を売却した場合、過去に資産を圧縮していた分だけ、利益を多く計上することが可能になるという操作が行われた。

これらの疑わしい会計処理に対して、1992年のFRS3号「財務業績報告の基準」が公表された結果、異常損益項目の裁量的な利用が制限されるようになった。しかし、依然としてグレーな領域は残っていると言われている。例えば、赤字の子会社を連結対象から除外するために、売却予定であるという理由により連結から除外する慣行があった。ここで問題となるのが、そのような売却予定子会社を売却もせず、放置しておくという制度の乱用である。これに対しても、1年以内に売却しなければ、連結から除外できないという規制がかけられた。しかし、依然としてこの手法は利用され続けているとSmithは指摘している(Smith, 1996, p. 40)。

### (3) コミットメント Earn-outs のスキーム

これも買収に関連する利益創作会計の問題である。特定の利害関係者への現金や株式での支払を、買収した事業あるいは会社の将来の業績如何に連動させて繰延処理することがある(我が国では、あまり例がないと推測されるが)。会計的には、一種のコミットメントと考えられる。買収先企業の人材流出を防止するため、有為な人材に報酬等のコミットメントを約束しながら、買収企業自体は当面の資金負担等を免れることができるという一石二鳥的なメリットを持つものである。被買収企業の有能な人材をつなぎ止め、しかも業績を挙げさせようとする巧妙なスキームである。

この手法は英国の例ではあるが、80年代における広告業界のM&Aブームで、「Earn-outs」として買収企業で活用されたとされる(Smith, 1996, p. 44)。買収した時点では、買収先企業の業績が結合され、当然ながら連結財務数値は向上する。Earn-outsによる負担はあくまで将来発生するものであり、当面の買収に伴う費用負担も回避でき、表面上の業績改善が期待できるために乱用された訳である。しかし、このスキームは現金が将来生みだされるとは限らない点に落とし穴が存在していた。キャッシュフローが発生しなければ、企業としては外部から資金を調達しなければならない。このような一種のコミットメントとして、偶発債務と同様な危険性を有するスキームのため、金額は不確定ながら、情報開示の対象とされたが、財務諸表利用者は買収時点の表面上の業績に欺かれてしまうため、判断を誤る恐れがある危険性のあるツールとされた。

### (4) 異常損益項目

英国のSSAP6号は、異常損益項目や例外項目に関する会計処理を規定する基準であった。PER(株価収益率)やEPSといった投資家が重視する指標の計算で使用される「当期利益」は、異常損益項目を計上する前の段階の利益とされていた。従って異常損益項目を計上する前と後では、当期利益の数値は異なり、当然PERやEPSにも大きな差異が出てくる。SSAP6



号によれば、例外項目は当期利益より前で計上するのに対し、異常損益項目は後で計上することができたため、異常損益は当期利益に反映されない仕組みであった。しかし、例外項目と異常損益項目の区分は、企業により恣意的に裁量可能と言われ、利益創作会計のツールとして活用されていた。我が国でも問題とされた「特別損益と営業外損益の計上区分の曖昧さ」と類似している事象である。本来、異常損益項目とされる事項は稀なものに限定されていたにもかかわらず、「非経常的」とは疑わしい項目も計上されていた点に、表意的な基準恣意性の下における実質的な基準濫用という利益創作会計の本質が垣間見える。

#### (5) キャッシュフロー会計

利益創作会計で使用される手法の多数は、発生主義での報告利益を操作するものに過ぎず、キャッシュフローを創出するものではないことに着目しなければならない。従って、キャッシュフロー分析は、利益創作会計の問題点を暴くために非常に有効な分析手法と評価されている(Smith, 1996, p.59)。その点、ASB(会計基準審議会)がFRS1号「キャッシュフロー会計」を導入し、投資家がキャッシュフロー分析を容易に実施することができるようにしたことは特筆すべきことであると考えられている。

確かに、キャッシュは利益よりも操作しにくいというメリットがあるが、問題はキャッシュが単純な概念ではないことである。キャッシュフローも会計操作とは全く無縁という訳ではなく、操作できる余地がある。例えば現金だけが、キャッシュフローに含まれるわけではなく、換金容易な短期証券のような「現金等価物」もキャッシュフローに含まれる。短期とは、満期が3ヶ月を超えないものと定義されるが、長期性の投資をこの「短期」証券に振り替えることにより、企業は表面上のキャッシュフローを増加させ、財務諸表利用者をミスリードすることが可能になった(Smith, 1996, pp.60-64)。従って、キャッシュフロー計算書の最終尻のキャッシュフローが増加していたとしても、それで安心してはいけないことになる。キャッシュフロー計算書の「キャッシュフローの増加」が、必ずしも実態としてのキャッシュフローの増加を意味しないのである。キャッシュフローの規模とその利用可能性は同一ではない点に留意が必要である。

#### (6) 偶発債務

SSAP18号は、保証債務等の偶発債務について規定しているが、偶発債務は文字通り将来ある事象が発生した場合に確定する債務を意味する。複式簿記システムでは、それに見合う勘定科目が存在しないため、発生した取引としては記帳されない債務である。オフバランスであるため、その存在は財務諸表の注記でしか分からない。従って、偶発債務の有無は注意深く検討しなければならない重要な項目である。但し、投資家がいくら注記を検討しても、投資家保護に常になるとは限らないこともある(Smith, 1996, p.69)。簿外の偶発債務に関して、非常に高いリスクが存在していることを注記に明示してあったとしても、ダラダラと長い記述のため逆に注意を引かず、見過ごされたり、十分時間をかけて吟味され

ないことも多い。そこで、実態を隠蔽するため表面的に基準に準拠しながら、できるだけ具体的な記述を避けるように注記を操作することがある。特に偶発債務の存在による倒産や財務的危機に陥る危険性のある企業においては、注記が分析上非常に重要なヒントになることを忘れてはならない。

### (7) 費用の資本化

流通業界や不動産業界における設備の新設等によく利用される金利の資本化が一般的な例として挙げられる。それ以外にも、船舶、航空機、ウイスキー等製造に時間を要する業界でも、慣行的に費用の資本化が実施されている。問題は、金利が資本化できる合法的費用であるからと言って、鉄骨とコンクリートのように固定資産の取得価額を構成する基本要素として適正と考えられるかという点である。確かに 1985 年会社法は、資本化できる要件を規定し、資本化された金利を財務諸表で開示することを求めている。但し、同じ業界に属す企業にあっても、金利の資本化を実施する企業としない企業が混在するという比較可能性の問題や資本化した企業は、時価と簿価の乖離問題に直面することには懸念がある。

財務的には資本化することによって、実態と異なり、表面上の金利負担は減少させられる。しかし、資本化を考慮すれば、利益水準は恐ろしいほどに低下する企業が多いことも事実である。特に、不況時には少しでも表面的に損益状況を良く見せるために、金利の資本化が乱用されてきた現実がある。また倒産企業には、過剰な費用の資本化の傾向が認められていることにも注意が必要である。

費用の資本化は、利益創作会計の代表のひとつであるが、資本化の開始・終了、対象資産の選択等様々な点で危険な利益操作手法である。さらに、この資本化テクニックを買収にも適用し、負債で資金を調達して、その金利を買収先企業の資産に混入させてしまう例も存在する。金利だけが、資本化できる費用ではなく、SSAP13 号は医薬品、エレクトロニクス、バイオ等の業界に多大な影響を与える研究開発費も資本化を許容していた。しかし、実際には巨額な研究開発費を支出している企業は、資本化をしていなかった (Smith, 1996, p. 84)。実例を見る限り、研究開発費や人件費まで資本化するような企業は、倒産していることが多い点には注意が必要であろう。

### (8) ブランド及び営業権(のれん)会計

ブランド会計は、80 年代の M & A ブームが発端であった。例えば、ネスレとヤコブ・スチャードによるローントゥリー (キットカット等の有名ブランドを擁する菓子メーカー) への買収合戦がブランド争奪の代表例である (Smith, 1996, p. 91)。めぼしい資産のない企業を買収する場合、ブランドがあれば、ブランドを評価することによって買収後の貸借対照表を良く見せることが可能となるように、買収会計と並ぶ利益創作会計の有力な手法である。さらに会計基準の不備のため、企業間比較をする場合にブランドの評価に統一性がないという問題が発生した。また資本市場も当時は正確に株価にブランド価値を反映してい

ないという面もあった。ブランドを巡る問題について、Griffiths は「ブランドや営業権についての論争は今後も続いていくだろう。そして、議論を占めるのはブランドだけではない。ソフトウェア、ライセンス契約、トレードマーク等貸借対照表上で無形資産として生じてくる項目は様々である。これらの中には、特定の支出や買収を基にして計算されているものもあれば、もっと主観的なものもある。ただこれらすべてに共通しているのは、規則ではこうした無形資産の存在を想定していないため、これら無形資産について規則をいのように勝手に解釈してしまっている」と問題の複雑さを指摘している(Griffiths, 1995, 邦訳 193-194 頁)。

会計上の問題としては、ブランドが主要な資産である会社をプレミアムを支出して買収した場合、買収企業に多額の営業権(のれん)が発生してしまう点がある。英国では、営業権も資産として償却すべきであるにもかかわらず、通常の買収に伴う営業権(のれん)とは異なり、実在するブランドを反映しているため償却をしないケースもあったのである。但し、毎期ブランド価値を見直すため、価値が減少していれば減損損失を計上する必要があった。このためブランドの評価を通じて、利益操作が可能になっていた。

また英国では、ブランド自体を貸借対照表に計上できるが、特に自家製のブランドを想定すれば、これも利益操作の余地を生じさせるものであった。しかし、ユニ・リーバやマークス&スパンサーのような英国を代表するブランド企業は、ブランドのオンバランス化を好ましいとは見ていないと言われる(Smith, 1996, p. 100)。外部から獲得されたブランドは別として、自家製ブランドは全てがオンバランスされてはいない。ブランドを資産計上している企業もあるため、やはり比較可能性の問題が残っている。

#### (9) 会計方針の変更(減価償却方法の変更)

1977年に発行されたSSAP12号が、減価償却を規定していた。減価償却方法の選択は、経営者の裁量に委ねられている。我が国と同様、減価償却方法の変更は、従前よりも新しい方法が、より経営成績や財政状態をよく表示できる場合にのみ許容された。このような規制が存在したため、減価償却方法の変更ではなく、単に耐用年数を変更することにより、利益を調整することが多く行われた(Smith, 1996, p. 101)。また適切な償却率を決定することが困難であることを理由に、かなりの企業が償却率を変更する例があった。しかし、企業の中には、あたかも利益が順調に成長しているように装うために、正当な理由なく償却率を変更するものも存在した。

1995年から、UITF(緊急課題処理委員会)は、かかる事態に対応するため、減価償却方法の変更を含む重要な会計方針の変更の影響を財務諸表に開示させることにした(Smith, 1996, p. 112)。しかし、耐用年数の変更は対象外とされたため疑問は残るが、少なくとも投資家の目を「会計方針の変更」に向けさせた点で評価されている。

#### (10) 流動資産・固定資産の表示の組替え

利益創作会計の手法としては古典的である。流動資産に計上された販売用不動産は、時価が下落した場合、評価損を計上しなければならないが、固定資産に分類されていれば、その必要がない。そこで、流動資産から固定資産への表示上の組替えが行われる。不況の時には、評価損を回避できるため、利益の悪化の防止策として有効であった。その後は、規制の強化でこの手法も利用が困難になっている。しかし、過去にこの手法を利用して不動産の含み損を損益計算書に顕在化させずに、貸借対照表に抱えたままにした企業が、景気の回復に伴い、かつて含み損を抱えた資産を売却して利益を計上する例があることに注意する必要がある。

#### (11) 外貨換算のミスマッチ

二国間の金利差等を利用して、外貨建で借り入れし、自国通貨建で資金を運用したとしても、短期的には損益面のメリットを享受できることがあるかもしれないが、自国通貨建での資産・負債の価値変化が生じた場合（為替レートの変動による価値変動）、そのメリットも相殺されてしまう。従って、外為市場において投機的行為をしても利益を稼げる余地は少ないと言える。しかし、外貨建の資金取引から発生する損益（支払利息・受取利息等）は、損益計算書に計上しなければならないが、外貨換算差損益は実現・未実現を問わず損益計算書ではなく、英国では貸借対照表の剰余金勘定に課される。これが SSAP20 号の規定である。そこで企業は海外事業を展開する場合、基準を逆用し、為替差損益は損益に反映させずに、換算のミスマッチをバランスシートで処理させてしまう会計操作をするケースが見られるようになっている。

#### (12) 年金会計

年金会計では、SSAP24 号が従来の現金ベースによる年金費用の損益計算書への計上から、発生主義による費用処理に会計処理を変更した結果、年金資産の剰余積立の処理が特に問題になった。これは、80 年代において、年金資産 > 退職給付債務（PBO）という状況が生じていたからである。年金会計は、年金数理人（アクチュアリー）が様々な仮定に基づいて計算した結果を利用しており、複雑な内容になっていた。剰余年金積立の存在は、余りにも保守的な想定に基づいて計算した結果、必要以上に積立たことによるものであった（Smith, 1996, pp. 135-137）。

ところで、この剰余年金資産の取扱に関して、利益創作会計の生じる余地があった。剰余年金資産の処理には 2 種類の方法が提示されていた。一つは、貸借対照表で剰余金を再編成し、前払年金を計上する方法であり、もう一つは、残存勤務期間にわたって、剰余年金資産を将来に配分する方法である。後者によれば、将来の年金費用負担の軽減に繋がり、利益にプラスの影響を及ぼすことになる。配分方法についても、定額法等の選択可能な会計処理方法が認められていた。当然ながら利益を調整することができる点で、後者の方法

に人気が集まった。しかし、詳細な処理方法の内容が開示されていないため、外部利用者には比較困難という問題があった。加えて、現在では計算上年金余剰が発生していても、年金数理人の前提が変更された場合、異なる結果になる恐れがあること、実際に年金支払に充当できる資産が実在しているとは限らないこと等から、この問題には慎重な対応が必要とされている (Smith, 1996, pp. 138-151)。

### (13) 税効果会計の乱用

SSAP15 号が、税効果会計を規制しており、経営者に裁量権を付与している。どの時点まで、繰延税金資産を計上することができるかは、将来の課税所得の水準に依存している。回収可能性は、不確実なものであり、繰延税金資産は無制限に計上できるものではない。利益操作を意図するような経営者は、繰延税金資産をフルに計上できるようにタックスプランニングを策定した。しかし、将来の予想には不況が来ることを織り込む必要もあるし、常に成長を前提として固定資産取得に基づく新たな一時差異が継続して生じるかどうかには懸念もある。英国でも、我が国と同様に不振な金融機関を救済するために、事実上税効果会計が利用されていた経緯がある (Smith, 1996, pp. 168-170)。一方 Griffiths は、SSAP15 号が、適切な配慮、注意、そして慎重さをもって、立証がなされることを求めているにもかかわらず、立証のプロセスはきわめて主観的なものとなってしまうと批判した上で、「SSAP15 号による規則が柔軟すぎ、繰延税金資産・負債を設定する時に企業に許される恣意的判断部分が多すぎるとの背景を見れば、今こそ、制度改革すべき時と考えられる」と税効果会計の改正を主張している (Griffiths, 1995、邦訳 200 頁)。

### 3. 利益創作会計における操作手法の特質

利益創作会計が適用された代表的な手法・領域については前項で述べた。それらのケースで利用された利益操作の手法は様々であるが、各手法には共通する特質があり、本項では Smith の分類に従い (Smith, 1996, pp. 183-184)、利益操作手法の特質を概観する(下表)。

#### 【利益操作手法の特質】

|  |
|--|
| 報告利益の名目的（表面的）増加を図る。<br>損益計算書（損益勘定）をバイパスする。<br>キャッシュフローと利益の乖離がある。<br>負債の表面的削減を図る。 |
|--|

#### 報告利益の名目的（表面的）増加

利益創作会計の基本である報告利益の捻出であり、財務諸比率を表面的に改善したように見せることが可能になる。特に、米国や英国等の資本市場を意識した国では、投資家が EPS 等の指標で企業業績を判断するため、あらゆる手法を駆使して実行される。

### 損益計算書（損益勘定）のバイパス

固定資産の減損損失を貸借対照表の剰余金で処理することができるように、会計基準を逆手にとって、損失を損益計算書で表面化させずに、貸借対照表で吸収してしまう。と同様に、損益計算書の報告利益は毀損しないため、財務比率を表面上良好な姿に見せることが可能になる。

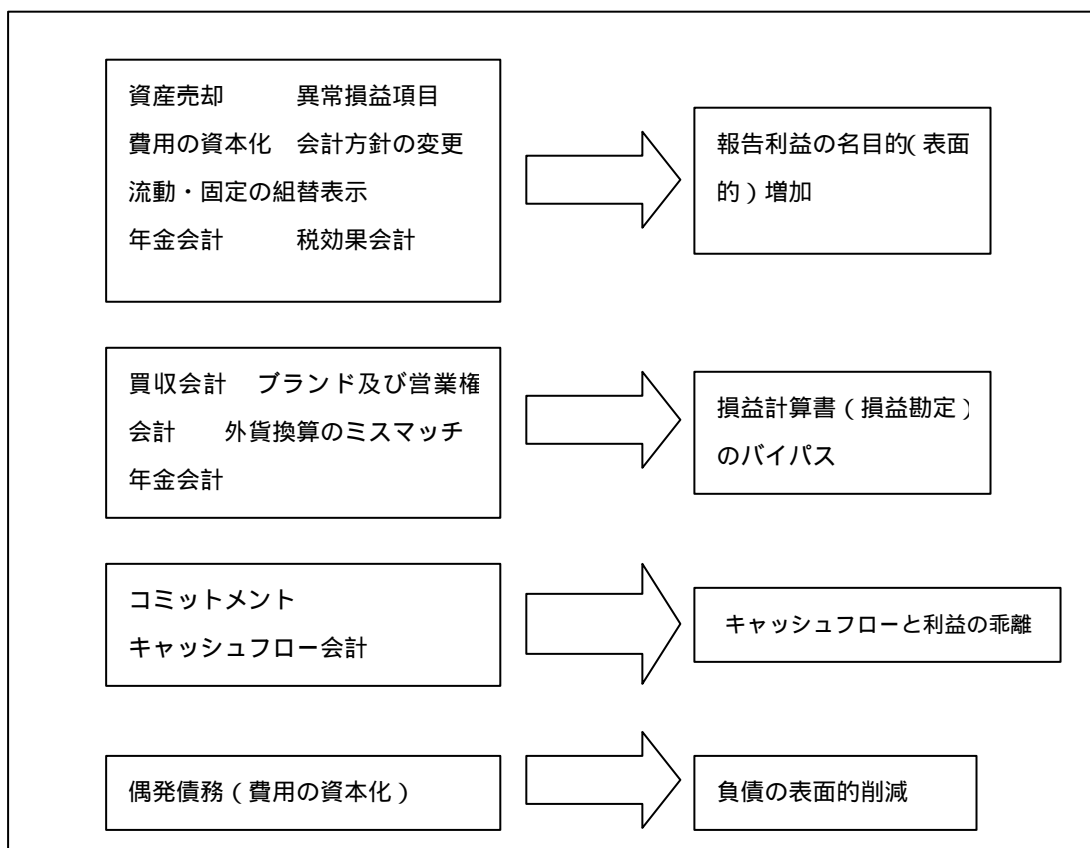
### キャッシュフローと利益の乖離

報告利益を増加させるために、固定資産や運転資本等を平行して増加させたり、あるいは減少させずに報告利益を計上する手法も頻繁に利用される。この場合には、発生主義で認識測定される利益数値は操作可能であるが、キャッシュインフローを伴わない。従って操作を過度に行うほど、利益とキャッシュフローとの乖離が顕著になる傾向が認められる。利益創作会計の過度な実行が、流動性不足による倒産を招く危険性もあり、企業にとっては必ずしも好ましい訳ではない。

### 負債の表面的削減

一定水準以上の負債の存在は財務比率を悪化させることから、オフバランス化することにより、形式的に負債を削減したように見せる手法も多い。格付け下落のリスクがある企業や財務制限条項等のある負債過多企業は、問題を表面化させないようにするため、様々な負債減少策を模索する。

参考までに、利益創作会計の適用領域と利益操作手法の特質の対応関係を図示する。



#### 4.まとめ

Smith(1996)によれば、M&A ブームが吹き荒れた 80 年代の英国企業の好業績は、実際のところ、実体の伴わないペーパープロフィットを作り出した利益創作会計のおかげであると主張している。一方、デアリング委員会報告(1988)に基づき、利益創作会計に対抗する会計規制機関として、ASB(会計基準審議会)と FRRP(財務報告違反審査会)が新たに発足した。ASB の初代議長となった D.Tweedie(現国際会計基準審議会議長)は、さらに UITF(緊急課題処理委員会)をも設置し、利益創作会計を撲滅するための会計基準を以下のように矢継ぎ早に制定した<sup>4)5)</sup>。

|                         |
|-------------------------|
| F R S 1号：キャッシュフロー計算書    |
| F R S 2号：従属企業に関する会計     |
| F R S 3号：財務業績報告         |
| F R S 4号：資本商品           |
| F R S 5号：取引実態に関する報告     |
| F R S 6号：企業結合会計         |
| F R S 7号：買収企業における公正価値評価 |
| F R S 8号：関連当事者に関する開示    |

D.Tweedie 議長の目的は、利益創作会計を許容するような英国の会計制度の根本的改革を行うことにあったとされる。Smith は、このように会計基準の抜け穴を塞ぐことに努力してきた ASB の功績は否定できないと述べている(Smith,1996,pp.9-12)。しかし、脱税と課税当局の規制によるイタチゴッコと同様、会計基準設定と利益創作会計にも終わりはないと言えるのかもしれない。事実 ASB が新基準を策定したならば、財務諸表作成者等は規制の網を掻い潜って、財務内容を良く見せる新たな方法を見つけ出すように画策するであろうし、またデリバティブ等を駆使した利益創作会計の技法は発展をし続けているとも言われているからである。このような状況について、Smith(1996)は、「ASB は常に実務に一步遅れる結果になっている」と断じており(Smith,1996,p.10)、利益創作会計を解決することの困難さを物語っていると言えよう。

## 1 . 利益創作会計に対する基本認識

「会計は、客観的な事実と主観的な仮定の微妙な組み合わせである。最善を尽くしても1年間の取引並びに事象に基づいた財務報告に対する近似値以上のものを示す財務諸表の作成は不可能である」(Griffiths,1995、邦訳1-2頁)と考えた上で、利益創作会計は、会計基準の選択適用がある程度自由な現実の中において、「(かかる現実の中で)生じる誤差を会社が都合よく利用するための手段である」(Griffiths,1995、邦訳2頁)と理解している。なぜ、このような利益創作会計が英国で非常に猛威を振るってきたのかに関しては、次のような理由を挙げている。

- ・かなり弾力性を許すような会計規則を会社が自分に都合よく利用しても、それが全く違法ではないとみなされてきたこと(会計基準における弾力性の度合いが大きければ大きいほど、会計数値を歪めるリスクが高くなることになる)
- ・投資サイドにおいても、企業の利益成長のプロフィールの中で安定した上昇を見たがっていること(株主は安定した成長を好み、数年間の利益数値が全く同じであっても、変動がある会社よりも、安定した利益を計上する企業が好む)

つまり、利益創作会計が横行するのは、財務諸表を作成する企業サイドだけではなく、利用者である財務諸表の需要サイドにも問題があるということである。

後述するように、英国では80年代後半から会計基準の整備等を通じて、この利益創作会計を撲滅する様々な努力が続けられてきた。しかし、「利益創作会計はいまだに盛んに行われている。いまだに損益計算書と貸借対照表の最も基本的な領域の多くで操作が可能である」(Griffiths,1995、邦訳5頁)と指摘している。会計自体の特性から、不確実性は必ず存在するものであり、従って不確実性の存在するところには判断が求められることになる。「判断を必要とする領域が利益創作志向的会計担当者の最も肥沃で有効な活動場所なのである」(Griffiths,1995、邦訳6頁)というように、利益創作会計が容易に無くならない状況を述べている。

## 2 . 利益創作会計の代表的な手法と適用領域

Griffiths(1995)が、利益創作会計の代表的な手法あるいは領域として具体例を挙げているものは、

(1)財務諸表の表示、(2)収益・費用の認識測定、(3)外貨会計、(4)年金会計、(5)棚卸資産会計、(6)流動資産会計、(7)資本金会計、(8)固定資産会計、(9)資金会計、(10)オフバランスシート・ファイナンス会計、(11)買収・合併会計、(12)ブランド・営業権会計、(13)税効果会計の13項目である。

Smith(1996)が指摘した項目と重複するものがあるため、以下では、11~13を除く各項目毎にGriffiths独自の視点を中心に、要点を解説することにする。

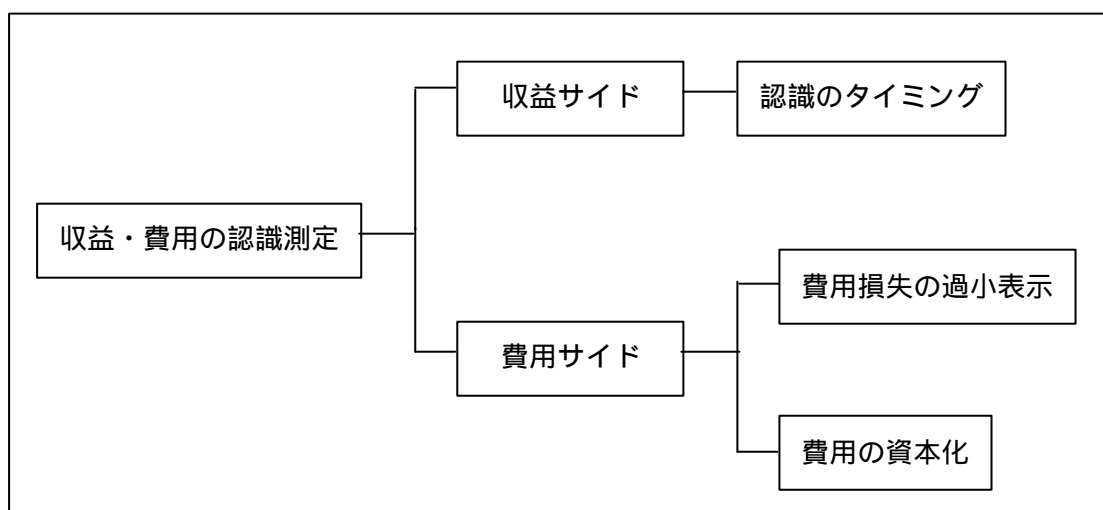


## (1) 財務諸表の表示

特定の取引が財務諸表のどこに正確に反映されるべきかを定めることは、裁量的に操作可能である。従来の英国の会計実務における最も典型的な表示の歪曲は、我が国の特別損益と営業外損益項目の区分の恣意性と同じように、特別損益項目を利用することである。この問題に対して、英国は会計基準の改正により特別項目は全て廃止したが、「当期利益を巡る争いは残存している」(Griffiths, 1995, 邦訳 16 頁) と述べている。企業は、事業売却やリストラ等の例外的事象をどのようにでも自由に定義できる余地があり、また財務諸表上において営業損益の前に計上するか、あるいは後に計上するかの自由度も残っている。従って、古くて新しい問題であるが、依然として利益操作が蔓延る要因が潜んでいる状況である。

## (2) 収益・費用の認識測定

損益計算書の収益面は、費用の面に比べ、利益創作会計のための弾力性が少ないようである。また弾力性の程度は、企業の事業の性質によりかなり影響を受けるとも言われる。



収益サイドにおける会計的操作は、収益が認識されるタイミングに関連するものが主である<sup>6)</sup>。具体的なケースとしては、製品保証引当金、リース、賃料等が挙げられる。例えば、製品保証引当金を考えてみる。製品保証費用を売上高から控除するのか、あるいは売上原価に計上するのかにより、結果として売上利益が同じであっても、利益率は異なることになる。どの程度の比率で引当金を計上するか、いつ設定するかは企業の判断に依存し、事業が好調であれば、製品保証引当金を過大に計上する機会となり、一方事業が不振の時には、引当金計上を減少させるか、戻し入れるかの選択をすることにより、利益を自由に操作することが可能となる。「問題は、会社が収益認識を加速し、ミスマッチがあるだけでなく、そのミスマッチが全体として重大なものになってしまう時点においてである」(Griffiths, 1995, 邦訳 31 頁) とし、費用と異なる収益面での操作の留意点を指摘している。損益計算書での費用・損失計上額を抑えるために利用可能な多数のテクニックがある

点では、英国と我が国で大差はないと言えよう。例えば、費用の資産化、費用の過少計上等である。問題は、収益に比べ、費用の過少表示が企業に重大な困難を生むことであるが、同時に、「財務諸表利用者にとってさらなる問題は、どのような範囲で、それらのテクニックが利用されたかについて知ることが難しい場合が多い点である」(Griffiths, 1995, 邦訳 33 頁)と述べている。資産化はよく利用されるテクニックであり、金利の資産化が典型である。金利以外の費用も、特に試験研究費や開発費が資産化される可能性がある。資産化により、費用を損益計算書から効果的に取り除き、貸借対照表に移すことになるが、表面的に利益が改善されて、資産が増加することになる。素晴らしい利益操作のシナリオのように見えるものの、その行為は、問題を先送りにしているに過ぎないのである。

費用の過少計上が問題にされるが、逆に費用の過大引当計上をするケースがあることにも留意しなければならない。つまり、事業が好調な年度に引当金の必要額を超えて引当し利益を留保する、一方経営状態が不調になれば、過剰な引当を減らすか、少なく計上し利益を平準化することができるという利益操作である。

### (3) 外貨会計

Griffiths は、「外貨に関する会計上の問題は、連結目的のための外貨建て海外資産と負債を自国通貨に換算するときにかかる剰余金と欠損の扱いである」(Griffiths, 1995, 邦訳 42 頁)と Smith(1996)とは異なる問題を指摘している。我が国と同様に、外貨換算は原則として決算日レート法で処理される。しかし、いくつかの異なる換算方法も認めている。このように換算基準の選択を認めることが、利益創作会計の機会を与えることになる訳である。例えば、外貨換算に当初決算日レート法を適用していたが、後に平均レート法に変更したとする。企業はいろいろと理屈を捏ねるが、問われるべきことは、もし現時点で平均レートを用いるのが正しければ、なぜまず最初に決算日レートを用いたのかということである。本音は、それが報告利益をはるかに良く見せるから、ということであろう。

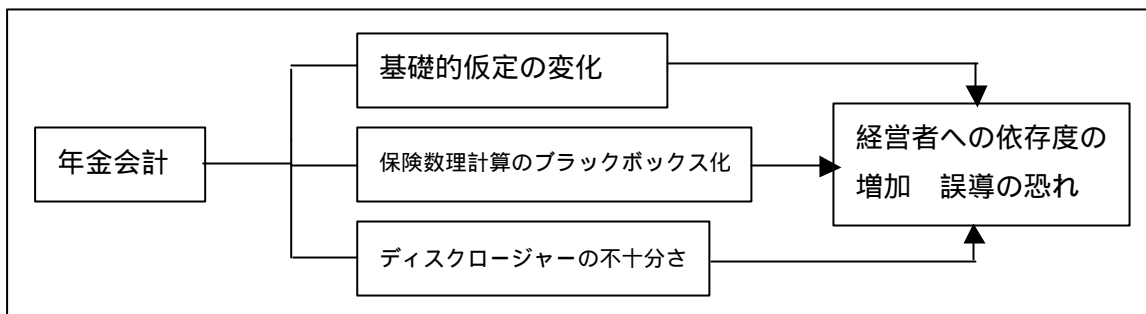
また外貨換算の意味を有効に判断するために必要な情報が必ずしも簡単に入手できないことも分析上大きな問題である。外国通貨は、投資家が特別な注意を向ける必要があるとしている。

### (4) 年金会計

退職給付会計は、我が国でも非常に理解が困難であり、しばしば年金資産と年金費用の区別等は混乱を生じさせる。英国でも事情は同じようであった。つまり会計基準はかなり弾力性を許容していたため、利益創作会計の機会が多かったと言われている。

問題になった点は、年金基金に関する基礎的仮定の変化についてのものであった。Smith(1996)も指摘したように、特に、仮定の変化により、欠損か剰余金が発生した場合、利益の先食いとも言える剰余金の処理が問題になった。そして、その剰余金の処理に関しては選択可能な方法が存在したために、採用する会計方針により、キャッシュフローに対

しては同じ影響を及ぼすにもかかわらず、財務諸表には違った結果が表示された。まさに、「年金の不思議な世界では簡単だと言えるようなことは一つもない」(Griffiths, 1995, 邦訳 56 頁) ののである。



また年金コストと財務諸表に表示される最終的結果の操作の問題とキャッシュフローの問題は、まったく無関係である点も注意が必要である。保険数理の計算過程には、結果的に影響を及ぼすたくさんの灰色領域が存在する。しかし、損益計算書に計上される最終的な費用を確定するプロセスに関する情報のほとんどが財務報告書の利用者には提供されていない。新しい会計基準の採用により、ディスクロージャーが改善されたが、それによってどんな状況においてもより良い判断がもたらされるわけではない典型例であろう。財務諸表に計上される年金数値について独自に判断することが實際上不可能であることを考えれば、財務諸表利用者はよりいっそう経営者に頼りきる方向に進むことになり、経営者の意図的な誘導に誤魔化されてしまう恐れは増加している。

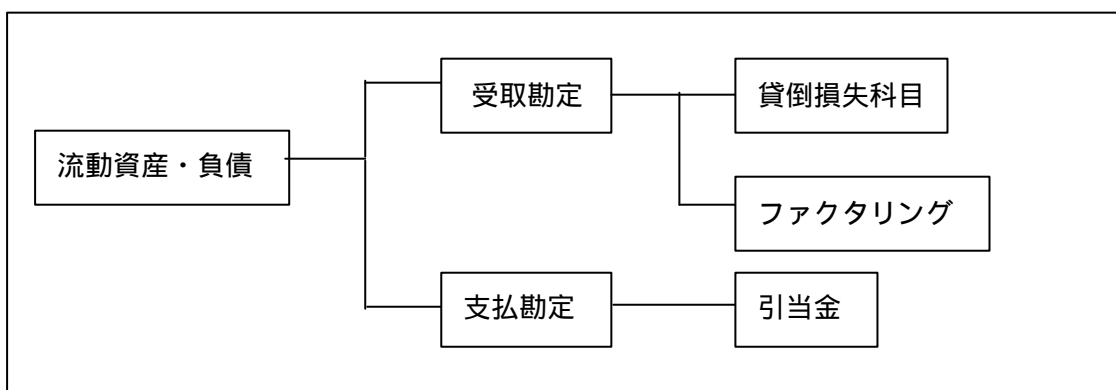
### (5) 棚卸資産会計

棚卸資産は、貸借対照表と損益計算書に最も明白な影響を与える勘定科目である。棚卸資産の評価については、原価法の適用がある。その取得原価には、加工費も含まれることになるが、ここに利益創作会計の機会がある。つまり、会社は望むものは何でも棚卸資産勘定に計上する、ドンブリ勘定まがいのことができる恣意的費用配分システムが存在していることである。かなり多くの適用可能な評価方法が存在すること自体が問題を複雑にしている。また「過去における棚卸資産価額に対する操作のかなりの部分を生じさせるのは、間接費と他の製造原価の配分時である」とされている(Griffiths, 1995, 邦訳 67 頁)。問題点としては、間接費の分類、間接費の現実に即した配分に至る際に適用する原価計算システムの適合性に関するものである。原価分類は、正常原価と異常原価の区別の問題であるが、その判断は本質的に恣意的である。また好ましくない利益変動を平準化するために、製造間接費の配賦を用いるが、これは利益創作会計で最も利用されている手法である。配賦については、会社の正常な営業操業度を操作すること、さらに期末棚卸資産評価額に製造活動の実際的水準を操ることによって操作を加えることがポイントになる。年度末等の時期に行われる実地棚卸に備え、その期末棚卸資産の量的水準に影響を与えるため、製造活動を加速させたり減速させたりする実質的会計政策の適用も見るができる。我が国ではあ

まり適用されない低価法評価についても、英国では実際には、評価額がその取得原価よりも下落したかどうかの判断は、本質的に恣意的であるとされる。

#### (6) 流動資産会計

企業の受取勘定と支払勘定は、英国では目立たない科目である。注意を要する科目は、貸倒れを示している項目である。利益操作をするために、受取勘定を膨らませるチャンスは限られているからである。また前払費用の水準を引き上げることで報告利益を押し上げることは可能であるが、重要性は小さい。ファクタリングを利用することにより、オフバランスで資金調達することは英国では一般的であり、見た目以上に負債の状態をよく見せることができる操作が実施されている。支払勘定の多くが受取勘定の鏡像であれば、財務諸表の表面的な印象を良くすることができるテクニックの多くは、負債を処理する時に利用できることになる。前払費用とは対照的な負債科目であるのは見越項目である。典型的なものは、引当金である。かなり弾力的な現在の規制が原因で、会社が引当金計上の可否について大きな権限を持っている。「見越項目は負債と費用に関するものであり、負債の実質的な過少表示を継続的に行うことはあからさまな詐欺にほとんど近いものである」と批判している(Griffiths, 1995, 邦訳 90 頁)。



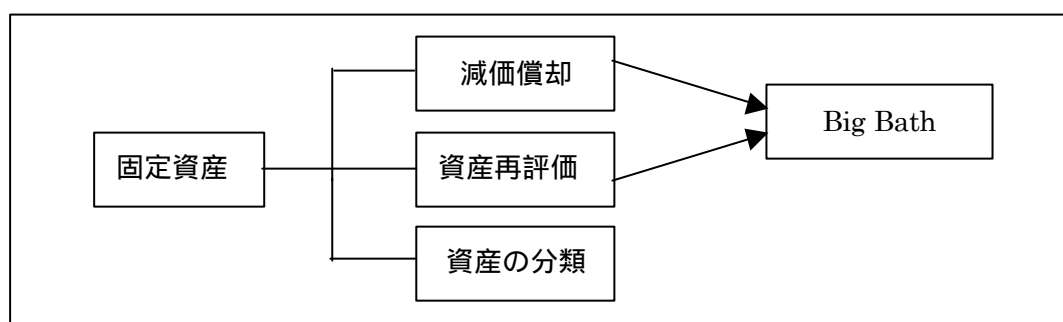
利益創作会計と詐欺との境目は、非常に希薄で、また非常にもろい場合がある。すべての損失は、その存在が発見されるや否や認識され、引当計上されるべきとするが、その規則はしばしば破られる。例えば、会社が直面する潜在的訴訟費用はめったに認識されることはない。企業は、自社にとって最も都合のよいときに引当金を計上するのである。また表示の問題として、「その他の引当金」という集合的な分類も悪用される。企業がデリケートな引当金を隠すことが可能なのは、このカテゴリーのお陰であると言われる。従って、重要な引当金の個別開示を要求しているが、ある項目の重要性の決定は恣意的であり、外部から実体を窺うには限界があることになる。

## (7) 資本金会計

経営者が自己資本から利益を得る機会、企業が自己株式を購入することに関連するが、英国会社法の規制により利益を得る機会が規制されているため、自己資本に対する利益創作会計の機会にはあまり関心が払われていない。

## (8) 固定資産会計

「固定資産で重要な点は、その価値を変えるのが容易であることである」と Griffiths は指摘する (Griffiths, 1995, 邦訳 103 頁)。資産としての重要性にもかかわらず、固定資産の価値を算定する際のルールはきわめて柔軟である<sup>7)</sup>。従って固定資産に関しては、無限に利益操作の余地が広がっていると見える状況にある。固定資産の関連する利益創作会計の構造は、下表のとおりである。



資産に設定される価値は、上にも下にも意のままに調整できるため、操作余地はより大きい。特に、「時価」という曖昧な言葉が何を示すのかについては、会社法は何も触れてはいない。企業に評価方法の選択の余地が与えられているのは、当該事業にかかる資産の価値をより正しく財務諸表に反映させたいという企業の希望を考慮してのことであるが、どのベースで評価するのか、あるいはどのベースを組み合わせるかが企業に全て委ねられていることは、企業の主観的な判断が相当に入り込んでくることを意味し、必然的にかなり利益創作会計を誘発することになる。通常、企業は固定資産の資産評価と減価償却に注意深く対処することにより、貸借対照表へのプラスのインパクトを最大化し、損益計算書へのマイナスのインパクトを最小化するような操作手法の最適なポートフォリオを選択するはずである。例えば、地価上昇を財務諸表に反映させたい企業の願いは理解できるとしても、しかしながら財務諸表にこれを反映させるために不動産の価値の増加分を認識し測定することは別の問題である。不動産に対する価値評価はきわめて激しく変動するものであり、純粋に会計学的な目的で企業の資産価値を評価する際には、どうしても高度な柔軟性が入り込んでくる。

英国では、固定資産の再評価がなされるが、Griffiths は「固定資産再評価とは、ゲームが自分の思うように行かないときに、袖の中から出てくるエースのカードにも似たものだ。このエースは最後の切り札としてのみ使われるものであり、だから、望まないテ

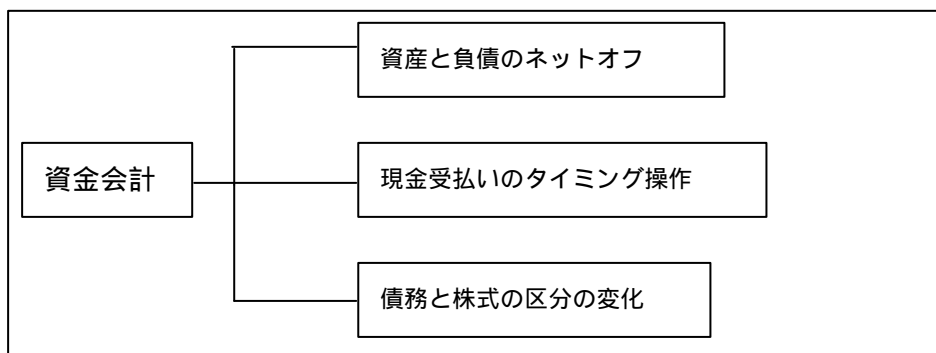
イクオーバーを仕掛けられたときにこれに対抗するものとして、固定資産再評価が華々しく登場してくるというケースがままあるのだ」とカードゲームに喩えて問題点を指摘している（Griffiths, 1995, 邦訳 106 頁）。

固定資産の再評価は、貸借対照表上に限られたものではなく、損益計算書には Big Bath として大きな影響が及ぶことがある。この点について、「不況の中で経営陣の交代が行われた場合、外部利害関係者から業績再建のための責務を負うことが考えられる。新経営陣はリスクが大きい。しかし、成功すれば、彼らは巨額の富を入手することができる。このような報酬の大きさと失敗したときのコストの大きさが、利益創作会計を勢いづかせるような環境を醸成するのである。つまり、外部から見る限りでは、新経営陣は資産を有効に稼働させたように映る。しかし実際には資産が有効に稼働したのは会計士が利益創作をしたためであり、会計士は新経営陣を実際より優れて見えるように、同時に旧経営陣下の財務諸表をできるだけ悲惨に見えるように描く方法を、財務諸表の中から探り出したというに過ぎない」と Big Bath の背景を説明している（Griffiths, 1995, 邦訳 113 頁）。さらに、資産価値の評価引き下げを実施したといっても、新経営陣はこの水準で当該資産の価値を固定したわけではなく、時期がくればプラス要因に基づき、資産価値を元に戻すこともできる（一種の資産価値のリサイクルである）。利益創作会計は、この改善の度合いを意図的に誇張し、新旧経営陣の業績をよりくっきり対照して見せる役割を果たすものである。

また、どの資産を固定資産に分類するのも重要となる。企業はこの点に関して柔軟に判断することが認められており、グレーゾーンというべき領域は相当に広く存在している。本質的に何が資本支出で、何が収益的支出かということである。我が国でも、企業会計と税務会計で対立する問題である。結局固定資産は、「固定」という言葉とは異なり、融通が利いて柔軟に対応しやすいものであり、固定資産は何とでもなってしまうものと言えるのかもしれないと結論付けている。

## (9) 資金会計

結論として、他の領域とは異なり「現金」については、きわめて限られた範囲でしか利益創作会計が適用できない。キャッシュフロー計算書は、発生主義で作成された財務諸表に比べ、利益操作の影響が少ない理由もここにあるが、過度の利益創作会計を防ぐという点ではまだ多くの限界がある点には注意がいる。

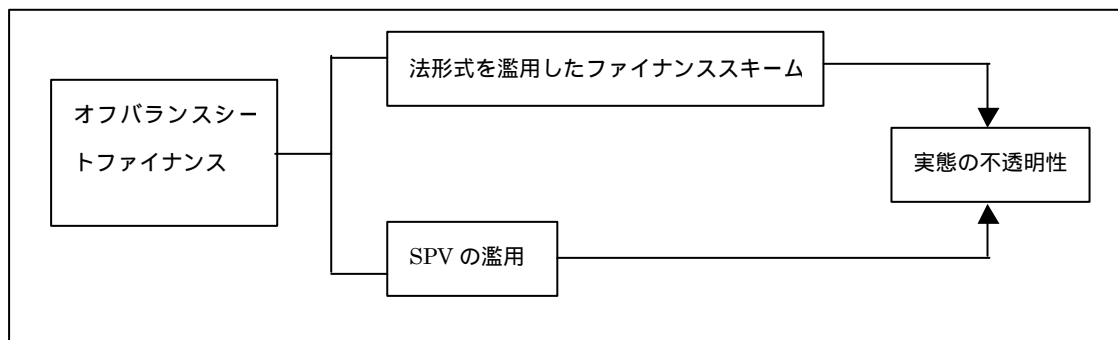


また会社法の原則は、資産と負債の間でのネットオフ（相殺）を許さない。しかし、法律が負債とは何かを定義をしておらず、事実上ネットオフが行われている。例えば、デットアサンプションや実質ディフューザンスのように、借入金に現金残高を算入することにより、負債残高を少なく表示できることである。また企業は、現金と借入金のポジションをうまく操作しようとするには、現金の支払と受取のタイミングを操作する。このような現金ポジションの表面的改善手段は、利益操作会計というよりも、いかに注意深く慎重にキャッシュ・マネジメントを行うかの問題であると言える。利益だけではなく、例年の動きから乖離するようなブレを決算から取り除き、キャッシュフローの着実な改善を示すことも、企業の操作の目的であることを忘れてはならない。

複雑な金融商品の会計上の取扱いは、会計基準設定主体の悩みの種であったとされる。なぜなら、これらの商品を通して、企業は債務と株式の分類を自由に操作できるようなアクセスを有することとなったからである。ギアリング比率（負債比率と同様）の重要性を考えれば、株式と債務の間の区分はきわめて重要である。当局は、企業が貸借対照表上の負債額を操作して、これを実際より少なくみせるのを防ぐことに注力しているが、企業が複雑な金融商品を使うことで、利益操作を可能とするような多くのスキームがすでに開発されているのが現実である。

#### （10）オフバランスシートファイナンス会計

近年のオフバランスシートファイナンスの進展の発端は、企業から出てきたものではなく、活発にそうしたスキーム開発してきた資金供給側から出たものであった。銀行やその他のコンサルタントによるオフバランスシートファイナンスの売り込みは、1970年代の租税回避スキームの売り込みと共通点があると言われる。オフバランスシートファイナンスの供給者と利用者は暗黙の共犯関係にある訳である。いずれにせよ、それは企業の真実の財務状況を歪めており、財務諸表利用者が企業の状況を正しく理解する妨げとなり、不適切な判断をすることにも繋がる。オフバランスシートファイナンスに係る利益創作会計の構造は下表に整理できる。



かかる状況に対して、ASB（会計基準審議会）は最終的にFRS5号を発表した。これは本質的にシンプルな原則に基づく基準であり、「会計上に反映させなければいけないのは、法

的な形式ではなく、取引の実体である (Substance over Form)」というものである。取引の実体が金融であれば、この資金取引は貸借対照表にオンバランスしなければならないことになる。SSAP21号で規定したリース会計基準が存在していたので、これは初めてのオフバランスシートファイナンスに対する規制ではなかった。しかし、オペレーティングリースとファイナンスリースの間にこの基準により線が引かれた結果、企業は、あらゆる手段を講じてファイナンスリースにならないように努力した。そのため、企業はオフバランスで負債を抱えるテクニックを引き続き使い続けることができ、規制は有効な働きを果たしたとは言えなかった現実がある。

確かに会計規則の柔軟さと法律・規則の硬直性とが、過去において、企業が自らの財務状況をよりよく見せるためのきわめて多様な可能性を提供してきたことには疑いはない。オフバランスシートファイナンスにおける最大の問題は、外部からは容易に、その内実が見えないということである。Griffithsは、「もしこうしたスキームで短期の問題を中期へと引き延ばし、これが積み重なって長期においてきわめて重大な困難になってしまったとしたらどうなるのか？ここで、オフバランスシートファイナンスもまた、その他の借入と同じように最後には返済しなくてはならないということを思い出す必要がある。もし商売が上手にいかず、返済の約定に応じられなくなれば、それが貸借対照表上に載っていようが、オフバランスシートであろうが、貸借対照表の下に潜っていようが、その特定のスキームがいかにクリエイティブなものであろうが、複雑であろうが、この負債はやはり返済しなくてはならないのである」と警鐘を鳴らしている (Griffiths, 1995, 邦訳 140 頁)。また、企業の資金調達方法についてすべての事実がディスクローズされないために、オフバランスシートファイナンスにのめり込んでいる企業は、その企業の将来の財務見通しを決定する権利を、オフバランスシートファイナンスの供給者に実質的に譲り渡すことになってしまっている点も財務分析上の懸念事項である。

さらに、オフバランスシートファイナンスの最も危険な分野は、資金調達が対象となる事業やその資産から分離されて特別に組み立てられたピークル会社 (SPV) によってなされるようなケースであると言われる<sup>8)</sup>。SPVは、非開示子会社あるいは準子会社であり、厳密な法的解釈によれば連結対象子会社とはならないものの、それ以外ではあらゆる意味で子会社となるようなすべての特性を兼ね備えているため、注意を払わなければならない。FRS5号と会社法改正により、このような利益創作会計を行うことは以前より困難になってきている。しかしながら、準子会社は疑うことなく繁栄を続けている。こうした方法が財務諸表の真実と公平を歪める恐れがあり、企業にはこうしたスキームを財務諸表中に報告する法的な必要性がない一方で、利益創作会計が詐欺になってしまう可能性も大いに増している。株主やその他の財務諸表利用者は、記載が完全でも公平でもないかもしれない情報を使い、SPVの見せかけだけの形で判断を下している。公表されている貸借対照表上では借入がほんのわずかかあるいは全くないグループが、実はオフバランスシートファイナンスの借入で首が回らないということもありうる。ディスクローズ方法が改善されルール



が強化されていても、依然としてかかるスキームの及ぼす実際の影響の計測が難しいのは大きな問題である。Griffiths は、「企業がオフバランスシートファイナンスを行うのは、財務状況を実体とは違ったより良い光の下で見せたいからである。オフバランスシートファイナンスは純粋に企業のニーズであり、会社に対してのサービスである。これに対して法規制を強くかけすぎると、それはこうした活動を単に地下に潜らせることとなり、結局、コントロールをさらに難しくすることになりかねない」と総括している(Griffiths, 1995, 邦訳 161 頁)。

### 3. まとめ

利益創作会計は、会計処理において法的形式 (Legal Form) と経済的実質 (Economic Substance) のどちらを重視するのかという対立から生じた問題である。Griffiths の整理に従い、下表に 80 年代の英国で散見された利益創作会計の領域と代表的な手法をまとめた。Griffiths が指摘したように、利益創作会計の活動分野は非常に広範囲である。我が国とは、全てが同じ状況とは限らないが、指摘された手法は参考となろう。

【利益創作会計の適用領域と手法】

| 適用領域              | 具体的な利益創作会計の手法   |
|-------------------|---|
| 財務諸表の表示           | 特別項目の乱用、例外的項目の操作  |
| 収益・費用の認識測定        | 収益・費用の認識のタイミング<br>リース収益の計上方法、費用の過少計上<br>費用の資産計上(支払利息、研究開発費等)<br>製造間接費の配賦、引当金の不必要な計上               |
| 外貨会計              | 外国子会社の財務諸表換算  |
| 年金会計              | 年金給付コストの認識、年金会計の開示<br>基礎的仮定の変化に伴う年金基金剰余金の処理   |
| 棚卸資産会計            | 棚卸資産の評価、正常原価と異常原価の区分<br>原価計算における加工費の配賦  |
| 流動資産会計            | 貸倒引当金の計上、前払費用の計上<br>受取勘定の評価、費用の見越し計上<br>引当金の乱用・不当表示   |
| 資本金会計             | 自己株式の消却   |
| 固定資産会計            | 不動産の時価評価、固定資産の再評価<br>減価償却方法の選択<br>資本支出と収益的支出の区分   |
| 資金会計              | 資産と負債のネットオフ、キャッシュフローの操作<br>株式(資本)と債務の区別、金融商品の扱い<br>負債の過少計上、金融費用の資本化                               |
| オフバランスシートファイナンス会計 | オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分<br>委託在庫スキーム、在庫の人為的販売<br>仕掛品譲渡、ファクタリング<br>セール&リースバック<br>SPCの利用と準子会社スキーム |
| 買収・合併会計           | リストラ引当金の計上  |
| ブランド・営業権会計        | 営業権の償却<br>自家製作と外部購入の区分と償却方法<br>自家製ブランドの評価と資産計上  |
| 税効果会計             | 課税の繰延への扱い   |

英国では、利益創作会計の発生を防止するため、基準の改正・制定等による対策がとられてきたものの、企業等による抜け穴探しは無くなった訳ではなく、利益の操作を巡る制度と実務のイタチゴッコは依然続いているようである。Griffiths は、「利益創作会計は、いまなおきわめて数多く存在している。ASB は、その中で最も憎むべき乱用を除去しようと長く努めてきたが、そもそも財務諸表作成作業から柔軟性をすべて取り去ってしまうことなど不可能なのだ。利益創作会計が起きる可能性は残る。」(Griffiths,1995、邦訳 215 頁) とそのような事情をまとめている。

## ・ O'regan (2001) の研究

### 1. 英国の財務報告改革と利益創作会計

O'regan によれば、財務報告の信頼性を傷つける主たる要因は、会計操作を行う企業行動にあり、それを規制する努力が今でも続けられているとする<sup>9)</sup>。一連の英国の財務報告改革で明らかになったことは、会計実務を厳格に規制する必要性は明白であるということである。英国では、80年代における一連の財務と会計スキャンダル（例えば、不正や大企業の突然の倒産等）によって、米国で問題となっている会計不信問題を先取りした形で、会計と監査制度の改革が求められた。その結果、ASB（会計基準審議会）が設立され、疑わしい会計実務、すなわち利益創作会計を断固として規制するという姿勢が示されることとなった。

このような会計を巡る動きを、Management Today, June, 1996 は「Going for the Juggler」と題して解説している。やや長くなるが参考までに要約して引用してみる。

「Creative Accounting, Financial Engineering, Window-dressing 何と呼ぼうが、疑惑のある事業を実際よりも良く見せようとするために、弾力的な会計ルールを捻じ曲げる手法である点に変わりはない。ファイナンス理論によれば、市場は財務報告に騙されないという効率的市場理論が存在する。しかし、悲しいかな、実際にはそうではないのである。つまり、例えば小売セクターに影響するような経済的変動は何もないにもかかわらず、報告された財務数値を反映して株価が下落することが起こる。また、利益創作会計が隠していた財務リスクが企業を破綻に追い込むケースも発生する。利益創作会計は、決して80年代そして90年代初めにおける、企業倒産や経営危機をもたらした唯一の要因ではなかったが、不振な事業状態をよく見せることを許してきたことに対して、重要な役割を果たしてきたのは事実である。M&A に関連する疑問のある会計実務（のれんの償却等）もまた、この時期における M&A フィーバーを煽ってきたことは否定できないと思われる。80年代において人気のあった戦略は、この他にも、ボトムラインつまり、EPS を計算する時に利用する当期利益をなんとか確保しようとする方策であった。できるだけ、多くの費用項目を当期利益の算定から除外することである。本来ボトムラインは、損益計算書において正常な事業の成果を示すものと考えられていたので、例えば M&A に伴う一時的なリストラコストは、異常項目として分類され、当期利益より下（つまり、ボトムラインより下ということ：筆者注）で計上され、EPS には影響を及ぼさなかった。一方、例外的事項は異常項目とは異なり、ボトムラインよりも上に表示された。このため、ある損益項目が異常項目か、例外的項目かで、EPS の数値がかなり異なる結果となり、ここに利益創作会計の出番が出てきたのである。」（下線は筆者）。

前述した Griffiths や Smith も ASB（会計基準審議会）の役割をある程度評価していたが、利益創作会計を根絶するには至らないことから、最近の対応としては、利益創作会計に対処しようとする規制フレームワークの一つとして、FRRP（財務報告違反審査会）が設

立された<sup>10)</sup>。その目的は、財務報告が会計基準等から乖離しているか否かを検査することにある。この FRRP には、企業が疑わしい不当な財務報告をした場合、財務報告の訂正、補足、差し戻し等を求めることができる権限が付与されている点に特色がある。その勧告が受け入れられなければ、もし問題が生じた場合の責任は全て当該企業の取締役が負担するということを要求できる仕組みになっている。このため、FRRP は、会計規制サイドの兵器庫におけるキーエレメントと称されている。しかし、O'regan は後述するように、英国における財務報告実務の現状を悲観的に観察している。ASB は、利益創作会計の動きにストップをかけたつもりではあるが、実際には 18 世紀の有名な南海泡沫事件 (South Sea Bubble) 以来の利益創作会計の動きは止まってはいないとされる<sup>11)</sup>。

## 2. 利益創作会計 (Creative Accounting) の定義とその背景

Creative Accounting の定義は、「明確な不正から会計数値の創造的利用」に至るまで論者により様々に定義されている。O'regan は、「意図的に真実かつ公正な概観を提供するものではない財務諸表を作り上げるため、会計技術と原理を利用かつ悪用すること」と定義する (O'regan, 2001, p. 339)。

O'regan (2001) は、利益創作会計をこのように定義をした背景及び理由を、次のように解説している (O'regan, 2001, pp. 339-340)。

(1) 利益創作会計には、利益を操作しようとする、明確なゴール (目的・目標) があり、単なる会計上の誤謬 (ミス) とは異なり、「意図的な行動」である点を強調する必要がある。この主観的な意図をいかに理解するかにより、表面的・技術的には同一な会計処理を、単なる誤謬か不当な利益操作かに区別しなければならない。またしばしば外部からは見えにくい隠された意図であるため、判断には主観性がつきまとう点が常に問題となる。

(2) 確かに、会計処理や会計実践には技術的な操作の問題が大きい余地を占めることを認めるとしても、利益創作会計には単なる操作だけに止まらない側面があることを認識しなければ、財務報告を仮装する実態を見誤る可能性があることに注意しなければならない。

(3) 利益操作は、粉飾決算と同様に会計の原理原則や概念を無効にしてしまうという事実があり、利益創作会計の定義は、そこに問題があるという根本的な視点を包含するように拡張する必要があると、O'regan は考えている。利益創作会計つまり利益操作も、財務諸表に真実かつ公正な概観を提供しないのである。

(4) 「真実かつ公正な概観」 (True and Fair View) という抽象的な視点により、利益創作会計を考察することが、粉飾として違法か否かというボーダーライン上の問題において、利益創作会計の実務を評価するときの判断尺度になり得る<sup>12)</sup>。

(5) O'regan が「利用かつ悪用」と定義を限定していることは、特定の項目に関する会計基準の抜け穴やすき間を積極的に探求することは、必ずしも違法な企業行動であるとは理解していないことを意味する。すなわち、利益創作会計の手法と呼ばれる多くが、実際には消極的な会計操作あるいはクリエイティブ・コンプライアンス (会計基準等で明確では

ない領域において、単に創造的に会計基準に準拠すること)に過ぎないことを認めているということである。従って、両者の線引きをどこに引くかという問題には、先ほど述べたように、困難ではあるが、経営者の主観的な意図を慎重に理解することが求められることになる。

### 3. O'regan による利益創作会計の領域(手法)の分類

O'regan は、過去 10 年間に英国で最もよく利益創作会計が利用された領域(手法)として、次の表にまとめたものを例示している(O'regan, 2001, pp. 341-344)。

【利益創作会計の適用領域と具体例】

| 適用領域             | 具体的な手法            |
|------------------|-------------------|
| 財務諸表の表示          | 特別損益項目等の濫用        |
| 資産再評価            | 表示の組替え            |
| オフバランスシートファイナンス等 | 準子会社による連結外し等      |
| 企業結合会計           | 持分プーリング法の濫用       |
| 買収会計             | のれんの償却、リストラ引当金の濫用 |

頻度の高いものを例示したため、Griffiths や Smith が指摘した利益創作会計の領域と大部分は重複するが、ASB による基準改正等が利益創作会計の手法にどのように影響したかも論述しているため、要約して紹介してみたい。

#### (1) 特別損益、臨時損益、異常損益項目(Extraordinary and Exceptional Items)

企業の健全性や収益性を測定するために、アナリストが利用する指標の一つとして、EPS が重視されることは指摘してきた。英国では、特に EPS は、株価形成の重要なファクターであり、投資をするかしないかの判断をするための基礎を形成するものでもある。そのため、企業経営者には、EPS の計算に使われる当期利益を操作するという誘因が存在している。かつての SSAP6 号の下では、損益計算書で例外項目から異常項目へと、損益項目の表示を単に変更するだけで、EPS の基礎となる当期利益を操作することが可能であった。しかし、その後 FRS3 号が発表され、概念の混乱を整理し、より透明性の高い財務報告が求められることとなり、この表示方法の変更による利益創作会計の余地が減少したとされている。

#### (2) 営業権(のれん)の償却処理(Goodwill Write-off)

利益創作会計の代表格である営業権である。企業買収時には、被買収企業の資産を公正価値で評価するため、「のれん」の発生が不可避であったことも既に述べた。なぜこれだけ営業権が問題とされたのかは、SSAP22 号では、のれんについては即時償却を求めているが、貸借対照表の資本の部の留保利益より控除することになっていたため、こののれんの償却負担が損益計算書上の利益を脅かすことはなかったという会計基準に要因があった。また買収に関連して、買収企業が買収後のリストラ関連費用損失の発生に備えて引当金を

多額に計上する悪しき慣習も説明した。買収時に、かかる引当金を貸借対照表に潜り込ませることにより、将来の利益圧迫要因を事前に防いでおくと同時に、もし引当金が不要であれば戻し入れることにより、利益を将来嵩上げすることもできる Big Bath の危険性も指摘してきた。しかし、この買収に関する利益創作会計の実務に対しても、新たに FRS7 号や FRS10 号が発表されて、利益操作に一応歯止めがかけられたとしている。

### (3) 資産再評価に伴う減損処理・表示の組替え(Revaluation Write-offs)

資産価値の再評価に伴う損失計上を回避するため、流動資産から固定資産またその反対への資産の分類変更の問題がある。つまり流動資産の減損損失は損益計算書に計上されるため、表示分類を変更し、固定資産に組替えれば、時価評価による損失を直接貸借対照表の剰余金から控除できることになるため、当期利益を痛める可能性がなくなる。一方、固定資産から流動資産への資産の組替えは、固定資産としての減価償却費計上を回避するために利用された手法であった(英国では、この固定 流動の組替えは、90 年代にレンタルビデオ会社で多用されたと O' regan は例示している)。

### (4) オフバランスシートファイナンスと準連結子会社の利用

オフバランスシートファイナンスの目的は、負債比率に対する影響を考慮してのことである。その利益創作会計での役割等は、Griffiths の研究で詳細に紹介した。ところで我が国でも、連結外しという問題が存在していたため、連結の要否の判断が支配力基準に変更されたが、英国でも連結における利益創作会計の手法として、例えば特定の子会社が連結対象にならないように、その支配従属関係を操作することがあると指摘されている。その要因は、連結子会社としての支配従属関係の認定が、実質支配力基準によるため、連結子会社のオフバランス化の余地が生じてきたからである。「支配」という概念は厳密な法律概念ではなく、全ての子会社を連結から除外しようとするれば可能である。除外された子会社は子会社であるが、親会社に支配されていないため、準子会社という位置にあるとされる。FRS5 号「取引実態の報告」は、かかる準子会社による連結除外を解決するためのものである。法的な実体よりも経済的な実体に基づき、取引を記録することを求める点で、利益創作会計を防ごうとする有力な手段と評価されている。

### (5) 企業結合会計

企業結合会計で許容されている持分プーリング法は、買収前の剰余金をうまく利用できるため、企業にとってはパーチェス法よりも好ましい手法として利用されてきた。しかし、FRS6 号「買収と合併」は、利益創作会計と手段とされた持分プーリング法の利用に対して厳格な基準を導入することにより、企業結合会計を悪用する機会を減少させることができたと言われる。因みに、国際的な企業結合会計の動きとしては、原則としてパーチェス法に一本化される方向にあり、この分野における利益創作会計の動きは封じ込められる可能

性は高いと考えられる。

#### (6) 買収会計

買収に伴う引当金の過剰計上と利益調整弁の問題は、再三述べてきた。この問題に対処するため、FRS7号「買収会計における公正価値」が設定され、リストラ関連引当金を計上できる企業の範囲を制限した。同時に、買収時の「のれん」の価値を決定する場合における資産の過小評価問題も排除する対応が取られ、歯止めがかかっているようである。

## ・利益創作会計に関する実証研究

### 1.Naser and Pendlebury(1992)の利益創作会計の調査

Naser et al.(1992)は、1988年に英国の大手監査法人等を対象に、アンケート形式で利益創作会計の状況を調査した。ややデータは古いものの、利益創作会計に関するアンケートとして貴重な研究であるため、参考までにその要旨を紹介する<sup>13)</sup>。

その結果によれば、利益創作会計を利用している企業の種類としては、公開企業よりも非公開企業の方が多いと回答を得ている。監査をしている業種に基づいた場合、利益創作会計はどの業種にも幅広く利用されていることが窺われる。特に、金融分野での利用がやや目立つ。

【監査対象業種における利益創作会計利用の頻度】

|          | 監査経験のある業種の件数 | 未検出            | 1～5回 | 5回超 |
|----------|--------------|----------------|------|-----|
|          |              | 同左件数に占める構成比(%) |      |     |
| 石油・ガス    | 2            | 100            |      |     |
| 商業・流通    | 12           | 33             | 42   | 25  |
| 製造業      | 18           | 39             | 50   | 11  |
| ホテル・レジャー | 12           | 59             | 33   | 8   |
| サービス業    | 21           | 34             | 52   | 14  |
| 金融       | 11           | 9              | 91   |     |

(出所) Naser et al., (1992), p.113, Table1

次に、利益創作会計を利用する動機についての監査人からの回答を集計したものが、下表である。監査人は、資金調達や財務比率を目的とした利益創作会計の実施に賛成するものが多いことが分かる。米国と同様に、株主からの要求が強いと思われる英国において、配当余力目的や機関投資家からの圧力が利益創作会計の動機として、余り強く支持されていないことは意外である。機関投資家からの圧力のために、企業は利益創作会計を実施しているという一般的な主張とは一致していない。但し、回答が「特に意見なし」の割合が多く、アンケートに工夫が必要であったかもしれない。

【利益創作会計の実実施動機について】

| 動機              | 賛成  | 反対  | 特になし |
|-----------------|-----|-----|------|
| 資金調達能力向上、財務比率改善 | 90% | 5%  | 5%   |
| 税金費用削減          | 64% | 27% | 9%   |
| 配当余力の管理         | 23% | 14% | 63%  |
| 機関投資家からの圧力      | 23% | 22% | 55%  |
| 合計              | 50% | 16% | 34%  |

(注) アンケートの回答結果を、動機別に集計し、構成比を算出。合計は、全体に対する回答の構成比である。

(出所) Naser et al., (1992), p.113, Table2



同じアンケートにおいて、回答者の約6割が、利益創作会計は極めて問題のある行為であると考えていることが示されている。しかし、ほとんどの回答では、その問題は完全には解決できないという点にも同意しており、問題の根本的解決が困難であることが理解できる。さらに、利益創作会計を排除するためには、何が重要かという質問もなされているが、個別テーマ毎の詳細な会計基準の策定が必要という意見が多かった。一方、詳細な会計基準や規則の策定、基準の厳格運用、ディスクロージャーの徹底化、「形式より実態」を重視する概念の強化という全ての項目が必要という意見も多かった。このことは、どの措置も部分的でしかなく、利益創作会計撲滅にはあらゆる手段を行使する必要性を示唆していると考えられる。

## 2. Rees(1995)の研究

Smith(1992)が例示した利益創作会計手法の利用頻度と資本市場へのインパクトを調査したのはReesである(Rees, 1995, p. 62)。調査対象は英国の上場大企業である。この表の利用割合からは、利益創作会計がかなり利用されている実態が明らかである。さらに、Rees(1995)は、使用された会計手法をダミー変数とし、重要な資本市場関連指標(株価収益率、異常株式リターン、ベータ値)との関係について回帰分析を行った。6ケースについては、その回帰係数が5%有意水準で統計的に有意であることが観察され、利益創作会計が資本市場関連の指標に影響を及ぼしていることが実証されている。

【利益創作会計の利用実態と資本市場への影響】

| 使用された<br>会計手法 | 同左利用割合 | 回 帰 係 数 の 符 号  |          |         |
|---------------|--------|----------------|----------|---------|
|               |        | 株価収益率(PE<br>R) | 異常株式リターン | ベータ値( ) |
| 引当金の操作        | 57.1%  |                | +(**)    | +       |
| 異常損益項目        | 28.8%  | (*)            |          | +       |
| ワランスファイナンス    | 12.0%  |                |          | +(**)   |
| 費用の資本化        | 27.2%  | +              | +        |         |
| 非経常取引利用       | 34.2%  |                |          |         |
| ブランド会計        | 7.6%   | +(*)           | (**)     | +       |
| 減価償却方法        | 9.2%   |                |          | +       |
| 年金会計          | 28.3%  |                | +(*)     | (**)    |
| コミットメント       | 4.9%   |                | (*)      | +(*)    |
| 外貨換算          | 8.1%   | (*)            | +        |         |
| 税効果会計         | 12.5%  | +              |          | +       |

(注) 利用割合は、調査対象企業全体に占める利益創作会計手法を利用した企業の割合。

(\*) は、5%有意水準で統計的に有意。(\*\*) は、統計的に有意と認められなかったが、かなりの相関が確認。

異常株式リターンは、利益公表前12ヶ月間における市場平均を上回るリターン。

(出所) Rees(1995), p. 62, table 2.2 を修正

## ・要約とまとめ

本章のまとめとして、まず利益創作会計に関する Smith らの適用領域を比較検討してみる。前述した 3 者の所説に従い整理したものが下表である。

【英国における利益創作会計の適用領域比較】

| 適用領域                  | Smith | Griffiths | O'regan | M & A<br>関連の<br>有無 | 備考                     |
|-----------------------|-------|-----------|---------|--------------------|------------------------|
| 財務諸表の表示               |       |           |         |                    | 組替え表示も含む               |
| 収益と費用の認識・測定           |       |           |         |                    |                        |
| 外為会計（外貨換算等）           |       |           |         |                    |                        |
| 退職給付会計（年金等）           |       |           |         |                    |                        |
| 棚卸資産会計                |       |           |         |                    |                        |
| 流動資産会計                |       |           |         |                    |                        |
| 資本会計                  |       |           |         |                    |                        |
| 固定資産会計                |       |           |         |                    | 減損会計も含む                |
| 資金会計                  |       |           |         |                    |                        |
| オフバランスシートファイ<br>ナンス会計 |       |           |         |                    | 連結外し、SPCの濫<br>用も含む     |
| ブランド・営業権会計            |       |           |         |                    |                        |
| 税効果会計                 |       |           |         |                    |                        |
| 資産再評価（時価会計）           |       |           |         |                    | デリバティブの濫用<br>も含む       |
| 買収・合併会計               |       |           |         |                    | ブランド・営業権会計<br>と重複する部分有 |

英国における議論からは、我が国の実務に関して以下の点を指摘できよう。

英国の利益創作会計は、80年代の M&A ブームと密接な関連があることは再三指摘した。3 者の所説を比較しても、M&A 関連の領域が重複して例示されていることが明らかである。ところで、我が国では企業結合会計の会計基準が未整備のため、合併に関連した会計処理には問題が多いと指摘されてきた。加えて、最近 M&A がかなり実施されていることから、英国と同様な問題が新たに生じるのではないかと危惧される。

我が国では、会計ビッグバンという形で会計基準の国際調和が急速に図られており、企業結合会計を除き、概ね先進国と同じレベルの会計基準が整備されている。ところが、この利益創作会計が適用された領域を見れば、会計ビッグバンで整備された会計分野（例えば、年金会計や税効果会計）が例示されていることに気づく。会計基準の整備は不可欠なことであるが、同時に新しい利益操作が蔓延る可能性の注意喚起をしていく必要があるのではなからうか。

英国の代表的な論者 3 人共に、買収・合併会計とブランド・営業権会計を共通して重要な利益創作会計の例としてコメントしている。我が国の場合も、で指摘したように M&A が日常茶飯事になりつつあること、さらにブランド価値評価が盛んに主張され始めたこと等、買収・合併会計とブランド・営業権会計を巡り利益操作が行われる土壌が整いつつあ

ることは気がかりである。

尚、英米で利益創作会計が問題視されている点について、Blake et al.(1998)は比較会計制度の観点から分析をしている。それによれば、コモンローの伝統を持つ英米などのアングロ・サクソン・モデルの会計では、規範的なローマ法の伝統を受け継ぐコンチネンタル・ヨーロッパ・モデルよりも、本質的に柔軟かつ多様な解釈の余地があるため、利益創作会計が生じやすい特質があると指摘している (Blake et al., 1998, pp.7-8)。我が国の会計は、どちらかと言えば従来規範的なコンチネンタル・ヨーロッパ・モデルに属していた。しかし、最近における会計のグローバル化はアングロ・サクソン・モデルの会計の事実上のスタンダード化を推し進めており、我が国の会計ビッグバンも会計の国際的調和を目的として、アングロ・サクソン・モデルの会計の影響をかなり受けている。従って、今後は英米における利益操作事例の研究が重要になってくるであろう。

## (注)

- 1) 英国における Creative Accounting に関する文献としては、近田(2000)と田中(2001)が網羅的に論述しており参考となる。特に、近田(2000)は本書では十分に触れなかった True and Fair View (TFV) の概念を解説している。
- 2) SSAP は、会計基準書(Statements of Standard Accounting Practice)の略称である。また FRS は、財務報告基準(Financial Reporting Standards)の略称である。
- 3) 我が国の事例であるが、例えばミサワホームが 2002 年 3 月に子会社のミサワバンを吸収合併した。この合併に際して、被合併企業ミサワバンの資産を簿価と時価の両方で評価している。この事例に止まらず、我が国では自社に都合がよいように合併時の資産評価が可能であるため、利益操作と考えざるを得ない会計処理が散見されている。このような資産に応じて評価手法を切り替えることができるのは、我が国に企業結合に関する会計基準が整備されていないことによるものである。
- 4) ASB のホームページによれば、2002 年 12 月現在有効な英国会計基準は、FRS1 号(キャッシュフロー計算書)~FRS19 号(繰延税金) SSAP に関しては、4,5,9,12,13,15,17,19~21,24 及び 25 号となっている。
- 5) 米国の会計原則等に比べて、英国の会計基準や会計実務等を解説したものはやや少ないが、参考書として我が国の会計制度と英国の会計制度を比較検討した田中(1993)を挙げておく。
- 6) 収益認識のタイミングの問題として、我が国では佐藤工業等経営再建中のゼネコンにおいて、工事進行基準により利益を前倒して計上する会計処理が目立つようになっている問題が生じている。工事進行基準の採用は、損益状況を開示するには完成基準よりも望ましい処理であるが、工事進捗の見積には恣意性があるため、計上された利益の妥当性に疑問が残ることがある。因みに、サワコーの粉飾決算は見かけ上の工事進捗率の増加による工事利益の嵩上げにより実行されている。
- 7) 我が国では、減損会計が今後適用されることが決定されているが、未だ具体的な指針等は整備されていない。しかし、固定資産の評価損等を前倒して積極的に計上する企業が多くなっていることが、新聞等で報道されている。評価方法や対象選定等で各社各様に対応しているが、株式市場の反応を想定して会計処理を実行している嫌いがないわけではなく、その意味で利益操作に近いあるいは疑いが濃いと考えられるケースが認められる。
- 8) 米国の例であるが Enron は、不透明なオフバランス取引の利用以外にも、SPC を悪用した連結外しも実行して粉飾決算を行っていた。尚、藤田(2002)は、米国で連結会計制度の改正案が 1995 年から公開されてきたにもかかわらず、適用されてこなかった事情と今回の Enron 事件を関連させて親子会社間の問題を論じている。
- 9) 利益創作会計に対する英国の会計制度改革は、米国を先行していたため、米国で端を発した会計不信問題は英国とは無関係と考えられていたが、Hewitt 大臣は会計制度の見直しを行うことを議会に報告している。内容としては、監督機構の設置やその運営の方法さらに、監査に止まらず会計制度全般にも改革を押し進めるべき否かも検討するとされている。
- 10) 現在の英国における会計基準の設定と監視のための機構は、以下のようなトライアングル体制を構している。



英国貿易産業省が、会社法改正案として 2001 年 7 月に公表した「Modern Company Law for a Competitive Economy: Final Report」によれば、会社法改正に伴い上表の機関も見直しがなされる予定である。例えば、ASB や FRRP の権限等が拡大されることや名称変更 (ASB Standard Board, FRRP Reporting Review Panel) 等である。尚、改正会社法は 2003 年以降に施行される模様である。

- 11) 会計改革に関する英米の対応は、必ずしも一致しているわけではない。米国では、企業改革法成立等対応は異常な早さをもって実行された。一方英国では、2002 年 2 月に「監査会計調整グループ」が設置され、会計改革の議論が続けられてきた。そして、7 月に改革案が公表された。内容としては、監査委員会は非常勤役員で構成されること、監査委員会が監査事務所の選定権を有すること等が主たるものである。米国に比べ、利益創作会計の撲滅に先行していたこともあろうが、やや対応は穏やかな印象を受ける。
- 12) 利益創作会計撲滅のためには、True and Fair View (TFV) が有効であるかという論点に関しては、Blake et al.(1998)を参照。
- 13) 英国の小売業を対象に利益創作会計の実務と監査人・アナリスト等の利害関係者の関係をインタビュー等を通じて考察したものとして、Shah(1998)がある。

## 第6章 Earnings Management - 利益管理 -

### . Earnings Management の背景

#### 1. 米国における会計不正の歴史

(1) Enron そして WorldCom の粉飾決算・倒産を嚆矢とする米国における企業会計に対する不信は根深いものがある<sup>1)</sup>。企業改革法(サーベインズ・オックスリー法)の制定等一連のブッシュ政権の会計不信への対応により、企業に対する疑心暗鬼から動揺していた資本市場も漸く落ち着きを取り戻した。米国の企業会計の歴史を振り返れば、それはある面において不正会計と規制当局との闘いと言える歴史でもあり、今回の会計不信問題もその流れで考察すれば、目新しい事ではない。本章で考察する Earnings Management (以下、利益管理と言う)も、会計不信問題とも密接に関連する問題であることから、本論に入る前に、まず米国における不正会計の歴史を簡単に振り返ってみたい。

Bowsher(1990)は、「20世紀は、利益創作会計の事例で満ち溢れている」と述べている(Bowsher, 1990, p.23)。Bowsherによれば、現在の精緻な会計基準からは想像できないが、米国の不正会計の原因は、内容が乏しく、利用者を欺瞞しやすいような会計基準や会計慣行にあるとされている。

1929年の大恐慌以前では、多くの企業が「評価会計」(Appreciation Accounting)と呼ばれる手法を使用していた。つまり、経営者が前年度に比べ、財務諸表の構成要素の価値が増加していると判断した場合、自由に財務数値を嵩上げするということが行われていた。売上不振の年でも、資産評価を嵩上げた「評価益」のお陰で、経営者は業績不振を隠蔽することが可能であった。1920年代には、多くの企業が将来に対する楽観的な見方のもとで、投資家や資本市場を容易に騙すことができた時代であった。しかし、資本市場の崩壊により、このような手品の化けの皮が剥がれてしまった。かかる状況に対処すべく規制当局は、1933年と1934年に相次いで法律の整備を実施すると共に、SEC(証券取引委員会)も会計基準の整備に取り組んだ。しかし、鉄道会社等の業界は、これらの会計改革の中でも例外的存在であった。彼らは、「改善会計」(Betterment Accounting)を使用したと言われる。改善会計では、事業の改善が見られた場合にのみ、レールや枕木等の資産を帳簿に計上することにした。この結果、減価償却負担と資産の減損負担を回避することが可能になった。長い間批判がなされてきたが、有名なペンセントラル鉄道の倒産により、この問題に終止符が打たれた。怪しげな会計処理は、何も民間企業に止まるものではなく、New York市を含む公共セクターにも不正な会計が蔓延していたと言われている。最近、貯蓄貸付組合(S&L)における会計実務に「利益創作会計」(Creative Accounting)の事例が多く散見された。つまり、業績が悪化した貯蓄貸付組合に対して、規制当局は一般に公正妥当と認められる会計基準(GAAP)と同様に、RAPと呼ばれる業法による会計報告も容認し

ていたのである。事実上のダブルスタンダードの許容である。当然ながら、規制の緩い基準を選択することになった。多くの貯蓄貸付組合は、RAP に準拠したため、特定の損失を損益計算書に計上することが要求されず、加えて特定の資産の評価益計上も可能であった。こうして、緩やか会計規制のお陰で、短期的には真実の姿を隠蔽でき、虚構の財務流動性等を維持することができた。不正な会計、つまり粉飾決算の蔓延である。その後の状況は、業界環境の悪化と共に倒産の続出という惨憺たる結果になった。

このように事実上、1980年代の米国では不正会計という粉飾決算が多発し、S&Lを監査した監査法人に対する信頼性も喪失してしまった。そこで、不正な財務報告を防止することを目的として、米国公認会計士協会(AICPA)を中心とするトレッドウェイ委員会組織後援委員会(Committee of Sponsoring Organizations of The Treadway Commission, 略称 COSO)が結成された。このCOSOは、1992年に有名な「内部統制の総合的枠組み」という報告書を公表している。現在では、ここで提案された内部統制の考え方が、事実上のスタンダード化されている。しかし、不正会計が撲滅されることはなく、さらに巨大かつ複雑な様相を呈して現在に至っているところである。

Bowsher は、米国の20世紀における会計上の手品を利用した不正の歴史(The history of accounting gimmickry)を踏まえて、「経済的な真実を隠蔽することは不可能である。幻想は、真実に所詮道を譲らなければならないのだから。」という教訓を引き出し不正の根絶を期待した(Bowsher, 1990, p.25)。しかし、このような教訓は、Enron等のケースを見る限り、結果的に21世紀になっても生かされることはなかったことになる。

(2)SECにより不正会計の疑いがあるとして最近調査の対象となった主な企業を整理したものが、次ページの表である。業種は様々であるが、ニューエコノミーを代表する情報、通信分野の企業がやや多い印象がある。これらの疑いのある決算を行った企業が使用した手法は、架空売上計上等の典型的な粉飾決算で使用されるものであることが、表から読み取れる。ニューエコノミーと言われる業種では、利益操作が日常茶飯事であり、決算発表時にも会計基準に準拠した数値ではなく、プロフォーマ利益と言われるEBITDA等の数値を使用する慣行があった。プロフォーマ利益を利用すれば、定義は自分に都合が良いようにすることが可能なため、企業の経営成績等をいかようにでも説明ができたのである。そのため、本来正式な会計基準に準拠した財務数値がなおざりにされてきたことにも、不正会計がこれらの業種に多い要因と言えるのではなかろうか。

尚、表から明らかであるが、Enronのみが、デリバティブの濫用やSPCの濫用等を利用しており、他社とはやや異質の手法を用いて利益を仮装していることは興味深い<sup>2)</sup>。

【不正会計疑惑によりSEC調査対象となった主たる米国企業の概要】

| 会社名                     | 業種    | 不正あるいは不当な財務報告の概要  | 使用された手法                      |
|-------------------------|-------|---|------------------------------|
| CMS ENERGY              | エネルギー | 他社との間で取引をキャッチボールさせ、売上高を水増しさせた。                                    | 架空売上の計上                      |
| DYNEGY                  | エネルギー | CMS社と同様に、販売のキャッチボールを実施した。実態を良く見せるために、天然ガス取引でも仮装取引実施の疑いあり。         | 架空売上の計上                      |
| ENRON                   | エネルギー | 取引の仮装等様々な会計操作により利益の高上げを実行した。倒産。監査したアンダーセンは、監査不備で訴追。               | 連結除外<br>複雑デリバティブ利用<br>SPCの乱用 |
| XEROX                   | 事務機器  | 97～2000年の間、リースおよびサービス事業の売り上げを操作した。SECは、当社に民事制裁措置を下し、当社は決算修正を実施した。 | 売上の繰上計上                      |
| WASTE MANAGEMENT        | 環境    | 幹部が粉飾により92～97年にかけて架空利益を17億ドル計上。SECにより刑事訴追。                        | 架空売上の計上<br>その他               |
| COMPUTER ASSOCIATES     | 情報    | ストックオプション付与する前後に、売上高を水増し報告して株価操作を図った。                             | 架空売上の計上                      |
| NETWORK ASSOCIATES      | 情報    | 98～2000年にかけて、売上の水増し、発生した費用を除外し、架空利益を計上した。                         | 架空売上の計上<br>費用の過小計上           |
| GROBAL CROSSING         | 通信    | 他社と回線空き容量を不当に取引して、売上高の高上げを実施した。                                   | 売上の不当認識                      |
| HALLIBURTON             | エネルギー | 設備建設費が予算超過した場合、顧客が超過分を支払うか否かにかかわらず売上に計上。                          | 不当な売上高の認識基準の採用               |
| RELIANT RESOURCES       | エネルギー | キャッシュ・ヘッジ目的のデリバティブ取引を時価評価し、利益の高上げを図った。                            | 不当な時価評価                      |
| QWEST COMMUNICATIONS    | 通信    | 他社との回線空き容量の不当取引等による売上高の高上げを実施した。                                  | 売上の不当認識<br>その他               |
| TRUMP HOTELS            | ホテル   | 異常損益項目の不当表示を実施した。   | 表示区分の操作                      |
| KMART                   | 小売    | 仕入割引等の取引操作により費用の過小計上を実施し、赤字幅の縮小を図った。                              | 費用の過小計上                      |
| ADELPHIA COMMUNICATIONS | その他   | 創業者一族の借入金に対する債務保証があるにもかかわらず、財務報告に表示しなかった。                         | 不当表示                         |
| WORLDCOM                | 通信    | 電話回線使用料を資産計上し、買収に伴うのれんの不当処理で利益の高上げを図る。倒産。                         | 費用の資産計上<br>費用の過小計上           |
| EDISON SCHOOLS          | 教育    | 売上高に関する情報を開示しなかった。  | 不当表示                         |
| PNC FINANCIAL SERVICES  | 保険    | 子会社を設立し、付け替えを利用して不良債権のオフバランス化を実施した。                               | SPC利用によるオフバランス化              |
| AOL TIME WARNER         | 情報通信  | ネット関連企業への自社株売却収入を売上計上、取引先のための広告販売を売上とした。                          | 売上の不当認識                      |
| LUCENT TECHNOLOGIES     | 通信    | 販売先（卸会社）が販売できる以前に、卸向けの売上高を計上し、利益の繰上計上を実施。                         | 売上の繰上計上                      |

(新聞・雑誌報道等より作成)

また参考までに前章までに述べたいかなる利益操作手法が、これらの企業のケースで用いられているのかを整理したものが、次ページの表である。



| 代表的な利益操作手法   | ケースでの<br>利用有無 | 備<br>考          |
|--------------|---------------|-----------------|
| 会計方針の選択の濫用   |               | 不当な収益認識基準の採用等   |
| 見積り・判断・予測の悪用 |               |                 |
| 意図的な取引の濫用    |               | 売上のキャッチボール等     |
| 正常な取引の裁量的利用  |               | 収益と費用の相殺等       |
| 利益の平準化       | ×             |                 |
| 重要性の原則の濫用    | ×             |                 |
| 子会社・関連会社の濫用  |               | 特別目的会社(SPC)の介在等 |
| Big Bath     | ×             |                 |
| 会計方針の変更      | ×             |                 |
| 複雑な取引の濫用     |               | 複雑なデリバティブ等      |

(注) 公表資料で判明した手法のみ対象とした。

Bowsher (1990) が、会計上「手品を使うことは何も目新しいことはない(Using smoking and mirrors is, of course, nothing new)」(Bowsher, 1990, p.23) と述べているように、今も昔も財務報告の虚偽表示に使われる手法には大して変わりはないということが分かる。また英国と米国でも、手法では大きな差がないことも分かる。なぜこれらの不正会計が発見されなかったのかという監査に対する疑問は別として、不正会計の歴史を見る限り規制と不正のイタチゴッコという現象は、英米共に容易に解決できない問題なのではないのかという感じがする。

## 2. Levitt (SEC 元議長) による「The Numbers Game」への警鐘

米国における会計不正の歴史を概観して明らかなように、どんなに立派な会計・監査基準があっても、それが適切に解釈・運用されなければ機能しないことは言うまでもないことである。米国における最近の会計不信問題は、突然 Enron 事件により生じたものではない。SEC は、ここ数年間、企業の疑わしい利益管理に対して繰り返し警告を発してきたのである。ここで紹介する SEC 元委員長 Levitt のスピーチは、今から 4 年前の 1998 年に行われたものではあるが、今読んでも古さは感じられず、米国の会計不信問題の発生を暗示しているようである<sup>3)</sup>。

そのスピーチは、「The Numbers Game」と題されたもので、5つを特に注目すべき利益管理の手法として挙げている。

|   |
|---|
| Big Bath 会計                               |
| Creative Acquisition Accounting - 創作的取得会計 |
| Cookie Jar Reserves - 秘密積立金               |
| Materiality - 重要性の原則                      |
| Revenue Recognition - 収益認識                |

スピーチで指摘された手法の概要は、以下のとおりである。

#### (1) Big Bath 会計

リストラに伴う多額の一時的な費用を不当に利用する場合のリストラ会計を問題にした。この手法は、既に利益創作会計で述べた「Big Bath」である。なぜ多くの企業がリストラ時に費用計上を過大に行うのかについて、ウォールストリートが、単なる一時的な損失ではなく、将来の収益にのみ注目していることに原因があるとしている。リストラを企業が実行することを決断したならば、経営者、投資家、従業員、債権者、顧客等の全てがリストラによる期待効果を理解することができる。財務報告も当然そのような情報を提供すべきであるとは言えるが、将来の費用を含むあらゆる費用を全て一度に計上するところには、合理的理由は見当たらないと指摘している。

#### (2) Creative Acquisition Accounting

最近では、産業全体が合併、買収、そしてスピンオフにより再編を実行している。買収に際して、現金ではなく、株式交換を利用する企業の中には、利益創作会計の機会として、このような再編を利用しようとするものがいると糾弾するのである。それらは、Merger Magic と言われる。特に、仕掛け途中の研究開発案件を持つ企業を買収する際に支払った価格のうち、長期的に成長に貢献する部分だけを区別し、将来の収益の障害になりそうなものは即時償却したり、あるいは将来の収益を確保するため、将来計上すべき費用・引当損を前倒しで計上しようとする選択的・裁量の会計処理が問題であることを指摘している。これらの実態を、買収という仮面の下に覆い隠そうとすることが問題とされた。

#### (3) Cookie - Jar - Reserves

売上戻り、貸倒損失、保証費用等に伴う負債の見積りを非現実的な前提条件で会計処理しようとする企業が存在すると言う。このような行動は、あたかも子供がクッキーを多めにもらった時に、クッキージャーにクッキーを隠しておき、おやつが少ない時やお菓子が食べたい時に自由にクッキーを食べれるようにする如く、業績好調な年度に意図的に利益計上を抑え、業績不振時に不当に留保した利益を取り崩すような利益平準化そのものである。このような利益の留保は、秘密積立金に繋がる会計処理として非難された。

#### (4) Materiality

重要性の原則は、財務報告に柔軟性をもたらすための手段であるが、この重要性の原則を濫用する企業が存在するため、弁護士や公認会計士が注意する概念である。意図的にある割合のミスを記帳しておきながら、「最終利益に与える影響が些細なものであるから問題ではない」と、かかる会計処理を正当化しようとするのである。重要性の原則により、本当は影響が大きい実態を隠蔽するからではないのだろうかと疑問を提起している。特に、財務数値を期待水準に調整するため最後の手段として、重要性の原則を不当に利用していると。経営者や外部監査人は、会計基準に明らかに違反する会計処理について疑問を投げかけられたとしても、「問題にはなりません。重要性がありませんから」と強弁すると指摘している。

## (5) Revenue Recognition

収益の認識基準を操作して、利益を増加させる企業も多いと言う。企業の中には、販売が完了する前や、顧客に配達される前、あるいは顧客が契約を終了させるオプションをまだ保有している段階にもかかわらず、前倒して収益を認識するのは不適切とする。

Levitt が、New York でこのスピーチを公認会計士や弁護士や学者達に行った際に、面白いことが起こったと当時の SEC 主任会計士 Turner が次のように述べている。「丁度ボーイが各テーブルにサラダを給仕していたときに、Levitt のスピーチが始まった。そのとき、聴衆達はみなフォークとナイフをテーブルに置き、Levitt の話を真面目に聞こうとしたんだ。それから、何と彼らはノートを取り出して、スピーチをメモし始めたんだ。こんなことは今までに無かったことだよ。」(Fortune, Sep. 6, 1999) いかにも Levitt の話が核心を突いたものであったかということを示唆するエピソードであろう。このように Levitt は、阿吽の呼吸で (nods and winks) 利益操作をするような会計上のマジック (accounting hocus-pocus) を歓迎するビジネス界を声高に批判したのであった。利益管理が蔓延る会計実務に対して、SEC が真摯かつ最優先で攻撃をしかけようとしていたのである。さらに Levitt は、「詐欺とほとんど同等に見なせる意図的な財務報告の虚偽表示の例として取り上げた五つの利益操作手法やあるいはそれ以上の手法を、会計士は熟知しているはずである」と指摘し、倫理問題を含めて実務家に自覚を促したのである。

また Levitt は、次の四つのカテゴリーから構成される Action Plan を提唱した。

### (1) 会計制度フレームワークの改善 (Improving Accounting Framework)

会計の前提条件の変化に伴う影響に関する開示方法の改善、リストラ損失処理の会計規則の明確化、重要性の範囲問題等のプログラムへの取り組み。

### (2) 外部監査の質の向上 (Enhancing Outside Auditing)

財務報告プロセスの監視人である監査人に対する十分な訓練と監督の必要性。

### (3) 監査委員会プロセスの強化 (Strengthening Auditing Committee Process)

企業監査委員会の有効性を改善するためのブルー・リボン委員会による優良な監査委員会の選定。

### (4) 新たな会計文化の追求 (Pursuing Cultural Change)

財務数値の誠実さこそが、企業の長期的存続に関わることを経営者に自覚させること。そして、SEC は、この Levitt のスピーチ以後、矢継ぎ早に企業会計・監査制度に関する改革に着手し、積極的なアンチ利益操作キャンペーンを実行したのである。

主たる改革の動きとしては、

会社の監査委員会の有効性を向上させるための改革(ブルーリボン委員会による勧告等)

公認会計士監査の有効性を向上させるための改革(公共監視審査会 POB - の設置等)

公正開示規制の制定(企業のアナリスト等に対する選別的開示の禁止)

が挙げられる。SEC 等の関係機関は、真摯に不正な財務報告に対応していたのである<sup>4)</sup>。

### 3. 最近の会計不信問題への対応

#### (1) 改革の動き

前述した Levitt のスピーチから始まる一連の米国の財務報告制度等の改革の動きを年表に整理したものが、下表である。

| 年月日            | 機関等     | 出来事  |
|----------------|---------|--|
| 1998年<br>9月28日 | SEC     | Levitt 元委員長の講演 “ The Numbers Game ”  |
| 1999年<br>2月    | NYSE    | ブルーリボン委員会 『会社の監査委員会の有効性向上に関するブルーリボン委員会報告書』公表   |
| 3月             | COSO    | 『不正な財務報告：1987-1997 合衆国の公開企業の分析』公表  |
| 2000年<br>8月    | AICPA   | 『監査人に対して SEC が行った懲戒処分に関連した不正：1987-1997』公表  |
| 8月             | POB     | オマリー・パネル報告書 『監査の有効性に関するパネル 報告と勧告』公表  |
| 9月             | AICPA   | オマリー・パネルの勧告への対応を図るため、ASB に、不正問題に関するタスク・フォースを設置   |
| 2001年<br>1月    | COSO    | 2003 年夏を目途として、リスク評価にかかるガイドライン作成の新プロジェクトを開始   |
| 12月2日          |         | Enron が連邦破産法第 11 条の適用申請により破綻   |
| 2002年<br>1月17日 | SEC     | Pitt 委員長の声名<br>“ Regulation of Accounting Profession ” において、POB を批判 (SEC 管轄下の会計事務所の自主規制機関設立構想発表) |
| 2月13日          | SEC     | 情報開示制度の大幅改革方針を公表   |
| ”              | SEC     | NYSE 等に市場基準改正を要請   |
| 2月28日          | AICPA   | 不正問題に対応した SAS(No.1 および No.82)の改正に関する公開草案を公表  |
| 3月7日           | ブッシュ大統領 | 10 項目の投資家保護策を提案  |
| 6月6日           | NYSE    | 市場基準の改正案を発表  |
| 6月12日          | SEC     | 情報開示制度の改革案を正式発表  |
| 7月21日          |         | WorldCom が連邦破産法第 11 条の適用申請により破綻  |
| 7月30日          | 議会      | 企業改革法(サーベイズ・ワクスリー法)が成立   |
| 8月14日          | SEC     | 大手市場企業 942 社 CEO,CFO による決算正確宣誓書提出期限  |
| 8月29日          | SEC     | 決算正確性証明に関する新規則制定   |
| 10月29日         |         | IASB と FASB が米国会計基準と国際会計基準の統一を検討開始   |
| 11月            | FASB    | 会計基準設定機能の FASB への一元化を検討  |

(出所)八田(2002),4-5 頁表 2 を一部加筆修正

Enron 事件を嚆矢とする一連の米国の会計不信問題を見る限りでは、結果的に Levitt の警告や改革の意思は関係業界に十分浸透してはいなかったことが理解できる。また逆に言えば、最近における米国の企業会計・監査の改革の動きは Enron 事件を契機としたものではなく、本書で指摘してきたように、不正な財務報告は長い歴史を持つ会計実務であり、昨今の会計不信問題は発生するべくして生じたと理解すべきなのかもしれない。むしろ Enron・WorldCom 事件が既に着手されていた改革を加速化させる結果となっているものと考えの方が、正鵠を得ていると考えられる。

## (2) 企業改革法（サーベインズ・オックスリー法）の制定

Enron や WorldCom 等による巨額な粉飾決算に続く、不正な財務報告の疑惑が相次いだことから生じた会計不信の蔓延を払拭し、資本市場の信頼を回復するため、2002 年 7 月 30 日に企業改革法（サーベインズ・オックスリー法）が成立した<sup>5)</sup>。ブッシュ大統領は同法の署名に際し、不誠実な経営者を厳しく処罰すると強調し、不正会計を撲滅する積極的姿勢を示した。

法律内容の骨子は、以下の通りである。

| 区 分                      | 主 たる 内 容  |
|--------------------------|---|
| 企 業 経 営 者<br>へ の 罰 則 強 化 | 粉飾決算、書類廃棄等の不正行為に対する禁固刑を最長 20 年に延長<br>不正行為の疑いのある幹部への報酬支払いの禁止<br>内部告発者の保護 |
| 監査法人への監視<br>強 化          | 不正会計等を調査する独立監視機関を設置<br>監査法人に同一顧客への非監査業務の提供を禁止                           |
| 不正収益の返還                  | 不正をした経営者から投資家への収益返還   |
| そ の 他                    | SEC による「重要情報の即時開示」の規則制定<br>不正をした企業幹部の他社での幹部就任の差し止め                      |

この法律に対しては、監査の独立性に寄与する点で評価されているが、会計基準自体の再検討を求めている点で不十分であると批判もされている。Enron で問題とされたストックオプションの費用化処理（現状は企業の任意）は企業の圧力もあり、依然として見直しの対象とはされていない（但し、個別企業ベースでは、GE やコカコーラ等が自発的に開示をするとの報道がある）。米国の資本市場に蔓延している会計不信を完全に払拭するには至らないが、市場に対する投資家の信頼回復にはある程度寄与する内容であるというのが一般的な評価である。

## (3) SEC による決算正確証明に関する新規則制定

SEC は、サーベインズ・オックスリー法に基づき、2002 年 8 月 SEC に提出する決算書等が正確であることを宣誓することを企業に求める新規則を制定した。これは、2002 年度に行った大手上場企業を対象とした過去の決算書の正確性証明を一回限りとせず、恒久化させるものである。NYSE 等の米国市場に上場している日本企業も対象とされ、我が国の会計実務に影響が及ぶことも予想されている<sup>6)</sup>。但し、もし不正が発覚した場合、米国の法律の効力が、どこまで我が国の企業や監査法人等に影響するなどの点はまだ不明である。米国の会計不信問題は、決して対岸の火事ではないことを示すものであろう。米国市場による資金調達を検討する企業にも影響することから、今後の動向には十分留意しておくべきであろう。

## ・ Earnings Management の概要

### 1. Earnings Management の定義

本章は、米国の会計慣行として広く行われていると言われる Earnings Management (以下、利益管理と言う。この用語に関しては、利益調整、利益制御等の訳が付されているが、本書では利益管理で統一する) を考察するものである。利益管理は、前章の英国の利益創作会計(Creative Accounting)や後述する我が国における利益操作と概ね同じ概念である。そして、利益管理が横行している事実が、今回の会計不信問題とは決して無関係ではない点に大きな問題を秘めていると考える。なぜなら、利益管理は必ずしも不正会計や粉飾決算と同じではないが、その境界線は非常に曖昧な面があり、利益管理が適法・適正として許容されるからという理由で、過度に利益管理を押し進めることは、不正会計に至る可能性が高いからである。

それでは、利益管理は、どのように定義されているのであろうか。利益創作会計と同様に、論者の立場(学者・投資家・ジャーナリスト・アナリスト等)により、定義にはかなりの差異がある。代表的な見解を整理すれば、以下のようになる。

#### 【Earnings Management の定義一覧】

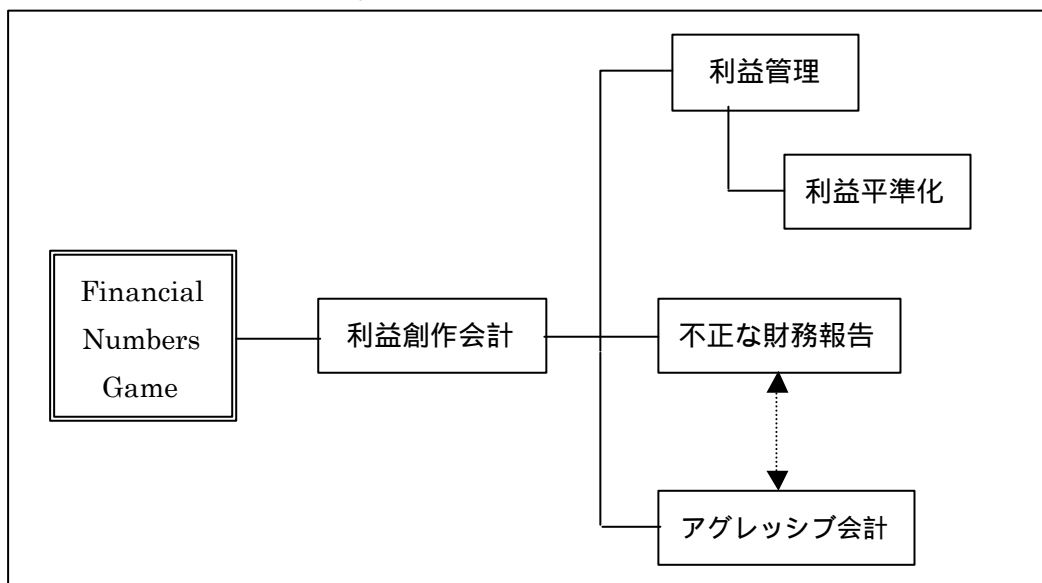
- 1 企業の業績に関する誤った印象を作り上げる目的で、積極的に会計数値を操作することである。 Mulford et al.(2002)
- 2 例えば、GAAPの中から会計方針を選択できるとするのであれば、経営者が自己の効用や自社の企業価値の最大化を図るように会計方針を選択することである。 Scott (1997)
- 3 企業が期待する結果を達成するために、真実の企業業績を歪める様々な形態のトリックを使用することである。 SEC(1999)
- 4 私的な利益を得ることを意図して、外部財務報告プロセスにおいて意図的な介入をするという意味での「開示の操作」である。 Schipper(1989)
- 5 企業の利益に影響を与える経営者による広範囲にわたる様々な適法及び違法な行為である。 Treadway Commission : トレッドウェイ委員会(1987)  
The Panel on Audit Effectiveness : 監査の有効性に関する専門委員会(2000)
- 6 企業の業績に対する利害関係者の判断をミスリードさせるか、あるいは報告される会計数値に基づく契約上の結果に影響を及ぼすように、財務報告や取引のスキーム作りにおいて判断を下し、財務数値を操作する場合に生じることが、利益管理である。 Healy et al.(1999)

単に財務数値を制御するための会計上の操作を実行すること、というように技術的側面にのみ焦点を当てている見解もあれば、特定の目的を達成する手段として会計数値の操作を行うとするという見解もある。利益管理に関する公式な定義はないものの、定義はどうかであれ、利益管理は利益創作会計と同様に、その実態は「利益操作」に変わりはない。実際に疑問のあるような会計処理を考察する場合に、単に会計上の操作のみを重視することは、経営者の利益管理を実行する意図等を看過することになるため、経営者の目的も視野に入れた広義な捉え方をすることが望ましいのではないかと考える。

## 2. Mulford and Comiskey(2002) の「The Financial Numbers Game」

Mulford and Comiskey(2002)は、利益管理を「The Financial Numbers Game」という視点で整理をしている。Financial Numbers Game とは、「財務諸表利用者の企業業績に関する印象を変えさせるため、利益創作会計手法 (Creative Accounting Practices) を使用することである」と (Mulford et al., 2002, p.16) 定義される。

Financial Numbers Game を構成する諸概念は階層構造をなしており、それを概念図として整理すれば以下の通りとなる。



違法性は別として、財務諸表利用者を欺くことを目的とする Financial Numbers Game は、利益創作会計の実践から生み出されるとするのが、Mulford の見解である。また利益創作会計は、利益管理、不正な財務報告さらにアグレッシブ会計から構成されるとしている。各概念を簡潔に整理したものが、次ページの表である。アグレッシブ会計(Aggressive Accounting)という独自の概念を提唱していること、利益創作会計を利益管理の上位概念に位置付け、合法、違法共に財務報告の虚偽表示を総括する概念としている点に特色がある考え方である。

【類似概念の比較】

| 種 類   | 定 義  | 備 考  |
|---|--|--|
| アグレッシブ会計<br>(Aggressive Accounting)         | 望んだ結果 典型的には、より高い利益水準 を達成するため強制的かつ意図的に会計原則を選択及び適用することである。<br>その実務が、GAAP に準拠しているか否かは問題としない。              | 財務諸表利用者を欺くために、意図的かつ重要な虚偽表示を行い、行政、民事、刑事訴訟上において詐欺とする手続きが進められない限りは、不正・詐欺とはされない。         |
| 利益管理<br>(Earnings Management)               | 経営者により予め設定された目標金額、アナリストが作った予測金額、あるいは平準化され、より持続可能性のある利益ストリームと整合的な金額になるように利益金額を積極的に操作することである。            | 利益の平準化は、限定された利益管理のパターンである。利益調整と言う場合もある。  |
| 利益の平準化<br>(Income Smoothing)                | 正常な利益のトレンドから山谷を除去するようにした利益管理の一類型である。<br>利益低迷期のために、好況時での利益を圧縮したり、あるいは留保しておくことを含む。                       | 平準化は、プラスにもマイナスにも利益のトレンドを調整する。  |
| 不正な財務報告<br>(Fraudulent Financial Reporting) | 財務諸表の利用者を欺くために、財務諸表上で意図的な虚偽表示、金額や表示の脱漏を行うことである。<br>これは、行政、民事、刑事訴訟上において詐欺とされる。                          | 会計不正 (Accounting Irregularities) とも言う。<br>詐欺との技術的差異は、虚偽表示・脱漏のある財務諸表を利用して損害を被るか否かである。 |
| 利益創作会計<br>(Creative Accounting Practices)   | Financial Numbers Game をするために利用されるあらゆる手段のことである。<br>会計原則の攻撃的選択や適用、不正な財務報告、さらに利益管理や利益平準化で採用されるあらゆる手法を含む。 | 会計原則の選択・適用に関しては、GAAP の範囲内か範囲外いずれも有り得る。   |

(出所) Mulford et al. (2002) p3、Exhibit1.1 に加筆修正



### 3 . 利益管理を巡る研究動向

米国での会計不信問題が吹き荒れる前から、学会でも利益管理に関する研究が盛んに行われていた。会計や監査等の専門ジャーナルを見たところでも、概ね利益管理に関する論文が毎号登場している印象が強い。McNichols(2000)は、利益管理の実証研究におけるリサーチデザインの分析を行う論文の中で、利益管理に関する論文がどの程度、主要な会計ジャーナルに登場しているのかを調査している(McNichols,2000,p.318)。その結果、利益管理に関する論文の頻度は、下表のように整理されている(McNichols,2000,p.318)。ほぼ毎年度均等に掲載されていることが分かる。

| 雑誌の発行年度 | 利益管理に関する論文の本数 |
|---------|---------------|
| 1993    | 7             |
| 1994    | 7             |
| 1995    | 8             |
| 1996    | 10            |
| 1997    | 8             |
| 1998    | 11            |
| 1999    | 4             |
| 合計      | 55            |

(注) 1999 は、1月～9月までの集計値。

次ページには、上の表に収録されている研究の内、本文において一部紹介仕切れなかった最近の研究成果の概要を、利益管理の主な動機別に整理したので参考にして頂きたい。

米国と同様に、我が国の学会においても利益操作に関する論文は多数発表されており、その成果は第7章に紹介してある。しかし、このような学会における利益管理に関する究明が熱心に行われていることや COSO レポートような優れた監査等に関する報告書が数多く発表されているにもかかわらず、米国において Enron 等の不正会計問題を防止し得なかったことは、皮肉としか言いようがない。SEC 等による会計監査に対する規制強化とは別に、学会の研究成果が研究のための研究と化し、実務に生かされていない点にも問題があると考えられないであろうか。

次項以下、米国の代表的な研究者である Scott, Collingwood, Sunder, そして Mulford and Comiskey の研究成果を外観する。そして、貴重な実証研究である Bruns and Merchant の研究にも言及する。

【利益管理に関する代表的な実証研究の要約】

| 分類    | 実証研究                                  | 利益管理の動機に関する仮説                    | 研究方法                   | 実証結果  |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------|------------------------|---|
| 経営者報酬 | Healy (1985)                          | ボーナスに影響する要因を操作し経営者が報酬増加を図る       | 裁量的な会計発生高の観察           | 報酬増大のために、利益を操作し、利益が非常に低い場合、ビッグバスを利用する。      |
|       | DeAngelo (1986)                       | MBOにおける企業買収価額を削減する               | 総会計発生高の観察              | 利益管理に関する証拠はない。                              |
|       | Moore (1973)                          | 経営者の交代を契機に利益を操作する                | 裁量的な会計発生高の観察           | 経営者の交代が利益圧縮型の裁量的会計上の意思決定を実施した時期と一致した。       |
|       | Pourciau (1993)                       | 経営者の交代を契機に利益を操作する                | 裁量的な会計発生高の観察           | 後継役員は交代年度の利益を引き下げ、次年度の利益を増加させるような会計処理を実行した。 |
|       | McNichols and Wilson(1988)            | ボーナスに影響する要因を操作し経営者が報酬増加を図る       | 不良債権に対する引当金計上の変更を検証    | 利益が予想以上であれば利益を圧縮、低い場合にはビッグバスを利用する。          |
| 政治コスト | Jones (1991)                          | 輸入制限措置を正当化するため、政府の調査中における利益を削減する | 裁量的な会計発生高の観察           | 政府の調査中には、利益減少的な会計方針を採用。                     |
|       | Cahan (1992)                          | 反トラスト調査に対処するため、利益を操作する           | 裁量的な会計発生高の観察           | 裁量的に会計発生高を調整することにより、反トラスト調査に対処した。           |
|       | Navissi (1999)                        | 価格制限を逃れる措置を得るため、利益を削減する。         | Jones ティールを利用した総発生高の観察 | 利益が減少方向に操作されることが判明。                         |
| 資金調達  | DeAngelo, DeAngelo and Skinner (1994) | 負債契約におけるデフォルト回避                  | 総発生高の変動の観察             | 利益増加の有為な証拠はない。                              |
|       | Defond and Jambalvo (1994)            | 負債契約におけるデフォルト回避                  | 総発生高と運転資本発生高の変動の観察     | デフォルトが公表される前年における利益操作の実施。                   |
|       | Friedlan (1994)                       | 企業価値の増加と資本コスト低減                  | 裁量的な発生高の観察             | IPO実施前における利益の上方操作の実施。                       |
|       | Sweeney (1994)                        | 負債契約におけるデフォルト回避                  | 会計方針の利用の直接テスト          | デフォルトの恐れがある場合、利益操作が実施される。                   |
|       | Teoh, Welch and Wong (1998 a)         | 企業価値の増加と資本コスト低減                  | Jones ティールを利用した総発生高の観察 | 増資前において、企業は利益を操作する。                         |
|       | Teoh, Welch and Wong (1998 b)         | 企業価値の増加と資本コスト低減                  | Jones ティールを利用した総発生高の観察 | IPO実施前における利益の上方操作の実施。                       |
|       | Erickson and Wang (1999)              | 合併前における株価増加                      | Jones ティールを利用した総発生高の観察 | 合併前における利益増加策の採用。                            |

## ・ Scott(1997)の研究

### 1. 利益管理に関する視点

Scott(1997)は、米国での利益管理に関する包括的な研究を行っており、以下 Scott の所説を中心として、その他の米国での実証分析も交えながら利益管理の問題を考察する。

経営者の報酬が報告利益に連動すること、株価も利益に影響されること（経営者はリスクを回避し、利益のコントロールを強化し、株価を操作しようとする）、借入コスト低減のために、負債契約に財務制限条項を設定すること、企業の市場価値も会計方針に影響されること等は全て経営者の利益管理に影響を及ぼすものである。従って、「経営者は会計方針の選択に、利益を操作したいという強い誘因を持つことになる」(Scott,1997,p.295)と述べている。

Scott によれば、経営者は自己の便益及び（あるいは）企業価値の最大化を目的として、会計方針を選択するものと期待でき、この行動が一般に「Earnings Management」（利益管理）と称されるとしている。Scott(1997)は、利益管理に対しては二つの見方が存在すると指摘している(Scott,1997,p.295)。

第一は、報酬、負債契約、政治コスト等の問題に直面した場合、自己の利益の最大化を図るために経営者が採る機会主義的行動(Opportunistic Behavior)と考える立場である。

第二は、利益管理を効率的な契約理論（エイジェンシー理論）の視点から考察する立場である。例えば、事前に経営者が利益を操作することを予測し、企業は予め報酬契約にそれを織り込んでいることや債権者が金利の決定に際して予め利益操作を織り込むことに、契約理論の適用例を見ることができる。一方、利益管理は予期せぬ事態が発生した場合、自分や企業を守るためにある程度の弾力性を付与する財務のクッション効果も有する。さらに、数期にわたり利益を平準化させ、成長しているような印象を作りあげ、経営者は利益管理により企業の市場価値に影響を及ぼすことも可能かもしれない。効率的市場仮説に従えば、このような行動は企業の内部情報に目を向けさせるシグナル効果を持つものである。従って、利益管理は、経営者の内部情報を投資家に知らせる手段になり得るものと考えられている。このため利益管理にも少しは良い面があると考えられることは、興味深いことであるし、また驚くべきことであろうと述べられている(Scott,1997,p.296)。しかし、利益管理の効率的側面を押し進めすぎると、財務諸表の信頼性を損なうことになるし、財務諸表の虚偽表示あるいは不正な財務報告には合理性を与えることはできないことは言うまでもない。利益管理と財務諸表の虚偽表示には明確な境界が存在するが、その境界線は規制当局、SEC、そして裁判所が決定しなければならないものであると言えよう(Scott,1997,p.296)。但し、以上の事情を踏まえれば、利益管理を理解することは、財務諸表における利益の有用性をより深く理解できるため重要であると考えられる。

## 2. 利益管理の動機に関する考察

利益管理を実施する動機には以下のものを Scott(1997)は挙げている。

- 1 ボーナス仮説（経営者報酬）
- 2 契約仮説（特に、財務制限条項）
- 3 政治的動機（政治コスト回避）
- 4 税務的動機（租税目的）
- 5 CEO の交代
- 6 IPO（株式公開）

Scott の分類に従いながら、利益管理の動機を様々な実証研究を交えて検討する。

### (1) ボーナス仮説（経営者報酬）について

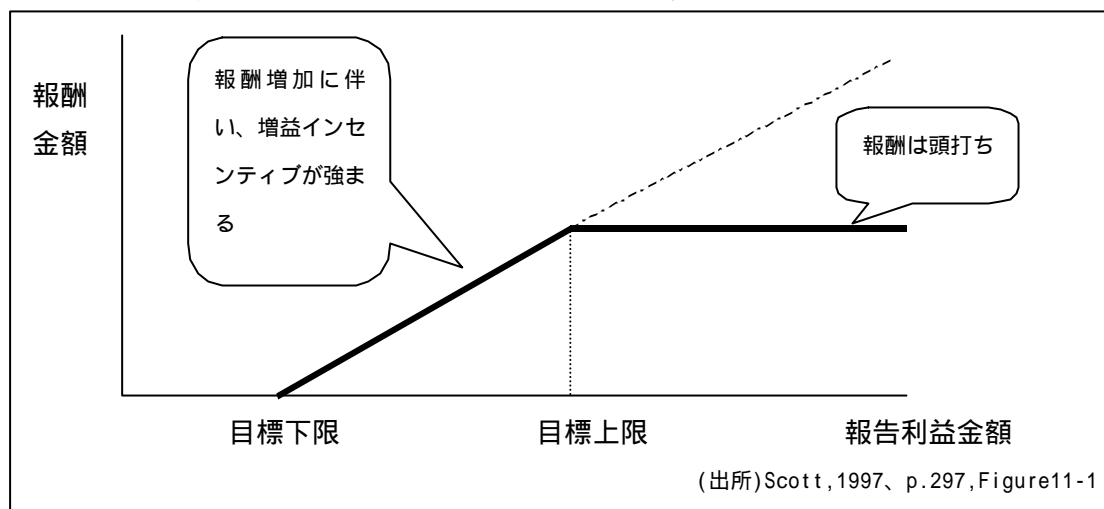
この点については、Healy(1985)による利益管理の実証研究が有名である。Healy(1985)は、企業の年度会計発生高( ボーナス制度で定義された年度利益 - 営業キャッシュフロー：発生主義の会計上利益とキャッシュフローの差額であり<sup>7)</sup>、利益正味発生高とも言われる)が、その企業のボーナス制度で設定された利益限度額に影響されるか否かをサンプルを用いて調査した。報告利益額が目標利益額を下回った場合、また目標利益額の上限を上回った場合ともに、経営者は報告利益を減少させるインセンティブを持つため、会計発生高はどちらのケースでもマイナスになる傾向がある。またもし報告利益額が目標である利益の上限と下限の間にある場合には、経営者は報告利益を増加させるインセンティブを持ち、従って会計発生高はプラスの値をとる傾向があると結論付けている。

Watts and Zimmerman(1986)は、「利益額が会社のボーナス制度で設定された上限額を超えている石油会社の経営者は、その期の会計年度が終了するまでタンカーを海上に止め、利益を翌期に繰延べることができる。もしそのタンカーが港に着いたときに売上が認識されるなら、タンカーを遅らせれば、利益は当期から翌期に移し変えることができる」と補足している。

この会計発生高は、当期利益に及ぼす全ての会計処理の影響を反映したものである。従って、会計発生高による実証分析は、分析の検定力という点で優れているとされる。また観察困難な多くの会計方針選択の影響を捕らえる点でも、会計発生高による分析の検定力は大きい(Scott,1997,pp.296-297)。但し、会計発生高を利用した Healy(1985) の調査も、経営者が利益管理をしない場合の発生利益はどの位になるのかが判別できないという問題を抱えている。下限はあるが上限がないボーナス制度の場合、利益額が最低額を下回っているケースよりも上回っているケースの方が、会計発生高を大きくする操作が実施されていると推測されている。

しかし、そのような関係は、会計操作が実施されていなくとも存在し得る点で問題が生じる。利益額はキャッシュフローと会計発生高に基づくものであり、原則として利益が大

きいのであれば、会計発生高も大きくなる関係にある。



但し、利益の上限が設定されている場合は別問題である。利益が増加するに従い、会計発生高も増加し、次に会計発生高が減少することは通常ありえない。しかし会計操作が実施されていれば、そのような事態はありうることである。Healy(1985)の調査は、1930年から1980年を対象とし、Fortune250から94社を選択して実施されたものである。全体の観測データ数は1,527個であり、内1,080個は上限値がなく、下限だけのデータであり、両方を持つものは447個であった。

|                 | 発生高の割合 |      | 観測数 | 平均発生高 (mean) |
|-----------------|--------|------|-----|--------------|
|                 | 正      | 負    |     |              |
| 利益が下限値を下回る場合    | 0.09   | 0.91 | 22  | -0.0671      |
| 利益が上限と下限の間にある場合 | 0.46   | 0.54 | 281 | +0.0021      |
| 利益が上限値を上回る場合    | 0.10   | 0.90 | 144 | -0.0536      |
| 合計              |        |      | 447 |              |

(出所) Scott(1997), p. 299, Table 11-2

上表は、上限・下限両者を持つ447個のデータを対象に、利益が上限値を上回っているか、下限値は上回っているが、上限値は上回っていないか、あるいは下限値を下回っているかによって、各企業の年度別の会計発生高の符号の構成割合を示したものである。明らかに、利益が上限値を超えている場合と下限値を下回っている場合のデータについては、その会計発生高の符号が負になっている構成比が相対的に大きい。また、のケースの平均発生高は、利益が上限と下限の間にあるのケースよりも小さく想定通りの結果となっている。このデータは、ボーナス仮説を支持する有力な証拠を提供するものと指摘されている(Scott, 1997, pp. 299-302)。

## (2) 契約仮説 (財務制限条項仮説を中心として)

利益管理を実行する経営者の動機に関する仮説は、様々なものが提唱されているが、前

述した Healy のボーナス仮説も企業と経営者との間の報酬契約と理解すれば、ここで述べる契約動機に基づく利益管理と同じ範疇に入ると考えられる。契約仮説の中では、特に長期的な融資契約に基づく利益管理の動機が重要であると指摘している (Scott, 1997, p. 302)。つまり、そのような融資契約には、債権者の利益を保護するため、債務者の一定の行動を制約する財務制限条項が付随することが多い。そのため債務者は、株主に対する過大な配当の制限、新規の追加借入の制限、さらに自己資本の低下の制限等の様々な制約を受ける。財務制限条項に違反することはコストが高つくため、債務者はそれを遵守することが期待されている。そこで、債務者である経営者は、財務制限条項に違反する可能性を削減するための手段として、利益管理を利用する動機が生じると財務制限条項仮説は主張するのである (Scott, 1997, p. 303)<sup>8)</sup>。

財務制限条項に抵触しデフォルトに陥ったサンプル企業 130 社を対象に、実証研究を実施したのは、Sweeny(1994)である。サンプル企業の会計方針選択 (棚卸資産評価方法、減価償却方法、過去勤務年金原価の償却期間等) を、財務制限条項違反がないコントロール企業と比較対照した結果、デフォルトしたサンプル企業は、増益指向が強い会計方針に変更する企業が多いことを検出した。また増益指向の強い会計方針の変更であれば、デフォルト企業はその会計基準 (リース会計、金利の資産計上、外貨換算等) を早期適用する傾向があることも見出している。このことは、財務制限条項仮説を支持する証拠であるとされている (Scott, 1997, p. 303)。

また Defond and Jiambalvo(1994)も、1985 年から 1988 年の間に財務制限条項に違反したことを財務諸表に注記した企業を対象に利益管理を検証している。その結果、Defonde et al.(1994)は、これらの企業が財務制限条項に違反する前年度に報告利益を増加させるような裁量的会計発生高を利用していることを発見している。以上から、利益管理は単なる報告利益の操作と言うよりも、むしろデフォルトのような企業の存続可能性に関連する重大な事態が生じた場合には、利益管理が企業存続のための経営戦略の一部になっていると指摘している (Scott, 1997, p. 303)。

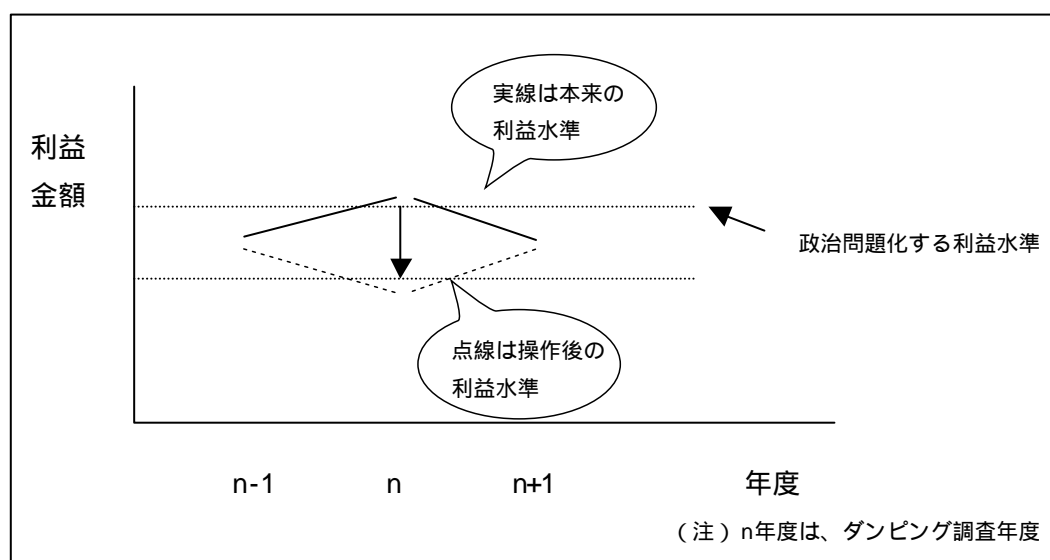
### (3) 政治的動機仮説

多くの企業が政治的にかなり目立つことは否定できなく、特に非常に巨大な企業はどうしても多くの人々の目に触れるため、政治的に行動せざるを得ないケースがある。また戦略的な重要産業や独占企業も同様である。かかる企業はできるだけ人目を引かないように、利益を操作しようとするのを望んでいる。例えば、かかる意図は、業績が好調な事業年度に、ことさら報告利益を圧縮するような会計方針等を選択する行動に現れる。そうしなければ、収益力を低下させるような規制等を政府に求める世間の圧力が強まってくる可能性 (政治コスト) もあるからである (Scott, 1997, p. 303)。

政治的動機仮説は、政治コストの大きい企業は、利益圧縮型の利益管理を行う傾向があると主張するものである。実証研究としては、政治コストが変化した時点における会計方

針の選択行動を分析するタイプと元来政治的圧力の強い業界をサンプルとして会計方針選択を研究するタイプがあるとしている (Scott, 1997, p.303)。

Jones(1991)の研究が前者の代表的なものである。Jones(1991)は、1980年から1985年にかけて、自動車、ステンレス、製靴、銅、炭素鋼の5業界に属する23社をサンプルとして、裁量的な会計発生高を分析した(調査は、売上高や利益等の財務数値により実施)。その結果、ITC(国際貿易委員会)の調査が実施された年度の会計発生高はマイナスかつ統計的に有意であるのに対し、調査の前年度と翌年度はマイナスであるものの、有意な水準ではないことを見出した。これは、米国のITCのアンチダンピング調査が実施される年度には、輸入制限措置(関税法や通商法に基づく)により便益を享受できる米国企業の経営者が、調査期間中には、かなり利益圧縮的な会計方針の選択行動をすることを検証したものである(下図)。



Cahan(1992)も、1970年から1983年の間に司法省等が独占禁止法違反の行為の有無を調査したサンプル企業を対象として検証したところ、調査のあった年度はそうではない年度に比べて、Jonesと同様に報告利益を圧縮する会計発生高を利用していることを発見した。これらの結果は、いずれも利益管理に関する政治的動機仮説を支持する証拠であると述べられている (Scott, 1997, p.304)。

#### (4) 税務的動機仮説 (節税仮説)

法人所得税等は、最も明確な利益管理の要因であると Scott(1997)は主張しているが (Scott, 1997, p.304) この点我が国と変わりはない。一方、税務当局は、所得操作の余地を削減するため、独自に所得算定のルールを制定する傾向があるとみる。例外は、在庫評価方法に関する LIFO(後入先出法)と FIFO(先入先出法)の選択である(米国のケース)。企業は、税務申告のために、LIFOを採用する場合、企業会計上の利益算定にも同じ

在庫評価方法を適用しなければならない。在庫価格が上昇する時期には、LIFO の採用企業は FIFO 採用企業に比べて、低い報告利益と低い所得を計上することになる。しかし、価格の上昇期であっても、全ての企業が LIFO に在庫評価方法を変更するわけではないことが確認されている。実際、LIFO を採用して、申告所得の低下を図る企業もあれば、所得税負担の増加があるにもかかわらず、あえて FIFO を採用する企業もある。その要因を検証するための実証研究が数多くなされているが、節税効果が在庫評価方法の選択に重要な要素になっていると指摘されている。例えば、Dopuch and Pincus(1988)は、節税効果は LIFO 採用企業において高く、FIFO を継続適用している企業ではそのようなことが観測されなかったと述べている。在庫評価方法の差異による節税効果に差が生じたのは、FIFO 採用企業が、在庫レベルが低く、在庫回転期間も短い等からであると報告している。一方、LIFO 採用による節税分のキャッシュフロー効果があることから、在庫評価方法を LIFO に変更した企業の株価が資本市場で好ましい反応を得られたとの報告もある。

しかし、LIFO と FIFO の選択問題は、実証研究上では複雑な問題と言われている (Scott, 1997, p. 304)。つまり、会計上の報告利益が好調である企業は LIFO を採用する傾向がある。しかし、LIFO に変更しなくとも、報告利益は増加し株価も上昇することもあり、市場の反応が、企業のパフォーマンス向上によるものか、会計技術の効果である LIFO による節税効果によるのか分離することが困難になるからである。Abdel-khalik and McKeown(1978)や Ricks(1982)は、LIFO 変更により市場はポジティブに反応しないと報告しているが、逆に Biddle and Lindahl(1982)はポジティブな反応を報告しており、この問題は解決されていないと指摘している (Scott, 1997, p. 304)。

ところで、FIFO を採用して節税効果を犠牲にしつつも、会計上の報告利益の増加を図る動機として、他の仮説から説明しようとする試みもある。つまり、経営者の報酬が報告利益に連動するようなボーナス制度の存在や財務制限条項に違反する可能性である。但し、実証研究ではこれを支持する証拠が示されていないと Scott(1997)により指摘されている (Scott, 1997, pp. 304-305)。

#### (5) CEO (経営者) 交代仮説

CEO(経営者)の交代時には、あらゆる利益管理の動機が存在すると言われる。例えば、ボーナス仮説によれば、退職予定の CEO は退職を間近にしてボーナスを増加させるべく、利益最大化戦略に関与する可能性が高いと予想する。同様に、業績が芳しくない企業の CEO は、解雇を避けるか延期させるため、やはり利益最大化を行うと推測される。そのような CEO は、将来の利益を増加させるために、Big Bath を採用するかもしれないとの指摘もある (DeAngelo, DeAngelo and Skinner, 1994)。このような利益管理の動機は、巨額の損失負担の責任が前任 CEO に求められている企業の新任 CEO にも存在すると考えられている (Scott, 1997, p. 305)。

Murphy and Zimmerman(1993)は、利益管理の可能性が高い4つの裁量的変数(研究



開発、広告宣伝、設備投資そして会計発生高)の変動と CEO の交代を 1971 年から 1989 年に亘り検証した。会計発生高以外の変数は、業務に直接関連するものであり、短期的にこれらの費用を削減することは、将来の収益獲得可能性を縮小させるものである。その意味でコストが高いと言える。しかし、会計発生高や会計方針の変更は、在庫評価における LIFO を除けば、現在・将来のキャッシュフローに影響を及ぼすことはない単なる紙の上での操作に過ぎず、コストは安いものである。4 つの裁量的変数の変動は、利益管理によるものか、あるいは経営の失敗に基づくものか、さらに過渡期における利益管理は新旧どちらの CEO に責めを負わすべきか等の実証研究上の問題はあるものの、Murphy and Zimmerman(1993)は、4 つの裁量的変数の異常な変動は経営における失敗に帰するところが大きいと結論付けている。例えば、退職を控えた CEO が利益増加策を採用するであろうというボーナス仮説の予想を支持する証拠を得られなかったが一方では、業績不振企業における新任 CEO は、Big Bath を採用するという証拠も見出している。

Pourciau(1993)は、業績不振企業において突発的な CEO の交代があったケースを検証し、通常のケースと同様に、退任する CEO が利益管理を実施していないことを検出した。その要因については、いくつか挙げられるが、例えばそもそも解雇されないように CEO が利益管理を実行するため、そのような企業は元来分析のサンプル企業に入らないこと、取締役会を牛耳っているような独裁的な CEO は、利益操作の必要性を認めてはいない等が要因とされている。

#### (6)IPO(Initial Public Offerings : 株式公開) 仮説

Hughes(1986)は、会計上の純利益のような情報により、投資家は未公開企業の企業価値を判断することができることを実証した。また Clarkson,Dontoh,Richardson and Sefcik (1992)は、市場が未公開企業の企業価値のシグナルとして利益予想にポジティブに反応することを見出している。これらを踏まえれば、これから株式を公開しようとする企業の経営者が、できるだけ高い公開価格を得られるように、目論見書で表示する利益数値を操作しようとすることは当然予想されることである(Scott,1997,p.306)。

Friedlan(1994)は、1981 年から 1984 年の間に IPO を実施した米国の 155 社を対象に、裁量的な会計発生高を操作し、IPO の前年度における最終利益を増加させるように利益管理を実行したか否かを調査した。但し、IPO を行う企業は成長性が高く、裁量的会計発生高を明確に分離することは困難であるため、方法論的な問題があったとしている。結論として、Friedlan(1994)は、IPO 前年度において IPO を予定する企業は利益増加傾向のある裁量的会計を実施していると指摘している。さらに、裁量的会計処理は、営業キャッシュフローの乏しいサンプル企業や知名度の低い小企業サンプルに集中的に観察されたと述べられている。以上の実証研究は、利益管理における IPO 仮説を支持する証拠を提示しているものと言えよう(Scott,1997,p.306)。

### 3. 利益管理のパターン

Scott(1997)は、利益管理の代表的パターン(手法)として、次の四つを挙げている。

- |                              |
|------------------------------|
| 1 Taking a Bath(Big Bath 会計) |
| 2 Income Minimization(利益最小化) |
| 3 Income Maximization(利益最大化) |
| 4 Income Smoothing(利益平準化)    |

#### (1) Taking a Bath(Big Bath 会計)

Big Bath 会計は、新任 CEO が就任するなど組織変革を実行する場合や組織再編成を行う場合に発生しやすい会計手法であると述べている(Scott, 1997, p.306)。企業が損失を報告しなければならないとする場合、経営者はこれ以上失うものはないかの如く、できるだけ損失を巨額化させようとするのである。そのため、必要もなく資産を償却し、将来の費用・損失に備えて引当金を過度に計上することになる(clear the decks と言う)。将来伸び上がるために、今縮んだのであり、表面的には将来の収益力は強化されることになる。

前述した Healy(1985)が実証したボーナスプランのある企業では、ボーナスを得るための利益の下限を下回るような利益しか計上できない企業の経営者は、やはり Big Bath を行っているとの証拠を提示している。Scott(1997)は、巨額の損失・費用の計上を、“銀行”に将来の利益を預金するものであると喩えて表現している(Scott, 1997, p.307)。

#### (2) Income Minimization(利益最小化)

Income Minimization は、Big Bath と類似した概念であるが、それほど極端なものではない。このパターンは、特に収益が好調な期間における政治的に目立つ企業(公益企業等)により採用されるものである。会計手法としては、固定資産の早期償却、広告宣伝費や研究開発費の繰上計上等の会計方針の採用に見ることができる。利益管理の動機の中の税務的動機(節税動機)も、手法としてはこのパターンを採用する。同様に、外国企業との競争を回避するために、政府の保護を求める政治コスト回避企業も、このパターンに属すると考えられる。

#### (3) Income Maximization(利益最大化)

ボーナス仮説を検証した Healy の研究で指摘されたように、Income Maximization によるパターンはボーナス等の経営者報酬目的での報告利益の操作で利用されている。また財務制限条項に抵触する恐れのある企業でも、同様に報告利益の極大化を図る例が見られるとしている(Scott, 1997, p.307)。

#### (4) Income Smoothing(利益平準化)

利益平準化は、利益管理の中では最も興味深いパターンであるとされている (Scott, 1997, p. 307)。Healy の研究で明らかになったが、経営者はボーナス取得が可能となる利益の上限と下限の間に、報告利益をできるだけ維持できるように報告利益を平準化させる誘因を持つものである。ボーナスを初めとする報酬の変動を好まないリスク回避的な経営者であれば、より利益の平準化に対する要求が強いはずである。また、長期融資を受ける場合、明らかに融資期間の長さに比例して、報告利益は変動性が強まり、財務制限条項に抵触する可能性も高まることになる。このことは、財務制限条項で規定された財務比率を安定するように、報告利益の変動性を削減するため、利益の平準化を望む誘因を発生させることになる。企業は、また外部に財務報告を行う目的でも利益の平準化を図ることがある。先にシグナル効果として述べたように、企業内部の情報（当該企業が長期的に利益の安定した成長を期待していること）を資本市場に伝達することができ、結果的に資本コストを低減できることがあると指摘している (Scott, 1997, p. 307)。

尚、これらの様々な利益管理のパターンはお互いに矛盾し対立することもある。時間の経過に伴い、ある企業により選択された利益管理のパターンが、財務制限条項を規定した契約も更新、収益力の水準の変化、CEO の交代、さらに政治的に目立つ程度の変化等の状況の変化により変わることは当然である。ある特定の時点においても、企業は例えば政治的理由により報告利益を削減する必要性があるものの、同時に資金調達目的のため利益の平準化も図らねばならないという矛盾する状況に直面することもあるであろう。従って、企業により選択される特定の利益管理のパターン（手法）を予測することは困難であると結論付けている (Scott, 1997, p. 307)。

#### 4. 利益管理が利用され続ける理由

Scott(1997)は、「利益管理は財務報告の信頼性を低下させるため、利益管理は“悪い”ことであると感じる人が、恐らく大半であろう」と述べている (Scott, 1997, p. 307)。このことは、また別の問題を生じさせる。つまり、なぜ利益管理はこのように企業により実行され続けているのかという疑問である。またこれ以上利益管理を行わないように、なぜ取締役会、金融機関、政府機関、投資家が利益管理を解明することができないのかという疑問も生じてくる。

その理由としては、例えば Schipper(1989)が指摘したように、情報の非対称性の問題。経営者は内部情報を持つが、外部からはその情報を入手困難であり、たとえ入手できたとしてもコストがかかり過ぎる がある。実際の裁量的な会計処理がどの程度行われているのかは、取締役会の構成メンバーですらも実態を知ることは困難かもしれない(最近の Enron のケースが想起できる)。さらに、利益管理の手法の内、会計方針の変更、資産売却損益を確定するタイミング、リストラのための引当金の見積り等は内部取引に近い事象であり、事実上外部の人間が、その数値を解釈することは非常に難しいものである。例えば、

企業が一事業部門を売却すると決定した場合、実際の必要性によるものか、利益操作のためか、あるいはリストラ費用を相殺するに足る利益を確保するためなのか、その要因は外部からは不明であるようなケースが考えられる。従って、利益管理の実態はベールに包まれたままになるのである。

また、Jones(1991)は、ITC による外国製品のクロ裁定が出て、保護関税が輸入品に課せられたとしても、結果として国内価格の上昇が小さいのであれば、個々の消費者は保護関税問題について知りたいとは思わないのではないかと主張している。従って、ITC としても、消費者が苦情を申し立てなければ、わざわざ企業の利益管理を調査しようとはしないことが予測されるように、実態は不明のままになる可能性は大きい。

利益管理が持続的に実行されている他の要因として、利益管理を是認するものではないが、その「好ましい」側面も指摘されている(Scott,1997,p.308)。例えば、利益に影響する予見不可能な偶発事象のインパクトを軽減するために、ある程度の柔軟性を経営者に付与し、利益管理をある程度許容することが、結果として財務制限条項に抵触することによるコストのかかる事態を回避できる可能性があるとされる。資金調達からの視点では、利益管理は資本コストにも影響を与えるものであると理解されている(Scott,1997,p.308)。例えば、Dye(1988)は、現在と将来の2種類の株主を対象に分析をし、現在の株主のために行動する経営者は、現在の株主が将来の株主に当該企業の株式を売却する際の価格を最大化するように、報告利益を管理する能力も誘因も併せ持つことを示している。従って、資本コストを最小化させるために利益管理を利用することになる(Scott,1997,p.309)。また、財務制限条項問題がない短期的な資金調達からも、利益を平準化させる誘因が説明される。例えば、キャッシュフローの変動性が大きいほど、企業が契約通りの返済期限に短期資金を返済できる可能性が低下する。約定通りに返済できなければ、デフォルトあるいは倒産を意味し、短期資金は焦げ付くことになる。そこで、企業はキャッシュフローの変動性を制御するために、利益平準化に関与するようになる。報告利益を信用供与の安全性の尺度とする限り、資金供給者は喜んで短期資金を供給することになるが、そのため利益管理は無くならないことになると考えられている(Scott,1997,p.310)。

以上から、Scott の所説に従えば、望ましい実務ではないが、利益管理は企業にとって都合の良い機能を果たしている面もあり、結果的に必要悪として存続していることになる。また情報の非対称性から、外部分析者が利益管理の有無を立証することは困難であり、実態が見えにくいことも、疑わしいような利益管理を横行させ続けている大きな要因となっていると解釈できよう。

## . Collingwood(2001)の研究

### 1. The Earnings Game

Collingwood(2001)は、証券アナリストの視点から、利益管理の問題を考察している。米国では、「make their number」(数合わせ=利益管理)、つまり証券アナリストが予想した通りの四半期利益を実際に計上するため、利益に大きく影響する取引を意図的に避けることがしばしば行われていると指摘している(Collingwood,2001,p.67)。多くの企業にとって、アナリストの予想通りに滑らかな曲線を描いて着実に利益を伸ばすこと(つまり利益の平準化)が、株主に最大の利益をもたらすという本来の責務を超える重要性を帯びた責務となっているためである。アナリストの予想通りに業績数値を合わせることにより、投資家に事業が順調にいったいるというメッセージを市場に発信できるし、また今四半期の利益が予想を超えると、翌四半期の予想達成が困難になる恐れもあるので、利益を調整して逆のメッセージを市場に送ることもある。Collingwood(2001)によれば、このような企業行動が、Earnings Management(利益管理)あるいはEarnings Game(利益ゲーム)と言われ、四半期利益のような短期的利益を重視する米国では事実上の習慣になっていると述べている(Collingwood,2001,p.67)<sup>9)</sup>。

### 2. 四半期利益を巡るゲーム参加者の利害関係

この利益ゲームの参加者は幅広く、また四半期利益の影響は大きいとする(下表)。

| ゲーム参加者  | 四半期利益の影響(例)  |
|---------|--------------|
| 企業      | 株価の増減        |
| 経営者     | 業績連動報酬の増減    |
| 証券アナリスト | 収入の多寡と業界での名声 |
| 証券トレーダー | 自分の収入の増減     |
| 監査法人    | 業務拡充や監査業務の継続 |

企業の場合は、株価への影響である。予想通りの利益を上げれば株価は大幅に上昇し、わずかでも予想を下回れば株価は急落する可能性が高いのである。経営者の場合、米国では経営者の報酬が株価と利益目標とに連動していることが多く、自分のために予想達成の必要性は高いと言える。アナリストの場合、自分自身の収入と業界での評判は企業の四半期利益をいかに正確に予測できるかに依存している。投資家の中でも証券トレーダーの場合、四半期利益を達成できる企業とできない企業を判別できるか否かに自分の利益がかかっている。さらに監査法人の場合、顧客に利益目標を達成させるためならば、多少怪しい会計操作を意図的に黙認したり、逆にそのような操作を推奨したりもする。予想を達成できれば、会計監査の仕事を継続でき、うまくいけばコンサルの仕事にもありつけるから、適正な監査を期待できない可能性もあることになる。Enron 事件で指摘された問題の原因は、会計・監査だけでなく、かかる Earnings Game と化してしまった資本市場に参加するプレ

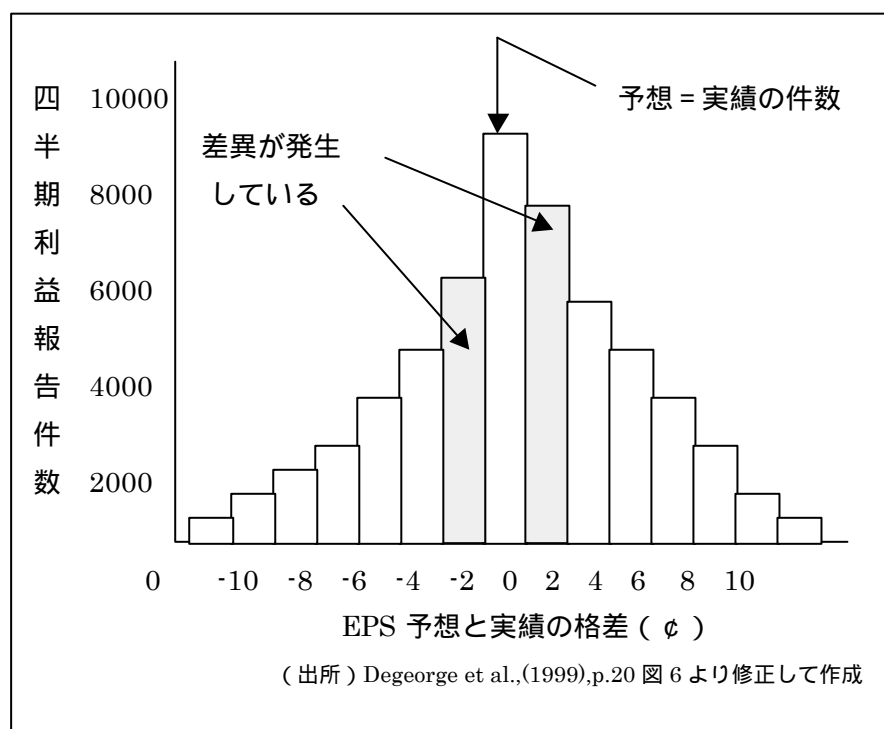
イヤーの複雑な利害関係が大きく影響を及ぼしていることに見ることができるであろう。

我が国でも、四半期ベースの財務報告が上場企業に義務化される予定であり、Earnings Game のような悪しき慣習が、新たな財務報告制度に導入してこないように十分留意しておく必要がある。

このゲームは単なるお遊びではなく、実害がある点に問題があるとされる。すなわち、企業の意思決定をネジ曲げ、証券分析や投資を単なる数当てゲームへと墮落させてしまい、会計監査の妥当性も傷つけることによって、最後には資本市場の土台そのものを侵食し始めることになる」と指摘している(Collingwood,2001,p.67)。

### 3. Earnings Game の証拠

利益管理がどの程度実施されているのかについて、Degeorge et al.(1999)は四半期利益予想と実績を統計的に分析して考察をしている。1974~1996年の間に発表された10万件以上の四半期利益報告を収集し、証券アナリストの利益予想と比較検討を実施した。その結果、アナリストの予想通りか、あるいはそれを僅かに上回るEPSが、統計学的に予測される分布をはるかに超える頻度で存在し、予想を僅かに下回るEPSは非常に少なかったことが判明した。このことは、多くの企業が証券市場の期待に沿うように利益操作を行っていることを示唆している証拠であるとDegeorge et al.(1999)は述べている<sup>10)</sup>。



また、統計学的にほぼ同数であるべき「予想マイナス1φ」と「予想プラス1φ」の件数が大きく食い違っている事実は、それだけ来期の売上を前倒し計上した企業が存在することを意味しているとする。結論的には、利益管理を実施していない企業を探すこと自体

が容易ではなく、どの企業も利益管理を実行しているとしている。

予想利益を僅か1¢下回っただけならば、特に問題とするには当たらないようであるが、Earnings Game では大問題となると述べられている(Collingwood,2001,p.70)。アナリストと投資家は、企業がまるで手品のように予想通りの利益を計上する状態に慣れているため、利益管理に依存せず堅実な業績を残し続けた企業の利益がほんの僅かでも予想を下回ると、最悪の事態を想定してしまう可能性があると言うのである。証券市場の反応が過敏なため、ほんの僅かに予想を下回るだけで大きな犠牲を覚悟しなければならない。そこで予想通りの利益を計上できないとなれば、企業は失敗した投資や不良債権の償却を前倒ししたり、何としてでも予想利益を達成しようとするようになってしまうわけである。市場がこのゲームに占められているため、利益管理をしたくない企業も業績如何によっては、利益管理に手を染めざるを得なくなる理由はここにある訳である。

さらに、企業が黒字への転換期にあることをアピールした場合や、急成長中の花形企業とみなされたい場合には、四半期利益が予想を下回することは絶対にできないこととされている。そのため、業績が伸び悩み気味であれば、会計基準の「弾力的運用」つまり利益管理や拳句の果てに粉飾決算にも手を出すことになる。報告利益が粉飾決算の産物であることが専門家の間で知れ渡っていても、予想通りの利益を報告している限りは株価が堅調に推移するという例が存在していると言われている<sup>11)</sup>。

#### 4. 資本市場と Earnings Game に潜む問題

Collingwood(2001)は、かかる米国資本市場の現状に問題があるだけでなく、メディアが四半期利益を頻繁に取り上げ、重要なデータと思い込ませていることにも問題があると指摘している(Collingwood,2001,pp.73-74)。また証券アナリストが、Earnings Game に関与し、四半期利益という「点」だけで非常に複雑な存在である企業を判断しようとするということも問題であるとする。また投資家自身が四半期利益の数字に固執していることも、不正会計問題に影響していることは事実である。

利益管理と合理的な経営判断の間に、明瞭な線を引くことが困難であることは否定できない。例えば、利益を操作したように見えても、貸倒引当金を売上の5%から3%に引き下げられる状況であったと企業に弁解されれば、外部分析者の立場から情報の不足から反論は難しいと言える。企業の合理的な説明がある限り、監査人もまたその判断を疑問視することはないと考えられる。重要性の原則のあいまいさを経営者が利用するような場合もある。つまり貸倒引当金や退職給付引当金、偶発債務の数値は実際には単なる見積りに過ぎず、会計基準上でも一定の誤差が許容せざるを得ない。誤差が許容範囲以内であれば、「重要ではない」と判断される訳である。そこで企業はわざと実態から外れた数字を使って利益を操作しながら、差額を「誤差範囲」として言い逃れることがあるのではないか、という疑いは常に存在している。従って「利益管理と詐欺行為の間に明確な線引きはできない」と会計士は主張するのである。これらから、Collingwood(2001)は、かかる企業行動

は少なくとも会計基準の柔軟性を濫用していると主張する。誤差によって利益報告の数字が変わるとしたならば、果たして「重要ではない」と言えるのであろうかと疑問を投げかけている。結局のところ、米国の資本市場で Earnings Game を止めるかどうかは、企業の姿勢にかかっていると云わざるを得ないと総括している (Collingwood, 2001, p. 74)。



### 1. 利益操作に対する基本認識

エイジェンシー理論によれば、株式会社のプリンシパルは株主であり、エイジェントは経営者である。このプリンシパルである株主に帰属する期間利益の評価と測定には、会計の本質から不確定性が存在する一方、経営者はこの期間利益の測定に責任を有するため、利益操作の機会が生じる。そして経営者は、自分の個人的利益を得るために、プリンシパルである株主を犠牲にしながら、利益を操作する裁量権を行使する可能性がある訳である。その可能性を制限するために、社会的に会計監査が必要になるが、利益操作により株主にはどの程度のダメージがあるかは議論があると指摘している。しかし、あらゆる利益操作を排除するような会計監査のコストは不経済であり、Sunder は利益操作の防止は、事実上不可能であると結論付けている (Sunder, 1997, 邦訳 91 頁)。

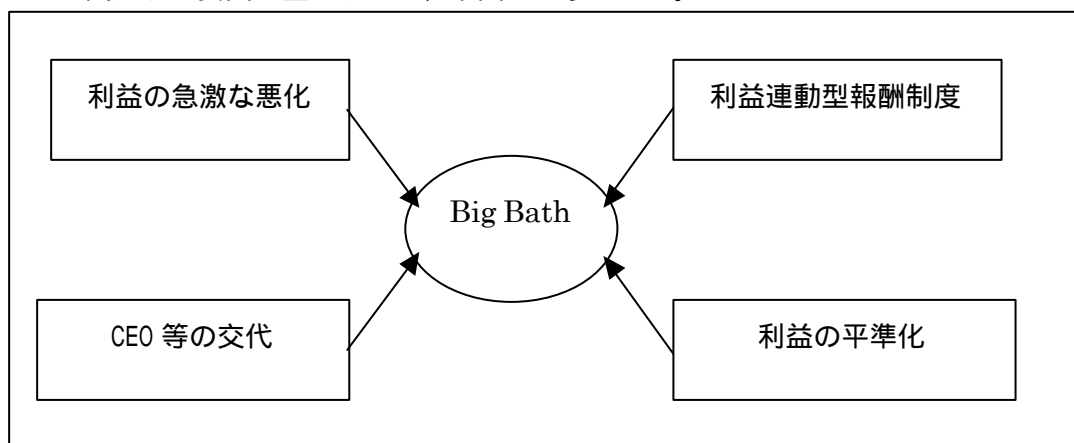
しかし、利益操作が無限に有効であるとも述べてはいない。例えば、利益操作の手法として、会計方針の変更があるが、キャッシュフローに変化がなければ、企業の生涯の利益金額も不変であり、当期の利益を将来の期間に移し変えるに過ぎないという利益保存の法則が作用すると指摘している。また経営者の行動は、将来の財務報告に影響を及ぼすことができるだけであり、過去に報告がされた利益のバイアスを除去はできないという制約もあるとする (Sunder, 1997, 邦訳 97-98 頁)。

### 2. Big Bath と利益平準化について

Big Bath と利益平準化との関係についての Sunder (1997) の解釈は示唆に富むものである。以下では、Sunder (1997) の所論を簡潔に要約してみる。

業績の悪い年度にさらに利益を減少させるために会計項目を裁量的に処理することは、「Big Bath」あるいは「House Cleaning」と称されることは既に述べた。そのような企業行動はなぜ行われるのかについては、経営者が一回の非常に悪い業績報告の方が、何期にもわたるあまり良くはない業績報告ほどに害がないと信じている結果かもしれないとまず指摘する。

Big Bath と関連する要因を整理すれば、下図のようになる。

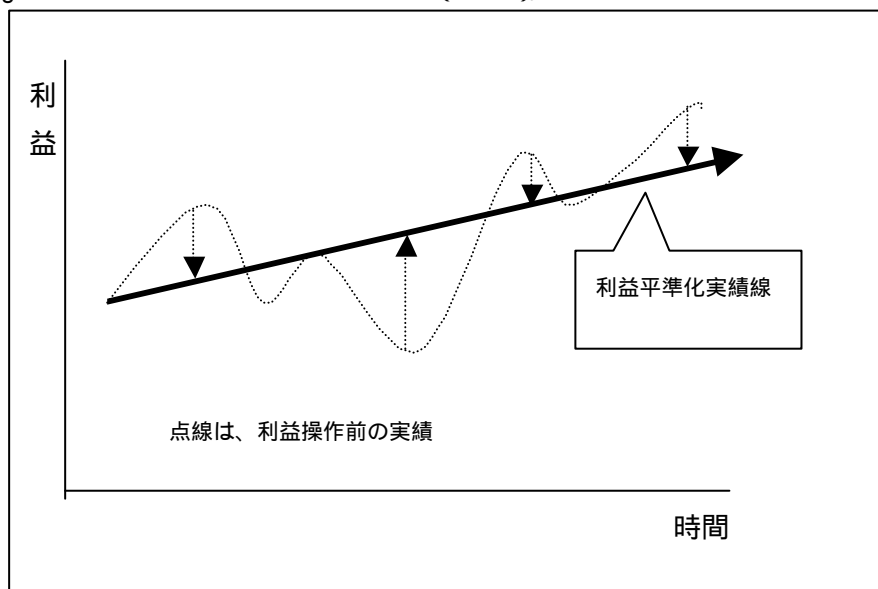


当期に Big Bath を行うことは、次年度以降の業績報告に反対の影響をもたらすことになる。リストラ費が典型的である。経営者は Big Bath のタイミングを選ぶことができるため、それゆえに業界全体の業績の悪い年度に、あるいは個々の企業にとって災害が生じた年度に、Big Bath の負担を負わせることができる。業績の悪化を経営者のコントロール範囲外の要因の結果として、責任逃れができるし、外部者に容易に説明することもできる。

新経営者の就任は、Big Bath を採るのに魅力的なタイミングであり、そうすることで離任する経営者に当該負担を負わせることができるのである。経営者の交代と共に Big Bath はしばしば生じる。

経営者の報酬が下方硬直的ボーナスからなる場合、利益がボーナスの権利を得られる水準より下になるような年度に多額の費用を配分することによって、数期間にわたり報酬総額を増加させることができる。つまり、下方硬直的ボーナス制度が Big Bath を誘発する。

利益平準化と Big Bath は同じコインの表裏であり、経営者が利益平準化を行うことは、頻繁な Big Bath を引き起こす可能性がある（下図）。



### 3. Sunder による利益操作手法の分類

前述したように、利益平準化と Big Bath は、共に利益操作の手法の代表的なものであるが、Sunder(1997)は、利益操作の手法を、これらとは別に大きく分けて5種類に分類している(Sunder, 1997, 邦訳 104-105 頁)。移転価格を例示している点が特徴的である。

- 1 取引の裁量的会計処理
- 2 会計原則の選択
- 3 会計上の見積りの調整
- 4 移転価格
- 5 実際の経済的意思決定

#### (1)取引の裁量的会計処理

経営者によって行われる自由裁量的会計処理が利益を操作しようとする意図をもってなされた場合、外部の第三者がそれを検出することは容易ではない。

#### (2)会計原則の選択

会計方針の変更や最初の会計方針の採用については、外部の第三者からも比較的判別が可能である。しかし、会計原則は一度選択すれば、自由に繰り返して変更できるものではないという制約がある。

#### (3)会計上の見積りの調整

会計上の見積りは、経営者に大きな柔軟性を与える。貸倒引当金の計上や減価償却資産の耐用年数の決定等は、長期間利用されてきた伝統的な手段である。引当金の濫用を含むリストラ費用も、同様に扱うことができる。

#### (4)移転価格

移転価格は、税率が異なる国をまたぐ取引において、親子間の移転価格を操作することにより、税率の高い国から低い国へ利益を付けかえることができる。

#### (5)実際の経済的意思決定

経営上の経済的意思決定は、短期的な利益に対する影響を考慮することにより動機付けられる。これらの意思決定が利益操作を考慮することによって影響を受けるか否か、影響を受けるとした場合、どの程度影響を受けるのかを外部から評価するには、通常の場合と利益操作の場合の比較考量が必要である。

このように利益管理の手法をいくつか述べたものの、経営者が利益操作をしていると考えている投資家等は、報告利益を経済実体を映す「最適な」写像の結果として必ずしも受け入れようとはしないとすることが予想されている。従って、たとえ経営者が利益の平準化を試みたとしても、そのような努力が逆の結果をもたらすこともあり得ることになる。そのため、従来から積み重ねられてきた利益操作に対する洞察を得るための多くの努力は、失敗してきたと Sunder は結論付けている(Sunder,1997,邦訳 105 頁)。

従来の研究は、少なくとも利益管理の手法や動機の分析により、利益管理の実態解明に貢献してきたはずである。しかし、Sunder は明確に利益管理研究の限界を指摘している。米国の利益管理研究の興隆にもかかわらず、利益管理を抑制することができない現実に対して、Sunder の見解は一つの回答になっていると考えることも可能であろう。

## ・ Mulford and Comiskey(2002)の研究

### 1. The Financial Numbers Game

「 」で若干触れた Mulford と Comiskey は、米国における行きすぎた株価至上主義に基づいて競われる利益管理の風潮を、「Financial Numbers Game」と表現している。Mulfordらは、この Financial Numbers Game を、財務諸表の作成者である経営者と財務諸表の利用者である資本市場に代表される利害関係者との間における、騙す・騙されるという文字通りのゲームとして理解している。従って、Financial Numbers Game は、財務数値を弄ぶ遊びなのである。

具体的に言えば、Financial Numbers Game は、財務諸表作成者が望むような金額や方向（つまり増益、減益あるいは安定化等）に、損益計算書やキャッシュフロー計算書における経営成績や貸借対照表の財政状態を積極的に操作することによって実行されるものである(Mulford et al., 2002, pp.19-20)。企業は、会計方針の選択、会計方針の適用、あるいは明らかな虚偽の財務報告を通してこのゲームを行う訳である。内容的には、利益管理と何ら変わりはない。

呼び方は様々であるが、企業の業績に対する歪められた印象を作り出すことを意図することが、Financial Numbers Game の本質とされる(Mulford et al., 2002, pp.57-92)。ゲームで利用される手法は、会計基準が内在的に許容している「柔軟性」の範囲内、境界線上、あるいは範囲外のものと色々である。柔軟性とは、会計基準が企業に判断の余地を許容することを意味する。そして例えば、会計方針の選択・適用において、企業は、会計基準において利用可能な柔軟性を最大限利用して、財務数値を増減いかなる方向へも変化させるというのである。Mulford et al.(2002)は、財務報告においてよく利用される柔軟性の例として、棚卸資産における原価の決定、ソフトウェアの収益認識そして営業権（のれん）の償却期間を指摘している（Mulford et al., 2002, p.20）。

このような Financial Numbers Game の特質を簡単に整理すれば、以下のような点が挙げられる（Mulford et al., 2002, pp.19-56）。

- ・ Financial Numbers Game は、会計基準の範囲内において正常な財務報告と同様な会計上の柔軟性を追求して行われる。
- ・ 会計上の柔軟性は、外部環境や適用条件が企業・業種で異なる限り、存続し続けるものである。
- ・ 経営者は、必ずしも許容される柔軟性だけで、ゲームを行うわけではない。時として、柔軟性を超えて財務報告を行うことがある。

Mulford et al.(2002)の利益管理に関する所説は、技術的会計政策に偏重した点に特色がある。また「柔軟性」という言葉が、利益管理や不正な財務報告（粉飾決算）等の概念を理解する上でのキーワードになっていることが分かる。

## 2. Earnings Management を巡る類似概念の整理

ここでは、Mulford et al.(2002)の所説に従い、Earnings Management (利益管理)に関連する概念を再度整理する(Mulford et al.,2002,p.49)。

### (1)利益管理 (Earnings Management)

利益管理は、意図的に報告利益を操作する点において、アグレッシブ会計と差はないとされる。しかし、通常利益管理は、例えば経営者やアナリストが事前に設定した利益目標を達成するために採用される手法を総称するものであるため、将来の利益を大きく見せるために(将来の利益目標を達成することが目的)、意図的に当期の利益を過小に計上する場合もある。従って、利益を過大計上することだけが、利益管理とは言えないと述べている。この目的の面では、実態よりも過大な利益計上を目的とするアグレッシブ会計とは差があると指摘している。また利益の平準化 (Income Smoothing) は、利益管理に包含される概念であるが、必ずしもアグレッシブ会計には含まれるとは限らないとしている。

### (2)アグレッシブ会計(Aggressive Accounting)

アグレッシブ会計とは、企業がより高い報告利益を望む場合、その結果を達成するため、強引かつ意図的なやり方で会計原則の選択・適用をすることが典型的である。いわば会計処理の選択適用における「ごり押し」というものである。この場合の会計処理は、会計基準に準拠しているか否かを問わないとされる。不正な財務報告との差異に関しては、「アグレッシブ会計は、会計処理に重要性が認められ、かつ利害関係者をミスリードさせる不正の意図が民事、刑事、行政裁判で問題とされた場合に始めて、粉飾決算つまり不正な財務報告 (Fraudulent Financial Reporting) と呼ばれる」と理解している。つまり、アグレッシブ会計も不正な財務報告も共に実態は同じことを意味するのであり、単に結果的に訴訟問題にまで至ったかどうかの違いがあるに過ぎないことになる。従って、アグレッシブ会計は、訴訟の結果如何により、違法な不正会計にも合法的利益操作にもなりうると考えていることになる。もし企業が敗訴した場合には、その決算は不正会計であり、第3章で述べた表現を利用すれば、「意図せざる粉飾決算」と解釈されることになる。

### (3)利益創作会計 (Creative Accounting Practices)

利益創作会計に関しては、第5章で英国の事例を紹介した。Mulford et al.(2002)の所説の特徴は、利益創作会計を、企業業績に対する印象を変更することを目的として、財務数値等を調整するために利用されるあらゆる手段というように広義な概念として把握している点である。Financial Numbers Game の定義から考えれば、利益創作会計という概念が包括的な虚偽表示ということになる。会計基準の範囲内か否かを問わず、アグレッシブ会計も、当然利益創作会計の範疇に入ることになる。また利益管理や利益の平準化も含まれる訳である。利益創作会計と不正な財務報告との差異は微妙であり、アグレッシブ会計が

訴訟の結果、不正な財務報告と認定されれば、利益創作会計とは言えないが、そうでなければ利益創作会計に過ぎないため、部分的に重なることになる。つまり利益創作会計は、不正な財務報告と比べ、主観的な意図に差はなく、重要性に差異があることになる。

また会計不正という概念もあるが、会計不正は「財務諸表利用者を欺くため、意図的に財務諸表を虚偽表示すること」であり、最近では会計不正と不正な財務報告は同義語とされていると指摘している。Young(2000)は、不正(Irregularities)と財務上の詐欺(Financial Fraud)の差異に関して、「技術的には、財務諸表が正当であると信頼している他人に提示され、損害を与える場合にのみ、不正が詐欺に発展する。不正が財務諸表の故意の虚偽表示から構成される限りにおいては、不正と財務上の詐欺の区別は可能である。しかし、一般的には、その用語は交互に同じように用いられている」と述べている(Young,2000,p.4)。同様に、Mulford et al.(2002)も、不正な財務報告に該当するかの究極の分岐点は、歪められた財務諸表の利用者に損害を与えたか否かということであると指摘している(Mulford et al.,2002,p.68)。最後は裁判所が決着を付けるという点は、アングロサクソンの考え方が色濃く出ていると思われる。

### 3.Financial Numbers Game の目的・動機

Financial Numbers Game を行う経営者の目的あるいは動機について、Mulford et al.(2002)は、下表のように表面的な目的と実質的な目的に区分して論じられている(Mulford et al.,2002,p.4)。

| 表面的な目的                                    | 実質的な目的   |
|---|--|
| 株 価 目 的<br>(Share - price effects)        | 株価の上昇<br>株価変動性の低減<br>企業価値評価の向上<br>資本コストの低減<br>ストックオプションの価値上昇 |
| 財 務 コ ス ト 目 的<br>(Borrowing cost effects) | 信用力の向上<br>債券格付けの向上<br>資金調達コストの低減<br>厳格な財務制限条項からの離脱           |
| ボ ー ナ ス プ ラ ン 目 的                         | 利益に基づくボーナスの増加<br>ストックオプションの価値上昇                              |
| 政 治 コ ス ト 目 的                             | 規制の緩和<br>税金負担の軽減   |

(出所) Mulford et al.,(2002), p4,Exhibit1.2

Financial Numbers Game は、ゲームである以上、ゲームに参加するプレイヤーは、報酬を期待している。この報酬が、利益管理の目的や動機に相当するものである。

株価効果とは、表面的に投資家に企業が十分な収益力を保持しているような印象を与え、

実質的に自社の株価に好影響を及ぼそうとすること等を意図するものである。株価が上昇することにより、自己の便益を含む様々な副次効果も期待できる訳である。

また財務コスト効果は、表面的に自社の収益力を誇示することにより、株価効果と同様に、企業の信用力を向上させ、実質的に資金の調達コストの低減を図るものである。

ボーナスプラン効果は、ストックオプション等を初め、利益連動型のボーナス制度を企業が採用している場合、表面的な利益を増加させるような利益創作会計を実施し、実質的に経営者・従業員共に受け取るボーナス等の最大化を図るものである。

政治コスト効果は、マイクロソフトのように高収益が政治や行政の介入の契機となるため、表面的にできるだけ利益を圧縮する保守的な会計政策を採用し、実質的には政治の介入を未然に防止することを図るような場合である。

これらは、既述した利益管理、利益操作そして利益創作会計の目的や動機と差がない。しかし、明示的に目的等を表面的と実質的に区分していることに特徴がある。

#### 4．利益管理の会計手法

最も単純な利益管理手法は、Levitt の指摘したように、会計基準の範囲内で許容される「柔軟性」を利用するものである。

そこで、この柔軟性に基づく不正な財務報告や利益管理等の利益創作会計に利用される具体的な手法は、下表の5つに要約されるとする(Mulford et al., 2002, p.43)。

- 1 収益認識の前倒し、架空収益の認識
- 2 積極的な費用の資産計上、償却期間の延長
- 3 資産、負債の表示の操作
- 4 損益計算書における「創造性」の活用
- 5 キャッシュフロー計算書における「創造性」の活用

(出所) Mulford et al., (2002), p43, Exhibit 1.3

上表の4の「創造性」とは、損益計算書における利益の段階的表示を利用して、最終的な当期利益は不変であるが、例えば特別損益や営業概損益を裁量的に組み替えることを意味している。この中には、EBITDA に代表されるプロフォーマ情報を自己にとって都合が良いようにでっち上げることも含まれる。

同じく5の「創造性」とは、キャッシュフロー計算書の3区分を前提に、財務分析で重視される営業キャッシュフローが増加したように見せかけることを意味する。つまり、営業費用を財務活動や投資活動に組み替え区分することにより、最終的なキャッシュフローは操作しないまま、表面的に営業キャッシュフローを増加させる。あるいは財務活動や投資活動に区分されるキャッシュフローを営業活動に組み替えてしまうものである。

あくまで会計基準の枠内での会計的創造性を重視する Mulford et al. (2002)の立場では、利益管理の手法も、不正な手段を利用するのではなく、特に目新しい手法は提示されていない。但し、利益操作の分析には、一般にキャッシュフロー分析が有効とされているが、キャッシュフロー計算書も必ずしも絶対的ではないという指摘は示唆に富むと言える(Mulford et al., 2002,p.13)。

さらに具体的な利益管理の手法及び実行される活動領域を以下の表に整理した。

- 1 減価償却方法の変更
- 2 減価償却資産の耐用年数の変更
- 3 減価償却資産の残存価格の変更
- 4 回収不能な売上債権あるいは貸付金に対する貸倒引当金計上の決定
- 5 保証債務に対する債務保証損失引当金計上の決定
- 6 繰延税金資産に関する回収可能性の決定
- 7 資産の減損あるいは発生した損失の有無の決定
- 8 工事進行基準を適用する場合における進行状況の見積
- 9 契約に実現可能性に関する見積
- 10 投資勘定に対する評価減の見積
- 11 リストラ損失に関する見積
- 12 在庫評価損の必要性と金額の判断
- 13 環境負債に関する見積
- 14 退職給付債務に関する見積の作成あるいは変更
- 15 企業買収価額の内、仕掛中の研究開発に配賦される金額の決定
- 16 無形固定資産の償却期間の決定あるいは変更
- 17 土地造成やソフト開発等の費用の内、資本計上する範囲の決定
- 18 適切なヘッジ手段とするデリバティブの分類の決定
- 19 投資対象先に対してどの程度まで重要な影響を行使するのかを決定
- 20 投資勘定の時価下落が一時的かどうかの決定

(出所) Mulford et al.,(2002), p 65,Exhibit3.4 より作成

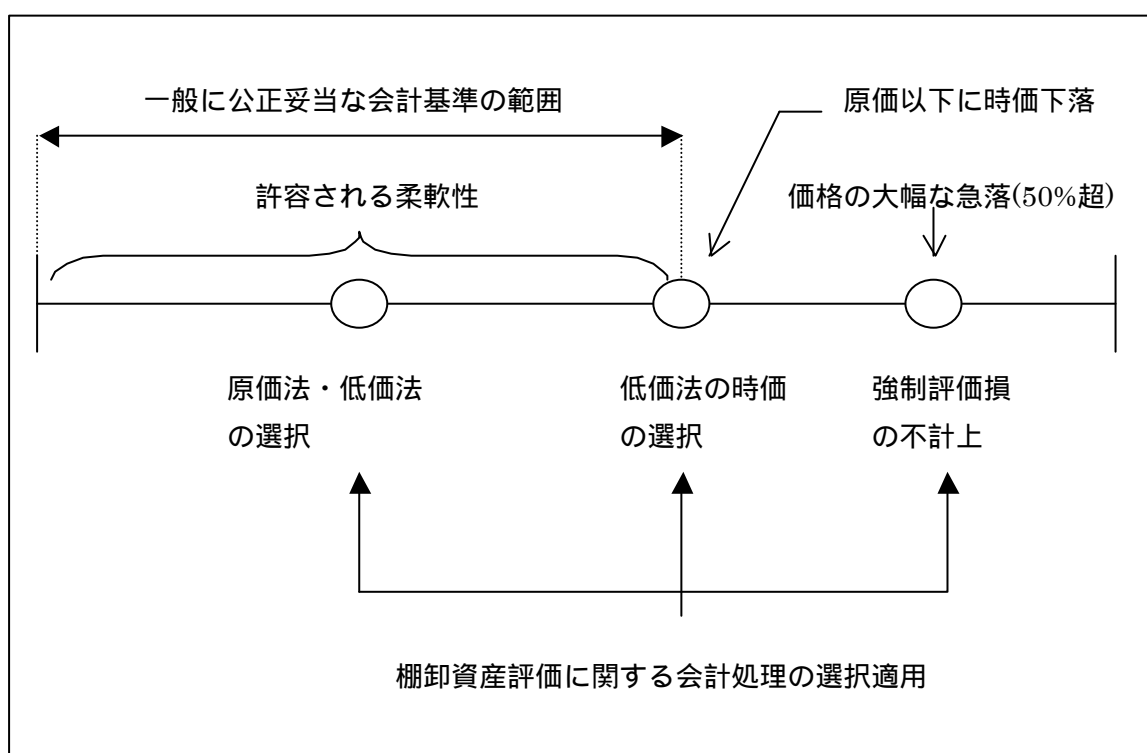
Mulford et al. (2002)によれば、本質的に利益管理の手法は、いずれもかなりの裁量に基づくものである。例えば、上表の1~3の項目は、固定資産の減価償却に関する項目である。これらの償却資産の減価償却を決定する企業の行動は、当該資産の生産活動のパターン、物理的耐久性、さらに中古市場における資産価格等に関する企業の期待が変化することによって影響されるものである。従って、単に企業行動が上表に該当するからと言っても、単純に利益管理行動であるとは断定できないと指摘している(Mulford et



al., 2002, p.64)。また、このような解釈は、全ての利益管理行動に当てはまるものであり、たとえ特定の企業行動がここで述べた利益管理の目的（動機）やインセンティブと一致しても、實際上その行動に隠された意図を証明することはますます困難である。

項目 4～20 は、全て会計基準に基づく会計処理を選択・適用する際に必要な決定であるが、企業による見積りと判断を行う必要があるところに共通点がある。この決定にはかなり幅（＝柔軟性）が生じてしまうものであり、主観的にならざるを得ないところに、利益管理の余地があることを示すものである。この「会計基準の柔軟性」を、棚卸資産を例にした柔軟性で説明すれば、以下のとおりとなる。

棚卸資産の評価に関しては、評価基準として原価法・低価法の選択は可能であり、会計基準の範囲内での決定事項である。しかし、時価が期末に取得原価を下回る価格水準に下落した場合、低価法を適用する「時価」には裁量の余地がある。匙加減いかんで、この時点でかなり利益を左右することが可能である。さらに、時価が大幅に下落した結果、明らかに資産価額の回収可能性に疑義があるにもかかわらず、強制評価損を計上しないことは会計基準に違反する。一方、時価下落は一時的で、回復は可能として強制評価損を計上しない柔軟な判断も可能である。判断の局面で「柔軟性」は柔軟に適用できるものである。



また Levitt が、「会計上の柔軟性は、ビジネスのイノベーションの進展と歩調を合わせて変化する。利益管理は、この柔軟性を濫用する時に発生するのである」(本章の2参照)と指摘したように、ここで整理した会計手法も常に同じではなく、時代と共に変化し、会計基準が改正されれば、別の新たな利益管理の余地が生まれて来ることが示唆されている。

## 5. 利益管理の不正な財務報告への変化

第4章で紹介した「不正トライアングル」の考え方を適用すれば、利益管理も広範囲の状況（条件）とインセンティブの組合せから生じるものである。Mulford et al. (2002)は、米国での最も一般的な組合せとして、ウォールストリートの期待している利益予想から乖離する利益見通しの程度、その結果生じると予想される市場価値の下落を回避しようとする経営者の欲望の度合いを例示しており(Mulford et al., 2002, pp.60-62)、その程度に応じて経営者は、利益管理の技巧を凝らすことになる。Mulford et al. (2002)の所説では、会計基準の柔軟性の利用の仕方により、利益管理が重大な虚偽表示に変化し、結果的に不正な財務報告になるとしている。

いかなる利益管理のケースが、不正な財務報告になる可能性が強いのかは、前述したように一概に言えないため、SECがAAER(会計監査執行通牒)で指摘した利益管理の濫用の事例を参考として紹介する。以下の企業の決算は、SECにより会計基準で許容された合法的な会計上の柔軟性の範囲を超えたものとみなされたものである。

### 【Earnings Management の乱用の事例】

| 会社名                              | Earnings Management の乱用の形態   |
|----------------------------------|--|
| Advanced Medical Products        | 商品が当社の支配下にあるにもかかわらず、出荷段階において販売を不適切に認識した。... 一種の在庫売上<br>実際の受注がなされていない段階において、売上計上を行った。<br>分割出荷であるにもかかわらず、全額を売上に計上した。 |
| Cendant Corp.                    | 準備金を不当に取り崩し、利益に計上した。<br>買収時に過大計上した準備金を取り崩し利益に計上した。<br>会員費用の返還や取り消しを記録していなかった。<br>不適切に資産売却費用を買収で継承する準備金に賦課した。       |
| Chambers Development             | 費用、特に金利を資産計上した。  |
| First Merchants Acceptance Corp. | 売上債権に対する引当金を過小計上した。  |
| Hybrid/Ikon, Inc.                | 商品を返還できる権利を留保した取引ながら、不適切に売上を全額認識した。  |
| Informix Corp.                   | 信用力のない再販売業者に対する売上を認識した。<br>係争中の顧客に対する売上を認識した。<br>違約金やその他の和解金の権利を付与した取引に関する売上を認識した。                                 |
| Intile Designs, Inc.             | 税金を削減するために、期末在庫金額を過小計上した。  |
| Pepsi - Cola P.R                 | 売上割引に対する引当金を過小計上した。  |
| System Software Associates, Inc. | 顧客の承諾取得や契約価格の回収可能性等に不確実性があるにもかかわらず、売上を認識した。  |

(出所) Mulford et al. ,(2002), p.57, Exhibit3.5 より作成

## 6 . 利益管理が実行されている証拠

Mulford et al.(2002)は、利益管理が米国の会計実務で果たして実際に実行されているか否かの分析を行っている(Mulford et al.,2002,p.72)。

Mulford et al.(2002)によれば、SEC の分析を除外すれば、利益管理の統計的分析は利益管理の詳細についてほとんど役に立たないと指摘している。逆に前述したような多くのSEC の AAER(会計監査執行通牒)は利益管理の存在を示すものであり、このような叙述的な分析は利益管理の存在を強力に支持する証拠となると主張している(Mulford et al.,2002,p.72)。

米国における事例研究から抽出された利益操作が実行された可能性を示す兆候として、Mulford et al.(2002)は、以下の事象を挙げている。

- 1 少額損失が財務諸表で報告されることが稀であること。
- 2 僅かな利益が財務諸表で報告されることが通例であること。
- 3 利益の落ち込みが小さいことが稀であること。
- 4 利益の僅かな増加が通例であること。
- 5 報告利益が、市場における利益予想に丁度合致するか、僅かながら上回ることが多い。
- 6 報告利益が、市場における利益予想に合致しないことが稀であること。

(出所) Mulford et al., (2002), p.72, Exhibit3.7 より作成

表から明らかのように、1-2,3-4,そして 5-6 の各項目は、対称性を成している。いわばコインの裏と表の関係である。このような財務成績が観察されることは、通常人為的な操作が介在しなければあり得ない事象であり、企業が利益管理を実際に適用している結果生じる証拠であるとされる。

## ・ 利益管理に関する実証研究 Bruns and Merchant(1990)の研究

利益管理を行う様々な動機や機会があることは既に述べてきたが、通常経営者が利益管理の実行を表明することは期待できない。このため Scott(1997)が指摘したように、利益管理の実態はベールに包まれたままである<sup>12)</sup>。

Bruns and Merchant(1990)は、実際に経営者が利益管理に対していかなる意識を有しているのかを実態調査した。Bruns et al.(1990)の調査は、経営者の利益管理に関する仮説を提示して分析したものではないが、ややデータの古いものの、示唆に富むためここで解説を加えることにする。

多くの企業において短期的な利益管理が経営者の仕事の一部として行われているのではないかという問題意識から、利益管理政策に対する経営者のモラル・倫理感を把握するために Bruns et al.(1990)は、アンケート調査を実施した。この調査では、経営者 629 人がバーチャルな企業を想定した質問に回答する形式で行われた。アンケートの集計結果は、下表のとおりとなった。

【利益管理に対する経営者の意識アンケート結果】

|                      | 倫理的問題に過ぎない | 疑問あるが、容認可能 | 非倫理的で重大な問題 |
|----------------------|------------|------------|------------|
| Q 1 営業活動を操作し、短期利益を調整 |            |            |            |
| 減益になる場合              | 7 9 %      | 1 9 %      | 2 %        |
| 増益になる場合              | 5 7 %      | 3 1 %      | 1 2 %      |
| Q 2 会計処理を操作し、短期利益を調整 |            |            |            |
| 変更の重要性は小             | 5 %        | 4 5 %      | 5 0 %      |
| 変更の重要性は大             | 3 %        | 2 1 %      | 7 6 %      |
| Q 3 裁量的経費を翌期へ繰延処理    |            |            |            |
| 四半期予算達成のため           | 4 7 %      | 4 1 %      | 1 2 %      |
| 年度予算達成のため            | 4 1 %      | 3 5 %      | 2 4 %      |
| Q 4 予算達成のため短期利益を増加   |            |            |            |
| 資産売却による収益実現          | 8 0 %      | 1 6 %      | 4 %        |
| 年度末での操業度等のアップ        | 7 4 %      | 2 1 %      | 5 %        |
| 返品可能、特別条件付の販売実行      | 4 3 %      | 4 4 %      | 1 3 %      |

(注) 構成比は、質問毎の回答者全体に対する割合。

(出所) Bruns et al., (1990), p.24, table2

利益管理に関するアンケート結果は、かなりバラツキがあるものの、ある程度一般化できる点は以下のように要約できる(Bruns et al., 1990, p.23)。

- 1) 短期的利益の管理の手段としては、会計方針の変更等の会計的操作よりも営業活動を操作するほうが経営者に許容されていることである。
- 2) 営業活動の操作による短期的利益の管理については、増益の場合のほうが許容度

が高いことである。

3) 金額の重要性に関して、会計的操作による短期的利益の管理の場合、操作による影響額の大きさにより、経営者の利益管理に関する許容度に差が生じることである。影響額が小さい場合のほうが、許容度は高くなる。

4) 同じ利益管理行動をとるにしても、四半期末での利益管理のほうが年度末の利益管理よりもいく分許容度が高いことである。

5) 具体的な利益管理方法については、増益を目的とする場合でも、代金支払期限の延長のような販売条件の操作によるよりも、従業員の残業時間の延長のような労働条件の操作または余剰資産の売却による操作のほうが、経営者の許容度は高いことである。

以上の結果を踏まえて、Bruns et al. (1990)は、「多くの経営者は、利益管理を行うことが明らかに違法行為として禁止されていないか、単に会計原則から少しだけ逸脱しているに過ぎないと考えているならば、かかる利益管理に影響される人が誰であろうと、またそこから生み出される会計情報がどうであろうとも、このようなことは単に倫理的な問題でしかないと感じていることが窺えるとしている。従って、短期的な利益に関する財務情報を分析する者は、財務情報の虚偽記載、利益操作、あるいは粉飾決算に非常に脆弱な立場にある」と指摘している(Bruns et al., 1990, p.22)。米国の例ではあるが、多くの経営者は利益管理が悪いことであるとは思っていないと考えているわけであり、我が国の経営者も同じとは言えまいが、財務分析をする場合、常に財務諸表作成者にかかる指向がある点に留意すべきことが窺える。

Bruns et al. (1990)は、アンケート対象者にインタビュー調査も実施しており、「実務では大多数の経営者が短期的利益を管理するためにいくつかの方法を用いていることは確かである。こうした方法は合法的であるとはいえ、厳格な倫理的フレームワークに準拠しているようには思われない。経営者の行動は望んだ影響を報告利益に与えるが、経営者の行動には実質的にプラスの経済的ベネフィットはなく、長期的にみて実際にはかなりのコストがかかることを知っている。このような行動は、事実が開示されない点で虚偽記載に該当し、疑問のある行為と言わざるを得ない。しかし、利益管理を行っている多くの経営者は、自分達が何か誤りを犯しているとは考えていない」と述べている(Bruns et al., 1990, p.23)。そして、大きな問題点として、営業活動の操作に対する許容度が一般に高いことや、利益管理に対するモラルや倫理感についての経営者の見解に相違が見られることを指摘している(Bruns et al., 1990, p.23)。

また米国企業では、一般に長期的な利益よりも短期的な利益を重視しているため、多くの企業において短期的利益の管理が行われており、その場合に、経営者は利益管理の手段として、会計上の操作よりも営業活動の操作のほうが倫理的であると考えていることは興味深い点である。この場合のモラルや倫理観とは、利益管理において、企業で生起する事象に利害関係を有する人たちへの義務と経営者の個人的な利益との間のバランスをとるこ

とである。短期的な利益を増加させるために、経営者が法律や規則に準拠し、かつ企業にとって最善の行動をとるとしても、それが他の利害関係者に対する不利な影響を考慮していない行動であるならば、倫理的であるとは言えないであろう。従って、経営者の利益管理は、会計基準や関連法規の遵守はもとより、企業を巡る関係者の利害をも考慮することによってはじめて倫理的なものとなると考えられる。

一方、経営者は、実際に起こったことを利益数値が反映しているので、営業活動の操作はより好ましいと判断している(Brunns et al., 1990, p.24)。なぜなら、営業活動の操作は事実を変更するものであり、真実は少なくとも報告されるからである。しかし、営業活動の操作による利益管理の倫理性については、営業活動の操作が行われたという事実は必ずしも完全に開示されていないので、「真実」が完全に報告されたとはいえないこと、及び営業活動の操作により利害関係者が何らかの不利益を被る可能性があることから、かかる考え方には疑問がある。

さらに、倫理性という観点からいかなる利益管理が容認されるかについては、経営者の中でも意見が分れ、同一企業内でも見解が分かれているとしている(Brunns et al., 1990, pp.24-25)。これは、多くの経営者がそれぞれのやり方で利益管理を実施していることを示唆している。経営者が異なる基準を使用する結果、財務情報を利用する者は、正確に情報の質を評価できず、また財務情報の背後の真実が分りにくくなるものであり、危険性を感じさせる点である。また、倫理感やモラルを厳しく考える経営者は、そうではない経営者と競争することに困難を感じ、結果的に自己の保身等のため、倫理観の基準を緩和せざるを得ないとの指摘(Brunns et al., 1990, p.24)は、「悪貨は良貨を駆逐する」ということわざが、財務報告にも適合することを意味していると考えられよう。

## 要約とまとめ

本章は、最近の不正会計問題を絡めて、米国の利益管理(Earnings Management)研究を概観してきた。Enron や WorldCom の粉飾決算から会計不正問題が生じてきたかの如く論じられてきた嫌いがあるが、米国の不正な財務報告の歴史は非常に長く、会計の歴史と共にあったことが分かった。また英国同様、80年代からの M&A ブームやニューエコノミーブーム、さらに好調な経済に伴う高株価の持続等が、疑わしい利益管理を助長してきたことも否めないと思われる。

利益管理の手法として利用されたものは、論者により若干の差異があるものの、以下のように整理できる。前章で紹介した英国の利益創作会計で用いられる手法も、重要性の原則の悪用以外、本質的には同じである。また我が国の利益操作手法として述べた手法とも、大差がないと考える。

- ・ Big Bath 会計
- ・ 裁量的な会計方針の選択・適用
- ・ 見積・判断の乱用
- ・ 利益の平準化
- ・ 重要性の原則の悪用

さらに利益管理を行う動機に関しても、株価の維持・向上に止まらず、様々な動機仮説が提唱され、しかも実証研究が盛んになされている点も米国の特徴であることが分かった。

米国の学会は、このように過去利益管理問題に精力的に取り組み、研究成果も数多く出されている。しかし、利益操作の動機や手法等を中心に、利益管理を考察しているものが大半であり、その有効性や存在要因等を正面から論じているものは少ないように感じられる。また実証研究も非常に盛んであるが、利益管理に関する動機を検証している例も多く利益管理という会計実務の一側面に焦点を当てただけであり、実証方法に問題があるとも指摘されている。

ところで、英国と比べた場合の米国の特異性は、利益操作の問題をゲームとして捉えていることにあると言えるのではなからうか。すなわち、利益操作を「Earnings Game」、「Numbers Game」、「Financial Numbers Game」と称していることから明らかなように、経営者が会計処理方法を選択適用し、ある特定の意図に沿うような「利益」を計上することがゲームと化している訳である。ゲームである以上、ルールである会計基準から逸脱しなければ、いかなる行動を取ろうとも構わず、外部の利害関係者も、ゲームの相手方の手の内を見破ることが期待されていることになる。米国の資本市場では、マネーゲームも「Con Game」と言われる詐欺も、全て厳しい競争原理の下で争われるゲームと見ることは決して誇張ではなからう。

SEC の元議長である Levitt が指摘した会計監査を取り巻く問題と提案した対応は、効果を発揮することはなく、現在の会計不信問題に繋がっていることは残念なことである。しかし、今回の会計不信問題に対しては、大統領を始めとして、関係者がかなり本格的に取り組んでいることから、目玉となる企業改革法（サーベインズ・オックスリー法）がどの程度まで会計・監査を巡る諸問題を解決するのか、その帰趨は注目されるところである。



## (注)

- 1) 米国における粉飾決算の歴史に関しては、Schilit(2002)の pp.157-166 の記述が詳しい。
- 2) Enron に関しては、様々な文献が公表されているが、Fusaro and Miller(2002)は関与した人物描写を含めた全体像を比較的整理している。
- 3) Levitt のスピーチは、既に様々な論文等に引用されているが、そのスピーチを踏まえて、近田(2002)はその後の SEC の行動計画やプロフォーマ情報との関係について論述している。
- 4) 金融審議会第一部会は、2002 年 12 月 16 日付けで「証券市場の改革促進」という報告書を公表した。その中において、ディスクロージャーに関する制度整備としては、有価証券報告書に「ガバナンス関連情報」や「リスク情報」等の開示に加え、米国の企業改革法を意識して、有価証券報告書の記載内容の適正性に関する代表取締役の確認制度を導入する必要性を提言している。
- 5) 企業改革法(サーベインズ・オックスリー法)に関しては、様々な解説がなされている。例えば、八田・橋本(2002)、八田・町田(2002)や石綿(2002)、また企業会計 2003 年 1 月号の「米国『企業改革法』の実態とわが国への影響」の座談会は参考になる。
- 6) 企業改革法(サーベインズ・オックスリー法)の外国企業に対する適用については、日本・EC 共に反対の姿勢を見せている。また欧州企業等の中には、NYSE への上場を延期した企業も出現している。NYSE 等は、上場企業確保のため、外国企業への同法の適用除外を SEC に求めているとも報道されており、同法の適用にはまだ紆余曲折が予想されている。尚、この問題に関しては、2003 年 1 月 10 日付日本経済新聞によれば、SEC は外国企業向けの監査体制に例外を設けることにし、規制案の詳細は改めて決めることにしたと報じている。
- 7) 利益とキャッシュフローの差異は、収益・費用をそれぞれ異なる基準で認識することにより生じる。この差異が一般に会計発生高と考えられる。また認識基準の採用には経営者の裁量が作用するため、会計発生高は、理論的に裁量的なもの而非裁量的なものに分かれることになる。本文で紹介した Healy は、この分類を困難であるとし、会計発生高は全て裁量的なものと仮定して考察を行っている。尚、Healy の採用した会計発生高の定義は、「会計発生高 = 減価償却費 + 売上債権 + 棚卸資産 買入債務 未払い法人税」である。この Healy による会計発生高を利用した実証研究はその後の研究で利用された重要な手法であるが、非裁量的な会計発生高を無視してしまっている問題を抱えており、結果の解釈には注意が必要である。
- 8) 我が国の事例として、須田(2000)は日本航空の財務制限条項回避の裁量的企業行動を指摘する(336-338 頁)。そこでは、会計方針の変更を中心に日本航空の会計処理が分析されているが、それ以外にも他の決算期に見られた機材購入時での値引き等に関連する機材関連報奨額の処理や長期為替先物予約に係る為替差損の簿価算入等の問題も利益操作の疑いがある。
- 9) 四半期利益の報告に関しては、我が国でも 2003 年 4-6 月期から上場企業は公表が義務付けられる。今のところまだ開示要領等は公表されていないが、利益の状況により引当金を操作することにより、正規の決算ではないため四半期利益を平準化させたりすること等が可能であり、監査の要否を含め問題があることに留意する必要がある。
- 10) 利益管理の実証研究では、本文で紹介した DeGeorge et al.(1999)が採用したヒストグラムで利益管理

を調査する手法は、Healy タイプの会計発生高を利用した手法の問題点を回避するものであり、新しい手法として注目されている。この手法は、調査対象とするポイント、本文で言えば予想 = 実績である「ゼロ」のポイントに着目し、その付近で異常な分布が発生していないかを視覚的・統計的に検証するものである。

- 11) 我が国は予測財務数値を公表決算でディスクローズする世界でも珍しい慣行がある。その決算短信で公表される予測情報は、営業利益ではなく、経常利益が用いられている。田中(1999)は、営業利益は簡単には増減できないが、経常利益は営業外損益を操作して予測数値を実現しやすいからであり、果たして予測と言えるであろうかと疑問を呈している(11-12 頁)。
- 12) JICPA ジャーナル(2002 年 12 月, No.569)の 94 頁は、「大企業 170 社の CFO にアンケートしたところ、過去において 38% が監査人との間に経理上の問題が生じていたと答えていた。また監査人の意見に従い、会計処理を変更したものは、その内 43% であり、変更しなかったものも、約半数は重要性がないために変更しなかったとされる。会計士の意見が全く考慮されなかったケースもあり、サーベインズ・オックスリー法が制定されても、不正な会計に関する利害関係者の啓蒙・教育は不可欠であると考えられている」と、The Accountant 9 月号の内容を伝えている。

## 第7章 経営者会計行動に関する我が国の研究動向

### 1. 先行研究の概要

本章の目的は、我が国における経営者会計行動に関する研究動向を概観することにある。経営者会計行動とは、「経営者が会計に関与することになる行動」(井上,1988,185 頁)と定義され、利益操作、会計方針選択行動、会計政策を含めた企業による広範囲な会計行動を意味するものである。本章のタイトルに「経営者会計行動」を採用しているのは、ここで紹介する先行研究の分野が多岐にわたるためである。

ところで我が国でも、主として会計方針選択行動に関する分野を中心として、広く利益操作に関連する研究が、米国と同様盛ん行われてきた。会計専門誌にも、論文がかなり発表されている<sup>1)</sup>。ここで紹介する先行研究は、日本企業の財務データを利用した実証研究を主体としている。内容的には、以下の4つの分野(利益操作、会計政策、利益平準化及び会計方針選択行動)に分類した上で、代表的な研究を整理した<sup>2)</sup>。

| 分 野       | テ - マ                         | 研 究 者         |
|-----------|-------------------------------|---------------|
| 利 益 操 作   | 貸倒引当金を巡る利益操作仮説と実態開示仮説の実証分析    | 須田(1995)      |
|           | 日本企業による利益圧縮決算: Big Bath の実証分析 | 乙政(1997)      |
|           | 日本企業による利益調整行動の実証分析            | 首藤(2000)      |
| 会 計 政 策   | 鉄鋼業をケースとした会計政策の実態とインセンティブの分析  | 伊藤他(1992)     |
|           | 株主構成と日本企業の会計政策: 日本型システムの特質    | 浜本(1993・1995) |
|           | 企業の決算を決定する諸要因の検討              | 黒川(1995)      |
| 利 益 平 準 化 | 利益平準化企業の財務的特性について             | 富田(1992)      |
|           | 利益平準化と資本コストの関係について            | 野間(2001)      |
| 会計方針選択行動  | 価格政策と会計方針選択行動                 | 岡部(1992)      |
|           | 財務諸表利用者サイドから見た会計方針の変更と投資情報    | 桜井(1995)      |
|           | 会計ビッグバンと経営者の裁量的行動             | 善積(2002)      |

尚、上記の先行研究には、会計方針の変更を分析したものを含んでいるが、我が国では会計方針の変更による利益操作が、比較的多いと言われていることから、先行研究を補足するため、実証データに基づく会計方針の変更の研究を別項を設けて言及した<sup>3)</sup>。

## 利益操作分野<sup>4)</sup>

### 1. 須田(1995)の研究 貸倒引当金を巡る利益操作仮説と実態開示仮説の実証分析

利益操作においては、「いかなる会計方針を選択し適用するか」という経営者による会計手続き選択が、重要な手法となっている。会計手続き選択の理論については、一般に効率的な手続き選択論、機会主義的手続き選択論、及び情報提供的手続き選択論の3種類があるとされる。前2者は共に目的を達成するため会計数値を操作するものであるのに対し、情報提供的手続き選択論は、会計数値の操作を意図せず、会計数値が企業の将来キャッシュフロー（以下CFとする）の適切な指標となるように、経営者は会計手続きを選択すると考える点に特色を持つものである。

須田(1995a・b)によれば、前2者を実証的に支持する研究は日米で提示されているにもかかわらず、情報提供的手続き選択論については須田・野口(1995)の実証研究が実施されている程度とされる。

須田(1995a・b)は、金融商品会計基準の適用以前であるが、「税法限度額加算法」による貸倒引当金設定状況を分析し、債権の実態に応じた貸倒引当金を設定することが、情報提供的手続き選択論の意図するような企業の将来のCFの予測を改善し、結果として企業に対する社会の信頼形成に資していることを実証している。

貸倒引当金の設定基準としては、税法基準、税法限度額加算法の2種類を適用している企業を分析の対象とした。税法限度額を超えて引当金を設定すれば、有税になるにもかかわらず、多くの企業が税法限度額加算法を採用しているのはなぜかが問題とされた。貸倒引当金の設定と会計選択論等との関係を整理すれば、下表のとおりとなる。

| 会計選択論       | 貸倒引当金の設定動機 | 設定の目的・意図          |
|-------------|------------|-------------------|
| 効率的な手続き選択論  | 利益操作       | 税金以外の政治コスト等の削減を達成 |
| 機会主義的手続き選択論 |            | 経営者の効用の最大化を目的     |
| 情報提供的手続き選択論 | 実態開示       | 債権の実態を開示するため      |

貸倒引当金の設定動機を「利益操作」とするのは、例えば政治コスト削減等の特定の目的を達成するため、貸倒引当金の設定を期間損益の操作に用いると考えるものである。そして須田(1995)は、会計手続き選択に関する規模仮説や負債比率仮説<sup>5)</sup>を踏まえ、貸倒引当金の設定が利益操作によるものか否かを検証するため、以下の3種類の仮説を設定した。

仮説1「大規模な企業ほど貸倒引当金の設定に税法限度額加算法を用いる傾向がある。」

仮説2「負債比率の大きい企業ほど貸倒引当金の設定に税法基準を用いる傾向がある。」

仮説3「経常利益増加率の大きい企業ほど貸倒引当金設定に税法限度額加算法を用いる傾向がある。」

また、債権の貸借対照表計上額が実態を反映するように、利益操作とは無関係に貸倒引当金は設定されるとする「実態開示」の立場から、別に3種類の仮説も設定した。

仮説4「税法限度額加算法の選択は、定率法のような利益圧縮型手続きの選択とは無関係。」

仮説5「貸倒発生率の高い企業ほど、税法限度額加算法を採用する傾向がある。」

仮説6「負債比率の高い企業ほど税法限度額加算法を採用する傾向がある。」

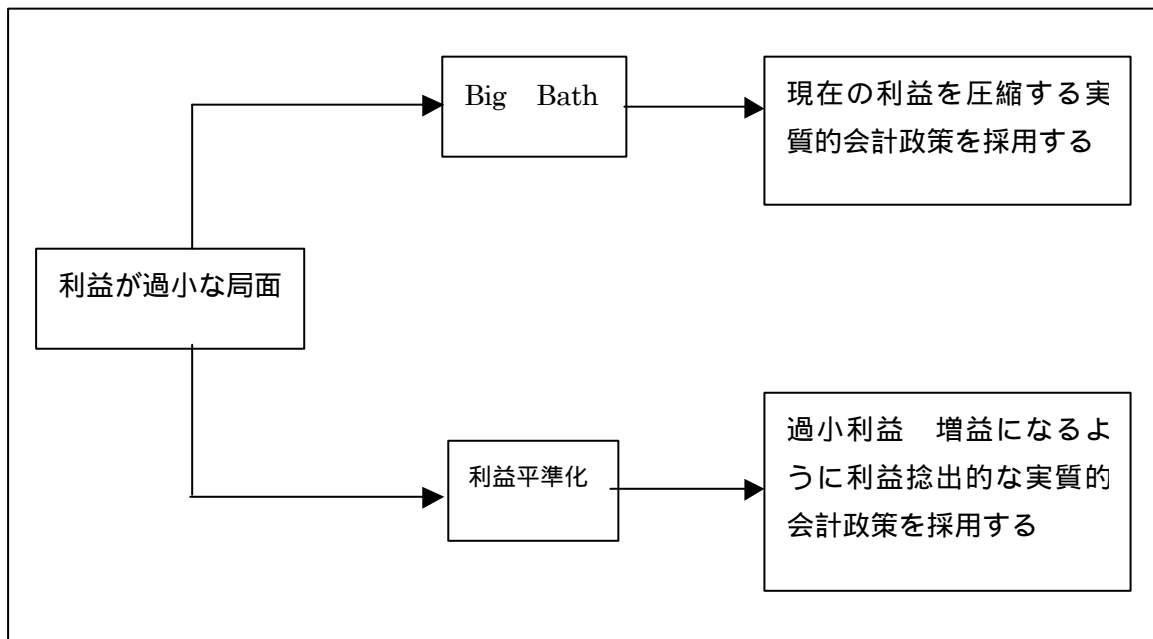
実証研究のサンプルは、1992年の一部上場企業（銀行除く）を対象とした。統計解析の結果、実態開示仮説を支持する実証結果が多く、利益操作仮説とは矛盾することが判明した。しかし、貸倒引当金の設定基準を選択する決定要因は、この分析から結論付けられないため、さらに同一サンプルを対象に、貸倒引当金の設定基準を被説明変数、負債比率・貸倒発生率・資産総額・経常利益増加率を説明変数とする回帰分析を実施した。税法限度額加算法を採用する企業は、貸倒発生率が高い、負債比率が高い、また経常利益増加率が高いという傾向があることが確認された。この結果について、須田(1995b, 103頁)は「バブル経済崩壊後の1992年、企業は多くの不良債権を抱え、実態を反映した貸倒引当金を設定すべく税法限度額加算法を採用する傾向があった。貸倒発生率あるいは負債比率の高い企業ほど税法限度額加算法を採用する傾向があったのは、債権の実態を適切に示し信頼関係を維持するためであった。税法限度額加算法による貸倒引当金の設定で、利益を操作する意図は一般になかった。」と解釈している。また同一サンプルにより、貸倒引当金以外の会計手続き選択を分析したところ、利益操作的な会計選択が行われ、貸倒引当金だけが異なる結果となることを示している。

本研究からは、貸倒引当金が利害関係者との信頼関係維持を目的に実態開示という動機で会計処理がなされるのに対し、それ以外の会計手続き選択行動が利益操作を動機とすることが否定されてはいないことが理解できる。従って、会計手続き選択が、必ずしも勘定科目全てに共通の動機によるものではないという点を、企業の会計政策解釈に加味する必要性があると言えよう。

## 2. 乙政(1997)の研究 日本企業による利益圧縮決算: Big Bath の実証分析

乙政(1997)の研究は、バブル経済崩壊後における、我が国企業により頻繁に実行されてきた「財務体質の強化あるいは財務体質の健全化」という美名の下での利益操作行動を実証的に分析したものである。従来の実証分析が、技術的会計政策中心であったのに対して、本研究は裁量的に実施される資産の除売却や評価損益の計上等に代表される実質的会計政策に焦点を当てている。特に、既述してきた「Big Bath」現象が果たして我が国の会計実務にも存在するものかどうかを検討している点が特色となっている。

一般に、Big Bath については、英米の先行研究で紹介してきたように、経営者報酬制度(ボーナスプラン)やCEOの交代により説明されることが多い。最近では、ストックオプションに代表される利益連動的な報酬制度等が我が国企業にも導入されつつあるが、本研究時点ではまだ利益操作の背景となるような英米的な制度が導入されていなかった。そのため、方法的には、業績悪化時に利益を圧縮する裁量行動がとられているか否かに問題を限定して、Big Bath の実証分析を実施している。分析対象とするサンプルは、1990~1992年度の3月期決算の東証一部上場の製造業としている。設定した仮説の構造は次のとおりである。



検証においては、利益を圧縮させる実態的行動として特別損失に注目している。特別損失の項目には投資有価証券評価損、固定資産売却損のような項目が含まれている。これらの特別損失は含み損を表面化させたことの結果によるものであるが、経営者の裁量の余地は大きい会計項目である。例えば、固定資産の売却に際して、経営者は売却するのしかただけでなく、売却のタイミングをも操作することができるからである。特別損失には多数の項目が含まれ、どれが経営者の裁量でどれが裁量でないかを切り分けるのは非常に困

難なため、便宜的に有形固定資産処分損とその他資産処分損・評価損を加算したものの裁量的項目として分析している。

実証の結果、利益過小企業が利益を圧縮させる実態的裁量行動を活発に行っているということが示唆され、経営者は利益平準化の動機よりも Big Bath の動機を強くもっていることが判明した。興味深い点は、我が国企業の場合は、損失額に見合う分を特別利益の捻出等により、経営者は全体として決算が赤字になるのを防いだり、業績悪化の幅を縮小させているのが分かったことである。つまり我が国の場合は、Big Bath に付随して、同じ決算期にその損失の穴を埋める傾向が存在するのである。これは日本的な特徴の一つとして注目されなければならない利益トレンドの変動を抑える「日本的ビッグバス」と呼ばれる現象である。また利益過大企業が利益の平準化を意図していれば、特別損失の計上が特別利益よりも増えるはずであることが予想されるが、結果はそうになっていなかった。さらに、裁量的に特別損失を多く計上する企業ほど、業績悪化の著しい企業である可能性が高いことも示されている。この証拠は、Big Bath の考えと矛盾しないものである。

乙政(1997)の分析結果は、業績の著しく悪化した企業は、そうでない企業と比較した場合、利益を圧縮させる実態的な裁量行動を活発に行っているという証拠を得て、Big Bath が我が国にの会計実務にも広く行われていることを裏付けるものである。英米の先行研究のように、Big Bath をボーナ.スプランや経営者の交代と関連させて分析してはいないが、最近における企業経営の急速な欧米化は、Big Bath を経営者報酬等の新しい制度の導入と関連させて今後分析してみる必要性を課題として残していると言えよう。本研究からは、特に業績悪化企業を分析する場合、経営者による会計的裁量行動だけに注目するのではなく、それ以上に、報告利益をコントロールしようとする実態的裁量行動の実状を詳しく検討することの重要性が示唆される。従って、単に損益計算書の特別損益項目だけに捕らわれることなく、企業行動全般にわたる利益操作の可能性に十分注意しなければならないと言えよう。

### 3. 首藤(2000)の研究 日本企業による利益調整行動の実証分析

首藤(2000)は、損失と減益に関する経営者の利益調整行動を、日本の上場企業を対象に実証し、その結果を米国の調査と比較検討した。実証研究の対象とした仮説は、次の3つである。

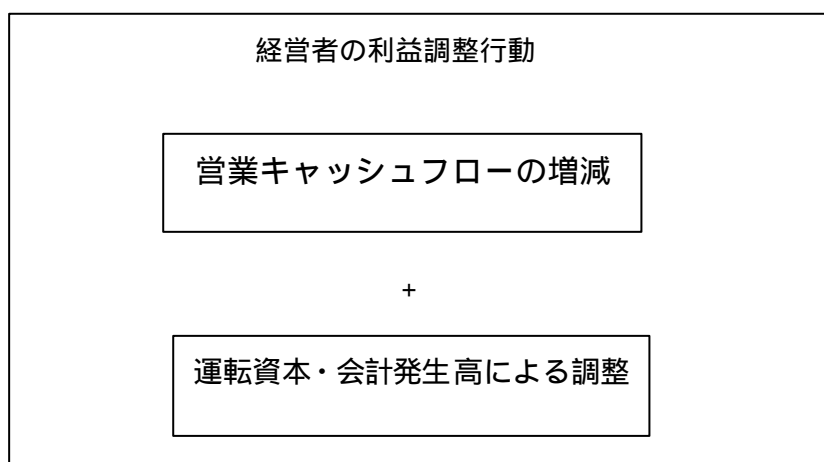
| 仮説 | 内 容                                   |
|----|---------------------------------------|
| 1  | 経営者は減益を回避するために報告利益を調整する。              |
| 2  | 経営者は損失を回避するために報告利益を調整する。              |
| 3  | 利益増加期間が長期になるほど、経営者の利益調整期インセンティブは強くなる。 |

サンプル企業は、全上場企業であり、分析対象期間は1976年から1998年となっている。検出された事項を整理すれば、次のとおりである。

全企業の約5割弱が減益回避のために利益調整を行っていることが実証された。米国の同様な調査と比べ、減益回避行動を採用する日本企業が相対的に多い結果となっている。全企業の約9割弱の企業が、損失回避のために利益調整を行っている。米国でも、減益回避より損失回避企業の割合が多い結果が判明している。しかし、日本企業の損失回避のインセンティブは、米国企業と比較してもかなり顕著であることが示されている。利益増加期間については、仮説3を支持する結果が判明している。

以上のように、全体として仮説は全て実証的に支持され、経営者は減益・損失を回避するために、報告利益を調整するような利益操作を実施していることが検証された。

また、首藤(2000)は、経営者が一体どのような会計項目を利用して報告利益を調整しているのかも分析している。分析手法としては、当期利益を構成する運転資本発生高、その他の会計発生高(米国の先行研究で紹介した会計発生高と同様の概念であり、ここでは引当金項目と減価償却費を合計したもの)、特別損益そして営業キャッシュフローに着目し、利益調整を行った企業は、これらの利益構成要素のいずれかの水準が不規則に高くなるはずであると推測し、同一のサンプルで検証を行った。





その結果、経営者は運転資本発生高及びその他の会計発生高という会計項目を利用した利益調整を実施していることが明らかになった。一方、特別損益項目には、多額の特別損益を計上できる余裕がなければ利益調整は困難であり、また営業キャッシュフローには利益調整の影響がないことが示されている。以上に基づき、利益調整の仕組みは前ページの図のとおりと考えている。

つまり、経営者は、利益調整の手段として、運転資本発生高とその他の会計発生高を基にして、営業キャッシュフローの増減を穴埋めするスキームを構築していることになる。さらに、首藤（2000）は、現在における利益調整の将来利益に与える影響も分析し、利益調整を実施した企業は、将来の利益額・成長額共に減額を強いられることを示している。一方、経営者が当期利益を大幅に圧縮し損失を計上した企業は、将来かなり利益を計上する、Big Bath 行動が確認されている。

本研究のポイントは、日本企業は、損失発生の可能性が高い場合、9割程度の企業が利益調整行動を採ることを明らかにした点であり、米国企業以上に減益と損失回避行動を行う動機が強いことを確認していることであろう。従って、減益あるいは損失発生の可能性の高い場合には、利益操作の存在を念頭に置きながら企業分析を進めることが示唆されている。また利益操作が疑われるケースでは、営業キャッシュフローと会計発生高とにマイナスの相関関係があることから、まず第一に運転資本や会計発生高（引当金や減価償却費）の増減に留意することが必要である。

## ・会計政策分野<sup>6)</sup>

### 1. 伊藤・会計政策研究会(1992)の研究 鉄鋼業をケースとした会計政策の実態とインセンティブの分析

本研究は、鉄鋼大手5社に焦点を当てて、会計政策の実証分析を行ったものである。そこにおける問題意識は、次のとおりである。

企業は現実に会計政策を実行しているのか。そうであれば、いかに、どのぐらいの頻度実行し、また利益に対する影響はどの程度なのか。

如何なる要因に基づき会計政策を実行するのか。

会計政策には、前述したように技術的会計政策と実質的会計政策がある。本研究では、様々な会計項目の中で経営者により裁量的に操作可能な項目（減価償却方法等の会計方針の変更）を対象とする技術的会計政策と有価証券売却損益・投資有価証券売却損益・固定資産売却損益からなる実質的会計政策に限定して、実証研究を試みている。

まず、鉄鋼大手5社が1975年度から1987年度までの13年間に、技術的会計政策をどの程度頻繁に実施したかを検討している。その結果は、以下のとおりになる。

|       | 利益捻出     | 利益圧縮     | 合計       |
|-------|----------|----------|----------|
| 経常利益  | 18 / 65期 | 13 / 65期 | 31 / 65期 |
| 当期純利益 | 18 / 65期 | 19 / 65期 | 37 / 65期 |

(出所) 伊藤・会計政策研究会(1992), 177頁

ここから、技術的会計政策による利益数値の操作は、経常損益段階で実行されていることが指摘されている。またこのような技術的会計政策による利益の影響は、下の様に整理できる。

| 利益水準 | 技術的会計政策の性格 | その結果の影響         |
|------|------------|-----------------|
| 高い   | 利益圧縮型の政策   | 全体として、利益の変動幅が縮小 |
| 低い   | 利益捻出型の政策   |                 |

次に採用された技術的会計政策の具体的内容に関しては、5社全体で次のように整理できた。

| (単位：回)     | 利益捻出 | 利益圧縮 |
|------------|------|------|
| 棚卸資産の評価方法  | 6    | 2    |
| 減価償却の方法    | 7    | 9    |
| 繰延資産の処理方法  | 3    | 2    |
| 外貨建資産負債の換算 | 4    | 6    |
| その他        | 2    | 3    |
| 合計         | 22   | 22   |

使用される手法の頻度は、利益捻出のケースでは固定資産の減価償却の方法の変更と棚卸資産の評価方法の変更、そして利益圧縮では、固定資産の減価償却の方法の変更と外貨建資産負債の換算基準の変更が大きいことが分かる。以上の結果を総合して、本研究は、固

定資産の減価償却の方法の変更は頻度が高いものの、利益への影響は大きくない。棚卸資産の評価方法の変更は影響は大きいものの、頻度が多くはない。一方、外貨建資産負債の換算基準の変更は利益圧縮に利用されていると結論付けている。

次に、実質的会計政策の頻度を分析している。

|       | 利益捻出     | 利益圧縮     | 合計       |
|-------|----------|----------|----------|
| 当期純利益 | 41 / 65期 | 15 / 65期 | 56 / 65期 |

(出所) 伊藤・会計政策研究会(1992), 186頁, 表 1-6

実質的会計政策は、利益捻出目的で実行されていることが判明している。

|        | 利益捻出     | 利益圧縮     | 合計       |
|--------|----------|----------|----------|
| 有価証券   | 47 / 65期 | 0 / 65期  | 47 / 65期 |
| 投資有価証券 | 24 / 65期 | 5 / 65期  | 29 / 65期 |
| 固定資産   | 22 / 65期 | 31 / 65期 | 53 / 65期 |

(出所) 伊藤・会計政策研究会(1992), 187頁, 表 1-8 より作成

また実質的会計政策として採用した利益操作の項目の頻度を整理したものが、上表であるが、利益捻出では有価証券売却益が最も頻繁であり、一方利益圧縮では固定資産売却損が頻度高いことが分かる。報告利益への影響を踏まえて、利益捻出を行う場合には、有価証券の売却が中心となり、投資有価証券の売却は補完的である。利益圧縮のためには、固定資産の売却が主たる手段であり、利益捻出に比し利益への影響は大きくないとしている。

本研究は、以上の実証結果に基づき、技術的会計政策と実質的会計政策の比較分析をさらに行っている。その主たる検出ポイントは以下のとおりである。

- ・鉄鋼大手5社の中でも採用する会計政策また利益への影響には差異がある。
- ・技術的会計政策よりも実質的会計政策の方が、利益数値の分散を小さくする効果が高い。
- ・利益数値の変更を意図する場合には、主として実質的会計政策を採用し、技術的会計政策は特に利益の変更幅が大きいケース等に補完的に採用される傾向がある。

本研究は、以上の事実確認の結果から、会計政策のインセンティブとなる要因を考察している。

#### (1)利益平準化

米国等の先行研究で紹介してきたように、本研究でも利益平準化仮説の適合性を検証している。分析対象期間の7割を越える会計年度において、報告利益を前期と次期の間でコントロールするために、会計政策を利用していることが確認されている。

#### (2)予想利益との合致

決算短信で公表された予想利益と報告利益の乖離を縮小させるように利益のコントロールを実施しているか否かを検証している。鉄鋼各社は、本決算での利益と中間決算での予想利益が極めて近似していること、利益を近似させるため会計政策を駆使していることが確認されている。また同時に中間決算時点では、予想利益を控え目にし、それを上回る報

告利益を公表することにより、市場にグッドニュースを伝達しようとする傾向があるとも指摘している。

### (3) 配当財源の確保

鉄鋼大手5社は、過去の実績を見る限り1割配当を維持してきた。必要配当額を算出した結果、配当財源が確保できた場合には、利益捻出と利益圧縮に会計政策が分かれることが判明した。この点については、配当財源確保以外の目的で会計政策が実行されているのではないかと疑問を投げている。また、配当財源を確保できない場合には、利益捻出型の会計政策を採用する傾向があることも明らかになった。会計政策の中身としては、財源不足時には、技術的・実質的両方の会計政策が採用されている。さらに、各社は、当期利益と配当支払額（あるいは必要配当額）をできるだけ近似させようと、会計政策を駆使する姿も確認できると指摘している。

### (4) トップ人事との関連

米国の先行研究では、CEOの交代とEarnings Managementとの関連の実証研究を取り上げ、CEOの交代は利益を操作する大きな誘因であることを示してきた。本研究では、分析対象期間におけるトップの交代と会計政策の関係を検証している。各社の会長・社長としての最終決算期を基に分析した結果は、下表のとおりである。

|        | 利益捻出型    | 利益圧縮型   |
|--------|----------|---------|
| 会長の最終期 | 8 / 10期  | 2 / 10期 |
| 社長の最終期 | 10 / 13期 | 3 / 13期 |

(出所) 伊藤・会計政策研究会(1992), 249頁, 表3-11

これによれば、トップ人事の交代に合わせて、花道を飾る（利益捻出型）会計政策を採用していることが分かる。内容的には、実質的会計政策の役割が大きいとされ、これはキャッシュフローを確保し、配当を維持出来るようにして退けるように配慮したのではないかと推測している。但し、会計政策は每期実行されているが、トップ人事だけでこれらを説明することは困難であり、利益平準化等に比べ説明力は弱いと結論付けている。

### (5) 資金調達との関連

資金調達も、トップ交代と同様に、米国や英国での研究で利益操作の要因であるとされてきた。本研究では、増資、社債発行等の資本市場からの資金調達を目的として会計政策を採用しているとの仮説は実証されなかった。資料の制約のため、財務制限条項との関係も考察することはできなかった。

### (6) Big Bathの存否

Big Bathを検証するため、特別損益に着目して実証したところ、業績悪化時に特別損失を計上している点はBig Bathに該当し、しかも特別損失と同程度の特別利益を捻出していることは、全体としての利益変動を抑制するものであり、前述した日本のビッグバスの該当する。

以上の結果を総合して、每期実施される会計政策のインセンティブとなる要因としては、

利益平準化、予想利益との合致そして配当財源確保が有力な仮説としている。各仮説の優劣に関しては、配当財源確保の優先度が高いことが明らかにされている。日本企業は、配当には無関心と言われてきたが、実際は鉄鋼各社は非常に敏感であることが実証されている。また、予想利益との合致に関しては、決算短信という日本独特の制度で公表される業績予想が会計政策に影響していることも判明している。さらに、鉄鋼大手5社の中で1社だけ常に独自の行動している企業の存在が確認された。これについては、理由は明らかではないが、会計政策に対する各社の価値観、いわば会計文化とも言えるものが反映しているのではないかと指摘している。

## 2. 浜本(1993,1995)の研究 株主構成と日本企業の会計政策：日本型システムの特質

浜本(1993)は、「戦後日本の会計制度は、企業会計原則の制定や連結財務諸表の制度化の経緯にみられるように、主としてアングロ・アメリカ流の会計思考を継受するという形で発展してきた。しかも、こうして国際移転された会計システムはわが国固有の企業風土や法律制度に適応する過程で日本的会計システムとも呼ぶべき独自の機能と構造を備えるに至っている。」と述べている(浜本,1993、643 頁)。一方、最近の会計基準の改正は非常に目まぐるしいものがあり、しかも我が国の会計基準自体も明らかに国際的調和を指向している。しかし、システムを整備したとしても、日本の会計制度を支える基盤の特質を踏まえた改正でなければ、その会計制度の改正が円滑に定着するとは言えない。浜本(1993)の問題意識は、我が国の会計制度の制度的基盤として、株主構成と企業金融の形態を題材に、それらと日本の会計慣行が歴史的にいかに形成され、現実にもどのように機能しているのかを検討し、米国の先行研究とは異なる視点で日本企業の会計行動を解明しようとするものである。

会計システムの差異については、米国の場合は最近における会計不信の背景でもあるように、株式市場の脅威が存在するため、長期的利益を指向する余裕がなく、個別企業が短期的に高い会計利益を計上することが、経済全体から見れば逆に非効率な意思決定を招いていると指摘している。日本の場合は、会計の特質として利益圧縮傾向の存在、つまり保守的な会計慣行を挙げている。具体的なケースとして、減価償却と有価証券により、日米比較を行っている。その結果を整理すると次のようになる。

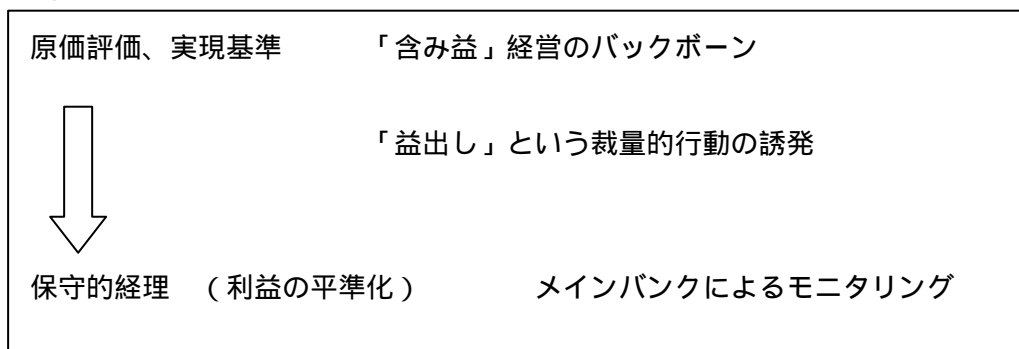
|           | 日 本  | 米 国                                |
|-----------|--|------------------------------------|
| 減価償却政策    | 公表決算では、定率法採用企業が多い                                  | 米国では、定額法が多い。但し、税務上は加速償却法が多い        |
| 有価証券の評価実務 | 上場有価証券に対しては、低価法採用が多い。保守的な個別銘柄法が採用され、洗替ではなく、切放し法が採用 | 市場性ある持分証券には、低価法が強制されているが、一括法洗替式である |

(注) 有価証券の評価は、その後改正が実施され、売買目的の有価証券は時価評価が強制されており、日米での差異はほぼ解消されている。

以上に基づき、我が国の会計慣行は米国に比べ、公表決算を見る限り、日本が米国より保守的指向が強いとしている。その要因としては、我が国の場合確定決算主義を採用している税務会計の影響があるため、企業としては納税額の減少を意識した決算行動を行うことが考えられる。浜本(1995)は、そのような法的制度上の問題とは別に、ここで指摘した日本企業の保守的会計指向は、株主構成等の日本独自の構造的な特質にも影響されているのではないかという仮説を提示している。

日本企業の所有構造と会計選択行動については、日米共に経営者支配の存在が認められるが、実態は異なるとしている。米国の場合、エイジェンシー理論による類型化（所有者支配型企业、大株主支配型企业、経営者支配型企业）が行われ、この所有・支配構造の差異が企業の会計行動に及ぼす影響が分析されている。ストックオプション、ボーナスプラン、監査制度等があり、経営者の行動を株主の利益から乖離させないようエイジェンシー契約により、経営者は、株主の利益を無視した行動を許されず、それが決算行動にも反映されることになる訳である。一方、日本の場合には、株式所有の法人化、株式相互保有による系列化、メインバンク制という日本型コントロール・メカニズムが特質として挙げられ、米国の資本主義を前提としたエイジェンシー理論を日本にストレートに修正しないまま適用するのは無理があることになる。しかし、日本企業にエイジェンシー関係が存在するとすれば、債権者であると同時に、株主でもある金融機関のモニタリングから自由ではない点から、経営者とメインバンクとの間であろうとも指摘している。

そこで、かかる日本に固有とも言えるメインバンクの存在は、我が国企業の会計行動にいかなる影響を与えているのかを検討している。先に日米比較をした有価証券の評価実務に関して、株主としての立場と背反するが、債権保全上、含み益が存在する状況は好ましく、債権者の立場から、企業が有価証券の評価基準に低価法を愛好した保守的会計を望んでいるのではないかとする。その結果、日米比較で明らかになった日本企業の保守的会計指向は、株主と債権者の二面的性格を持つメインバンクシステムと関係していると結論付けている。



ところで、日本的特質は利益操作の面では、上図のように、日本企業の保守的会計指向は有価証券を始めとした「含み益」経営のバックボーンを形成し、利益操作で問題とされる「益出し」を誘発してきた。最近では、時価評価の方向で会計基準が変化し、株式持合の解消も実施されつつあることから、保守的会計による裁量的決算行動の誘発には歯止めがかかって来ている。しかし、会計ビッグバンの進展により、我が国の会計基準の国際的調和はかなり達成されたものの、減価償却、棚卸資産の評価基準等ではまだ差異が存在し、また税務会計の影響は非上場企業にはかなり大きい状況に変わりはない。従って、実証されていないが、日本企業の保守的会計指向は依然として解消されていないのではないかと推測することは可能であろう。

本研究は、会計制度の変革下においても、会計数値の背後にある制度的特質を踏まえた分析の重要性を指摘するものである。黒川(1995)と同様、日本企業の場合には、会計方針だけに止まらず、決算行動の決定要因を多面的に検討しなければ、グレーな部分のある利益操作の本質を解明できないことが理解できる点で示唆に富むものである。



### 3. 黒川(1995)の研究 企業の決算を決定する諸要因の検討

黒川(1995)は、1980年代における我が国の実証主義的会計研究を総括して、エイジェンシー理論や政治過程の分析が理論的な分析の背景となっているとし、企業の決算行動も経営者が自己の効用の最大化を図ることを前提として分析がなされてきたと述べている。米国における実証研究で提示されてきた企業の決算行動あるいは利益管理に関するいくつかの仮説、例えばボーナス仮説(経営者報酬制度が存在する場合には、増益的な会計手続きを経営者は選好する)、負債比率仮説(財務制限条項仮説とも言われるが、負債比率が大きい場合、やはり増益的な会計手続きを経営者は選好する)あるいは規模仮説(政治コスト仮説とも言われるが、企業規模が大きい場合、企業は利益圧縮的な会計手続きを経営者は選好する)については、我が国でも上場企業の財務データ等に適用し、仮説の妥当性が実証されてきた。

このように、最近に至るまでの決算行動の実証研究は、エイジェンシーモデル等が基礎とする「会計数値を基礎とする契約」が会計を取り巻く社会環境として普及していることを暗黙の前提条件とするものであったと指摘している。

このような状況において、黒川(1995)は、社債発行に伴う財務制限条項等に代表される「会計数値を基礎とする契約」から誘導される負債比率仮説等以外に、何か別個の要因や前提条件が企業の決算行動にはあるのではないかという問題を提起している。

一方で、同様の問題意識に基づき、我が国のコーポレート・ガバナンスの特質(株式持合制度やメインバンク制等)や長期的観点からの取引慣行の存在を要因として、我が国企業の決算行動を分析する試みがなされてきた。また社会学の分析フレームワークを会計に適用し、企業の決算行動を、役割期待システム、利害システムそしてシンボル・システムから説明しようとする動きもあった。

そこで、各国の会計測定とディスクロージャー実務を分析するために、会計測定の集中度、会計測定の保守度、開示方法の集中度そして開示方法のオープン度という四つの指標を設定し、これらにより示される各国の会計実務の差異を、六つの変数(自然環境、経済状況、情報環境、政治的状況、社会的環境、法律状況)により説明しようとした。そして、各国の諸環境・状況要因の差異が、各国の会計実務に影響していることを統計的に実証することができた。

黒川(1995)は、この結果を踏まえて、企業個々の会計行動においては、個々の環境・状況や属性という要因が影響を及ぼすはずであり、前述した「会計数値を基礎とする契約」とは別個の説明要因と成り得ると予測したものである。

黒川(1995)の提示した決算行動の説明要因は、次のとおりである。

企業や経営者の状況や属性は、企業の会計政策決定に影響を及ぼす。

会計手続き選択行動には、企業や経営者の会計に対する姿勢・態度等のアカウンティング・ポリシーの差異が反映される。

会計手続き選択行動には、勘定科目の金額的重要性が反映する。

資金調達の容易性を図る等の財務上の要請が会計政策決定に影響を及ぼす。

下表には、高橋・江夏・渡瀬・高橋・黒川（1994）が、棚卸資産会計手続きと引当金・準備金会計手続きの選択行動の実証分析に適用した説明要因を具体的に示してある。

- 決算行動決定要因一覧

(1) 会社・経営者の状況・属性

創業地、上場経過年数、企業系列、社長の出自、海外子会社の有無、監査法人、利益率業界内偏差値、売上高シェア、損益分岐点余裕率、成長性、財務内容・企業業績

(2) アカウンティング・ポリシー

経営者の保守的態度・保守主義、費用収益の対応、より簡単な決算、継続性の原則

(3) 重要性

金額的重要性

(4) 財務政策・財務上の要請

節税、利益捻出、配当捻出、財務外観性の維持 財務構成（レバレッジ）  
財務外観性の維持 収益力

（出所）黒川(1995),809頁,表1

本研究は、米国の実証研究で提示された決算行動を説明する諸仮説以外にも、多様な要因が企業の決算行動に影響していることを具体的に検証したものであり、非常に示唆に富んでいるものと評し得る。この研究結果を踏まえれば、利益操作を検討する場合、会計操作の方法論に目が行き勝ちであるが、利益操作を実行する定性的な側面も、併せて分析で重視することの重要性を意味していると考えられる。利益操作も、動機や方法の分析に止まらずに、企業や経営者の状況・属性、そして経営者の哲学・方針等の影響を斟酌すべきということであろう。

## ・利益平準化分野

### 1. 富田(1992)の研究 利益平準化企業の財務的特性について

利益平準化について、Gordon(1964)は「経営者の目的は、経済額とは異なり、報告利益の最大化ではなく、利益を平準化することにある」とした。この仮説を支持する様々な実証研究がなされてきた。

利益平準化のねらい：報告利益の変動性の削減

ビジネスサイクルに応じた、企業行動は以下のような対応になる。

業績の上昇期：報告利益の圧縮

業績の低下期：利益の引き上げ（経営者が、当社が正常と考える水準まで）

原則的な利益平準化に対する企業の行動は上のように整理できるが、Eckel(1981)によれば、利益平準化行動を別の観点から分類している。

事実上の平準化

企業の経済活動の操作による平準化

人工的な平準化

会計上の操作による平準化

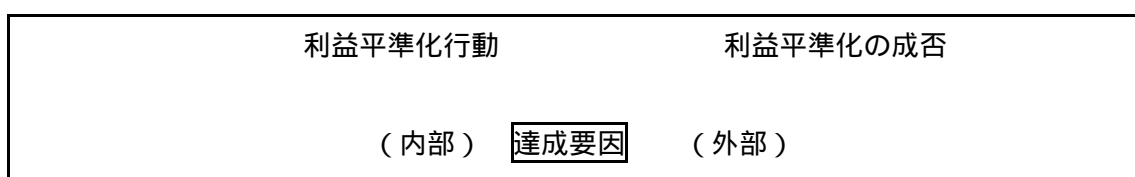
自然の平準化

経済環境の安定下、意図的でなく報告利益の流れが自然に安定化

問題とすべきは、意図的な利益操作とされる と の類型である。

富田(1992)は、従来の利益平準化行動の実証研究は利益平準化の有無とその誘因が中心であったが、検証結果は曖昧なものとなっていたとする。そこで、誘因がある場合、利益平準化は、何らかの利益平準化の達成要因によって、実現した結果ではないかという仮説を提唱している。

達成要因とは、短期的には操作できないが、利益の変動性に影響する要因であり、それにより利益平準化の成否が決定されるとする。本研究は、利益平準化の達成要因を検討しようとする点に特色がある（下図）。



実証研究では、

- 外的達成要因 = 売上高の変動係数
- 内的達成要因 = 財務内容の内、規模、健全性、収益性とした。

具体的には、次のような代理変数を設定した。

規模： 発行済株式総数、資本金、売上、マーケットシェア

健全性： レバレッジ

収益性： ROI、売上高利益率、資本回転率

また、利益平準化の達成を測定するための尺度に関しては、利益変動性アプローチに基づき、 $Y_t = \alpha + \beta t$  ( $Y_t$ : t期の報告利益)の回帰分析を行い、その決定係数をもって達成度合の指数とした。決定係数 0.85 の場合は、利益平準化は達成されたと想定している。

さらに、利益平準化行動には様々なタイプがあるが、本研究では固定資産の減価償却方法の変更を限定的に利益平準化行動としている。分析サンプルは、1977年から1986年までの9年間を対象に、9種類の産業(鉄鋼、化学等)に属する上場856社である。検証結果を要約して示せば、以下のとおりである。

いわゆる優良企業に、利益平準化達成企業の割合が多い。外的達成要因が安定的な企業ほど利益が平準化されることが判明した。

利益平準化行動は、レバレッジの大きい企業の方に多く確認された。しかし、その達成割合は低いことも分かった。

収益性の高い企業の方が利益平準化の達成率が高いことも明らかになった。

利益平準化には、内的要因が大きく影響している。また外的要因が安定している企業ほど利益平準化が達成される割合は大きいことも分かった。

本研究は、従来の研究結果を踏まえ、さらに利益平準化達成要因を設けて、利益平準化行動を説明しようとしたものである。実証対象が9業種に限定されている点等まだ実証研究としては、不十分な面があることには留意する必要がある。しかし、利益平準化も利益操作の誘因とされていることから、一般化はまだ困難であるものの、本研究からは間接的に、利益操作を実施する可能性の高い企業の特性に関するある程度の示唆は得られると考える。

## 2. 野間(2001)の研究 利益平準化と資本コストの関係について

野間(2001)は、日本企業の利益平準化行動におけるデリバティブ取引と裁量的会計発生高の関連及びそれが証券市場でどのように評価されているのかを検証している。ここでは、特に会計政策と資金調達戦略に焦点を当てて、その実証結果を概観する。

会計政策と資金調達戦略両者の関係に関して、伊藤(1985)は会計政策が財務戦略の重要な一部であるとしている。しかしこの分野では、米国の状況に比べ、実証研究が遅れているとされているため、利益平準化と資本コストの関係を検証し、会計政策と財務戦略の関連を分析した本研究は、この分野の実証研究として特色があると考えられる。

利益平準化に関する研究は色々されてきているが、前述した富田(1992)の指摘した問題以外にも、株式市場は利益平準化にいかなる評価をしているのかという問題の研究はあまりなされてはいない模様である。本研究は、米国の先行研究で検証された仮説を日本で実証しようとしたものである。具体的には、会計利益を平準化すれば、資本コストは低くなり、資金調達活動にプラス効果をもたらすという仮説を検証している。

本研究では、米国SEC基準で財務諸表を作成している企業を分析サンプルとし、以下の平準度を算出した（S値が0に近いほど会計数値が平準化されていることを意味する）。

$$\text{平準度 } S = \frac{1}{n-1} \sum_{t=1}^{n-1} \left| \frac{x_t - G}{G} \right|$$

$x_t$  : t年度における当期利益、キャッシュフロー、会計発生高の会計数値

n : 対象期間の年数（1986～1997年の12年間）

G : 対象期間中における会計数値の平均変化率

（出所）野間(2001),538頁より作成

また資本コストに関しては、CAPMにより過去12年間の実績値から  $S$  と  $r$  の関係を分析した結果は、次のように整理できた。

回帰分析の係数からは、当期純利益を平準化したとしても、資本コストが低下するとは言えないことが判明した。

キャッシュフローの平準化によつては、資本コストが低下することが分かった。一方、会計発生高を平準化しても、資本コストの低下は達成できない。

以上から、株式市場は経営者が報告利益を平準化したとしても、経営者が採用する平準化方法を理解し反応するという透視仮説を支持する内容であると指摘している。株式市場は経営者の意図を見破っているという訳である。

本研究は、デリバティブ取引と裁量的会計発生高の関連も同時に検証しているが、その結果を参考までに述べると、経営者はデリバティブ取引と裁量的会計発生高（減価償却等）を利用し、報告利益の平準化やその変動性を操作していることを検証している。そして、

野間(2001)は、株式市場等は経営者による報告利益の平準化手法（意図と結果）を透視していると結論付けている。また、資本コストの低下を図るため報告利益を操作しようとする場合には、キャッシュフローをコントロールすることの重要性を示唆している。財務戦略の面からは、キャッシュフローの安定化を図る会計政策を採用すれば、資本コストの低減が可能であるということである。

本研究は、従来必ずしも明瞭ではなかった会計政策と財務戦略の関係の分析をしたものであり、その分析サンプルが限定されている問題はあるものの、極めて示唆に富む研究と言える。また平準化は、ともすれば報告利益のコントロールだけを念頭に置き語られることが多いが、むしろキャッシュフローの操作による平準化やその資本市場への影響に留意を要する点は分析上有益な示唆と言えよう。

## ・会計方針選択行動分野

### 1. 岡部(1992)の研究 価格政策と会計方針選択行動

日本では、価格交渉に会計情報が持ち出され、それを頼りに値決めが行われていることが多いと言われる。従って、会計情報を操作することは、価格交渉に影響を及ぼすことになり、会計方法を変更しても、価格を自社に有利に導こうとする「裁量行動」が誘発されやすいことになる。頻繁に棚卸資産の会計処理方法を変更する業界や企業には、そのような可能性が高いと推測される。市況商品の場合、メーカーは末端の小売価格を制御することは困難である。しかし、メーカー、卸、小売の間における相互の取引価格はある程度制御することが可能である。コントロールの仕方については、先決め方式（例：C重油のチャンピオン交渉方式）建値制、後決め方式（例：石油・石油化学・医薬品・鋼材等での事後調整）等が存在していた（現在では、状況が変化している点に注意）。

有名な石油元売りでの事後調整を例として、会計処理や会計政策との関係を概観してみる。元売りから卸等へガソリン等が販売された場合の価格は、表面上建値制によっているが、あくまで仮価格での取引であり、真の取引価格は、小売段階での末端価格が確定した後に決められ、数ヶ月前に遡及して建値との差が事後的に調整されるものである。会計的には、当初の販売価格よりも安く決着が着いた場合には、事実上の事後値下げであり、また当初の売上は仮価格での売上ということになる。

このように事後調整は、小売価格確定後において仕切りの価格を見直すものであり、パイの再分配をどのようにするかにより様々なスキームが存在していた。例えば、メーカーサイドでは、売上の値引き、リベート、販売奨励金等で会計処理をしたり、決算期を跨ぐ場合には、翌期に前期の価格未決着分の精算を多額の特別損益で処理するようなことが慣行になっていた。

岡部(1992)は、以上の議論を実証するため、棚卸資産の評価方法に焦点を当てて、価格交渉と会計処理の関係を検証したものである。会計方法の選択により、長期的なキャッシュフローへの影響は別として、少なくとも短期的には会計数値の表れ方は違ってくると主張する。例えば、棚卸資産の評価方法の差異（後入れ先出し、先入れ先出し、平均法等）により、在庫の払い出し単価は変化し、従って売上原価、当期利益も変化する。損益状況がこのように変動するため、メーカー側がそれに応じて値決めを決定すれば、結果的に会計方法の選択・適用が取引価格やキャッシュフローを動かすことになるのは明らかであろう。そこで、価格交渉の当事者には、将来の価格交渉で有利になるように、会計数値を歪めようとする動機が生じ、会計方針選択行動に影響が出てくるのが想定されるのである。

メーカー対卸の関係だけを考察すれば、理論的には棚卸資産の評価方法を市況見通しに基づき、下のように選択することが考えられる。

|   |
|---|
| <p>価格上昇時： L 型 （ = 値上げの押し付け）</p> <p>価格下落時： F 型 （ = 値下げの繰り延べ）</p> <p>*L 型：後入れ先出し F 型：先入れ先出し</p> |
|---|

市況が高くなる前にL型、低くなる前にF型に変更しておくのは、価格決定上メーカーに有利になる訳である。本研究では、実際に、1988～91年にかけて石油、非鉄の2業界における棚卸資産評価方法の選択を調査した結果を示している。

| 会計方法       | 石油 | 非鉄金属 |
|------------|----|------|
| F F (変更無し) | 2社 | 6社   |
| L F        | 0  | 6    |
| L L (変更無し) | 1  | 1    |
| F L        | 7  | 1    |

(出所) 岡部(1992),20頁第1表

この結果からは、石油がF Lへ変更しているのに対し、非鉄金属はL Fへ変更した企業の多いことが判明している。その当時の市況に照らせば、非鉄の市況が悪化していた時期であり、タイミングを考慮しながら、F型（先入れ先出し法）に変更し、一方石油では、価格上昇を睨んだL型（後入れ先出し法）に変更した可能性が高いと推測している。

ところで、マーケットシェアは製品価格により決まる面があるが、価格決定に会計処理の選択行動が関係しているのであれば、間接的に会計政策とマーケットシェアの関連も問題となるはずである。例えば、後決め方法を採用している業界では、メーカーとしては、建値を低くしてでも、できるだけ事後調整を防ぎ、全体のパイを増やすことを優先させることが合理的行動と考えられる。つまり、仮価格を引き上げるだけでは、値下げに走りシェア拡大を図る小売のインセンティブ迎えるのは困難であろう。たとえ末端にまで高い価格が浸透したとしても、競争力をなくす可能性を否定できない。小売価格を低くすればマージンは減少するが、シェア拡大による販売量増加・売上増加により、メーカーから小売までの全体のパイを拡大させようとするのが考えられる。本研究は、シェア競争は価格引下げ余力に関係し、会計方法の選択と無関係ではないと指摘している。

製品価格が上昇しつつあるケースでは、

L 型： 値上げしなければ、マージンが圧迫

F 型： 手持ち在庫分だけ、値下げ余力が発生

F が L より値上げ時期をズラせれば、シェア拡大が可能。



価格による競争戦略を考えると、前図のような会計政策の採用により、同業他社よりも競争優位を獲得することが可能になる（逆の状況では、FとLの立場は反対になる）。

本研究の結論を簡潔に要約すれば、以下のとおりである。

- (1) 取引価格交渉にいかにも有利でも、会計方法はいつでも気ままに変えられるものではない。継続性の原則により、継続すれば将来に変更の自由が残るのに対し、変更してしまえばそれが将来の戦略を縛ってしまう制約条件になる恐れがある。
- (2) 価格交渉を狙いに会計方法を変更すれば、合理的な取引相手に手の内を見透かされ、会計数値の信頼性が下がる可能性がある。場当たりに会計処理を変更したとすれば、会計数値の説得力が低下するはずであり、露骨なやり方で会計方法を変えるのも効果的とは言えず、長い目で対処することが必要とする。

本研究は、会計政策と価格戦略の関係を、我が国の慣行を踏まえて分析したものであり、企業分析をする際には、会計政策の企業行動に与える影響を考慮することを指摘している点は興味深いものがある。会計政策に関しては、技術的会計政策による利益操作が主題になることが多いが、価格決定に果たす会計処理方法の役割を考えれば、技術的会計政策と実質的会計政策の相互関係も検証していく必要もあろう。本研究の実証対象は、限られた業種であるため、その結論が他の業界にも適用可能かの検証は今後の課題として残っている点には留意を要しよう。

## 2. 桜井(1995)の研究 財務諸表利用者サイドから見た会計方針の変更と投資情報

経理自由の原則の下、取引や事象に複数の会計処理が是認される場合、企業は最も適した会計処理方法を選択しなければならない。但し、複数の方法が代替的であり、かつ最適な方法が不明であれば、任意選択が可能になる。この会計処理方法の選択行動に関しては、財務諸表作成サイドと利用者サイド各々から分析するアプローチが存在していた。前者には、選択する場合や変更する場合の動機を巡り内外で数多くの実証研究が積み重ねられてきた。利用者サイドからの分析は、財務諸表利用者が経営者により誤導され意思決定を誤っていないかどうかを中心になされてきた。

本研究は、会計処理の多様性と変更が、投資情報としての財務諸表の価値を損ねてはいないかどうかという視点で利用者の立場から検討しようとするものである。下表は、1985年から1990年の決算期における上場企業の会計処理変更を取り上げ、パターン化したものである。

| 科目   | 変更パターン  | 件数  | 平均値   | 最大値   |
|------|---------|-----|-------|-------|
| 有価証券 | 原価法 低価法 | 102 | 0.40% | 3.85% |
|      | 低価法 原価法 | 20  | +0.15 | +0.81 |
| 棚卸資産 | 原価法 低価法 | 16  | 0.28  | 2.40  |
|      | 原価法 低価法 | 3   | +0.06 | +0.11 |
| 減価償却 | 定額法 定率法 | 90  | 0.62  | 2.32  |
|      | 定率法 定額法 | 35  | +0.70 | +3.15 |
| 繰延資産 | 資産化 費用化 | 90  | 0.42  | 2.29  |
|      | 費用化 資産化 | 70  | +0.32 | +1.06 |

(出所) 桜井(1995),929 頁表1

平均値や最大値は、( 経常利益への影響額 ÷ 期首総資産額 )として計算されたものである。一見して明らかなように、会計処理方法の影響は大きく、この影響は株式市場にどのように及んでいるのかを巡り、従来誤導仮説と透視仮説が提唱されてきた。

誤導仮説：投資家は会計処理が変更された結果、経営者による利益操作を認識せずに、誤解して利益増加から株価上昇を期待してしまうとする。

透視仮説：市場は、会計処理の変更による利益操作の意図を見透かし、株価は表面的財務数値ではなく、実質損益で形成されると考える。

企業の業績と株価変動にはプラスの相関関係が存在するが、本研究は、内外の研究成果を踏まえ、投資家は企業が公表した表面的利益だけではなく、実質的損益により投資判断を行い、さらに税金への影響をも株価形成に反映させている程に洗練され、透視仮説を支持する証拠があるとしている。

一方、各企業が異なる会計処理を採用していることが通例であり、財務諸表を比較する場合、かかる会計処理方法の多様性が問題となる。この点に関しても、前述の誤導仮説と透視仮説が提起されてきたとしている。企業が各々採用する利益圧縮型あるいは利益捻出型の会計処理方法の差異を判別して、市場での現実の株価形成がなされているのかという問題を実証する研究がなされている。本研究は現実のデータを見る限り、企業間での会計処理方法の差異を識別し、株価形成に適切に反映している透視仮説を支持する実証結果が出ていると総括している。

以上から、会計処理方法の多様性と変更が、財務諸表の時系列分析とクロスセクション分析に悪影響を及ぼしているものの、市場は賢明にもその影響を克服していると結論付けている。また株式市場での議論になってはいるが、債権者が与信判断等を行う場合にも、形式的判断・評価に流れることなく、経営者の利益操作の意図を的確に見透かすような分析が必要であることを示唆している。会計基準の比較可能性を高める目的の会計ビッグバンは、一段落着いたところであるが、会計処理の多様性は必ずしも完全に解消されたわけではなく、本研究で指摘されたポイントは今後も留意することに変わりはないと考える。

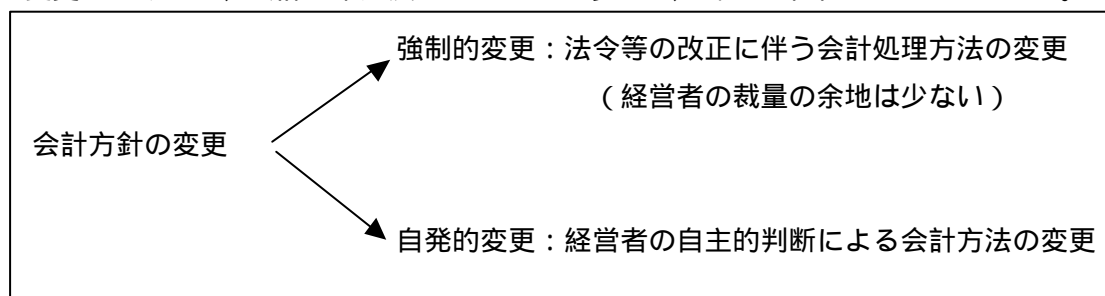
### 3. 善積(2002)の研究 会計ビッグバンと経営者の裁量的行動

会計ビッグバンと称される我が国の会計制度改革の特徴は、過去における制度改革とは異なり、開示される財務情報の質的变化を伴う点にある。連結主体への財務報告の変容、時価会計の導入、キャッシュフロー情報の重視等が代表的なものである。

善積(2002)は、質的变化の中で、特に報告利益に与える影響に注目した。つまり、時価会計等の導入は必然的に報告利益に影響を与えるが、かかる開示情報の変化は外部の財務諸表利用者の行動に何らかのインパクトを及ぼすのではないか。さらに、経営者も、その開示情報の利用者の行動を事前に予想し、報告利益金額に影響を与えるような会計手続選択行動を裁量的に行う可能性があるのではないか(かかる経営者の行動は、前述した情報インダクスタンスである)。以上の問題意識に基づき、本研究は会計ビッグバンとの関連で経営者の裁量的会計行動を分析する視点を提供したものである。

会計方針の変更については、継続性の原則により、一度採用した会計処理の方法をみだりに変更することは許されない。会計方針の変更には、正当な理由が必要とされる。従って、利益操作を直接目的とする会計方針の変更は、継続性違反として認められない。しかし、変更の正当性判断に関しては、その変更理由に説得力は乏しく、利益操作の存在を外部分析者に疑わせていることは否定できないであろう。会計方針変更が利益操作の実証研究の題材として取り上げられることも、その証左と考えられる。

本研究は、かかる会計方針の変更を次のように分類している。強制的変更は、会計方法を変更しなければ、会計基準違反になってしまうため、裁量は本来はないものである。



しかし、新しい会計基準自体が複数の会計方法の選択を認めている場合や新基準の適用時期に裁量の余地があることもあり、強制的変更であるからといって経営者の裁量的行動と無縁な訳ではない。一方、自発的変更は裁量行動を伴うが、変更による利益に対する影響が全て裁量的とは限らないので注意が必要である。

会計ビッグバンは、強制的に新しい会計基準の適用を企業に求めるものであり、それに伴う会計方針の変更は強制的変更には該当すると考えられる。本研究は、この強制的変更における裁量的選択の問題を考察している点に特色を持っている。

#### (1) 強制的変更と会計手続きの裁量的選択

金融商品会計基準では「**その他有価証券**」の会計処理に関して、その評価差額を資本に

計上するか、あるいは損益処理するのか裁量的選択を許容している。複数の方法を認めている場合は避けて通れない問題である。このような場合、経営者は報告利益に与える影響を考慮して会計処理方法を選択する可能性があるとする。また複数の方法が認められなければ、問題はないかと言えば、そうではないと指摘している。つまり、たとえ選択が新基準で是認されていないケースでも、強制的変更による利益へのインパクトが好ましくないと判断すれば、経営者は他の会計方法を自発的に選択・変更することにより総合的に利益を操作しようとする余地が存在するとしている。これは、新基準に影響される会計処理だけでなく、その他の会計処理の選択も考慮して裁量行動を分析する必要性を指摘するものであり、利益操作行動の一面だけを見ることの問題を明らかにしている。

## (2)新会計基準の適用時期の選択

新基準の適用問題では、いかなる内容の会計方法を採用するのが注目されるが、いつ適用するのかという選択問題も看過し得ない。しかし、我が国では、経営者による会計基準の適用時期の選択に焦点を当てた実証研究はあまり行われていないとする。米国は事情が異なり、選択時期の研究がかなり多い。本研究はいくつかの例を引用して、経営者は報告利益の調整のための手段として強制的変更を行う時期を裁量的に選択している可能性があるという結果を示している。本研究からは、我が国の会計ビッグバンに関する新基準の内容だけではなく、基準の早期適用による利益操作の可能性にも注意することの重要性が分かる。会計基準が頻繁に改正される昨今では、企業の真の実力と基準改正による影響を混同しがちであり、経営者の利益操作を見破るためにも、適用時期の裁量的選択という問題にも目を向けていくべきであろう。

## ・会計方針の変更に関する実態調査の分析

### 1. 会計方針の選択・適用に関する実態調査と説明理論の構築に関する調査研究委員会 (1994)の研究

「会計方針の選択・適用に関する実態調査と説明理論の構築に関する調査研究委員会」は、1989年に東証一部上場企業を対象に会計方針の変更等のアンケートを実施した。それに基づく会計方針の実態を分析した結果を以下要約する。

1979年度から1988年度までの10年間に、会計方針を変更した企業は363社（回答企業546社の内の66.5%）であり、変更しない企業179社を大きく上回っていた。会計方針の変更と資本金、従業員数等の企業規模の関係については、変更のある企業と変更のない企業とで、特に大きな差異は認められなかったとしている。会計方針変更時期については、中間財務諸表作成前が一番多く、一方決算報告書作成期限ぎりぎりに変更している企業は24社あったとしている。また会計方針変更に関する意思決定は、経理部長等から提案され、代表取締役等により決定されていることが明らかにされた点は興味深い。

会計方針の変更理由については、下表のとおり整理されている。

| 変更の理由      | 第一位  | 第二位 | 第三位 |
|------------|------|-----|-----|
| 会計制度の変更    | 116社 | 5社  | 0社  |
| 税務との関連     | 57   | 17  | 0   |
| 株価の安定・上昇   | 1    | 1   | 0   |
| 配当の維持      | 3    | 0   | 0   |
| 同業他社の動き    | 20   | 7   | 1   |
| 料金決定       | 0    | 0   | 0   |
| C Bの財務制限条項 | 0    | 0   | 0   |
| 役員賞与の支払    | 2    | 0   | 0   |
| その他        | 184  | 3   | 1   |
| 合計         | 383  | 32  | 2   |

(注) その他の主な内訳 第一順位のみは以下のとおり。

|              |     |
|--------------|-----|
| 期間損益の適正化     | 47社 |
| 財務体質の健全化     | 21  |
| 企業実態を勘案して    | 9   |
| 役員退職金支払に備えて  | 8   |
| より合理的な方法へ    | 7   |
| 変化する企業環境に応じて | 4   |
| 重要性を勘案して     | 4   |
| 投下資本の早期回収    | 3   |
| 上場準備のため      | 3   |
| その他          | 78  |
| 合計           | 184 |

(出所) 飯野,1994、121-122頁、第5.6表

変更理由として、会計制度の変更、税務との関連（税制改正に伴う変更）を理由とする企業が多いことは、やむを得ない事情に基づくと考えられている。その他の中身を見ても、結局のところ会計方針の変更理由は企業により様々であることが分ると結論付けている。但し、「期間損益の適正化をはかることと財務体質の健全化をはかることは基本的には同じ事かもしれない」（飯野,1994,117頁）と指摘している<sup>7)</sup>。

同一業界に属する異なる企業が、同じように会計方針を変更する場合、競争環境等はさほど大差ないにもかかわらず、期間損益の適正化と財務体質の健全化を、それぞれが継続性変更の正当な理由としている例が散見される。このことから考えれば、これらの理由は、単なる継続性変更を正当化するためのお題目とされているのではないかとの疑問が湧いてくる。本研究は、この疑問に回答するものではない。「期間損益の適正化とは一体いかなることなのか、なぜ企業はそれを追求するのか関心のあるところである」（飯野,1994,117頁）と述べるに止まっている<sup>8)</sup>。

## 2. 最近における会計方針の変更事例の分析

前項のアンケート調査は、10年以上も前に実施されたものであり、ややデータが古いと思われるため、日本公認会計士協会が毎年度実施している企業会計調査資料の「継続性の変更事例」に基づき、最近における会計方針の変更状況を分析してみる。

【会計方針の変更総括表 - 個別 - 】

|                    | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 |
|--------------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 22   | 78    | 50    | 46    | 22    |
| 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 11   | 13    | 16    | 27    | 26    |
| 3. 固定資産の処理方法       | 19   | 25    | 272   | 73    | 23    |
| 4. 繰延資産の処理方法       | 6    | 4     | 12    | 3     | 3     |
| 5. 引当金の計上方法        | 67   | 71    | 181   | 438   | 221   |
| 6. 収益・費用の計上基準      | 25   | 28    | 78    | 200   | 70    |
| 7. 計上区分の変更         | 55   | 58    | 59    | 71    | 37    |
| 8. その他             | 38   | 10    | 10    | 15    | 6     |
| 合計件数               | 243  | 287   | 678   | 873   | 408   |

【会計方針の変更総括表 - 連結 - 】

|                        | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 |
|------------------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法     | 11   | 35    | 27    | 11    | 3     |
| 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法     | 10   | 10    | 13    | 2     | 3     |
| 3. 固定資産の処理方法           | 28   | 32    | 222   | 8     | 6     |
| 4. 繰延資産の処理方法           | 5    | 3     | 11    | 3     | 0     |
| 5. 引当金の計上基準            | 61   | 67    | 152   | 79    | 29    |
| 6. 収益・費用の計上基準          | 20   | 22    | 64    | 10    | 2     |
| 7. 計上区分の変更             | 46   | 42    | 48    | 7     | 5     |
| 8. 法人税等の処理方法           | 9    | 21    | 1     | 0     | 0     |
| 9. 未実現損益の処理方法          | 1    | 1     | 0     | 0     | 0     |
| 10. セグメント情報            | 13   | 27    | 32    | 115   | 94    |
| 11. 投資勘定と資本勘定との相殺に関する事 | 0    | 4     | 1     | 1     | 0     |
| 12. その他                | 32   | 13    | 12    | 8     | 6     |
| 合計件数                   | 236  | 277   | 583   | 244   | 153   |

(出所) JICPA ジャーナル No.514,533,544,555,567 各号より作成

前ページの表は、会計方針を変更した件数を整理したものであるが、社数で整理したものが、下表である。

| 単位：社 | 平成 9 年 | 平成 10 年 | 平成 11 年 | 平成 12 年 | 平成 13 年 |
|------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 個別社数 | 2 2 6  | 2 6 7   | 5 7 2   | 7 1 2   | 3 5 6   |
| 連結社数 | 2 1 5  | 2 3 8   | 4 6 5   | 2 0 3   | 1 3 7   |

(注) 連結は、連結財務諸表固有項目に係る会計方針の変更を対象とする。

(出所) JICPA ジャーナル No.514,533,544,555,567 各号より作成

個別決算で平均 427 社、連結決算で平均 252 社が、毎年度何らかの会計方針を変更している計算になる。個別決算は平成 12 年の変更件数の影響により、平均値がやや高めであるが、絶対水準として見れば、個別・連結共に概ね 200 社強という数値が、平均的な会計方針変更実施社数というところであろうか。

また平成 11 年と 12 年の会計方針の変更事例が例年になく多いことが明らかである。これは、固定資産に関する法人税法の改正に伴う会計処理の変更、引当金関係では会計ビッグバンに伴う会計処理の変更が実施されており、会計制度の変更によるやむを得ない変更と考えられる。従って、前項のアンケート調査でも、会計方針の変更理由としては、会計制度の変更を理由とするものが多いとされたが、最近の傾向でも変更理由はあまり変化がないということになる。しかし、会計制度の大きな改正がなされない場合にも、判を押しただよりに概ね毎年 200 社強の企業が会計方針を変更していることは不思議なことである。

本来継続性の原則により、正当な理由がない限り、頻繁に会計方針を変更することは許されないはずであり、会計方針の変更を行うことができる企業は限定されてしかるべきである。しかし、この調査結果から明らかなように、数期にわたり会計方針を変更する企業が少なからず存在し、事実上会計方針の変更が利益操作に利用されてきたことは否定できないであろう。正当な理由自体も、内容が判然としないケースもよく見かけられ、やはり会計方針の変更を巡る問題は、企業の意向を反映して恣意的に操作されている印象は拭えないと考える<sup>9)</sup>。



## ・要約とまとめ

経営者会計行動に関する研究は、広範囲かつ検討すべき点も多いものであり、ここで取り上げた先行研究は、あくまで本書の目的である「利益操作」の研究に直接的・間接的に関連するものに限られている。これらの先行研究は、米国での研究において実証された方法や理論を、我が国のケースにより検証している傾向が強いが、米国の研究成果は概ね我が国でも、その妥当性が実証されていると言ってよい。また我が国独自の視点を加えて、経営者会計行動を説明しようとする試みもなされ、説得的な見解も提示されている。従って、これらの先行研究で得られた知見は、利益操作を分析・評価する際に、第5・6章で検討した英米の研究成果と併せて、重要な示唆を与えてくれるものと考えられる。

本章で明らかになった点を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 会計手続き選択は、必ずしも勘定科目全てに共通の動機によるものではないことから、企業の会計政策は一元的に解釈するのではなく、動機の多様性という視点を加味する必要性がある。
- (2) 特に業績悪化企業を分析する場合、経営者による会計的裁量行動だけに注目するのではなく、それ以上に、報告利益をコントロールしようとする実態的裁量行動の実状を詳しく検討することが重要である。
- (3) 日本企業は、損失が発生する可能性が高い場合、9割程度の企業が利益調整行動を採り、米国企業以上に減益と損失回避行動を行う動機が強い。従って、減益あるいは損失発生の可能性の高い場合には、利益操作の存在を念頭に置きながら企業分析を進める必要がある。
- (4) 每期実施される会計政策のインセンティブとしては、利益平準化、予想利益との合致そして配当財源確保が有力な仮説と考えられる。
- (5) 日本企業の場合には、会計方針だけに止まらず、決算行動の決定要因を多面的に検討しなければ、グレーな部分のある利益操作の本質を解明できない。
- (6) 多様な要因が企業の決算行動に影響している以上、利益操作を検討する場合、会計操作の方法論に目が行き勝ちであるが、利益操作を実行する定性的な側面（企業や経営者の状況・属性、そして経営者の哲学・方針等）も、併せて分析で重視するべきである。
- (7) 優良企業には、利益平準化達成企業の割合が多い。利益平準化行動は、レバレッジの大きい企業の方に多く確認された。また収益性の高い企業の方が利益平準化の達成率が高いことも明らかになった
- (8) 利益平準化は、ともすれば報告利益のコントロールだけを念頭に言い語られることが多いが、むしろキャッシュフローの操作による平準化やその資本市場への影響に留意を要する。
- (9) 企業分析をする際には、会計政策の企業行動に与える影響を考慮する必要がある。
- (10) 会計処理方法の多様性と変更が、財務諸表の時系列分析とクロスセクション分析に悪影響を及ぼしているが、資本市場はその影響を克服している。

(11)新会計基準に影響される会計処理だけでなく、その他の会計処理の選択も考慮して裁量行動を分析する必要がある。

(12)会計方針の変更理由は、個々の企業により様々であるが、毎年度継続的に会計方針の変更事例が存在することは、利益操作に裁量的な会計方針の変更が利用されていることを示すものである。

## (注)

- 1) 本章で紹介した研究結果は、筆者の判断により選択したものであり、また十分に本書のテーマをカバーしうるだけの数ではない。参考までに、日本会計学研究会の機関誌「会計」に掲載された本書のテーマに関連する会計・監査研究結果を年毎(暦年ベース)に整理すれば、次のとおりである。

1998年：11 件

1999年：8

2000年：7

2001年：5

2002年：12

我が国の学会の研究状況を見ても、年平均7件程度の利益操作関連のテーマが報告されていることが理解できる。

- 2) 音川(1999)の第2章は、日本企業による会計方針選択行動を含め、経営者会計行動に関する問題等をコンパクトに解説している。
- 3) 最近における経済環境と継続性の原則や会計方針を変更する事情との関係さらに正当な理由に関しては、村松(2002)を参照。
- 4) 岡部(1994)は、「日本」の会計報告を考察した文献であるが、利益操作に関しては同書の第3、6及び7章が広範なテーマを扱っておりいる。
- 5) 規模仮説とは、特定の会計方針選択行動を、企業規模により説明する仮説であり、政治費用仮説の一種である。負債比率仮説とは、特定の会計方針選択行動を、企業の負債比率(あるいはレバレッジ比率)の程度で説明する仮説である。
- 6) 日本企業の会計政策については、本章で紹介した鉄鋼業の実証研究を含めた伊藤(1996)の第12章が詳しい。
- 7) 会計方針変更の理由として挙げられる「期間損益の適正化を図るため」、「財務内容の健全化を図るため」等は、利益を増加あるいは圧縮するときに記載される常套的理由であり、これらを正当な理由として認めるのであれば、継続性の原則は経営者の望み通りの解釈で左右され無機能化すると醍醐(1998,30-31頁)は批判している。
- 8) 本文で述べたように、会計方針の変更理由を見るだけでは、企業の意図が十分読みとることができない面があるため、外部分析者としては会計方針の変更に経営者の恣意性を感じざるを得ないことは否定できない。醍醐(1998,30頁)が指摘するように、会計方針を変更するときには、経営者がある変更理由を明瞭に記載すると同時に、会計監査人も、その変更を正当と認めるか否かを問わず、判断の根拠を明瞭に記載させることが、少ない情報を利用せざるを得ない外部分析者には有益であると考えられる。
- 9) 石油元売り業界では、2001年3月に原油在庫評価方法を変更している。例えば、日石三菱(現新日本石油)、ジャパンエナジー、コスモ石油はLIFOから総平均法に一斉に変更した。この会計法新の変更は、全て増益方向に作用する利益捻出型の変更である。特にコスモ石油は、この変更がなければ、大手唯一で中間決算時に営業損失を計上するはずであった。変更理由は、紋切り型の「財務内容の健全化」であるが、利益捻出がなぜ財務健全化になるのか疑問が残る。最終的に正当性判断は当該企業

と担当会計士の間でしか分からないブラックボックスであり、利益操作の疑いは晴れないであろう。また吉見(1998)は、会計方針変更に関し、「粉飾経理とどう異なるのかは、仮に理論的には説明できても一般に納得を得るのはなかなか困難である。特にかかる会計方針の変更事例の多発は、海外投資家からは厳しい目で見られていると言ってよい。」(25 頁)と指摘しており、公認会計士の正当性判断に対する責任追及の可能性も示唆している。

## 第8章 総括

### 検出事項のまとめ

まず第1章から第7章までの研究を通じて検出された事項を、以下整理してみる。

(1) 英米の先行研究等から、利益創作会計(Creative Accounting)や利益管理(Earnings Management)というように名前はどうか、我が国の利益操作とほぼ同じ内容の会計操作が実行されていたことが明らかになった。特に、英米では、80年代後半からのM&Aブームと利益操作が密接な関係を持っていたことも判明した。「人々は聡明であり、かつイノベティブであるから、会計ルールに抵触しないで、利益を隠したり、捻り出したりする新しい手を次々に考案する」(岡部,1994,63頁)と指摘されるように、会計の世界にも創造性や革新性がある。但し、会計の世界では他の世界と異なり、必ずしもポジティブな意味で使用される訳ではない。M&Aを巡る取引に伴い様々な利益操作が生み出されたことは、好ましからざる「革新性」の発露によるものと理解することができる。

(2) 利益操作と粉飾決算の差異は、實際上ほとんどないと考えられる。すなわち動機・目的という経営者の決算操作の主観面や操作手法等の決算操作の客観面でも、両者に大きな違いは認められなかった。従って、究極的な差は、合法か違法かということになる。このような見方は、我が国だけではなく米国でも指摘されている。

(3) Collingwoodによれば、企業による利益操作が半ば公然と行われるのは、それが経営者、アナリスト、投資家、監査人の全てにとって短期的には都合が良かったからとしている。しかし、米国ではこのような利益操作に対して、AAER(会計監査執行通牒)の発行件数で明らかのように、SEC等が厳しく対処しようとしてきた歴史があった。一方我が国では、利益操作はやむを得ない慣習として容認しているような状況があることは否定できないと思われる。この格差は非常に大きいとは言えないだろうか。他社もやっているからという意識の下、無自覚的な利益操作の慢性化は、企業のアカウンタビリティへの意識の欠如であるのは明らかである。またSECとは比較できないが、証券取引等監視委員会が粉飾決算や利益操作を理由にして、企業を摘発したことはないことも事実である。官民共に利益操作をさほどシビアに考えていないのが、我が国の実情と言えなくもない<sup>1)</sup>。

(4) 現在我が国では、ほぼ世界的な標準に近い会計基準を導入する「会計ビッグバン」が終わりに近づいている。今後の会計基準の改正としては、減損会計や企業結合会計等を僅かに残すだけである。しかし、会計ビッグバンで導入された新しい会計基準は、従来に比べて確かに経営者による会計処理の選択の余地を減少させるものである。これにより、我が

国の会計は不透明であると海外で指摘されてきた問題は、概ね解消されることは否定できない。しかし、一方英米のかつての状況に鑑みれば、新たな会計基準自体に経営者の裁量が内包されており、英米で問題視された事象が別途出現してくる恐れがある(下表)。特に、退職給付会計や税効果会計等は金額的重要性もあり、一部利益操作の疑いが濃い問題が既に出てきている<sup>2)</sup>。

【会計ビッグバンと利益操作手法の対応関係】

| 新会計基準<br>代表的な利益<br>操作手法 | 連結<br>会計 | 金融商品<br>時価会計 | キャッシ<br>ュフロー<br>会計 | 退職給付<br>会計 | 減損<br>会計 | 税効果<br>会計 | 企業結合<br>会計 |
|-------------------------|----------|--------------|--------------------|------------|----------|-----------|------------|
| 会計方針の選択の<br>濫用          |          |              |                    |            |          |           |            |
| 見積り・判断・予測の<br>悪用        |          |              |                    |            |          |           |            |
| 意図的な取引の濫用               |          |              |                    |            |          |           |            |
| 正常な取引の裁量的<br>利用         |          |              |                    |            |          |           |            |
| 利益の平準化                  |          |              |                    |            |          |           |            |
| 重要性の原則の濫用               |          |              |                    |            |          |           |            |
| 子会社・関連会社の<br>濫用         |          |              |                    |            |          |           |            |
| Big Bath                |          |              |                    |            |          |           |            |
| 会計方針の変更                 |          |              |                    |            |          |           |            |
| 複雑な取引の濫用                |          |              |                    |            |          |           |            |

(注) は、当該会計基準に関連する利益操作が実行される可能性が高いことを示す。

(5) Enron や WorldCom 等の不正な財務報告に端を発する米国での会計不信問題は、我が国にとって対岸の火事ではない。我が国でも、相変わらず粉飾決算が続いており、利益操作という名の疑わしい決算も会計実務で横行していることに変わりはない。さらに、会計ビッグバンにより導入された会計基準は、新たな利益操作や粉飾決算の火種になる可能性もある。監査基準の改訂等により、従来よりも一層厳しい会計士監査の実施が見込まれているが、財務諸表の虚偽表示という問題の抑制に対して、どれだけ有効であるか、その帰趨は今のところ未確定である。

(6) 不正な財務報告問題は、経営者に最大の責任が帰せられるものであるが、最近の会計不信問題に鑑みれば、それを取り巻く監査法人、弁護士、アナリスト、コンサルタントさらに金融機関の責任も否定し得ない。ジャンク債やデリバティブのような複雑な金融商品の出現により、新規かつ疑問のある会計実務が展開され、新たな利益操作の生まれる状況が持続している。財務諸表の虚偽表示は、会計基準や法律等の文言に表面的に準拠してはいるが、会計基準等が規定する基本精神とは全く相容れない専門知識を悪用することに根本

的原因があるものである。「専門知識を悪用」するという側面に焦点を当てれば、会計基準を逆手にとり、その高度な専門的知識を駆使するプロフェッショナル達の存在が重要な役割を果たしていることも忘れてはならないと言えよう。オフバランスシートファイナンスに代表される金融商品や M&A に絡んだ複雑な取引は、投資銀行が法律・会計の専門家達と共同して開発したものであり、企業の欲望と銀行や法律・会計のプロの欲望との合作ということになる。いくら会計基準や監査基準や監視機関等を整備したところで、会計問題に携わる人間の遵法意識や倫理観が歪んでいるならば、規制と不正はイタチゴッコを続け、不正な財務報告等は永久に無くならないのではないかという疑問に駆られる<sup>3)</sup>。

(7)粉飾決算に対しては、刑罰等による厳しい処置が待ちかまえている。しかし我が国では、どの企業も操作をしているのだから、あるいは誰も被害を受けていないから等の理屈を捏ねて、ある程度の利益操作は構わないではないかという、やや利益操作に甘い雰囲気が存在している。特に利益捻出型の利益操作は、長期的に見れば企業の実質的な財政状態を危うし、潜在的な粉飾決算予備軍を作り上げるものとして、粉飾決算同様に厳しい態度で望む必要があると考えられる。

(8)我が国では、会計情報を利用する財務制限条項、料金規制、税金等の伝統的な分野に加えて、新たな会計情報を利用する領域が出現してきている。すなわち、業績連動タイプの報酬制度の導入、ストックオプションの利用拡大、銀行における自己査定・債務者区分の判定、格付けの定着等である。これらにおいては、会計情報を重要な情報として意思決定が行われることから、必然的に企業は意図した結果を得ようとして利益操作に走る誘因はますます強まることが予想される。さらに、事業再生の対象となるか否かを特定の財務比率等で判定されるならば、業績不振企業が命運を賭けて財務諸表のお化粧を試みる恐れもある。これが単なる杞憂に終われば問題はないが、昨今の経済情勢に鑑みれば、特に債権は健全なる懐疑心を持って、企業を見ることが求められる。

(9) 事実を隠蔽するため財務数値を操作したところ、結果として財務比率に影響が及んだとする。表面的に改善された企業業績指標を通じて、利害関係者の目を問題となっている経営課題やスキャンダル等から逸らさせることが、この場合の経営者の意図である。利益操作に関しては、財務数値をマッサージ(massage)すると言われるが、財務数値という企業の皮膚表面をいじるという点で適切な比喻かもしれない。危険な病巣は企業の体の奥深い所に潜んでいるのであり、利益操作により仮装された表層の数値等だけに捕らわれることは、単に氷山の一角を見ているに過ぎない。企業は、特定の目的を達成するために、一つの手段として財務数値を操作するのである。従って、財務分析する場合には、財務数値の操作だけに捕らわれず、なぜ利益操作を実行するのかという根本的な要因にまで立ち返り、背後にある真の目的を追求する姿勢が必要とされる。外部分析者としては、「財務諸表は、

企業の実態を把握する道具である」という視点から、粉飾決算か利益操作かという形式論にこだわらず、「真実を究明する」姿勢で臨むことが肝要と考える。

(10) 財務諸表利用者は、原則として企業が公表した財務諸表を見ることができただけであり、その作成過程はブラックボックス化している。一方、財務諸表監査に従事している監査人は、財務諸表作成過程の諸事情を熟知している。このため、財務諸表の数値解釈について、監査人と外部分析者とで大きな差が生じることは当然であろう。本書のテーマである利益操作の理解に関しても、監査人と財務諸表利用者にかかなりの格差があることが分かったが、監査に対する期待ギャップの一側面と理解することもできよう。



## ・利益操作の有効性

利益操作の有効性という表現は、語弊があるかもしれないが、経営者が意図したような結果が生じたのか否かという問題である。効率的市场仮説に従えば、投資家は経営者の利益操作の意図を見破り、その仮装された財務報告には誤導されず(透視仮説)、利益操作をしたとしても無駄であるとされる。

一方において、企業が開示する会計数値を操作することによって、資本市場が欺瞞されるか否かは未だに解決されていない学問的な課題であり、確実に言えることは、

経営者の多くは、慎重な会計方針の選択と同時に会計上必要な見積りにバイアスを加えることによって、企業を実際よりも良く見せることは可能であると信じている

財務諸表は、差し迫った経営危機を何ら示唆せず、そのような財務諸表を公表している多くの企業が現実に倒産をしている事実がある

という2点だけに過ぎないと主張するものもある(Rees, 1995, p. 59)。このReesの見解は、利益操作が存続している要因として、財務諸表作成者である経営者の心理的要素、つまり財務諸表の仮装行為で利害関係者を欺瞞可能であるとの確信の存在を主張するものであるが、少なくとも経営者は財務理論が主張するように利益操作は無意味であるとは認識していないことを示唆している。また経営者は、そもそも市場が効率的であるとは考えていない可能性を指摘する見解もある(Wyatt, 1983)<sup>4)</sup>。

O'regan(2001)は、FRRPのような規制機関の設置やASBによる新基準の制定により、英国において利益創作会計を抑制することに成功しつつある状況を認めている。一方で、利益率・負債比率・流動比率等の会計上の業績評価指標の操作可能性、追加的な資金調達必要性、経営に関する問題点から世間の目を逸らせようとする必要性、報酬の増加を図る個人的欲望等の存在がある限り、利益創作会計が存在し続けるものであり、容易には防止ないし撲滅することは困難な存在であることも認め(O'regan, 2001, p. 344)、利益操作の有効性を是認している。

Mulford et al.(2002)は、利益管理が有効か否かは、利益管理に使用された手法、利益を操作するに至った条件・機会・インセンティブのトライアングル等により判定されるべきとしている(Mulford et al., 2002, pp. 75-81)。例えば、代表的な利益管理の動機として、利益予想への合致、利益連動報酬の最大化、そして財務制限条項違反の可能性の最小化の3種類を例にして、以下のように有効性を論じている。

### 利益予想への合致を図る利益管理の有効性

証券アナリストや市場が、操作された報告利益と実質利益(会計操作の修正前の推定利益)とを比較した場合、企業がその利益金額の乖離を非経常的な取引による利益でカバーしていると分析したならば、目標利益が達成されたとは認めてはいないと指摘している。また実証分析でも、このような予想利益への合致を志向する利益管理の有効性を否定している。

### 利益連動報酬の最大化を図る利益管理

利益操作の手法は多様であるが、Healy(1985)の実証分析で、利益管理の有効性は検証されている。利益管理の有効性を決定するポイントは、報酬を連動させる「利益」の定義の仕方にあるとされる。つまり単に利益金額だけを問題にするならば、報酬決定者が何らかの調整を行い、利益管理の有効性が阻害されることになるとする。

### 財務制限条項違反の可能性の最小化を図る利益管理

財務制限条項違反かどうかを判定するために依拠する利益の定義如何に、利益管理の有効性は依存するとしている。従って、その定義に整合性のある利益操作の手法を採用しなければ、利益管理は有効であるとは言えないと述べている。

以上から、Mulford et al.(2002)は、 と の動機を持つ利益管理には制限があるため、利益操作の有効性に限界があるとしている。

ところで、利益操作に関して、従来理論・実証分析は共に、本文で紹介したように動機や手法や成果等を中心に研究を進めてきただけであり、利益操作の核心である有効性については正面切って論じた研究は少ないように感じられる。暗黙の内に利益操作の有効性を前提に、会計実務を考察してきた面もないとは言えないであろう。

本書で様々な観点から検討を加えてきた利益操作は、効率的な市場理論に矛盾する不合理な行動であることから、結果から言えば必ずしも有効ではないのではないかという疑問が生じてくる。一方そうであれば、なぜ有効性のない利益操作を経営者は実行し続けるのであろうかという疑問も別途生まれてくる。Rees(1995)が主張したように、単に経営者が利益操作の有効性を誤解しているに過ぎないのであろうか。先進各国で利益操作が長期にわたり存続している事実を鑑みれば、経営者が利益操作の有効性に確信を抱いていることだけでは説明仕切れないと言わざるを得ない<sup>5)</sup>。

この疑問に対する回答として、Palepu(1987)、Lys et al.(1995)、永田(2001)の研究が貴重な示唆を与えてくれる。すなわち、客観的事実は少ないものの、経営者の主観においては、効率的市場を意識しつつも、利益操作を実行する時点で有効とは言えなくとも、その影響が及ぶ将来時点では、市場は過去に実施された利益操作の欺瞞性を考慮しないであろうと想定して、現在利益操作を実行するというものである。これらの研究の新規性は、従来の研究が対象としてきた利益操作を行った一時点だけではなく、将来における影響を考慮した長期的視点に基づいて利益操作を考察している点にある。それにより、効率的市場仮説と利益操作の存在という矛盾する事象が、ある程度整合的に説明できるように考えられる。実務的には限界はあるものの、利益操作は有効であると認めざるを得ない。実務家の立場からは、このように保守的に考えた上で、財務分析を進めるのが無難であると考えられる<sup>6)</sup>。

## ・利益操作の是非と課題

不正な財務報告は、昨年度から続く米国の会計不信に関する会計記事の増加で明らかのように、資本主義社会における企業経営の在り方や会計監査への信頼性に大きな脅威を与えている。また、歴史のあるアンダーセンの例の如く、監査人に対して重大な訴訟リスクの問題も生じさせている。本書で再三主張してきたように、潜在的危険性は不正な財務報告だけに止まるものではなく、前ガン症状とも言うべき利益操作にも妥当する問題であると考えている。

ところで、有効性の議論は別として、利益操作の是非に関しては、善悪両見解に加え、中立的見解も存在している。一般に、学問的立場からは利益操作に批判的な見解が多い。すなわち、企業の状況が財務報告で完全に開示されれば、資本市場も適正に株価を値付けすることができるため問題はないが、開示を阻害する利益操作は実害があると理解している(Mulford et al.,2002,p.82)。

Mulford et al.(2002)は、利益操作の動機、条件、手法等の全てが利益操作の特質に関係しているものであり、その是非を判断することは複雑な問題であると指摘している(Mulford et al.,2002,p.82)。利益操作だからと言って、一概にはその会計実務を問題ありと批判すべきではないということである。利益操作に善悪論が適合するかどうかは疑問もあるが、Parfet(2000)と Mulford et al.(2002)は、次のように二種類のタイプの利益操作を対比している。

| 論 者                  | 良い利益操作   | 悪い利益操作   |
|----------------------|--|--|
| Parfet(2000)         | 事業が上手に運営されていることを前提に、事業価値を株主に付与する経営手法の一部として、合理的かつ適切に実行される利益操作                               | 真実を隠蔽し、人為的に取引を仮装し、非合理的な見積に基づいて行われる利益操作                                 |
| Mulford et al.(2002) | 良い利益操作の条件は2つあるとする。<br>実体的な企業行動を伴い、会計基準の範囲内で許容される会計上の柔軟性を利用する<br>現在及び将来の財務成果に関して、情報を適切に開示する | 何も知らない投資家が、財務成果に関する虚偽表示によりミスリードされた場合において、その会計処理の濫用が判明した結果損害を受けるような利益操作 |

両者が共に悪い利益操作として指摘するものは粉飾決算と言えるものであり、疑問の余地はない。しかし、ここで「良い」利益操作とされているものは、経営者の合理的な企業経営の一環としての会計行動と理解されている。利益操作そのものを完全に否定する見解

は恐らくないと思われるが、経営者の立場に基づく利益操作の概念に対して、たとえ経営行動の一環であっても、外部分析者としては直ちに「良い」と評価することは困難であろう。

現実には、利益操作は是認できない会計実務として、例えば会計処理方法の選択の余地をできるだけ制限する等、部分的に規制することが世界的な傾向として認められる。国際会計基準の整備も、国毎に異なる選択可能な会計処理を規制し、会計処理の統一化を進め、各国の財務諸表の比較可能性を高めることが最大の眼目になっている。これは見方を変えれば、国を超えて企業の利益操作を規制することになることである。

確かに、会計処理方法を画一的に規制すれば、技術的会計政策の手法である会計方針の選択・変更による利益操作は不可能となる。技術的会計政策による利益操作の道が困難になったとしても、果たして利益操作は無くなるものであろうか。この点例えば「会計基準を変えてみても、経営者のインセンティブは元のままだから、会計利益がパフォーマンスの代理変数として利用し続けられるかぎり、裁量行動は残ってしまうのである」(岡部, 1994a, 214 頁)との指摘もあり、会計基準だけでは利益操作の問題を解決することに困難があることを窺わせている。また会計の意思決定支援機能の観点から、「効率的市場における会計基準の設定は、投資意思決定に有用な情報を提供するという目的だけを達成するのであれば、あまり制約的でなくてよい。二者択一的な会計手続きがある場合、一つを採択しても、もう一つの手続きを用いたときの影響額を注記させれば、市場はその相違を反映した証券価格を導くのである。必ずしも会計手続きが統一される必要はない」(須田, 1993b, 20-21 頁)とする見解もあり、画一的な規制の仕方にも議論の余地が残っている。一方会計基準だけでは、利益操作問題を解決することは困難であろうが、「実務上は会計方針の選択・変更による利益操作はあたりまえのことでありながら、会計基準はどの程度利益操作の余地を残すべきかということについては正面切って論じられてこなかった」という指摘(石川, 1999, 58 頁)もあるように、会計基準の規制による利益操作への対応は、従来必ずしも十分ではなかったのではないかという疑問もある。

このような観点を踏まえれば、前項で議論した有効性の問題を含めて、利益操作を巡る論点はまだ検討され尽くしてはいないと思われる。いずれにしろ、会計規制を強化すれば利益操作を抑制でき、企業会計に対する信頼を完全に取り戻せるのかという各国共通問題を始めとして、利益概念が将来変容する場合の利益操作の可能性等、利益操作に関しては今後も検討を続ける必要があると考える<sup>7)</sup>。

## (注)

- 1) 田中(2001)は、日英の利益操作への取り組みの差異について、「日本では、どの会社もやっているのだから、仕方がない。誰もストーリーを書き換えようと立ち上がることはない。経営者の好き放題の会計が横行し、倒れるはずのない巨大企業が、ある日、前触れも無く倒産する」、一方英国については、「Creative Accounting が流行し始めると、会計規制機関がこれを阻止しようとして、奮闘している。直接金融の国では、会計がちゃんと機能していないと、経済界が沈没してしまうのである」(299-300 頁)と述べ、金融システムの差異が利益操作規制に影響していることを示している。
- 2) 会計ビッグバンに関連して発生している新たな問題として、連結決算を例に解説する。連結決算主体になったことにより、例えば子会社に資産を売却して単体利益を計上したとしても、連結では相殺消去されるため、連結業績には反映されない。このため、企業の中には子会社に売却した資産を外部に再度売却させ、利益を実現させるような企業行動を行う例が出現している。また外部に売却できない場合には、さらに問題であるが、その子会社を吸収合併して、相殺された売却益を実現させる例も頻発している。100%子会社を合併しても、連結では実態に変化がないにもかかわらず、多額の売却益が顕在化するのである。確かに企業結合会計が未整備という問題があるにしても、連結主体の決算で企業開示が改善するとは手放しで喜べない事例である。
- 3) Enron の粉飾には、金融機関との不透明な関係が作用していたと言われている。例えば、SPC の設立や取引、M&A 業務の獲得を目的とした投資銀行部門アナリストによる意図的な企業評価の格上げ、投資銀行業務と商業銀行業務とのパートナー取引等が指摘されている。しかし、現在も米国議会等で事実究明が行われており、かかる金融機関との関係についての実態が明らかになるには、今しばらく時間がかかるものと見込まれている。
- 4) Revsine(1991)は、効率的市場では、利益創作会計の工夫は見抜かれ、そのような行為は意味をなさないものであると指摘している。
- 5) 近田(2000)は、「国によって利益創作会計に関する会計選択が影響を及ぼす要素の範囲や影響の混乱に違いがあるかもしれない」(68 頁)と指摘し、利益操作の比較研究の重要性を示唆している。利益操作に関する研究は、英米が中心であるが、例えば Blake et al.(2000)はスペイン、Blake et al.(1999)はニュージーランドにおける利益操作の研究を報告している。
- 6) 利益操作の有効性を考察するには、利益操作の事例研究が有益であると考えられるが、企業が利益操作の実行を公表することは想定できない。近田(2000)も、「利益創作会計が圧力を免れながらどう現れて、成功するのかを理解するためには、利益創作会計を実践する動機について調査する必要がある。しかし、経営者はそれに関するインタビューや議論を避けるので、實際上、その因果関係を証明するのはたいへん困難である」(64 頁)と述べている。このような事情は、利益操作の実態研究が、粉飾決算に比べ進展していない要因となっているものと考えられる。
- 7) 新聞報道(2003 年 1 月 7 日付日本経済新聞)によれば、IASB は従来の純利益概念から「包括利益」概念を採用した業績報告書にしていく方向性を確認したとされる。包括利益概念は、本業の損益に加え、保有資産・負債の時価変動損益をも加味した利益概念である。純利益概念から包括利益概念に業績指標を変更するのは、純利益は操作の余地が大きいためであるとされる。確かに含み資産の売却等に

よる利益操作が意味をなさなくなるが、本書で考察してきたように利益操作の領域や手法は多様かつ広範であり、利益概念を包括利益に変更したところで、問題の解決にはならないのではないかと感じる。機会があれば、包括利益と利益操作の関係も考察したいと考える。

## 参 考 文 献

- Abdel-khalik,A.R. and McKeown,J.C.(1978),”Understanding Accounting Changes in an Efficient Market: Evidence of Differential Reaction,”*The Accounting Review*,Vol.53,No.4,pp.851-868.
- Beasley,M.,Carcello,J.and Hermanson,D.(1999),*Fraudulent Financial Reporting : 1987-1997 : An Analysis of U.S. Public Companies*,Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.
- Bernard V. L. and Skinner ,D. J. (1996),”What motivates managers' choice of discretionary accruals ? ,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.22, pp. 3 13-325.
- Biddle,G.C. and Lindahl,F.W.(1982),”Stock Price Reactions to LIFO Adoptions:The Association Between Excess Returns and Tax Savings,” *Journal of Accounting Research*(Autumn),pp.551-588.
- Blake,J .,Amat,O. and Oliveras,E.(1998),”The Struggle against Creative Accounting : Is “True and Fair View”Part of the problem or Part of the Solution?,”Working Paper(Universitat Pompeu Fabra).
- Blake,J. ,Amat,O. and Dowds,J.(1999),”The Ethics of Creative Accounting,”Economic Working Paper (Universitat Pompeu Fabra).
- Blake,J. ,Amat,O. and Oliveras,E.(2000),”The Ethics of Creative Accounting: Some Spanish Evidence,” Working Paper(Universitat Pompeu Fabra).
- Bowsher,C.A.(1990),”Cooking the Books is a bad Recipe to Cool Deficit,”*Journal of Accountancy*,Feb. pp.23-25.
- Bruns,W.J. and Merchant,K.A. (1990),”The Dangerous Morality of Managing Earnings,” *Management Accounting*,(August),pp.22-25.
- Cahan, S. T. (1992),”The Effect of Antitrust Investigations on Discretionary Accruals: A Refined Test of the Political-cost Hypothesis,” *The Accounting Review*, Vol. 67, No. 1. pp. 77- 95.
- Clarkson,P.A.,Dontoh,G.R. and Sefcik,S.(1992),”The Voluntary Inclusion of Earnings Forecasts in IPO Prospectuses,”*Contemporary Accounting Research*(Spring),pp.601-626.
- Collingwood,H.(2001),”The Earnings Game Everyone Plays,Nobody Wins,”*Harvard Business Review* June,pp.65-74.
- DeAngelo, H., DeAngelo ,L. and Skinner ,D.J. (1994),” Accounting Choice in Troubled Companies,” *Journal of Accounting and Economics*,Vol. 17. pp. 113-143.
- DeAngelo, L. (1986),” Accounting Numbers as Market Valuation Substitutes: A Study of Management Buyouts of Public Stockholders,”*The Accounting Review*, Vol.61. pp. 400-420.
- (1988a),”Managerial Competition, Information Costs, and Corporate Governance:The Use of Accounting Performance Measures in Proxy Contests,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 10, pp. 3-36.
- (1988b),”Discussion of Evidence of Earnings Management from the Provision for Bad Debts,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 26, pp. 32- 40.

- Dechow,P. M. (1994),”Accounting Earnings and Cash Flows as Measure of Firm Performance:The Role of Accounting Accruals,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 18, pp.3-42.
- Dechow.P. M..and Sloan ,R. G. (1991),”Executive Incentives and the Horizon Problem: An Empirical Investigation,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 14, pp. 51 -89.
- Dechow,P., Sloan,R. G. and Sweeney ,A. P. (1995a),”Detecting Earnings Management,” *The Accounting Review*, Vol. 70, No. 2, pp. 193-225.
- (1995b),” Detecting Earnings Management,”*The Accounting Review*, Vol.70,No.2. pp. 193-225.
- (1996),”Causes and Consequences of Earnings Manipulation: An Analysis of Firms Subject to Enforcement Actions by the SEC,”*Contemporary Accounting Research*,Vol. 13, No. 1, pp. 1 -36.
- Dechow P.M. and Skinner ,D. J. (2000),” Earnings Management: Reconciling the Views of Accounting Academics, Practitioners, and Regulators,” *Accounting Horizons*, Vol.14, pp. 235-250.
- DeGeorge,F.,Patel,J. and Zechauer,R.(1999),”Earnings Management to Exceed Thresholds,”*Journal of Business* ,Vol.72,No.1,pp.1-33.
- DeFond, M. and Jiambalvo ,J. (1994),”Debt Covenant Violation and Manipulation of Accruals,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 17, pp. 145- 176.
- DeFond, M. and Park,C. (1997),”Smoothing Income in Anticipation of Future Earnings,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 23, pp. 115- 139.
- Dopuch,N. and Pincus,M.(1988),”Evidence on the Choice of Inventory Accounting Methods:LIFO vs FIFO,” *Journal of Accounting Research*(Spring),pp.28-59.
- Dye,R.A.(1988),”Earnings Management in an Overlapping Generations Model,” *Journal of Accounting Research*(Autumn),pp.195-235.
- Eckel,N.(1981),”The Income Smoothing Hypothesis Revisited,”*Abacus*,Vol.17,No.1,pp.28-40
- Erickson M. and Wang ,S.W. (1999),”Earnings Management by Acquiring Firms in Stock for Stock Mergers,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.27. pp. 149-176.
- Feroz E.H, Kyungjoo ,P. and Pastena ,V.S. (1992),”The Financial and Market Effects of the SEC's Accounting and Auditing Enforcement Releases,” *Journal of Accounting Research*, Vol.29(supplement), pp. 107-148.
- Friedlan J. M. (1994),”Accounting Choices of Issuers of Initial Public Offerings,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.11,No.1, pp. 1-31.
- Fusaro,P.C. and Miller,R.M.(2002), *What went wrong at Enron*,John Wiley & Sons ( 橋本碩也訳 『エンロン崩壊の真実』 税務経理協会,2002 年 )
- Gordon,M.J.(1964),”Postulates,Principles, and Research in Accounting,”*The Accounting Review*,Vol.39, No.2,pp.251-263.
- Griffiths,I.(1995),*New Creative Accounting-How to make your profits what you want them to be-*, Macmillan Press Ltd., ( 近田典行・鈴木裕明共訳 『クリエイティブ・アカウンティング』



東洋經濟新報社,2001年)

- Healy P. M. (1985), "The Effect of Bonus Schemes on Accounting Decisions," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.7, pp. 85-107.
- Healy P. M. and Wahlen, J. M. (1999), "A Review of the Earnings Management Literature and Its Implications for Standard Setting," *Accounting Horizons*, Vol.13, pp. 365-383.
- Hoitshausen, R., Larcker, D. and Sloan, R. (1995), "Annual Bonus Schemes and the Manipulation of Earnings," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 19, pp. 29-74.
- Hughes, P. J. (1986), "Signalling by Direct Disclosure under Asymmetric Information," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.8, pp. 119-142.
- Jiambalvo, J. (1996), "Discussion of Causes and Consequences of Earnings Manipulation: An Analysis of Firms Subject to Enforcement Actions by the SEC," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 13, No. 1, pp. 37-47.
- Jones, J. (1991), "Earnings Management during Import Relief Investigations," *Journal of Accounting Research*, Vol. 29, pp. 193 -228.
- Lev, B. (1969), "Industry Averages as Targets for Financial Ratios," *Journal of Accounting Research* (Autumn), pp.290-299.
- Lys, T. and Vincent, I. (1995), "An Analysis of Value Destruction in AT&T's Acquisition of NCR," *Journal of Financial Economics*, Vol.39, No.2&3, pp.353-378.
- McKenzie, W. (1998), *Guide to Using and Interpreting Company Accounts* (2ed.), Financial Times.
- McNichols, M.F. (2000), "Research Design Issues in Earnings Management Studies," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.19, No.4-5, pp.313-345.
- McNichols, M. and Wilson, G. (1988), "Evidence of Earnings Management from the Provision for Bad Debts," *Journal of Accounting Research*, Vol. 26, pp. 1 -31.
- Mulford, C.W. and Comiskey, E. (2002), *The Financial Numbers Game, Detecting Creative Accounting Practices*, John Wiley & Sons.
- Montgomery, D.D., Beasley, M.S., Menelaides, S.L. and Palmrose, Zoe-Vonna (2002), "Auditors' New Procedures for Detecting Fraud," *Journal of Accountancy* (May), pp.63-66.
- Moore, M.L. (1973), "Management Changes and Discretionary Accounting Decisions," *Journal of Accounting Research*, Vol.11, No.1, pp.100-107.
- Murphy, K. and Zimmerman, J. (1993), "Financial Performance Surrounding CEO Turnover," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 16, pp. 273-315.
- Naser, K. and Pendlebury, M. (1992), "A Note on the Use of Creative Accounting," *British Accounting Review*, Vol.24, pp.111-118.
- Navissi, F. (1999), "Earnings Management under Price Regulation," *Contemporary Accounting Research* Vol.16, No.2, pp.281-304.
- O'regan, P. (2001), *Financial Information Analysis*, John Wiley & Sons.

- Palepu,K.G.(1987),”The Anatomy of an Accounting Change,”pp.73-94,Bruns,W.J.Jr. and Kaplan,R.S.,  
*Accounting & Management:Field Study Perspectives*,Harvard Business School Press.
- Palepu,K.G.,Bernard,V.L. and Healy ,P.M. (1996),*Introduction to Business Analysis and Valuation*,  
South-Western,(斉藤静樹監訳 筒井知彦・川本淳・村瀬安紀子訳 『企業分析入門』  
東京大学出版会,1999 年)
- Parfet,W.(2000),”Accounting Subjectivity and Earnings Management:A Preparer Perspective,”*Accounting Horizons*,Vol.14,No.4.
- Pourciau,S.(1993),”Earnings Management and Nonroutine Executive Changes,” *Journal of Accounting and Economics*,Vol.16,pp.317-336.
- Rappaport,A. and Prem,P.(1977),”Information Inductance and Its Significance for Accounting,”  
*Accounting Organization, and Society*, Vol. 2,No.2, pp.29-38.
- Rees,B.(1995),*Financial Analysis*(2ed.),Prentice Hall International Ltd.
- Revsine,L.(1991),”The Selective Financial Misrepresentation Hypothesis,”*Accounting Horizons*,Vol.5,  
No.4,pp.16-27.
- Revsine, L., Collins,D. W. and Johnson ,W. B. (2001),*Financial Reporting & Analysis*(2ed.), Prentice-Hall.
- Ricks,W.E.(1982),”The Market’s Response to the 1974 LIFO Adoptions,” *Journal of Accounting Research*  
(Autumn),pp.367-387.
- Schilit,H.M.(2002),*Financial Shenanigans*,McGraw-Hill Co.
- Schipper, K. (1989),”Earnings Management,”*Accounting Horizons*, Vol. 3, pp. 91 - 102.
- Scott, W. R. (1997), *Financial Accounting Theory*, Prentice Hall International, Inc.
- Shah,A.K.(1998),”Exploring the influences and constraints on creative accounting in the United Kingdom.”  
*The European Accounting Review*,Vol.7,No.1,pp.83-104.
- Sloan, R. G. (1993),”Accounting Earnings and Top Executive Compensation,”*Journal of Accounting and Economics*, Vol. 16. pp. 55- 100.
- Smith,T.(1996),*Accounting for Growth*(2ed.),Century.
- Sunder, S. (1997), *Theory of Accounting and Control*, South-Western,(山地秀俊・鈴木一水・松本祥尚  
梶原晃訳 『会計とコントロールの理論』 頤草書房,1998 年)
- Sweeney, A. P. (1994),”Debt-Covenant Violations and Managers’ Accounting Responses,” *Journal of Accounting and Economics*,Vol.17, pp.281- 308.
- Teoh,S.H.,Welch,I.and Wong,T.J.(1998a),”Earnings Management and the Underperformance of Seasoned Equity Offerings,”*The Journal of Financial Economics*, Vol.50,pp.63-99.  
(1998b),”Earnings Management and the Long-run Market Performance of Initial Public Offerings,”*The Journal of Finance*, Vol. 53, No. 6, pp. 1935-1974.
- The Commission on Auditors’ Responsibilities(1978), *Report, Conclusion, and Recommendations*, (鳥羽至英訳 『財務諸表監査の基本的枠組み―見直しと勧告』 白桃書房,1990 年)
- The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission(1992,1994),*Internal Control-*

- Integrated Framework*, (鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳)『内部統制の統合的仕組み理論編、ツール編』白桃書房,1996年)
- The National Commission on Fraudulent Reporting(1987),*Report of The National Commission on Fraudulent Reporting*,AICPA,Inc., (鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告』白桃書房,1991年)
- The Panel on Audit Effectiveness(2000), *The Panel on Audit Effectiveness Report and Recommendation*, AICPA,Inc., (山浦久司・児嶋隆・小澤康裕共訳『公認会計士監査』白桃書房,2001年)
- Watts, R. L. and Zimmerman ,J. L. (1986),*Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall. (須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房,1991年)
- (1990),”Positive Accounting Theory: A Ten Year Perspective,”*The Accounting Review*, Vol.65,pp.131-156.
- Wells,J.T.(2002),”Let Them Someone’s Watching,”*Journal of Accountancy*(May),pp.106-110.
- Wilson, G. P. (1986),”The Relative Information Content of Accruals and Cash Flows: Combined Evidence at the Earnings Announcement and Annual Report Release Date,” *Journal of Accounting Research*,Vol.24 (Supplement), pp.165-200.
- (1987),”The Incremental Information Content of the Accrual and Funds Components of Earnings after Controlling for Earnings,”*The Accounting Review*, Vol. 62, pp.293-322.
- Young ,M.(2000),*Accounting Irregularities and Financial Fraud*,A Corporate Governance Guide.
- 新井清光(1999)『日本の企業会計制度 形成と展開』中央経済社。
- 新井清光・加古宜士(2002)『新版財務会計論<第6版>』中央経済社。
- 飯野利夫(1993)『財務会計論〔三訂版〕』同文館出版。
- 飯野利夫編著(1994)『会計方針選択行動論 理論と実証』中央経済社。
- 石川雅之(1999),「会計ディスクロージャーと自己責任原則」,『JICPA ジャーナル』No.527, 58-59頁。
- 井尻雄士(1976)『会計測定理論』東洋経済新報社。
- 石綿学(2002)「米国企業改革法の概説 経営陣の責任と監査委員会に関する規定を中心に」『JICPA ジャーナル』No.568,112-114頁。
- 伊藤邦雄(1983)「ディスクロージャー政策の新しい波」『企業会計』第35巻第10号,85-95頁。
- (1985)「会計政策と財務戦略 ミッシング・リンクの探求」『ビジネス・レビュー』第33巻第1号,14-32頁。
- (1996)『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- (2000)『ゼミナール現代会計入門』3版,日本経済新聞社。
- 伊藤邦雄・会計政策研究会(1992)「会計政策の実態とインセンティブ 鉄鋼業の実証分析を中心として」『一橋大学研究年報商学研究』,第31巻,169-293頁。
- 伊藤邦雄・醍醐聡・田中建二編(1992)『事例研究現代の企業決算』中央経済社。
- 井上良二(1988)「経営者会計行動と企業戦略」『会計』第134巻第2号,185-197頁。

- (1995) 『財務会計論』 新世社。
- 今福愛志(1992) 『会計政策の現在』 同文館出版。
- 榎本正博(2001) 「業績悪化企業の会計選択」 『会計』 第 159 巻第 6 号, 858-873 頁。
- 大野敏男(1993) 『新版財務分析のための実践財務諸表の見方』 経済法令研究会。
- 大淵博義(2002) 「組織再編成・連結納税制度における包括的租税回避否認規定の意義と問題点」 『税理』 (4 月号), 7-19 頁。
- 岡崎一郎(1997) 『事例に学ぶ粉飾決算・倒産予知の基本』 金融財政事情研究会。
- 岡崎一浩(2002) 「ワールドコム不正経理はエンロン、グローバル・クロッシングとどう違うのか」 『経理情報』 No. 993, 63-66 頁。
- 岡部孝好(1992) 「取引価格交渉と会計方法の選択」 『会計』, 第 129 巻第 1 号, 12-29 頁。
- (1993) 『会計情報システム選択論』 増補版, 中央経済社。
- (1994a) 『会計報告の理論—日本の会計の探求』 森山書店。
- (1994b) 「会計情報のブーメラン効果」 『JICPA ジャーナル』 No. 470, 23-27 頁。
- (1996a) 「会計上の選択と負債仮説」 『国民経済雑誌』 第 174 巻第 2 号, 15-29 頁。
- (1996b) 「日本企業の安定配当政策と会計上の選択」 シャムサンダー・山地秀俊編著 『企業会計の経済学的分析』 中央経済社, 81-115 頁。
- (1997) 「利害調整会計における意思決定コントロールの役割」 『企業会計』 第 49 巻第 5 号, 4-10 頁。
- 奥村雅史(1997) 「電力企業における報告利益管理 Jones モデルによる分析と検討」 『会計』 第 152 巻第 2 号, 177-187 頁。
- 乙政正太(1996) 「経営者による効率的な会計手続き選択」 『企業会計』 第 48 巻第 3 号, 78-84 頁。
- (1997) 「日本企業の利益圧縮行動 ビッグバスの実証分析に向けて」 『会計』 第 151 巻第 4 号, 67-79 頁。
- 音川和久(1999) 『会計方針と株式市場』 千倉書房。
- 小野武美(1996) 『企業会計の政治経済学 会計規制と会計政策の動態分析』 白桃書房。
- 会計フロンティア研究会編(1993) 『財務会計のフロンティア』 中央経済社。
- 黒川行治(1995) 「企業の決算行動を決定する要因」 『会計』, 第 147 巻第 6 号, 49-61 頁。
- 経済産業省経済産業政策局企業行動課(2002) 『企業経営と財務報告に関する研究会報告書』。
- 神戸大学会計学研究室編(1997) 『会計学辞典(第五版)』 同文館出版。
- 後藤幸男・山上達人編(1979) 『テキストブック経営分析』 有斐閣。
- 斎藤静樹(1988) 『企業会計』 東京大学出版会。
- (1999) 『企業会計とディスクロージャー』 東京大学出版会。
- 斎藤静樹・奥山章雄編著(1992) 『現代会計ケース・スタディ』 中央経済社。
- 斎藤静樹編著(1994) 『企業会計における資産評価基準』 第一法規。
- 編著(1999) 『財務会計新版』 有斐閣。
- 桜井久勝(1985) 「効率的市場仮説のパラドックスと会計利益情報の有用性」 『国民経済雑誌』 第

151 卷第 3 号,79-98 頁。

(1995)「会計処理方法の多様性および変更と投資情報」『企業会計』第 47 卷第 7 号,63-70 頁

週刊東洋経済臨時増刊 No.5779,2002 年 9 月 4 日号。

首藤昭信(2000)「日本企業の利益調整行動」『産業経理』Vol.60,No.1,128-139 頁。

末松義章(2002)『倒産・粉飾を見分ける財務分析のしかた』中央経済社。

須田一幸(1993a)「会計の契約支援機能とディスクロージャー制度」『COFRI ジャーナル』No.10,69-81 頁。

(1993b)「契約の経済学と会計規制(1)」『会計』第 143 卷第 4 号,14-29 頁。

(1993c)「契約の経済学と会計規制(2)」『会計』第 143 卷第 5 号,71-86 頁。

(1995a)「利益操作と実態開示(一)」『会計』第 148 卷第 2 号,184-196 頁。

(1995b)「利益操作と実態開示(二)」『会計』第 148 卷第 3 号,100-108 頁。

(1996)日本企業の貸倒引当金会計 利益操作仮説と実態開示仮説」シャム・サンダー, 山地秀俊編著『企業会計の経済学的分析』中央経済社,55-80 頁。

(2000)『財務会計の機能 理論と実証』白桃書房。

須田一幸・佐藤文雄・山野義明(1994)「確定決算主義の影響 貸倒発生率の分析から」『産業経理』第 54 卷第 1 号,72-82 頁。

須田一幸・野口晃弘(1995)「会計手続き選択の決定要因 社債プレミアムの会計」『JICPA ジャーナル』No.477,23-29 頁。

醍醐聰(1998)『会計学講義』東京大学出版会。

高橋吉之助・江島夏実・渡瀬一紀・高橋正子・黒川行治著(1994)『企業の決算行動の科学』中央経済社。

武田隆二(2001)『会計学一般教程<第4版>』中央経済社。

田中弘(1993)『イギリスの会計制度』中央経済社。

(1998)『時価主義を考える』中央経済社。

(1999)『原点復帰の会計学』税務経理協会。

(2001)『会計学の座標軸』税務経理協会。

近田典行(2000)「英米型財務報告制度の本質的憂鬱」『産業経理』Vol.60,No.3,60-69 頁。

(2002)「クリエイティブ・アカウンティング」『JICPA ジャーナル』No.565,28-29 頁。

富田知嗣(1992)「利益平準化企業とその財務的特性 我が国上場企業の実証分析」『名古屋市立大学オコノミカ』第 28 卷第 3・4 号,123-137 頁。

内藤文雄(1995)『監査判断形成論』中央経済社。

中條祐介(1991a)「予想利益情報と会計政策のリンケージ」『産業経理』第 51 卷第 3 号,134-143 頁。

(1991b)「コーポレート・ガバナンスと会計政策」『企業会計』第 43 卷第 9 号,131-137 頁。

- (1992)「電力業界にみる政治的コスト回避の会計政策」『産業経理』第 52 巻第 2 号,134-14 頁。
- (1999)「業績低迷企業の会計政策」『会計』第 155 巻第 1 号,39-54 頁。
- 永田京子(2001)「企業結合をめぐる会計政策の論理 なぜ経営者は効率的市場で持分プーリング法を選好するのか」『一橋論叢』第 125 巻第 5 号,510-526 頁。
- 中村忠(2001)『新稿現代会計学〔五訂版〕』白桃書房。
- 夏目達郎(1994)『粉飾決算・融通手形発見と対策』銀行研修社。
- 日本管理会計学会(2000)『管理会計学大辞典』中央経済社。
- 日本公認会計士協会(1974)監査委員会報告書第 17 号「重要性の判断基準について」。
- (2002a)「エンロン事件の日本への影響(中間報告)」『JICPA ニュースレター』No.111 3-6 頁。
- (2002b)「アメリカにおけるエンロン事件対応の現状(会計監査関連)」『JICPA ニュースレター』No.115,2-6 頁。
- (2002a)監査基準委員会報告書第 5 号(中間報告)「監査リスクと監査上の重要性」。
- (2002b)監査基準委員会報告書第 10 号(中間報告)「不正及び誤謬」。
- (2002c)監査基準委員会報告書第 11 号(中間報告)「違法行為」。
- 日本実業出版社編(1993)『会社経理実務辞典』日本実業出版社。
- 野口晃弘(1994)「新株引受権付社債と転換社債の会計処理」『JICPA ジャーナル』No.470,28-29 頁。
- 野間幹晴(2001)「利益平準化の二つの方法と資本コストの関係」『一橋論叢』第 125 巻第 5 号,527-544 頁。
- 八田進二(2002)「エンロン問題の概要と国債的動向及び我が国への影響」『日本公認会計士協会夏季通常研修会資料』
- 八田進二・町田祥弘(2002)「米国「企業改革法」にみる監査規制の将来像」『JICPA ジャーナル』No.568,112-114 頁。
- 八田進二・橋本尚(2002a)「サーベインズ=オックスリー法の概要とわが国への影響<1>」『週刊経営財務』No.2589,12-16 頁。
- (2002b)「サーベインズ=オックスリー法の概要とわが国への影響<2>」『週刊経営財務』No.2590,38-43 頁。
- (2002c)「サーベインズ=オックスリー法の概要とわが国への影響<3>」『週刊経営財務』No.2591,33-38 頁。
- 浜田康(2002)『不正を許さない監査』日本経済新聞社。
- 浜本道正(1993)「日本企業の株主構成と会計政策 米国との比較を通じて」『会計』,第 143 巻,第 5 号,1-17 頁。
- (1995)「日本型会計システムの特徴とその存立基盤」『会計』,第 147 巻第 4 号,1-16 頁。
- 早見長治(2001)『だれが粉飾決算をつくるのか』廣済堂出版。

- 広瀬義州(2000)『財務会計(第2版)』中央経済社。
- 藤田敬司(2002)「エンロン事件の背景にある米国連結会計の問題点」『週刊経営財務』No.2567, 31-39頁。
- 町田祥弘(2002)「企業不正問題に対する監査上の対応」『税経通信』9月号,38-44頁。
- 松尾幸正・柴健次編著(1999)『日本企業の会計実態』白桃書房。
- 三澤一(1986)『会計監査の理論』中央経済社。
- 村松司叙(2002)「経済環境の変化を考慮した税務・会計処理の選択」『税理』9月号,28-32頁。
- 村山徳五郎監修(1990)『会社経理の最新課題』中央経済社。
- 森岡孝二(2000)『粉飾決算』岩波書店。
- 森田哲彌・岡本清・中村忠編(1996)『会計学大辞典第四版』中央経済社。
- 吉田和生(1992)「企業業績と減価償却方法の変更に関する実績」『産業経理』第51巻第4号, 87-95頁。
- 善積康夫(1994)「会計政策論の一展開」『産業経理』第54巻第1号,108-118頁。  
(1995)「企業の会計情報開示行動について」『会計』第147巻第3号,30-47頁。  
(1998)「会計ディスクロージャーと経営者の選択行動」『産業経理』第58巻第2号, 51-60頁。  
(2002)「経営者の財務会計行動の分析視点 会計制度改革との関連を中心に」『産業経理』第61巻第4号,67-77頁。
- 吉見宏(1998)「企業不正の「境界例」と公認会計士の責任」『JICPAジャーナル』No.521,24-25頁。  
(1999)『企業不正と監査』税務経理協会。
- 脇田良一(1993)『財務諸表監査の構造と制度』中央経済社。

## 経済経営研究目録

(昭和 55 年 7 月より平成 15 年 2 月まで)

巻・号 (掲載年月)

### 経済一般理論・実証

|                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| 今後のエネルギー価格と成長径路の選択          | VOL . 1 - 1 ( 55 . 7 )   |
| - 期待されるエネルギーから資本への代替 -      |                          |
| 貯蓄のライフ・サイクル仮説とその検証          | VOL . 2 - 3 ( 57 . 1 )   |
| 為替レートのミスアラインメントと日米製造業の国際競争力 | VOL . 9 - 1 ( 63 . 7 )   |
| レーガノミックスの乗数分析               | VOL . 10 - 1 ( 1 . 5 )   |
| 日米独製造業の国際競争力比較              | VOL . 12 - 1 ( 3 . 6 )   |
| - 実質実効為替レートを利用した要因分析 -      |                          |
| 現金収支分析の新技法                  | VOL . 16 - 3 ( 7 . 11 )  |
| 日米経済と国際競争                   | VOL . 20 - 4 ( 12 . 3 )  |
| 経済の情報化と IT の経済効果            | VOL . 22 - 1 ( 13 . 11 ) |

### 設備投資

|                                    |                        |
|------------------------------------|------------------------|
| 設備投資研究'80                          | VOL . 2 - 2 ( 56 . 7 ) |
| - 投資行動分析の新しい視角 -                   |                        |
| 時系列モデルの更新投資への適用                    | VOL . 3 - 2 ( 57 . 7 ) |
| 税制と設備投資                            | VOL . 3 - 3 ( 57 . 7 ) |
| - 調整費用、合理的期待形成を含む投資関数による推定 -       |                        |
| 設備投資研究'81                          | VOL . 3 - 4 ( 57 . 7 ) |
| - 研究開発投資の経済的效果 -                   |                        |
| 投資促進施策の諸類型とその効果分析                  | VOL . 4 - 1 ( 58 . 7 ) |
| 設備投資研究'82                          | VOL . 4 - 2 ( 58 . 7 ) |
| - 調整過程における新たな企業行動 -                |                        |
| 設備投資研究'84                          | VOL . 5 - 1 ( 59 . 7 ) |
| - 変貌する研究開発投資と設備投資 -                |                        |
| 設備投資研究'85                          | VOL . 6 - 4 ( 60 . 9 ) |
| - 主要国の設備投資とわが国における R&D 投資の構造的な特色 - |                        |
| 設備投資の決定要因                          | VOL . 6 - 5 ( 61 . 3 ) |
| - 各理論の実証比較と VAR モデルの適用 -           |                        |



|                                  |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| 設備の償却率について                       | VOL . 9 - 3 ( 63 . 9 )  |
| - わが国建設機械の計測例 -                  |                         |
| 我が国の設備機器リース                      | VOL . 9 - 5 ( 1 . 3 )   |
| - その特性と成長要因 -                    |                         |
| 土地評価とトービンの $q$ /Multiple $q$ の計測 | VOL . 10 - 3 ( 1 . 10 ) |
| 設備投資と資金調達                        | VOL . 11 - 4 ( 3 . 2 )  |
| - 連立方程式モデルによる推計 -                |                         |
| 大都市圏私鉄の設備投資について                  | VOL . 12 - 3 ( 3 . 8 )  |
| 鉄道運賃・収支と設備投資                     | VOL . 13 - 2 ( 4 . 7 )  |
| 大都市私鉄の投資と公的助成                    | VOL . 14 - 1 ( 5 . 4 )  |
| - 地方鉄道補助法とその評価 -                 |                         |
| 大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究               | VOL . 15 - 1 ( 6 . 12 ) |
| - 1945 ~ 1965 年 -                |                         |
| 大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究               | VOL . 16 - 2 ( 7 . 11 ) |
| - 1966 ~ 1984 年 -                |                         |
| 大都市私鉄の運賃改定とその過程の研究               | VOL . 16 - 6 ( 8 . 1 )  |
| - 1985 ~ 1995 年 -                |                         |
| <b>金融・財政</b>                     |                         |
| 資本市場に於ける企業の資金調達                  | VOL . 1 - 2 ( 55 . 10 ) |
| - 発行制度と資金コスト -                   |                         |
| 債券格付に関する研究                       | VOL . 2 - 1 ( 56 . 7 )  |
| 金融市場の理論的考察                       | VOL . 5 - 2 ( 59 . 7 )  |
| アメリカの公的金融                        | VOL . 6 - 1 ( 60 . 7 )  |
| - フェデラル・ファイナンス・ハックと住宅金融 -        |                         |
| 西ドイツの金融自由化と銀行収益および金融制度の安定        | VOL . 6 - 2 ( 60 . 7 )  |
| 西ドイツの公的金融                        |                         |
| - その規模と特徴 -                      |                         |
| アメリカの金融自由化と預金保険制度                | VOL . 6 - 3 ( 60 . 6 )  |
| アメリカの金融システムの特徴と規制緩和              | VOL . 7 - 1 ( 61 . 10 ) |
| クラウドファンディング・アウトについての研究           | VOL . 8 - 1 ( 62 . 11 ) |
| - 国債発行の国内貯蓄および金融仲介への影響 -         |                         |

|                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| 公的部門の金融活動                    | VOL . 9 - 4 ( 63 . 10 ) |
| - 米国での動きとわが国との対比 -           |                         |
| 金融構造の変化について                  | VOL . 10 - 2 ( 1 . 8 )  |
| 貯蓄・投資と金利機能                   | VOL . 11 - 1 ( 2 . 6 )  |
| 資産価格変動とマクロ経済構造               | VOL . 11 - 2 ( 2 . 7 )  |
| Asset Bubble のミクロ的基礎         | VOL . 11 - 3 ( 2 . 12 ) |
| メインバンクの実証分析                  | VOL . 12 - 4 ( 4 . 3 )  |
| アメリカの金融制度改革における銀行隔離論         | VOL . 13 - 1 ( 4 . 6 )  |
| 国際機関投資家の新潮流                  | VOL . 16 - 4 ( 7 . 9 )  |
| なぜ日本は深刻な金融危機を迎えたのか           | VOL . 19 - 1 ( 10 . 9 ) |
| - ガバナンス構造の展望 -               |                         |
| アメリカ連邦政府の行政改革                | VOL . 20 - 1 ( 11 . 6 ) |
| - GPRA を中心にして -              |                         |
| ドル・ペッグ下における金融危機と通貨危機         | VOL . 20 - 3 ( 11 . 8 ) |
| メインバンク関係は企業経営の効率化に貢献したか      | VOL . 21 - 1 ( 12 . 8 ) |
| - 製造業に関する実証研究 -              |                         |
| 非対称情報下の投資と資金調達               | VOL . 23 - 3 ( 15 . 2 ) |
| - 負債満期の選択 -                  |                         |
| - 投資非効率と企業の規模 -              |                         |
| <b>資源・環境</b>                 |                         |
| エネルギー問題に関する理論および実証のサーベイ      | VOL . 1 - 3 ( 56 . 2 )  |
| <b>会計・企業・財務</b>              |                         |
| ビジネス・リスクと資本構成                | VOL . 3 - 1 ( 57 . 4 )  |
| 企業における情報行動の分析                | VOL . 7 - 2 ( 62 . 3 )  |
| - 職場における情報行動に関する調査報告 -       |                         |
| 日本主要企業の資本構成                  | VOL . 12 - 2 ( 3 . 7 )  |
| 企業のリストラクチャリングについて            | VOL . 16 - 1 ( 7 . 5 )  |
| 日米医療 NPO ( 非営利組織 ) の経済分析     | VOL . 17 - 2 ( 9 . 3 )  |
| 連結決算 20 年のデータで見る日本企業の資本収益性低下 | VOL . 18 - 2 ( 10 . 3 ) |
| バブル崩壊後の企業財務の推移と課題            | VOL . 18 - 3 ( 10 . 3 ) |

## 利益操作の研究

- 不当な財務報告に関する考察 - VOL . 23 - 4 ( 15 . 2 )

## 産業構造・労働

産業調整問題に関する理論および実証 VOL . 3 - 5 ( 57 . 8 )

日本の労働市場と失業 VOL . 9 - 2 ( 63 . 8 )

- ミスマッチと女子労働供給の実証分析 -

戦間期日本における農工間賃金格差 VOL . 19 - 3 ( 10 . 12 )

偏向的技術進歩と日本製造業の雇用・賃金 VOL . 20 - 2 ( 11 . 6 )

- コンピュータ投資にみる技術進歩の影響 -

グロ - バル化と労働市場 VOL . 21 - 2 ( 12 . 11 )

- 日本の製造業のケ - ス -

貿易と雇用 VOL . 23 - 1 ( 14 . 11 )

- グローバル化の産業と地域への影響 -

我が国製造業の打開策を探る VOL . 23 - 2 ( 14 . 11 )

- プロダクション・ニューパラダイム研究会報告書 -

## 地域政策

首都圏を中心としたハイテクゾーンの現状と将来 VOL . 6 - 6 ( 61 . 3 )

新しい町づくりの試みサステイナブル・コミュニティ VOL . 16 - 5 ( 7 . 10 )

- 真のヘター・クオリティ・オブ・ライフを求めて -

アジアにおける地域の国際ネットワ - ク化試論 VOL . 17 - 1 ( 9 . 3 )

- ネットワークの理論的考察とその応用としてのアジア重層ネットワーク構想 -

地域間所得移転と経済成長 VOL . 18 - 1 ( 10 . 3 )

地域・目的別社会資本ストックの経済効果 VOL . 19 - 2 ( 10 . 11 )

- 公共投資の最適配分に関する実証的分析 -